

平成30年
6 月

宮崎県定例県議会会議録

平成30年 6 月 8 日開会

平成30年 6 月 26 日閉会

平成30年6月宮崎県定例県議会会議録 目次

6月8日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
横田照夫議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第14号まで及び報告第1号上程	4
1. 知事提案理由説明	5

自6月9日（土曜日）

至6月12日（火曜日） 休 会

6月13日（水曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 議案第15号追加上程	12
1. 知事提案理由説明	12
1. 一般質問	13

中野一則議員質問 13

- ・硫黄山の噴火活動に伴う対策について
- ・観光行政について
- ・知事の政治姿勢について

重松幸次郎議員質問 25

- ・知事の政治姿勢について
- ・福祉行政について
- ・農林水産業の振興について
- ・商工観光の振興について
- ・防災・減災について

田口雄二議員質問 40

- ・知事の政治姿勢について
- ・国体施設整備について
- ・医療福祉行政について
- ・産業振興について

<ul style="list-style-type: none"> ・警察行政について ・人材確保について ・教育行政について 	54
武田浩一議員質問 -----	54
<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生について ・危機管理について ・東九州自動車道と国道448号について ・総合交通について ・教育行政について ・農政水産行政について ・観光行政について 	
6月14日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	69
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	69
1. 一般質問 -----	70
日高博之議員質問 -----	70
<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少対策について ・建設産業における人材確保等について ・スポーツランドみやぎのさらなる振興について ・お倉ヶ浜海岸の砂浜の侵食について ・県立延岡病院の心臓脳血管センター（仮称）について ・山間部における在宅サービスの充実について ・産経大の全日本大学野球選手権大会出場について 	
前屋敷恵美議員質問 -----	83
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・障がい者医療費助成について ・障がい者福祉施策について ・個人の尊厳が守られる高校について ・高校生の奨学給付金の拡充について ・硫黄山噴火による長江川白濁問題、今後の対策について 	
丸山裕次郎議員質問 -----	94
<ul style="list-style-type: none"> ・新燃岳・硫黄山噴火対策について ・国立公園満喫プロジェクトについて ・美しい宮崎づくりについて ・観光みやぎ未来創造基金について 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師確保について ・ 森林環境税について ・ 西諸医療圏の分娩再開について ・ 宮崎歯科福祉センターについて 	107
新見昌安議員質問 -----	107
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 健康長寿日本一を目指すために ・ 公衆衛生医師の確保・育成について ・ 高等学校における通級による指導について ・ ヘルプマークの普及と周知への取り組みについて ・ 住宅行政について ・ 災害への対応について ・ 県民からの声について 	
6月15日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	123
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	123
1. 一般質問 -----	124
後藤哲朗議員質問 -----	124
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ スポーツの振興等について ・ 地域福祉の推進について ・ 医療的ケアを要する重症心身障がい児・者への支援対策について ・ 林業の振興について ・ ICT産業の振興について ・ 水産業の振興について ・ 世界農業遺産について ・ 建設業働き方改革について 	
野崎幸士議員質問 -----	137
<ul style="list-style-type: none"> ・ えびの市長江川問題について ・ 大規模自然災害発生時の廃棄物処理及びモバイルファーマシーについて ・ U I J ターンの取り組みについて ・ 子供の安全対策について ・ 空き家問題について 	
二見康之議員質問 -----	149
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉政策について 	

<ul style="list-style-type: none"> ・子育て政策について ・教育行政について ・文化事業について ・交通政策について ・行政監査について ・空き家対策について 	163
高橋 透議員質問 -----	163
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・環境施策について ・医師確保対策について ・観光立県の取り組みについて ・農業振興施策について ・土砂災害対策について ・教育問題について 	
自 6 月 16 日（土曜日）	
至 6 月 17 日（日曜日）	休 会
6 月 18 日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	181
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	181
1. 一般質問 -----	182
井上紀代子議員質問 -----	182
<ul style="list-style-type: none"> ・子供の現状について ・総合交通問題について ・新たな森林管理システム問題について ・農政・水産問題について 	
松村悟郎議員質問 -----	195
<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波防災対策の住宅耐震化と空き家解消について ・南九州古墳群世界文化遺産登録について ・外国人材の受け入れと共生社会づくりについて ・大学入学共通テストについて ・大人のひきこもりについて 	
日高陽一議員質問 -----	206
<ul style="list-style-type: none"> ・農業行政について ・観光・スポーツ行政について ・環境森林行政について 	

有岡浩一議員質問	218
・知事の政治姿勢について	
・エコクリーンプラザみやざき問題について	
・県有スポーツ施設整備について	
・人材育成について	
・家畜排せつ物法施行状況について	
・河川工事について	
・皆伐による災害について	
・健康長寿日本一について	
・シンボルキャラクターについて	
・警察署整備計画について	
6月19日（火曜日）	
1. 出席議員	235
1. 地方自治法第121条による出席者	235
1. 一般質問	236
西村 賢議員質問	236
・知事の政治姿勢について	
・鉄道の利用促進について	
・アユの資源管理について	
・農業問題について	
・観光産業について	
・日向市の道路事情について	
渡辺 創議員質問	247
・知事の政治姿勢について	
・性的少数者（LGBT）の暮らしやすい社会について	
・教職員をめぐる課題等について	
・情報発信・アンテナショップについて	
・地域を支える諸団体の活動について	
・旧優生保護法による強制不妊の実態について	
・改正道路交通法の施行状況について	
・遷延性意識障がいについて	
坂口博美議員質問	260
・知事の政治姿勢について	
・土木行政について	
・不当表示問題について	

太田清海議員質問 -----	273
・ 公共交通について	
・ 社会福祉施設での後援会費強制寄附に関連して	
・ 郵便投票の枠の拡大と福祉施設等での投票のあり方について	
・ 混合名簿について	
・ 学校でのスポーツ部活動のあり方について	
・ 雇用のあり方について	
・ 消費税と医療機関の負担の問題について	
・ 森林環境税の動向について	
・ 福祉施設のスプリンクラー設置について	
・ 子どもシェルターについて	
・ 海岸侵食問題について	
1. 議案第1号から第15号まで及び報告第1号並びに請願委員会付託 -----	286
自6月20日（水曜日）	
常任委員会	
至6月21日（木曜日）	
6月22日（金曜日）	
特別委員会	
自6月23日（土曜日）	
休 会	
至6月25日（月曜日）	
6月26日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	289
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	289
1. 常任委員長審査結果報告 -----	290
松村悟郎総務政策常任委員長 -----	290
太田清海厚生常任委員長 -----	292
後藤哲朗商工建設常任委員長 -----	293
二見康之環境農林水産常任委員長 -----	295
渡辺 創文教警察企業常任委員長 -----	297
1. 討 論 -----	298
来住一人議員 -----	298
1. 議案第5号採決 -----	299
1. 議案第1号から第4号まで、第6号から第15号まで及び報告第1号採決 ---	299
1. 請願第25号採決 -----	299
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	300
1. 議員発議案送付の通知 -----	300
1. 議員発議案第1号から第5号まで追加上程、採決 -----	300

1. 議員派遣の件 -----	301
1. 知事発言 -----	301
1. 閉 会 -----	301
<hr/>	
1. 資 料 -----	303
平成30年6月定例県議会日程 -----	305
議案送付文書 -----	306
一般質問時間割 -----	308
議案・請願委員会審査結果表 -----	310
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	311
1. 議案議決件名一覧表 -----	313
1. 議員発議案等 -----	317
旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書 -----	319
教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書 -----	320
地方財政の充実・強化を求める意見書 -----	321
ヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を求める意見書 -----	322
地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書 -----	323
議員派遣（平成30年度九州各県議会議員交流セミナー） -----	324
1. 請願一覧表 -----	325
1. 議事経過 -----	331

6月8日（金）

平成30年6月8日（金曜日）

午前10時0分開会

出席議員（37名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝彦
公安委員長	江藤利彦
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋博一
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	川野有里子
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 開 会

○蓬原正三議長 これより平成30年6月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○蓬原正三議長 会議録署名議員に、丸山裕次郎議員、太田清海議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る6月1日の閉会中の議会運営委員会におきまして、本日招集されました、平成30年6月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計15件、その内訳は、補正予算2件、条例8件、予算・条例以外4件、報告承認1件であります。このほか8件の報告があります。またさらに、霧島山火山活動対策に伴う補正予算の議案が追加提案される予定であります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期につきましては、本日から6月26日までの19日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、6月13日から5日間の日程で一般質問を行います。一般質問終了後、議案・

請願について、所管常任委員会への付託を行います。6月20日から21日までの2日間で、各常任委員会を開催していただき、6月26日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会の開催については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○蓬原正三議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月26日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第14号まで及び

報告第1号上程

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第14号まで及び報告第1号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○蓬原正三議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成30年6月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、5点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、霧島山の火山活動についてであります。

霧島山では、4月19日、硫黄山が250年ぶりに噴火するとともに、5月14日には新燃岳が再び噴火するなど、依然として活発な火山活動が続いております。また、硫黄山で噴出している泥水が、えびの市を流れる赤子川・長江川に流入し、河川が白濁化するなど、流域の農業を初め、住民生活に大きな影響を及ぼしております。

このため、県では5月11日、霧島山火山活動対策本部を立ち上げ、全庁的に応急対策や中長期的な対策に取り組んでいくこととしたところであります。さらに、5月16日には硫黄山・河川白濁対策協議会を立ち上げ、地元えびの市や国、宮崎大学等の関係機関と連携しながら、対策を講じていくこととしております。今後、火山活動の長期化や影響の拡大も考えられることから、地元の皆さんが直面する課題や不安にしっかり寄り添いながら、地元自治体や国、鹿児島県、関係機関と連携・協力し、全力を挙げて対策に取り組んでまいります。

なお、霧島山火山活動対策に伴う補正予算案につきましては、国における具体的な支援の決定時期等との関係から、本日提案いたしました補正予算案とは別に、後日、今議会に追加提案

をさせていただく予定としております。

2点目は、ラグビーイングランド代表の公認チームキャンプ地の内定についてであります。

来年開催されるラグビーワールドカップのキャンプ誘致について、組織委員会から、4月20日にイングランド代表公認チームキャンプ地の内定をいただきました。これまでの県議会の皆様方の御支援に対し、改めて深く感謝を申し上げます。また、先月末にはラグビー日本代表やスピードスケートナショナルチームも来県するなど、数多くの代表チームを受け入れるとともに、これらのチームの好成績を、キャンプ地としてしっかりサポートすることができているところであり、今後とも関係機関等と連携し、万全の受け入れ体制を整え、「スポーツランドみやざき」の飛躍につなげてまいります。

3点目は、「新宿みやざき館KONNE」のリニューアルについてであります。

本県の首都圏における情報発信拠点としてリニューアルを進めておりました「新宿みやざき館KONNE」が、4月28日にオープンいたしました。県産品の展示・販売、飲食の提供、大型ディスプレイによる情報発信など、今回強化を図りました機能を最大限活用し、市町村や県内企業等とも連携しながら、食を初めとした本県の多彩な魅力を発信してまいります。

4点目は、食品開発センターにおける「おいしさ・リサーチラボ」等の開所についてであります。

県内企業の新製品開発を支援する新たな拠点として、食品開発センターに、食品の味や香りの分析・評価を行う「おいしさ・リサーチラボ」を、また工業技術センターに、電子機器の電磁ノイズの測定等を行う「電磁環境試験棟」を整備し、5月8日に開所式を行いました。こ

これらの施設を活用して、これまで培ってきた人材、ノウハウ等も十分生かしながら、県内企業が取り組む、より付加価値の高い製品・商品づくりを支援してまいります。

5点目は、日本遺産の認定についてであります。

平成30年度の日本遺産に、西都市、宮崎市、新富町が申請していました「古代人のモニュメント～台地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観～」が、5月24日に認定されました。本県としては、初めての日本遺産認定となり、大変うれしく思っているところであり、世界遺産に向けたこれまでの取り組みが、今回の認定につながったものと考えております。この日本遺産のブランドを生かして、国内外から多数の観光客が訪れる魅力的な地域づくりが進むよう、引き続き支援を行ってまいります。

それでは、本日提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計14億3,206万1,000円、特別会計495万5,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,832億2,206万1,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金7億4,771万4,000円、繰入金3,800万円、諸収入3億434万7,000円、県債3億4,200万円であります。

以下、一般会計補正予算案に計上いたしました主な事業の概要について御説明いたします。

まず、「生活基盤施設耐震化等交付金事業」につきましては、水道未普及地域の解消を図るため、市町村の取り組む飲料水供給施設の新設を支援するものであります。

次に、「林業・木材産業成長産業化促進対策事業」につきましては、林業の低コスト化を図

り、再造林を推進するため、伐採から植林までの一貫作業や路網整備を支援するものであります。

次に、「スポーツランドみやぎき誘客推進事業」につきましては、「スポーツランドみやぎ」の推進を図るため、スポーツ合宿ができる施設の概要等を掲載したガイドブックの作成や、スポーツによるインバウンド誘客に取り組むものであります。

次に、「産地パワーアップ計画支援事業」につきましては、産地における農業の国際競争力強化を図るため、収益力向上に必要な園芸ハウスの整備や農業機械のリース導入等を支援するものであります。

最後に、公共事業であります。昨年6月の豪雨に伴う地すべりにより被災した串間市大字市来藤地区の国道448号について、災害関連事業の採択を受けましたことから、バイパスによる改良復旧事業を行うものであります。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正により、不動産取得税の徴収猶予の制度が拡充されたことにあわせて、関係規定の改正を行うものであります。

議案第4号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、総務省令の一部改正に伴い、地域再生法に基づく県税の不均一課税の適用期間の延長を行うものであります。

議案第5号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、厚生労働省令の一部改正により、県立延岡病院が初診加算料等の徴収を義務づけられる対象病院となっ

たことに伴い、初診加算料の上限額の見直し等を行うものであります。

議案第6号「宮崎県総合計画審議会条例の一部を改正する条例」は、総合計画審議会における調査審議の一層の充実を図るため、委員構成等に係る関係規定の改正を行うものであります。

議案第7号「宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」は、公職選挙法の一部改正により、都道府県議会議員選挙において、選挙運動用ビラの作成費用の公費負担が可能となったことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、医療法等の一部改正に伴い、引用する関係規定の改正を行うものであります。

議案第9号「病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例」は、医療法等の一部改正に伴い、療養病床における看護師等の人員配置を緩和する措置が講じられている病院等について、当該措置の適用を受ける期間の延長などを行うものであります。

議案第10号「宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、都市計画法等の一部改正に伴い、新たに設定された田園住居地域を屋外広告物の禁止地域に追加するなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第11号から第13号までは、いずれも工事請負契約の変更についてであります。議案第11号は、防災・安全社会資本整備交付金事業国道327号尾平工区（仮称）尾平トンネル工事（1工区）について、議案第12号は、同事業における国道327号佐土の谷工区（仮称）佐土の谷1号

トンネル工事について、及び議案第13号は、同事業における国道219号小春工区（仮称）小春2号トンネル工事について、いずれも公共工事設計労務単価の上昇が生じたことなどから、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第14号は、県有地の賃貸借契約に係る民事非訟事件の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決に付するものであります。

次に、報告第1号は、地方税法の一部改正により、不動産取得税に係る徴収猶予の制度の拡充等が平成30年4月1日から施行とされたことに伴い、所要の改正を行うための宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であり、時間的制約から専決を余儀なくされたものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○**蓬原正三議長** 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす9日から12日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、13日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時15分散会

6月13日（水）

平成30年6月13日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやぎき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博一
人事委員長	高濱砂公

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	川野有里子
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 議案第15号追加上程

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第15号の送付を受けましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第15号を上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○蓬原正三議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました補正予算案の概要について御説明申し上げます。

今回の補正は、霧島山火山活動対策として取り組むこととしております。水質・環境悪化の状況把握と対応、水稻を中心とした農畜産業対策及び観光・商業・農産物などの地域経済対策のうち、緊急的に必要な経費を措置しております。

補正額は、一般会計2億7,927万7,000円です。これに要します歳入財源は、国庫支出金4,191万2,000円、繰入金2億3,736万5,000円です。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,835億133万8,000円となります。

以下、主な事業の概要について御説明いたします。

まず、水質・環境悪化の状況把握と対応として、「水質白濁等に係る監視対策検討事業」では、長江川・川内川水域の白濁等に係る

今後の対策を検討するため、河川の水質検査等による監視の強化を図るとともに、水質改善や沈殿物処理について、大学等との共同研究を行うこととしております。

次に、水稻を中心とした農畜産業対策として、農業用水確保のための新たな水源調査や、湧水を利用した用水路つけかえ工事等の補給水源の整備等を行うとともに、「硫黄山噴火に伴う安全・安心営農環境調査事業」では、農産物の安全性を確認するため、代替水源の水質検査や圃場の土壌調査、生産された農産物の成分分析に要する経費を支援することとしております。また、「えびの市水田農業緊急支援事業」につきましては、えびの米の生産数量確保に向けた支援や、作付転換等による飼料作物、露地野菜及び地力増進作物の導入の支援を行うものであります。

次に、観光・商業・農産物などの地域経済対策として、「霧島山火山活動対策緊急金融支援事業」では、中小企業者の資金繰りの円滑化等を図るため、「霧島山火山活動対策貸付」を創設するとともに、「長江川対策地域商業緊急支援事業」では、長江川の白濁等に起因する消費の落ち込みを防ぐための地元の取り組みを支援することとしております。また、「霧島山周辺地域観光誘客事業」につきましては、観光関連産業への影響を最小限に抑えるため、関係市町と連携して集中的な誘客プロモーションを行うものであります。

今後、火山活動の長期化や影響の拡大も考えられますことから、地元自治体や国、鹿児島県、関係機関と連携・協力しながら、引き続き安全確保に万全を期するとともに、環境や地域経済対策などさまざまな課題に適切に対応してまいりたいと存じます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔降壇〕

○蓬原正三議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。本議会、というよりも本年度最初の一般質問者でございます。さい先がよい質問であったと言われるような質問をしてみたいと存じております。

さて、4月19日、硫黄山が噴火しました。そしてしばらくして、長江川、川内川の白濁した状況、大量の魚が変死した状況、これを見たときには大変ショックを受けました。4月27日に、最初の水質検査の結果が出ました。水素イオン濃度、いわゆるpHであります、2.0。28日には有害物質の報告がありました。調査したほとんどが環境基準を超えている。中でも、ヒ素においては170倍、190倍の数値であるという報告を受けました。途方に暮れると言っても過言ではなかったと思います。ちょうど、えびのにおいてはその当時が田植えの準備期で、これから田植えはどうなるんだろうか、営農はどうなるんだろうか、地域の経済に影響を及ぼさないか、生活に影響を及ぼさないか、風評被害も出るんじゃないだろうか、等々心配したものであります。

知事、議会議長、早速えびの市を訪問してい

ただきまして、市の当局の説明を受け、現地を調査していただきました。2回も3回も来ていただきました。多くの議員の皆さん方にも現地を訪問し調査をしていただきました。

また、何と言っても、職員の皆さん方はちょうど連休中でもありましたが、昼夜を問わず献身的に努力をし、仕事をさせていただきました。誠に心から感謝を申し上げる次第であります。

また、本日は先ほど2億8,000万円の関係対策費を上程いただきました。このことにもお礼を申し上げ、質問をしてみたいと思います。

まず基本的なことを知事にお尋ねしますが、今、噴火の最中で、ややおさまったかなという状況を私の自宅からも見てとれますが、この噴火がいつ終息をするんだろうか、また、白濁した河川、今もどんどん汚染物質が、有害物質が出ておりますが、それと硫黄山との関係、因果関係、原因はどこにあるんだろうか、公式に発表されていないようではありますが、これからの対策上、大変重要でありますので、そのことをお尋ね申し上げ、後の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

硫黄山の噴火活動の今後の見通しにつきましては、気象庁からは、「現在も浅いところを震源とする低周波地震が引き続き発生しており、4月の噴火と同程度の噴火の可能性もあり、現段階では硫黄山の噴火活動はいつまで続くのかは予測できない」と聞いているところであります。この霧島山の地下にマグマだまりの存在というものを指摘されているところであります。今後ともその活動に注視する必要があるかと考えております。

次に、河川白濁の原因ですが、硫黄山の噴気

孔付近から噴出している泥水が赤子川に流れ込んでいる状況が確認出来ております。また、県が実施した赤子川えびの橋付近の沈殿物の分析では、主な成分が天然由来の鉱物であったことや、専門家によりまして、川底の沈殿物の分析の結果、火山活動で生成された物質が見つかったことなどから、硫黄山の火山活動が白濁の原因であるとの見方が示されているところであります。以上のことなどから、現段階では硫黄山の火山活動が河川白濁の原因と考えておりますが、今後、噴気孔付近で噴出物の採取が可能となった際には、河川の水や沈殿物との成分を比較した上で、専門家の意見を踏まえ、最終的に判断したいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○中野一則議員 専門家の方と協議をしてとのことでしたが、その正式な原因は例えば硫黄山にあるとか、そういう発表はどこの機関が発表するんですか。県がするんですか。気象庁ですか。

○知事(河野俊嗣君) これは発表するというよりも、専門家の分析にさまざまな知見を加味して判断をしていく、そして関係者が認識を確認するという事になるかと考えております。

○中野一則議員 それから、この「硫黄山の噴火」、これがメディアの報道では名前がばらばらなんですよ。気象庁も、「えびの高原硫黄山の噴火」というふうに言っているようですが、私はこのことは、風評被害を非常に助長することにならんかと。硫黄山、えびの高原というのが冠につくと、我々はえびの市ですから、えびの市全域が、何か大きく言えば噴火したようなことになって、後々影響を受けるんじゃないかなと思うんです。固有の名詞が「硫

黄山」とあるわけですから、「硫黄山の噴火」、どうしても冠つけたければ、「霧島連山硫黄山噴火」とすべきではないかと思うんですよ。県の指導を関係機関にさせていただくように、知事をお願いしておきたいと思っております。していただけますか。

○知事(河野俊嗣君) 経緯を説明しますと、「霧島山えびの高原硫黄山周辺」という表現は、気象庁が噴火予報警報を発表する際に用いているものであります。この表現は、硫黄山の噴火警戒レベルについて、平成27年度から霧島山火山防災協議会で検討を行う中で、関係市町や気象台などの関係機関と協議し、平成28年8月の協議会で承認されたものでありまして、同年の12月から運用が開始されたところであります。

表現の変更につきましては、今後、霧島山火山防災協議会におきまして、地元えびの市や気象台などの関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ今私が申し上げた方向に変更していただければいいかなと思っております。

それから、沈殿池についてお尋ねしたいと思うんですが、えびの市が国交省と共同で、貯水能力が1,500トンの沈殿池をつくりました。都合、全部で6カ所沈殿池があるわけですけれども、この目的について環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長(甲斐正文君) 河川の白濁の原因は、泥状の細かい粒子にあると思われることから、沈殿池は取水期前の応急的な対策として設置したもので、河川の濁りを軽減したり、水質悪化の原因となる物質の下流への流失を防止する目的があると伺っております。

○中野一則議員 いわゆる沈殿物を沈殿させる、上澄みのものを下流に流すと。それが目的だということでありませう。ところが、その河川の水質、沈殿物の検査結果について、5月16日に採取した分を見ますと、沈殿物においては、ヒ素が0.024ミリグラム、基準の2.4倍。採水した方は、こっちの方がうんと多くて、1ミリグラム、いわゆる100倍あるわけです。昨日の発表では、この採水した方がpHが1.2、ヒ素が1.4ですから140倍、はかればはかるほどふえています。

これは上流の工事が原因だとか、その予定の範囲内の上下だとか、いろいろ今朝の新聞に書いてありましたが、このことを、どのように数値を理解すればいいのかということ、お尋ねしたいと思います。環境森林部長。

○環境森林部長（甲斐正文君） これまでの河川水の水質検査結果によりますと、当初に比べ、水質が改善されてきているものの、上流域の河川水には、依然として環境基準を超過したヒ素やカドミウムなどが含まれていることがわかっております。また、沈殿物の検査では、ヒ素の含有量は、全国の河川堆積物の平均値と比べても低いレベルでしたが、溶出試験において、低濃度ではありますが、ヒ素などの溶出が確認されております。

このため、沈殿物の除去を行いつつ、河川の水質改善に取り組む必要があると考えております。なお検査結果は、毎週1回行っておりますけれども、引き続き少し長いスパンでも上下をしっかりと監視していく必要があると考えております。

○中野一則議員 検査を引き続きずっとやっていただきたいと思います。いわゆる沈殿物の方、白く濁ったところはわずか2.4倍、しかし

上澄みの部分は、ずっと毎回毎回pHも厳しくなっているが、pHも昨日の発表では1.2でしたから、今までで最高なんですよ。だから、そういうものを上澄みで下に流すということなんですよ。だから、果たしてこの効果はいかかなものかな、沈殿池の効果はいかかなものかなという気がしてなりません。

それで、下流に一滴もこういう有害物質なるものを流さないということをしなければ、この抜本的な改革はできない、改良はできないと思うんですよ。それをするには、かなりの施設をつくらないかと、こう思うんですよ。えびの市では到底できません。県でもできないと思うんですよ。だから、県が中心になって、国に一日も早く水質改善が処理できる施設をつくっていただくように、その努力をお願いしたいと思うんです。知事よろしくお願ひします。

○知事（河野俊嗣君） これまでの水質検査結果によりますと、当初に比べて水質が改善されてきておりますものの、上流域の河川は依然として強い酸性を示しており、環境基準を超過したヒ素やカドミウムなどが含まれているところであります。今議会でお願ひしております追加補正予算によりまして、水質等の検査を強化するとともに、硫黄山・河川白濁対策協議会等におきまして、国や地元、大学等の専門家と連携をしまして、水質改善に向けた効果的・効率的で、かつ、適切な対策の検討を進めていくこととしております。

○中野一則議員 環境森林部長、この白濁した沈殿した部分、これは1回、5月16日に採取しただけの検査で、それ以来していないんですよ。あれからかなり日もたっているし、沈殿が目的で沈殿池をつくっているわけだから。それがわずか2.4倍ですから、それも調査してほしい

と思うんです。早く調整してください。お願いします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 沈殿物の調査につきましては、今回お願いしております補正予算でも、検査地点をふやして検査する予定でございます。

○中野一則議員 それから、農業対策についてお尋ねしたいと思うんですが、我々自民党が5月24日、知事に要望したときに、知事が非常にありがたいことを言っていただきました。地域への影響が及ばないように、農業者への不安がないように補正予算を組むと。それがきょう上程された分だと思います。それで、農政水産部長、農家への支援策を、さっき提案されましたが、もう一度説明してください。お願いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 県内随一の米どころでありますえびの市におきまして、将来にわたって農家の営農意欲と水田の機能を維持することは、大変重要であると考えております。このため、本議会でお願しております「えびの市水田農業緊急支援事業」によりまして、水稻が作付できない水田において、飼料作物への緊急的な作付転換や、来年の稲作再開に向けた地力増進作物の作付、また露地野菜等の高収益作物の新たな産地形成の取り組みに対して支援を行い、農業共済の共済金とあわせて、一定の所得を確保するとともに、水田機能の維持増進を図ることにより、農家の営農継続を支援してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 農家の基本的な要望というのは、例年収入がありますよね、それは確保したいと。いろいろ努力するが、それでも不足した場合には、それを補償できないかと、そういう要望なんです。ぜひ、そういうことで、農家

に不安がないようにということですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、商工観光労働部長にお尋ねしますが、地域経済の落ち込みの対策2億8,000万の中にはそういうものがありますが、そのことの説明をお願いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 地域経済の落ち込みを抑え、早期の回復を図るために、現在実施しております経営金融に関する特別相談窓口の設置や、セーフティーネット貸付などに加え、今議会におきまして3つの事業をお願いしております。その内容といたしましては、まずセーフティーネット貸付の指定地域に対して、保証料率の軽減など、融資条件等をさらに優遇した、霧島山火山活動対策貸付の創設、2つ目として、河川の白濁等に起因する消費の落ち込みを防ぐために、えびの市が発行するプレミアム商品券に対する補助、3つ目といたしまして、地元市町等との連携による、大手オンライン旅行会社を活用した集中的な誘客プロモーション等の実施であります。以上でございます。

○中野一則議員 地域経済が落ち込まないようにということで、いろいろ対策をしていただきました。私は、県の県民への周知、いわゆるアピールの仕方が下手だなと思うんですよね。事前にこの資料をもらいましたが、確かに予算は約2億8,000万円なんです。しかし総事業費となれば9億2,700万なんです。そして、この融資枠、融資も借りやすいような環境をつくると。その融資枠の金額も10億なんです。こういうところをもっと宣伝して、えびの市民にも聞こえるように。そうすると、「ああ、こんなに大きな事業をするのか」ということで、より以上に市民も安心するんじゃないかなと思う

うんです。そういう総事業量で仕事をするわけですがね。商工観光労働部長。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 融資枠にいたしましても、また商品券にいたしましても、総発行量等はかなりの額に上ります。こういうことについての情報発信には今後、力を入れてまいりたいと思っております。

○中野一則議員 それから、先ほど、この噴火は長期化するというようなことを知事が申されましたが、噴火が、あるいはこの汚濁が長期化すればするほど、その対策を打たないかんと思ふんですよね。きょう上程された分は、当面の問題、長くて1年の短期的な対策ですから、長期になるとするならば、水田においては水源の確保、水利の確保、用水路の新しい確保、そういうものをやらないかん。また、圃場の整備も、どうしても長期に水を引けぬとするならば、その田んぼを何でも作付できるように、完全なる転作可能なそういうものに、湿田も多い地域ですから、この際、改革をしてほしいなと。そういう長期的な取り組みの必要があるんじゃないかなと思ふので、知事にお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） 水田農業が盛んなえびの市であります。今後、硫黄山の噴火に伴い影響を受けられた農家の方々が、営農を継続するためには、農業用水の確保が大変重要なことであり、今、御指摘がありましたように、当面の対応とあわせて中長期的な対応に、しっかり整理をして取り組んでいく必要があるかと考えております。短期的な対策としましては、湧水やため池等の水を最大限に活用するために、複数ある用水路ごとの水量や地形などを調査した上で、必要な用水路等の改修工事を行うこととしております。中長期的な対策としましては、

えびの市や土地改良区などの関係機関と連携をして、地元農家の意向をしっかりと把握した上で、地域全体の水源確保や高収益作物の作付が可能となるような基盤整備など、事業化に向けた取り組みを進めてまいります。

今後とも、地元農家の方々に寄り添いながら、安心して営農を継続できるように、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 それと、風評被害対策についてお尋ねしたいと思います。先ほどとかぶるところもありますから一部要望等もしたいと思ふんですが、基本的にこの風評被害をなくするという事は、いわゆる硫黄山火山の汚泥、有害物質を下流に一滴も流さないことなんですよ。その対策もお願いしました。一滴も流れなければ何の心配もいらぬんですよ。

それから、えびのは米どころ、えびの産ヒノヒカリということで、特Aも過去とりましたし、県のブランド米にもなりましたから、このブランド米はもちろん継続していただいて、ことしこそ、もう一度特A米をとろうということで、地元も、JA含めて関係者一所懸命頑張っておりますので、そのことに期待したいと、こう思います。そのことで、えびの産ヒノヒカリの生産量を確保することも、また風評被害を抑えることにならぬかなと思ふます。それから観光面では、入り込み客をふやす対策をどうしても打たなきゃならないと。そういうことは先ほどの対策にも入っておりますから。それでも風評被害が出た場合、どういうことがあるのか、想定外のこともあるかもしれません。そのときには、きちんとした新たな対策をとっていただきたいと思うのですが、その辺の決意も含めて、商工観光労働部長と農政水産部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 火山活動がいつまで続くかわからない中、えびの高原を中心とする誘客については、力を入れていかなければならないと考えております。また、議員がおっしゃる風評被害につきましても、まずは初動の体制が大切かと考えておまして、今議会にお願いしておりますような誘客事業に取り組んでおまして、以後も引き続き観光PRに努めてまいりたいと考えております。

○農政水産部長（中田哲朗君） 風評被害対策といたしましては、やはり本県の安全・安心な農畜産物をしっかりとPRしていくというのが大事であると考えております。

このたび、そのための予算を本議会をお願いしているところであります。具体的な内容を申し上げますと、まず県内外の皆様、えびの市など西諸県地域の農畜産物をPRし、購入していただくために、西諸県地域において、農産物直売所や食品関連事業者が連携した食のイベントなどを実施することといたしております。

また、県内外の大手量販店等の取引先や消費者に対しても、トップセールスやフェアなどを通じて、安全・安心なえびの市を初めとする本県産農畜産物をPRするなど、生産者の所得向上につながるよう積極的に応援してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜび、えびの米が引き続き高い値で販売できるように、また観光客が1人でも多くふえるように、今後の対策をよろしくお願いいたします。

次に、県道の整備についてお尋ねしたいと思います。これもやはり噴火の絡みであります。いわゆる県道1号小林えびの高原牧園線ですが、その規制解除の見通しをお尋ねしたいと思います。全て、県土整備部長にお願いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県道1号小林えびの高原牧園線の規制解除につきましては、硫黄山の火山活動が鎮静化し、道路の損壊状況や地下の空洞の有無など、道路の安全を確認した上で行うべきものと考えておりますが、その時期については見通しが立たないところでございます。

今後とも、火山活動の状況を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 現在は噴火警戒レベル2ということで、いわゆる火口周辺規制というのが出ているわけですが、これが例えばレベル1になれば、この県道の全線開通は即できるんですか。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 噴火レベル1になりますと、立ち入り規制が解除になりますので、立ち入ることは可能になりますが、今の道路の状況を見ますと、道路の脇から水蒸気が出ていたり、道路の空洞化が心配されますので、そのあたりをしっかりと調査した後で、交通開放になるものと考えております。

○中野一則議員 レベル1になっても、調査して決めるということですので、即1になっても、1になったからすぐ開通ということにはならんということですね。またあの2番目の噴火は、あの県道沿いで噴火していますから、あの県道の下も、穴があいているかもしれません。危険性もあると思うんですよね。そういうことを考えたときに、えびの高原に行く道路は、宮崎県からは県道30号えびの高原小田線しかないんですよね。県道1号の鹿児島県側も、ことしになってもう2回規制が入りましたから、やはり鹿児島県側を考えても、30号が残るということになります。今、一生懸命、県単事業をしてもらっておりますが、この事業は、

完全2車線化をということでやっております。これを促進していただきたいなど。もう県単事業じゃ間に合わない。だから、国の事業に乗り換えて、大至急工事ができないものかどうか。そのことを県土整備部長にお尋ねします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県道えびの高原小田線につきましては、未改良区間約4.5キロメートルのうち約2.8キロメートルにおきまして、大型車の離合困難箇所の解消を図るため、地元と合同による現地調査を踏まえ、平成27年度から、県単事業により2車線での整備に着手し、今年度、白鳥温泉下湯付近で工事を実施しております。

現在、硫黄山の火山活動が続く中、本路線の重要性はますます高まっておりますことから、まずは事業中の約2.8キロメートル区間について、今後、国の交付金の活用を検討するなど、さらなる整備促進を図ってまいります。

○中野一則議員 あの2.8キロメートルについて大型車が離合できないということですが、知事、ここの白鳥温泉からは、いわゆる大型車と言われておりますが、実際は大型の観光バスのことなんです。1台も、今までも登っていないんです。新燃が噴火したり、硫黄山が噴火して、もう1号線が通れないとなれば、こっちは交通混雑するかなと思って何回も行っているけど、1台も下ってこない、登っていかない。わざわざ熊本以北の人が、鹿児島県まで行って、そしてえびの高原に来て、またそのまま折り返しをするというのが実情なんです。宮崎県にあるえびの高原ですから、30号線を1日も早く改良していただきたいと。県の事業と言いましたから、知事が先頭になってよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、県道103号栗野停車場えびの高原

線、これも前からずっとあって、鹿児島県側はほぼ改良が進んでいるんですが、残りが宮崎県だけなんです。これもいろいろと改良してほしいと要望をしてくれております。前は2月議会でしたか、徳重議員も質問しておりましたが、今、ルート変更がどうかということで、概略ルートの検討中ということでありました。これも1日も早く、ルートを検討していただいて、改良工事を進めていただきたいと思ひます。県土整備部長、よろしくお願ひします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県道栗野停車場えびの高原線の未供用区間におきましては、近年活発化している硫黄山等の火山活動の状況を考えますと、道路ネットワークの充実を図ることが、防災体制の強化等に有効と考えられますことから、現在、国有林内の既設林道の活用を含めた新たなルートの検討を進めており、今後、現地調査を実施することとしております。

また、工事に着手するためには、まずはルートを決定する必要がございますが、国立公園区域内を通過し、自然環境の保護などさまざまな課題が考えられますことから、引き続き、鹿児島県と連携しながら、環境省など関係機関との協議を行ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 この変更していただきたいルートは、今、既に営林署が作鹿倉林道ということでやっておって、そこは大型のトラックが、木を運ぶためにずうっと——ほとんど林道ができ上がっているんです。そこを利用したらどうかということですから、余り経費も要らない改良工事になると思ひますよね。

ちょうどえびの30号線のえびの高原から3キロメートル手前に登り口があると、そういう変更改良はどうかという提案ですので、これも前

向きに進めていただきたいと思います。

次に、警察行政ということで、警察本部長にお尋ねしますが、えびの高原には以前、えびの高原駐在所がありました。これが常駐化しなくなってしばらくたつんですが、この硫黄山等の噴火等、えびの高原が非常に危険度が増しましたので、そこに来る観光客、あるいはその地域で働く人たちの安心・安全のためにも、この間、しばらくの間でも結構ですから、常駐化できないかということをお尋ねしたいと思います。

○警察本部長（郷治知道君） えびの高原駐在所は、平成16年4月に加久藤駐在所と統合し、駐留型駐在所として運用しております。駐留型駐在所は、同じ警察署管内の他の駐在所と比較して、事件事故の発生件数が著しく少ないため、勤務員を配置せず、当該施設を活用して、隣接駐在所の勤務員等が一定の時間駐留して警戒するものであります。えびの高原駐在所には、春、秋の行楽時期、夏山登山の時期を中心に、えびの警察署勤務員が駐留して、警戒及びパトロールを行っております。新燃岳、硫黄山の活動が活発な現状を踏まえまして、今後もこの駐留体制を強化して、登山客及び観光客の皆様の安全確保を徹底してまいります。

○中野一則議員 安全確保ということですので、それをして、できたら常駐化をさらにお願しておきたいと思えます。

次に、観光行政についてお尋ねしたいと思います。

これも言えば、今度の噴火等の流れの質問になるわけですが、まずえびの高原の観光対策です。我々が若い頃は、100数十万人、少なくとも120万人来ておったのが、現在は大体60万人ですから、2分の1になったというのが現実であ

ります。確実な数字とすれば、国民宿舎えびの高原荘、これはもう県の施設ですが、この2カ月間、4月、5月を見たら、4月だけでもわずか139人が宿泊、5月は297人、前年対比4月で822人マイナス、5月で1,102人がマイナスなんです。これの回復というのが、実際はえびの高原の入り込み客の増加にもつながると思うんですが、その現状なり回復の対策を、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 国民宿舎えびの高原荘の4月から5月までの宿泊者数につきましては、議員の質問にもございましたように、硫黄山噴火の影響で、対前年比約8割減と大幅に減少しております。そのため、現在、期間限定の宿泊プランの販売や、温泉割引券の発行など、利用者を回復するためにさまざまな対策を講じているところでありますが、なかなか客足が戻らない状況が続いております。

県といたしましては、こうした状況を踏まえ、地元市町等との連携による霧島山周辺地域への集中的な誘客プロモーション事業を今議会にお願いしているところであります。噴火活動がいつまで続くか予測できない中、まずは利用者の安全確保を最優先しながら、今後とも周辺自治体等とも、えびの高原荘を含む周辺エリアへの誘客への強化について努めてまいります。

○中野一則議員 ぜひ宿泊者がふえるようにお願いしたいと思うんですが、一番手っ取り早いのは、県庁職員に、交代で泊まるように何かいいプランをつくってくださいよ。そうすると、宿泊率と言うんですかね、それも上がると思います。

次に、環境森林部長にお尋ねしますが、国立公園満喫プロジェクトというのが4～5年前からスタートしました。えびの高原においては、

ナショナルパークということで全国に8カ所あるんですが、その1つとして、上質な宿泊施設、いわゆる高級ホテルをつくりたいということで、取り組まれております。今回の噴火騒ぎ等で、その進捗状況は今どうなっているのかと、非常に気にしているところではありますが、その見通しを含めてお尋ねしたいと思います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 上質な宿泊施設の誘致につきましては、国、県、えびの市の3者による実行委員会を設置し、実施事業者を公募する形で誘致に向けた活動を進めてきたところでもあります。しかしながら、公募に先立ち実施した民間事業者との対話において、多様な火山地形や火口湖など、その魅力について高い評価をいただいた一方で、長期滞在する上で楽しめるアクティビティーが少ないことや、主要な交通拠点からのアクセスに難があることなどから、宿泊施設の進出環境としては厳しいのではとの御意見をいただいたところでもあります。対話の結果や、また霧島山の火山活動が継続していることから、実行委員会として早期の公募は大変厳しいと判断したところです。

今後は、火山との共生も念頭に置きながら、多様なアクティビティーの実施やアクセス環境の改善等に取り組むことで、民間事業者が参入しやすい環境づくりを行い、実行委員会において誘致を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 大変厳しいような見通しを話されましたが、許される話じゃないですよ。やはり噴火の影響があるにしても、そのことを断念せずに、ちゃんと進めてほしいなと思うんです。よく考えてみたら、阿蘇だって噴火口見たさに観光客は行くわけですからね。桜島だって、西郷さんと桜島がなかったら鹿児島市内の観光地はないですよ。やっぱりいろんなものは

見たいという気持ちがあるわけですから、そこをうまく利用する施設をつくってほしいなと思うんです。

それで、こういう厳しい話や入り込み客が減ってきているということから考えて、私は、えびの高原を再開発する必要があるんじゃないかなと思うんです。えびの高原を含めた霧島が国立公園になったのは昭和9年です。今から84年前。それからえびの高原を開発しようと具体的に動き出したのは昭和26年。田中長茂知事が誕生されてから現地を調査されて、そのプランで今日まで来ているということでもあります。だからもう、半世紀あるいは1世紀に近くなろうとする状況ですから、世界の観光地、いわゆる満喫プロジェクトも、ナショナルパークとしての霧島、えびの高原ということですから、ジオパークもやっておるわけですから、そういうえびの高原を根本から変えて、再開発する必要があるんじゃないかなと思います。知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） えびの高原は、我が国で最初に指定されました霧島錦江湾国立公園の北部に位置しまして、ミヤマキリシマの群生や、世界で唯一自生をしております天然記念物のノカイドウなど、貴重な植物を見ることができ、平成22年9月には、えびの高原を含む霧島山を中心とした環霧島地域が日本ジオパークに認定されるなど、自然豊かで大変魅力的なエリアであると認識をしております。

噴火活動がいつまで続くか予測できない中、まずは利用者の安全確保を最優先にしながら、地元市町等と連携をしまして、当エリアへの積極的な誘客に努めてまいりたいと考えております。

えびの高原の再開発につきましては、現在、

国立公園満喫プロジェクトが進行中で、さまざまな環境整備に取り組んでいるところであり、また、世界ジオパーク認定に向けた動きもありますことから、当面はこれらの取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 新たな開発プランをつくって、県としてやっていただきたいなど要望しておきたいと思っております。

それから、市内の観光のことですが、京町温泉郷——温泉街とも言いますが——の再開発もお願いしたい。スポーツランドみやざきとか、海外旅行客がどんどんふえたと言いながら、宮崎県の西部地区、特に京町温泉なんかには全く観光者が寄りつかない状況です。ピーク時に60万——といっても平成7年ですよ——おったのが、現在は21万人、3分の1になっている。この平成時代のピークというのはおかしい数字で、ピークというのは、昭和・大正にさかのぼれば、こんなものじゃなかったと。100万は優に超えておったと思うんですね。寂しい町なんです。

以前、「魅力ある観光地づくり総合支援事業」「中山間地域等創造支援事業」というのに取り組まれましたが、それにえびの市が申請して、「真の幸せまちづくり計画～京町温泉を核として～」という事業に取り組みました。その成果なり課題をお聞きしたいと思います。総合政策部長お願いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） えびの市においては、地元の経営者や若者等をメンバーとしますプロジェクトチームを立ち上げ、平成22年度に京町温泉活性化プランが作成されたところでもあります。このプランに基づきまして、県では、平成22年度から24年度までの3カ年で実施しました中山間地域等創造支援事業により、観

光案内板や共通デザインののれんの設置、足湯の整備等に対して支援を行うとともに、平成23年度に実施しました「魅力ある観光地づくり総合支援事業」により、地元の食材等を活用した特産品の開発や、京町温泉をPRするホームページの作成等に対して支援を行ってきたところでもあります。

これら2つの事業で整備されました、観光案内板や足湯、ホームページは、現在も活用されておりますほか、当時開発されました里山料理は、現在も地元の旅館で提供されていると伺っているところでございます。

なお、こうした取り組みを発展的・継続的に実施していくための体制の構築や、地域リーダーの育成等については、現在も引き続き課題になっていると伺っているところでございます。

○中野一則議員 京町温泉郷のよさが、まだ伝わっていないなという気がいたします。

京町温泉は、温泉源だけで、これはちょっとデータが古いんですが、平成10年の調査で、61あるんです。ホテル・旅館が9、簡易宿泊所が5、公衆浴場が21もあるところなんです。ですから、これをうまく活用したらどうかと、こう思いますので、今後ともよろしく願います。

それで、一歩進めて、これは私の思案で6年前に地元提案しましたが、見向きもされなかったことを、恥ずかしながら申し上げますと、大正時代のレトロなまちづくりで京町温泉はできないかということで、大正時代をコンセプトにしたまちづくりをということで提案したんです。

なぜそう言ったかということ、京町温泉の誕生というのは、京町そのものの誕生というのは大正時代に入ってからなんです。だから100年を超

えました。それで、大正元年に吉都線が開設したときの駅が京町駅でスタート、あれから106年なんです。そして、それに従って京町で温泉を掘り出して、旅館ができ、町並みができた。そして、この大正時代に有名な京町二日市も始まったと。そういう流れで、この大正時代というのがキーワードだなと、こう思っています。日本大正村というのが、岐阜県恵那市明智町にあるんです。ここが江戸時代は宿場町で、明治大正は製糸工場が栄えたということで、昭和59年に立村ということでスタートしたらしい。明智光秀とか、遠山の金さんゆかりの地だということでありました。大変賑わっておいりました。

そのことを、二番煎じではありますが、どうかという提案をしたんです。この提案はいかなものですかね。県は支援できないんですか。商工観光労働部長。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 京町温泉は、議員からもありましたように、大正初期からの長い歴史のある、県内唯一の温泉郷でありまして、毎年2月に100年以上も続く南九州最大の買い物市「京町二日市」が開催されております。このように重要な観光地の一つでありまして、そうした歴史を生かすことは、まちづくりの有効なコンセプトになるものと考えております。

えびの市が平成29年3月に策定しました観光振興計画におきまして、重点プロジェクトの一つとして、「京町温泉の高付加価値化」を掲げて、地元旅館の女将の会が中心となって、浴衣姿で温泉街をめぐるイベントなどに取り組まれているところでございます。

県といたしましては、今後とも地元えびの市と連携をいたしまして、こうした地域がみずから立ち上がり再生しようという機運の醸成を図

りつつ、その主体的な取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 食べ物のおいしい地域ですから、食と温泉ということも含めて、これが再開発されることを支援していただきたい。よろしくをお願いします。

それから、えびの市には、本当に素晴らしい観光資源があるところがあるんです。えびの市の北東部、飯野の大河平という地域ですが、ここには大変な資源が眠っておりますから、まず御紹介しておきたいと思うんですが、黒木家住宅というのが国登録有形文化財に登録されました。この黒木家というのが大変ユニークな家庭で、藩政時代からその指導者をずっと輩出しております。特に明治になってから、黒木親慶という陸軍少佐がおりましたが、これはロシア革命とか、シベリア派兵にも関係する人物なんです。そのままずっとおれば、陸軍大将にもなれた人だという話を聞いております。それから、黒木和雄映画監督もこの生まれ。それから、小林高校の駅伝部が最初優勝したときの立役者、キャプテンでアンカーを走った黒木康介、この人もこの生まれの人なんです。そういう黒木家住宅。

それから、そのほか、いろいろあるんですが、主なもの10だけを挙げます。

クルソン峡。川内川の一番上流は、クルソン峡という、大変有名な、行けば大変レジャーの楽しめる、釣りの楽しめるところです。

それから、狗留孫神社と石卒塔婆。フランス山事件跡。これは日本最初の労働争議があったと言われているところですから、これなんかもうまくやればいいかなと思っています。

新しいところではクルソン大橋。それから、今城合戦の跡。いわゆる木崎原合戦が有名です

が、その前の前哨戦としての戦いがあったところ。

毘沙門の滝、大河平地区に広大に広がる竹林。それから大河平氏館跡と大河平ツツジ、享保水路と太鼓橋。トロッコの軌道とめがね橋。今10挙げました。このぐらいのものじゃないんですよ。ここ、黒木家住宅あたりに家なんかつくって、サイクリングを楽しんだり、歩いて回ったりすれば、非常に集中していて、いい場所です。しかも、四季折々に取り組める地域だと思います。こういうところに宮崎県も注目して、何とか県の力で振興できないものかな、こう思っているんです。えびの市は力がありませんからできませんので、県の力を借りないかん、国の力を借りないかと、こう思っております。商工観光労働部長、前向きな答弁をお願いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） さまざまな御紹介がありましたところですが、私どもも、えびの市の飯野大河平地区につきましては、クルソン峡や毘沙門の滝といった美しい自然環境、また大河平ツツジ、めがね橋や享保水路太鼓橋といった文化財など多彩な観光資源を有する魅力あふれるエリアであると考えております。

えびの市におきましては、この地区を初め、市内に点在する貴重な観光資源について、パンフレットやホームページで紹介するとともに、ガイドが案内するツアーを実施しているところでもあります。

県としましても、今後とも地元えびの市と連携を図りながら、地域がみずから立ち上がる機運の醸成を図りつつ、地域の主体的な取り組みを積極的に支援してまいります。

○中野一則議員 部長、ここはわずか半径1キ

ロメートルの範囲内で、ほとんどのことがここにあるんですよ、ほとんどが。それからちょっと狗留孫神社は遠いですけどね。全部その範囲内にあるところなんです。だから、これは開発の余地があると、こう思うんですよ。ぜひ現場も調査団をつくって、県がやってください。私が全部案内しますので。お願いしておきます。急いでくださいよ。そのことで、えびのへの入り込み客がふえる、宮崎県西部の観光がますますふえる、スポーツランド構想でも、そして海外の旅行客もここにきてもらえるということですから、県も恩恵に浴すると、こう思うんです。よろしく願いいたします。

それから最後になりましたが、きのうは米朝会談がありました。私からすれば、具体性がなかったなという感は拭えません。そこで、知事に、昨日の会談の御感想をお尋ねしたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 史上初の米朝首脳会談が昨日、シンガポールで開催されたわけでありましたが、私も北東アジアの平和と安定に向けた一歩となる歴史的な会談ということで注目をしていたところでもあります。その結果につきましては、北朝鮮が完全な非核化に向けて取り組んでいくことなどの合意がなされたということではありますが、これまで求めておりました「完全かつ検証可能で不可逆的な核廃棄」という文言までは踏み込まれず、また、その核廃棄に向けたプロセスも具体化がなされていないということでもあります。これまでの経緯を考えると、本当にトランプ大統領が言われますプロセスの始まりになるのかどうなのか、今後の推移を注意深く監視する必要があるかと考えております。

また会談では、トランプ大統領から日本人の

拉致問題について提起がなされたということでもありますので、今回の会談を契機としまして、今後、日朝間の協議が進み、拉致問題の早期解決が図られますことを強く期待しているところでもあります。

○中野一則議員 この朝鮮半島の動きで、日本の対応というの、ミリタリーも含めていろいろと変わってくるだろうと、こう思うんです。

まあ、さしずめは、この拉致被害者が一日も早く帰国できるということを願って、質問を終わりたいと思います。(拍手)

○蓬原正三議長 次は重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の重松でございます。通告に従い、順次質問を行いますので、知事を初め関係部長の明快な御答弁をお願いいたします。

ことしも、4月28日から16日間、第23回宮崎国際音楽祭が開催され、故アイザック・スターン氏が提唱した、「アジアの演奏家の育成による、宮崎でしか聴くことのできない質の高い演奏会」の理念に立ち返り、多彩なプログラムのもと、約1万9,000人の来場があり、成功裏に終えたことを河野知事と佐藤総監督が閉幕記者会見で語られておりました。私も、メインプログラムの一つ、「アジアのヴィルトゥオーソ」という、台湾のチョーリャン・リン氏と、諏訪内晶子さんとのヴァイオリン演奏会に行き、クラシック音楽に疎い私でも、卓越した技法と美しい音色に魅了されて、優雅なひとときを満喫させていただきました。

また、4月29日日曜日に、橘通りをメインに行われた、宮崎国際ストリート音楽祭2018にも参加し、好天にも恵まれて、クラシック音楽を初め、ジャズやフュージョン、吹奏楽など存分に楽しむことができました。全ての演目にブラ

ポーを贈りたいと思います。

来年も楽しみにしておりますが、翌2020年には宮崎国際音楽祭も第25回という節目を迎え、またあわせて、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭が宮崎県で開催されます。

全国に、いえアジアに、宮崎の文化芸術、神話と郷土芸能の魅力を発信できるチャンスが訪れます。そこで知事に、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭の本県開催の意義と宮崎らしさをいかに打ち出していくのか、その意気込みをお伺いいたします。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭は、文化芸術のすばらしさや地域の文化資源に対する認識を一層深める機会になるなど、本県の文化振興を図る上で大いにチャンスとなるもの、また今後の弾みになるものと考えております。また、これらを一体的に開催することによりまして、障がいのある人もない人も、生き生きと活躍する宮崎づくりにもつながるものと期待しているところであります。

この大会は、文化への注目が集まる絶好の機会となりますので、本県が誇る文化資源であります日向神話や神楽など、大会のあらゆる場面で活用する、また披露するとともに、山の幸、海の幸が生み出す豊かな食文化や農山漁村文化、さらには今、議員から御指摘がありました国際音楽祭といった伝統というもの、さらには若山牧水賞などもあります。そうした宮崎の文化資源というもの、文化活動というものを全国に向けて発信したいと考えております。

また、次代を担う若者や障がいのある皆さん

の活躍も得、参加も得ながら、新たなジャンルの文化イベント等も開催したいと考えております。

先般、宮崎の山と海の調和をイメージさせる大会ロゴマークも決定したところでありまして、しっかりこれを活用しながら、県民の皆さんにもアピールしていき、今後、宮崎らしい大会の実現に向けて、オール宮崎で知恵と工夫を集約して、準備を進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。豊かな食文化の発信、本当にいいと思います。文化祭の大成功に向けて、県民の機運醸成に努めていかななくてはと考へ、私たち宮崎県議会文化芸術振興会も、ことし10月に大分県で開催される国民文化祭、障害者芸文祭に視察交流団をと、計画を始めたところであります。

また同じ2020年には、オリンピック・パラリンピックが56年ぶりに日本にやっけてまいります。この機会に、スポーツにおいても、文化芸術の活動においても、障がいのある人とともに生きる社会の実現を目指し、県民が障がいへの理解を深める取り組みを進めていただきたいと思います。

そこで、福祉保健部長に、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」施行後2年が経過いたしました、改めてその意義と取り組み状況をお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） この条例は、障がいのある人の社会参加を制約している物理的な障壁や意識上の障壁を取り除き、全ての県民の障がいへの理解を深めることにより、障がいのある人もない人も、住みなれた地域で思いやりの心を持ってともに支え合いながら、

心豊かに生活できる宮崎県づくりを目指して制定したものでございます。

県では、平成28年4月1日の条例施行と同時に、障害者社会参加推進センターに差別に関する相談窓口を設置するとともに、施行の半年後には障がい者差別解消支援協議会を設置し、相談窓口で解決できない案件に対する助言・あっせん等を行う体制を整えたところでございます。

また、県民の理解を深めるためのシンポジウムを開催するとともに、障がいのある人の文化芸術活動や、スポーツへの参加を促進するため、指導者や団体等を含めた支援、育成にも取り組んでいるところでございます。

○重松幸次郎議員 共生社会の実現に向けて、施策の推進に欠かせないものと理解いたしました。障がいのあることに加え、年齢その他の要因等にもとられず、あらゆる分野の活動に参加できる機会が確保できますことをお願いいたします。

次に、視覚障がい者への支援についてお伺いいたします。先日、明星視覚支援学校に参りました。その理由の一つに、視覚障がいのある方が情報を取得するために、点字ディスプレイという高性能の文書読み取り機器があり、支援学校さんがその機器のさらなる整備を求めているというお話を聞いて、伺ったところであります。

点字ディスプレイ、全く私も知らなかったもので、とにかく見に行きました。実際に支援学校の先生による操作を見ていますと、打ち込んだ文章が16分の点字となって浮き上がってくることにより、それを指先で確認しながら文書編集と保存もできるすぐれた端末機器でありました。

先生方は個人で所有されておりますけれども、支援学校には1台しかないのです、これから生徒の学習能力を高めるためにも、点字ディスプレイが複数必要とのお話でありました。

そこで、明星視覚支援学校に、視覚障がい者が情報取得に必要な点字ディスプレイをさらに整備できないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 点字ディスプレイにつきましては、点字を使って学習している視覚障がい者が、効果的に情報を得たり、活用したりできるということから、将来の自立と社会参加に有効な支援ツールの一つであると考えております。

県教育委員会といたしましては、明星視覚支援学校の幼児、児童、生徒のニーズや実態を考慮しながら、点字ディスプレイを含む支援機器の整備充実に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 このディスプレイの機能を補足しますと、入力データがプリンターで出力でき、また音声出力で操作もサポートされるようです。さらには、パソコンと接続して点字でも音声でも情報が取得できるというものです。まさに、視覚障がい者のための情報端末機でありました。先生方は、点字ディスプレイのほかにもタブレット端末の専用アプリを使い、さまざまな情報を取得できる操作方法を説明していただきました。

先生方の思いは、視覚支援学校の生徒さんには、どんどん情報を入し学力を向上させ、大学などへ進学して、一般企業や公務員としてでも活躍できる人になってもらいたい。その機会をつくってあげたいと伺いました。

さて、視覚支援学校のみならず、大人になってから病気や事故などで視力が低下または失明

された方もおられると思いますが、そうした方々にも支援が必要です。点字ディスプレイなど視覚障がい者向け情報機器の操作に関する講習会の実施状況はどうなっているのかを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、県立視覚障害者センターにおいて、パソコンやタブレット、スマートフォンの音声読み上げ機能など、情報機器の操作に関する講習会を平成28年度より毎月開催してありまして、昨年度は約150名の方々が受講されております。

お尋ねの点字ディスプレイにつきましては、所有者が少ないため、随時、個別に訪問し、使い方等の相談に応じることとしております。

視覚障がいのある方にとって、パソコンなどの機器を活用した情報の収集、取得、利用は、社会参加やコミュニケーションの場を広げるためにも大変有効でありますことから、今後とも、講習会等の充実により、機器の活用促進に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 県立視覚障害者センターで取り組まれているということ、承知しました。そちらでもさまざまな機材が必要になってくると思いますので、御支援をお願いいたします。

また、視覚障がい者でなくとも高齢になると、字が読みづらくなってくると思います。それでも新聞や本を読み、生涯学習を続ける意欲を持つことは大変大事であります。そこで、全ての障がい者を対象に、県立図書館における障がい者サービスの取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 県立図書館では、障がいのある方の読書活動を支援するため、大活字本、音声録音図書などの収集や、拡大読書器の設置を行っております。

また、重度の障がいにより図書館への来館が困難な方のために、資料の郵送サービスを行うとともに、視覚障がいのある方や、高齢や病気など、本を読むのにお困りの方のために、音声録音図書や再生機器の貸し出しを行っております。

さらに、県内図書館職員を対象に、障がい者サービスに関する研修を行い、職員の資質向上に取り組んでおります。

今後とも、県民の皆様のニーズ等を踏まえながら、障がい者サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 先ほどの条例にありますように、障がいのある方も高齢者も、さらに利用しやすいサービスを向上させていただきたいと思っております。

参考になればと思い、明星視覚支援学校さんの情報で、障がい者サービスが充実している、大阪府立中央図書館を先月訪問いたしました。

中央図書館は、ハード・ソフト両面にわたるサービスのアクセシビリティを推進し、施設のバリアフリーはもちろんのこと、障がい者支援室には専門の職員や支援員がいて、対面朗読や点字録音図書の貸し出しなど、さまざまな取り組みを紹介していただきました。

中でも視覚障がいのある当事者が、図書館認定司書として働いておられ、その方に点字ディスプレイやデジータ図書、パソコン音声操作の方法など丁寧に説明をいただきましたが、これほどの確にすばらしく操作できるものかと、感心してまいりました。

一方で宮崎県立図書館も、県民のための知の総合拠点として県内市町村と連携し、ネットワーク力を生かして、素早い図書のデリバリーに取り組んでいることを、県の担当者からお伺い

しました。

また、県立図書館に行きましたら、黄色い「Live! Library」とあわせて、「日本一の読書県を目指しています」というフラッグが目につきました。

そこで、関連して知事に、知事は「日本一の読書県」を提唱しておられますが、その取り組みについてお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 私は、読書というものは、豊かな人生を生きていく上で欠くことのできない大変重要なものであると考えまして、県民の誰もが読書に親しむ「日本一の読書県」を提唱したところであります。

その取り組みとしまして、例えば県立図書館では、県民の方々が希望する図書を県立図書館から最寄りの図書館に、素早く配送するシステムを構築しているところであります。

このところ、都城や小林、また延岡市など、新しい図書館でありますとか、図書コーナーなどができて、大変快適で、しかも町のにぎわいを生んでいる。これは読書の機運を高める大変大きなきっかけになるものだというふうに考えておまして、県立図書館とそうした施設との連携を深めることも大変重要であると考えております。

また学校におきましては、朝の時間を使った一斉読書や、学校図書館を利用した調べ学習、PTAや地域と連携をした読み聞かせなどの取り組みを行っているところであります。

このほかにも、広報番組を使いました県民へのおすすめ本の紹介や、読書に関する県民フォーラム、また、県民のアイデアを生かした読書事業などを行っているところであります。

また、先ほど教育長から紹介がありましたように、障がいのある方が読書を楽しむことがで

きるような環境整備を行うなど、さまざまなこういった取り組みで、「日本一の読書県」を目指して機運を高めてまいりたい、そういうふうに考えております。

○重松幸次郎議員 わかりました。読書率のデータを調べてみますと、年齢が高くなるほど読書率は下がっていくということです。特に働き盛りの年代から急激に下がり始めているようがあります。また、子供や若者が最近、スマートフォンを長時間利用するようになり、本を読む時間が減ってきている可能性もあると見て、国は実態調査に乗り出す方針であります。家庭、地域、学校の役割を示して、読書率を高める環境づくりをさらに進めていただきたいと思います。

話を戻しまして、大阪府立中央図書館の司書さんのように、視覚障がいのある方でも司書として採用されている方が全国で約30名いますが、残念ながら九州にはいらっしゃらないと伺いました。この司書さんの出身は埼玉県で、その当時は点字による採用試験が地元でなく、大阪で受験できたので採用されて18年になりますとおっしゃってございました。

そこで、本県においては、障がい者雇用の現状と採用試験における対応についてどのようになっているのかを、総務部長と教育長にそれぞれお伺いします。

○総務部長（畑山栄介君） 知事部局における障がい者の雇用の現状であります。平成29年6月1日現在の障がい者雇用者数は109人で、雇用率は法定雇用率を上回る2.72%となっております。

また、採用試験につきましては、一般の競争試験のほか、身体障がい者の方々を対象とした特別枠の採用試験を行っておりますが、いずれ

の試験におきましても、受験者の要望に応じまして、点字による受験や手話通訳者の配置といった対応を行っているところであります。

引き続き、こうした取り組みを進めることで、障がいのある方々の雇用の促進に努めてまいりたいと考えております。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会におきます平成29年6月1日現在の障がい者雇用者数は170人で、雇用率は法定雇用率を上回る2.55%となっております。教職員の採用試験におきましても、障がいのある者を対象とした特別選考試験の実施や、受験者の要請に応じて、手話通訳の準備や点字問題の作成など、障がいのある方が受験しやすい環境づくりに努めているところでございます。今後とも、教育現場における障がいのある方の雇用促進に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 試験の対応ができていて、安心いたしました。明星視覚支援学校の先生方も、図書館司書や公務員の採用枠が広がることを望まれていることをお伝えして、この項目を終わります。

次に、農林水産業の振興についてお尋ねいたします。

初めに林業です。我が党の機関紙で、「情報技術の活用で稼げる林業の育成」というタイトルの対談があり、少し引用させていただきますが、

「林業は住宅に使う木材の供給を初め、バイオマス発電用の木材チップ製造など社会生活を支える基幹産業といえる。しかし戦後の日本は外国産木材を大量に輸入することで住宅建築などの旺盛な木材需要を支えた。結果的に国内林業の育成政策は後手に回った。

一方、戦後70年以上経ち、これまでの拡大造林で育った人工林が一斉に利用期を迎えて

いる。ところが、木材の素材生産や加工、流通など各分野の市場整備が手つかずだったことで、国産木材の消費は低迷し、影響は今も尾を引いている。

しかし生産性を改善すれば、世界の木材需要を取り込む形で、日本の林業は成長市場に生まれ変わる可能性がある。

そのためには、サプライチェーン（供給網）の構築や、トレーサビリティシステム（流通履歴の明示）の構築が必要である。

国産木材を安心して消費者に買ってもらうには、何よりも森林そのものの姿＝資産価値が見えないといけない。所有者不明土地が全国的に問題になっているが、背景には森林の資産価値が見えないことも影響している。

そこで、森林全体を「3Dバックパック型スキャナ」などの最新技術を活用し、森林価値を「見える化」できれば、所有者の森林経営意識は高まると考え、情報が「見える化」ができれば、次は流通市場の整備に取り組めて、さらには長期的な経営視点で、『どの木をどのように切ろうか』と考え、安全対策を向上させることになる。」

とありました。

森林資源を活用するには、このように最新技術を活用した森林施業を効率化する技術の導入が必要であるが、どのように取り組まれているのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 森林施業の効率化は、施業の低コスト化や林業労働の軽減など、林業経営の改善や担い手を確保する上で、重要な課題と考えております。

このため県では、今年度新たに「みやざき林業イノベーション加速化事業」により、ICT等最新技術の機器であるドローンや地上レーザ

ー計測器等を用い、森林内の地形、立木の位置、直径、高さ等の森林資源の計測や、林道や作業道等の適正な路線計画のシミュレーションに活用するなど、森林施業の効率化の実証などに取り組むこととしております。

また、来年度開講する「みやざき林業大学校」におきまして、ICT等最新技術についてもカリキュラムに盛り込むこととしております。

これらの取り組みを通じて、最新技術の積極的な導入に努め、森林組合や林業事業者等へ普及・定着させることによって、森林施業の一層の効率化を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 今、御説明いただいたとおり、最新技術には3次元バックパック型スキャナのほかにも、ドローンや航空機、そして衛星からの探索など次々と進歩をして、IT技術の活用は欠かせない状況になっております。どうか力を注いでいただきたいと思います。

対談の次のテーマが、木材の輸出拡大であります。良質な日本産の木材を輸入したがついてくる国は意外と多いとのこと。そこで、県として、木材輸出の拡大にどう取り組んでいくのかを、環境森林部長に再度お伺いします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 県では県産材の販路拡大に向け、現在、中国や韓国等の東アジアを中心に、木材の輸出拡大の取り組みを進めております。

このうち、輸出額の約6割を占める原木については、主に中国や台湾に工事用資材等の材料として輸出されておりますが、今後は、家具や内装材などに利用される、価格の高い原木の輸出拡大の取り組みを進めたいと考えております。

また、輸出額の約4割を占める製材品については、より付加価値が高い輸出につながるよう、主に韓国に向け、現在、プレカットした材料と建築技術をパッケージにした「材工一体」による取り組みを設計者向けに進めているところです。これに加えまして、今年度からは、韓国側の建築技術者の育成についても取り組みを強化することとしております。

その他の国につきましても、相手国の市場動向を見きわめながら、木材の輸出拡大に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 輸出先の一つは中国大陸。中国では建物の柱やはりなどの構造材に、日本の杉やヒノキ、カラマツが使用できるよう法改正がされて、本年8月に施行予定とされております。「日本の林業界にとって大きなチャンスとなる」とありましたが、輸出や加工技術を生かして、林業から新たな産業の創出を期待しています。

続いて、中山間地域の対策についてであります。「本県人口の約4割、面積で9割を占める重要な地域であり、国土の保全や水源のかん養など多面的な機能を有し、神楽などの農村文化を守り続けてきたが、人口減少や高齢化等により担い手不足が深刻化している」と、国への提案・要望の中にもその現状として書かれておりました。

そこで、中山間地域における農業所得の向上や、農業・農村の魅力発信について、どのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 中山間地域の農業所得向上や魅力発信につきましては、現在、農業・農村長期計画における「多様な地域特性・資源を生かす地域づくりプロジェクト」

として、積極的に推進しているところでございます。

具体的には、夏季冷涼な気象条件を生かした収益性の高いラナンキュラスなどの園芸品目の拡大や、ユズ、クリ等を活用した6次産業化の推進など、地域の特性を生かした付加価値の高い農業の推進に取り組んでいるところであります。

また、焼き畑等の伝統農法や、神楽などの農村文化を、各種イベントなどでPRするとともに、中山間地域の魅力を直接感じてもらうために、農家民宿等による都市と農村の交流を促進しているところでございます。

今後とも、関係機関・団体等と連携し、中山間地域のさらなる農業振興に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 さまざまな支援制度・対策への当初予算を確保して、中山間地域への取り組みをお願いします。

続けて、鳥獣被害対策についてお伺いします。

環境農林水産常任委員会の県北視察で、5月30日に北川町のしきみ部会を調査させていただきました。

昭和40年から挿し木による栽培が始まり、今では北川町内4支部51名で構成され、年間出荷量が215トン、販売金額1億5,800万円と、高い生産性がある一方で、シキミの葉を虫や病気から守るため薬剤防除をしたり、イノシシ等が苗を掘り返すなど悪さをするので、その防護柵の対策に神経を使っているとのことでした。行き帰りの車中からも、田んぼや畑はどこも防護柵に覆われている状況でしたので、やはり被害があるのだと推測されますが、改めて、鳥獣被害対策の現状と取り組みについて、農政水産部長

にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 平成28年度の農林作物への鳥獣被害は約4億6,000万円と、平成24年度以降、年々減少傾向にあります。依然として、大きな金額となっております。

このため、県としましては、本庁と各地域に設置しております「鳥獣被害対策特命チーム」において、全庁的な鳥獣被害対策の方向性等を決定し、地域における関係機関と連携した対策を推進するとともに、「鳥獣被害対策支援センター」により、技術面でのきめ細かな支援を行っているところであります。

また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用して、市町村等が行う有害鳥獣の捕獲や集落ぐるみの取り組み、野生鳥獣の侵入防止柵の整備等に対して、支援を行っております。

今後とも、野生鳥獣の生息状況や被害状況の把握に努めるとともに、地域が一体となった総合的な対策について、一層推進してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 年間被害額は4億6,000万円となり、ピーク時からすると半減近くになってきているというふうに思います。とはいえ、被害があることは変わりはありません。いよいよ収穫というときに、一夜にしてごっそり食害に遭えば、営農意欲がなくなるのは当然であります。

ニホンジカは、昭和53年度から平成26年度までの36年間で約2.5倍、平成23年度から26年度の3年間で約1.2倍に拡大し、イノシシは、昭和53年度から平成26年度までに約1.7倍に拡大していることが明らかになっております。

そこで、以前にもお話しさせていただきましたけれども、認定鳥獣捕獲等事業者制度があります。制度の趣旨については、次のようにう

たっております。

「これまでの鳥獣の捕獲は、主に狩猟者の協力により、地域の中の相互扶助の精神に基づいた活動で支えられてきました。しかし、捕獲対策の強化が求められている中、捕獲に従事する狩猟者の負担は急激に増加しております。鳥獣の捕獲は、専門的な技術が必要な上に、危険も伴う作業です。これまでのボランティア的な作業だけでは、今後、担い手の確保や維持がますます困難になっていくでしょう。

このような中で、認定鳥獣捕獲等事業者と捕獲従事者には適切に社会の要請に沿った捕獲事業の実施と、そのための体制の維持及び向上が求められます。」とありました。

現在、全国で136事業者、本県では延岡市にのみ認定事業者がおられますが、先月、事務所にお邪魔して昨年度の実績などをお聞きしてまいりました。

この事業者はわな猟や、首にドッグマーカーをつけた猟犬を使い、追い払いや、鹿やイノシシを追い詰めてしとめる手法で、年間に鹿・イノシシ合わせて800頭ほど捕獲する、まさにプロフェッショナルであります。

ですが、聞くところによれば、被害が多いとの連絡を受けて他の市町村の地域に入ろうとすると、地元の猟友会が地域内に入るのを拒むということがあるようです。制度が始まって2年になりますが、営農生産者を守るための制度であれば、県が認定した事業者であるとの周知や理解をしていただき、共存を図れるように、県からも市町村の担当者に頼んでほしいとのことです。

そこで、認定鳥獣捕獲等事業者のこれまでの取り組み状況と、関係者への制度の周知について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 認定鳥獣捕獲等事業者制度は、捕獲に必要な知識や技術を持つ法人を知事が認定するもので、先ほど御案内がありましたとおり、本県では平成27年8月に1事業者が認定を受けております。

この認定事業者を活用し、一部の市町において有害鳥獣捕獲を実施しているほか、県や九州森林管理局も捕獲事業を委託し、目標を上回る捕獲数を確保しております。

認定事業者は、今後の新たな捕獲の担い手として大きく期待されていることから、制度の概要やメリットを市町村や地元関係者に周知するとともに、認定事業者による捕獲の実施に向けて既存の猟友会等との十分な調整を図り、捕獲体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 周知の徹底をよろしく願います。

さて、捕獲した獣肉はしっかり活用しなくてはなりません。約1割しか活用されていないというふうに聞いております。このたび国産ジビエ認証制度が制定され、鳥獣食肉の安心安全が担保されるようですが、国産ジビエ認証制度の概要について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 国産ジビエ認証制度は、厚生労働省が定めるガイドラインに基づいた衛生管理の遵守などの、一定の基準を満たした食肉処理施設を認証することにより、食肉処理施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図ることを目的に、本年5月に制定されたものでございます。

県としましては、この制度は、ジビエの普及拡大にとって有益なものであると考えておりますので、今後、市町村や関係機関等に対し、制

度の周知を図りながら、その活用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 先ほどの延岡の認定事業者さんは、このたび食肉処理加工場も新設をして、他の猟師さんの獲物も引き受けながら、鹿・イノシシ肉の加工販売もこれまで以上に拡大し販売されるそうです。捕獲から販売まで一貫して行うことにより事業を維持させ、地域振興と雇用の創出に努力をされますので、地域活性化への各種補助金を活用し、また適切な御助言をお願いします。

次は、水産業の振興について2点お伺いいたします。

先月、我が会派で日南市へ行き、カツオ一本釣り漁業の水揚げについて、市の担当者と南郷漁協組合長からお話を伺ってきました。

特に春先の水揚げが減少しており、その原因は、フィリピン・パラオ沖での他国のまき網漁により、カツオの稚魚が減少しているのではないかと分析されており、その影響で漁船はさらに東のルートへ移動し、カツオを追い求めていると聞きました。燃油も高騰しており、長い距離を走れば採算が合わず、今後さらに操業が困難になるのではと危惧されておりました。

そこで、今期のカツオ一本釣り漁業の状況と、収益性の向上に係る取り組みについて、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 今期の本県カツオ一本釣り漁業につきましては、お話がありましたように、3月までは例年と比べ漁獲が伸びませんでしたでしたが、4月以降、近海で好漁場が形成されたことによりまして、1月から5月までの累計の漁獲量は、前年並みとなっております。

一方、このところ、燃油価格が上昇してお

り、今後、経営を圧迫すると大変懸念しているところがございます。このため、県としましては、燃油価格が一定の基準を超えた場合に、使用量に応じて補填金が支払われる「漁業経営セーフティネット構築事業」の利用促進を図るとともに、燃油価格の高騰下においても、安定した経営を築いていくことができるよう、漁船の小型化や、省エネ型のエンジンの導入を促進しているところでもあります。今後とも、関係団体と連携を図りながら、収益性の向上に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 よろしくお願いいいたします。担い手についてもお話をいただきましたが、カツオ漁においても、インドネシアからの外国人技能実習制度でもっているのが現状とのことでした。一方で、地元近海を操業する漁業者の減少はさらに深刻な状況とのことですので、沿岸漁業者の減少の状況とその対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県の沿岸漁業の経営体数は、平成15年の1,373経営体から平成25年の960経営体と大きく減少しており、漁村地域の活力を維持していくためにも、沿岸漁業者の確保・育成が喫緊の課題となっております。このため、県におきましては、県内外を問わず多様なルートで担い手を確保し、地域への定着を促すため、今年度から新たに「地域ぐるみの漁業担い手リクルート活動展開事業」を実施することといたしております。

この事業では、地域の漁業者みずからが漁業の魅力をもPRすることで、新規就業者の確保につなげていくとともに、地域への受け入れ後も継続して支援を行う体制を構築することといたしております。今後とも関係団体と連携しながら、担い手の確保・育成にしっかりと取り組ん

でまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 水産業従事者の担い手確保をよろしくお願いいいたします。

農林水産業の最後に、T P P 11と県内の対策についてお尋ねします。

米国を除く11カ国が署名した環太平洋経済連携協定（T P P 11）の新協定の承認案と関連法案が今国会で審議されています。アジア太平洋地域に物やサービスなどの取引を自由に行える巨大経済圏をつくる試みです。政府の試算では日本のG D P（国内総生産）を約8兆円（約1.5%）押し上げる効果があり、約46万人の雇用が生み出せる見込みのようです。

一方で、国内農林水産物の生産減少額は最大1,500億円とも試算されており、であるからこそ、国も国内産業への守りと攻めの対策を講じていると聞いております。では、T P P 11等の発効を見据え、県は農畜産分野でどのような取り組みを行っているのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） T P P 11等に対する取り組みにつきましては、平成28年1月に策定をしました「宮崎県T P P 対応基本方針」に基づきまして、セーフティネットの強化や生産体制の構築、輸出体制の強化などの取り組みを推進しているところであります。

具体的には、国の「畜産クラスター事業」や「産地パワーアップ事業」を活用した生産基盤の強化を初め、生産性の向上につながるICT技術の開発、地域の核となる担い手の育成・確保に積極的に取り組んでいるところであります。また、攻めの輸出体制の強化を図るために、牛肉等の施設整備などを進めているところであります。昨年度は、本県からの農畜水産物の輸出額が過去最高の46億円を記録したところであります。

県としましては、国際化という大きな流れの中にありましても、生産者が安心して経営に取り組んでいけるよう、本県農畜産業の競争力強化にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 農林水産業は昨今、多額な設備投資を必要としております。また、自然の気象や事象を相手に、大変御苦労が多いと思いますので、国の制度等を活用して厚い支援をお願いいたします。

次の項目、商工観光の振興についてお尋ねいたします。

初めに、先ほども中野一則議員からありました、霧島山火山活動に関する対策についてであります。

新燃岳が7年ぶりに再噴火となり、本年3月1日からこれまでに、約50回の爆発的噴火が起き、4月5日には火口から高さ約5,000メートルまで噴煙が上がり、前回のように降灰による甚大な農業被害や日常生活に支障を来すのではないかと心配しました。

また、同じ霧島連山の硫黄山も4月19日、250年ぶりに噴火し、今度は川の水が白く濁るといふ、これまで霧島火山噴火の歴史にもない事象が起り、我が党も党本部と連携し、国会議員の派遣を要請いたしました。

去る3月18日には河野義博参議院議員に、小林市野尻町のマンゴー・ハウレンソウ農家と小林市細野の畜産農家を視察してもらい、さらに5月4日には、硫黄山噴火に関連し、えびのエコミュージアムにて副市長から説明を受け、その後現地へ向かい、長江川の白濁対策と稲作などの農業補償等の要望を受けました。

また5月12日には、我が党の幹事長である井上義久衆議院議員も来県し、高原町では新燃岳

の降灰対策を、またその後えびの市で長江川の白濁問題を調査していただき、各省庁への対策を要請していただきました。

先ほども中野一則議員からも農業補償等、また観光・商業の支援についてありましたけれども、私からは、その重複を避け、霧島山周辺の農家民泊の影響が気になりましたので、県内の農家民泊のこれまでの実績と、新燃岳、硫黄山の噴火後の北きりしま田舎物語推進協議会への影響について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 県内の農家民宿は、平成29年末で171軒となっております。昨年、29年における教育旅行の受け入れ人数は、日帰り体験も含め3,303人と、年々増加している状況でございます。

その中で、北きりしま田舎物語推進協議会は、教育旅行の半数以上を受け入れておりますけれども、今回の新燃岳、硫黄山の噴火によるキャンセルは現時点で発生しておらず、特段の影響は出ていないと伺っております。

しかしながら、火山活動は現在も続いておりますので、県といたしましては、協議会等と連携しながら、今後とも悪影響が出ないように、正確な情報発信等に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 修学旅行に成りかわっている農家民宿、農家民泊でありますので、大切にしていきたい。また、まだまだ噴火活動は続いております。予断を許さない状況でありますので、現地と隣接する市町とも連携しながら、さらなる対策強化をお願いします。

次に、中小企業支援についてお尋ねいたします。

現在、全国で公明党の全議員が地域に飛び込

み、「中小企業」「防災・減災」「介護」「子育て」の4つのテーマでアンケートを行う、「100万人訪問・調査」運動を4月から展開しております。

私も「中小企業」において、市内の小売・サービス業と、建設業やビルメンテナンス業などを回り、ものづくりなどの設備投資、事業承継支援、IT導入補助金、技術技能研修、各種相談体制など11項目を示し、どの支援を利用したいのか、その他要望はないかなどを聞き取りながらアンケートを集約しております。

特に「ものづくり補助金」については、製造業の現場から、「要件を緩和し柔軟に活用できるようにしてもらいたい」などの要望が多いようです。そこで、県内中小企業の生産性向上の取り組みの一つとして、国の「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」がありますが、県内における活用状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 国の「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」、いわゆる「ものづくり補助金」でございますが、平成24年度から毎年実施されておりますが、中小企業が取り組む、生産性向上のための設備投資等を支援するもので、昨年度までに県内では577件が採択され、約63億円が交付されております。

この補助金の活用によりまして、高精度の工作機械やIoTを活用した生産管理システムの導入など、新商品の開発や生産技術の高度化につながる積極的な設備投資が行われており、本県中小企業の生産性向上が図られているものと考えております。

○重松幸次郎議員 IT経営が中小企業の成長・発展の鍵となる時代であります。先ほどの補

助金も、中小企業庁が進める「中小企業共通EDI」の一つではありますが、業務の効率化を促すために、活用を推奨していただきたいと思っております。

またその上で、昨年所属しておりました商工建設常任委員会の県内調査で、ミツワハガネ株式会社さんや、株式会社くしまアオイファームさんなど、県内経済を牽引する中核企業——これを成長期待企業としておりますが——を視察し、個人的にもその他数社を訪問させていただきました。

県では、「成長期待企業」への支援に取り組んでおりますが、これまでの取り組み状況を、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、県内の産学官の13機関で構成する「企業成長促進プラットフォーム」により、将来、地域経済を牽引する中核企業となることが見込まれる企業を「成長期待企業」として、現在まで19社認定し、構成機関と連携して集中的に支援しております。

具体的には、提出された事業計画の実現に向け、企業を足しげく訪問し、さまざまな課題やニーズを十分に把握・分析した上で、新商品開発や販路開拓等に係る補助、またさらには経営診断等の助言や指導を行う外部専門家の派遣など、企業に寄り添いながら、きめ細やかな支援を実施しているところであります。

これにより、県外からの新規受注獲得や雇用者の増加など、徐々に成果が出ているところでありまして、引き続き、構成機関が一体となって成長期待企業を支援し、中核企業の育成に向けて取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 県内を引っ張っていただける中核企業に大いに期待できますし、たとえ認

定がなくとも、同様の支援を県内企業へ進めていただきたいと要望します。

次に、小売・観光・サービス業の支援についてお尋ねいたします。

企業のIT経営が進むように、前回の一般質問でも紹介しました、金融やサービスもフィンテック——ファイナンスとテクノロジーの造語でありますけれども——の社会に一変しています。

街での買い物やサービスの決済方法が、現金からクレジット・デビットカードや、電子マネー、E d y、n a n a c oなどの流通系と、S u i c a、P A S M Oなどの交通系などがあり、最近ではスマートフォンによる、おサイフケータイ、i D、A l i p a yなどのアプリで支払うことができます。やがてビットコインなどの仮想通貨でも決済ができるようになる、つまり現金を使わない本格的な「キャッシュレスの時代」が到来します。

各国のキャッシュレス割合は、韓国で89%、中国で60%、欧米でも約50%で、日本は18%と、普及がおくれております。

キャッシュレス化は、消費者の利便性や営業側の収益性が上がると言われております。そこで、キャッシュレス化の推進について、県としてはどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 本県におけるキャッシュレス化の現状といたしましては、QRコードを使ったスマホ決済などの新たな取り組みは始まったばかりでありまして、小規模な飲食店や観光施設等では、これから徐々に進んでいくものと考えております。

キャッシュレス化の進展は、店舗業務の効率化や県民の利便性向上、さらには外国人観光客

の受け入れによる地域経済の活性化といった側面がある一方で、利用者側のプライバシー流出の不安や店舗側の導入コストの負担といった課題もあるところです。

県といたしましては、このような状況を踏まえ、本年度初めて、国との共催で商店街や商工団体の方々を対象としたキャッシュレスセミナーの開催を予定しているところであります。今後とも、このような取り組み等を通して、関係団体等と十分に連携を図りながら、機運醸成に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 安全性とスピーディーな決済で、それにまたポイントが付与されるんですね。その楽しみがふえていくなど、使いなれると便利さがわかってきます。特に外国人客、つまりインバウンド対策には欠かせない取り組みでありますので、普及啓発をお願いいたします。

インバウンド効果を取り込むもう一つが、市中免税店いわゆるタックスフリー（消費税還元）への対応です。この件でも私は、京都府亀岡商店街さんを調査してまいりました。JR亀岡駅周辺の8店舗が免税店の許可を受け、各店舗にかわって商店街組合インフォメーション窓口で、旅券確認、購入記録の作成や、商品の包装など一括サービスを行い、外国人客にとって複数店舗の購入でも合算できる利点をアピールできるとのことであり、今も免税加盟店を募っているとのことでした。

免税手続一括カウンターの導入について、県としてどのように取り組まれるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 商店街などで、点在する店舗の免税手続を代行して行う免税手続一括カウンターの導入は、外国人観光

客の買い物しやすい環境が整備されることとなり、東京オリンピック・パラリンピック等で増加が見込まれる訪日外国人の消費を取り込む上で、効果的な方策の一つだと考えております。

一方で、店舗側にとっては、一括カウンター設置のための場所や人員の確保、免税手続後の精算事務の発生など課題も多く、現在のところ県内では導入に至っていない状況にあります。

県といたしましては、免税手続一括カウンターの導入に向けた県の補助制度等を活用したモデル的な取り組み等について、商店街や関係市町村等と十分に連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 今お話があった免税手続の清算事務、これはもう既にシステムができていて、そのシステムを購入するのに府が補助をしたというふうなお話を伺っております。亀岡商店街さんでは、そのほかにも組合インフォメーションや免税店で、多言語の自動翻訳機能を備えたタブレット端末を置いて、外国人接客を強化しているとのお話を伺いました。先ほどの免税一括カウンターの導入も含めて、検討していただきたいと思っております。

インバウンド対応として、全国各地でクルーズ船の入港が急激にふえて、各港では大型船対応の岸壁や、旅客ターミナルビルの建設が進んでいるようです。

港湾を活用した旅客や海外輸出も、今後さらにふえていくと思われませんが、本県の重要港湾の整備についてどのように取り組んでおられるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 本県の3つの重要港湾につきましては、細島港は外国貿易を初めとする東九州の物流拠点、宮崎港はフェリー輸送などによる南九州の物流拠点、油津港

は県南の物流拠点やクルーズ船の寄港地として、それぞれの特徴を生かした整備を進めております。

細島港では、津波対策として防波堤の改良を進めており、また、急増している原木輸出などに対応するため、岸壁整備の早期事業化を目指しているところであります。

宮崎港では、航路等の堆砂対策として防砂堤の整備に取り組んでおり、今後、予定されているカーフェリー大型化に対応するため、必要な港湾施設の検討を進めているところであります。

油津港では、大規模地震対策として岸壁の耐震改良工事を進めており、22万トン級の大型クルーズ船に対応した整備が昨年度完了し、今後も受け入れ体制の強化に努めてまいります。

今後とも、これら3つの重要港湾が地域産業の競争力強化と地域活性化につながるよう、より一層の機能充実に取り組んでまいりたいと存じます。

○重松幸次郎議員 防災対策と地域活性化のためにの重要な港湾整備、よろしく願います。

宮崎マリーナの北突堤に延伸する防砂堤が完成すると、マリーナ入り口に砂の堆積が減少し、より県外からのビジター艇も利用しやすくなり、さらに活気づいてくると期待しております。

ところで、ヨット関係者の方からお話がありました。「宮崎マリーナ以外の県内港湾（水深3メートル以上ある県北、県南に1カ所ずつ）でも気兼ねなく停泊させられるようにできないか。なぜならば、ヨットの1日の平均移動距離は約70マイル（130キロメートル）で、入港可能な港を目指しながら、小刻みに入出港を繰り返

して移動するが、特にしけのときや体調不良のときは停泊したいので」と、要望がありました。

県内の港湾に、ヨットなどのビジター艇の受け入れは可能か、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） ヨットなどのビジター艇が寄港する場合は、必要な水深に対応した係留施設での貨物船等の利用状況を、あらかじめ、係留を希望される港湾を所管する港湾事務所等に確認していただく必要がございます。当該係留施設におきまして、貨物船等の利用の予定がなく、所定の手続をとっていただければ、受け入れは可能でございます。

○重松幸次郎議員 受け入れ可能ということで、ありがとうございます。

できましたら、1隻係留する場所を確保していただきたい。1隻でもいいんですね。2・3隻と横づけをされるそうなんです。ですから、バースをつくる必要はなく、1隻だけでも係留できれば大変ありがたいと言われております。2隻目、3隻目は、出航の時間によって自分たちで話し合っただけかえをされると伺っております。またそのために、県としては、「宮崎県は本当にビジター艇に優しいな」と言われるように、「ビジター艇も歓迎！どうぞ御連絡ください」と、県のホームページなどで広報してはどうかと言われておりました。

それでは最後の項目、防災・減災についてでございます。

先日、宮崎県防災士ネットワークの総会に参加しました。今現在、県内に4,211名の防災士がおり、人口10万人当たりでは全国5位にあるそうです。防災意識向上のために、この際、「めざせ防災士取得・日本一！」を掲げてはどうか

と思います。

防災士をさらにふやすために、企業に勤めている人や中高生にも、防災士養成研修を呼びかけていくべきと思いますが、県の考えを危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 本県では、県内各地で防災士養成研修を実施しているところですが、近年は、500名前後の方々が受講しており、本年5月末時点で、議員からもありましたように、4,211名が防災士として登録しております。

研修を受講される方には、自治会や自主防災組織に所属される方のほか、市町村や企業・団体等における職場研修の一環として受講される方もいらっしゃるかと伺っております。また、例年、大学生等も受講しているようですが、今年度は、高校生に養成研修を受講させたいという門川町の意向を受けまして、門川町内の会場でも養成研修を実施することとしております。

今後とも、さまざまな地域、職場、学校等で活躍する防災士の養成を図るため、市町村や関係団体・企業等と連携しながら、防災士養成研修受講者の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 大分県では、防災対策強化として、指定管理者施設の資格要件に防災士の配置があり、配置済み6団体、配置予定・検討が10団体、合計16団体に配置をするようです。

また、東京都教育委員会が、全国的に珍しい高校生による防災士の養成に、2016年度から取り組んでおられるようです。どうか、「目指せ防災士日本一」の、さらなる啓発をお願いしたいと思います。

最後の質問になりました。6月は「土砂災害防止月間」でありますけれども、河川や急傾斜

地等に関する緊急情報を住民へどのように周知・伝達されるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 洪水や土砂災害が発生するおそれがある場合は、住民の早期避難が最も重要であります。このため県では、昨年6月から市町村長に直接、情報提供する「ホットライン」の取り組みを開始しており、避難勧告等の発令が的確に判断できるよう支援しているところでございます。

また、河川水位計131基、監視カメラ57基を設置し、インターネットを通じ、これらの情報を提供しており、急傾斜地等につきましても、1キロ四方ごとに色の変化で土砂災害の発生危険度を提供しております。

さらに、国におきましては、個人の携帯電話に洪水情報の緊急速報メールを配信する、「プッシュ型配信」に取り組まれております。

このように、パソコンやスマートフォン等で災害情報を提供することにより、県民みずからの避難を促進しているところであります。今後とも、さまざまな手段で緊急情報の提供を的確に行い、防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 しっかり情報を把握し、住民みずからが早期避難を行いたいと思います。

先日も震度4の地震が参りましたが、前回も南海トラフの発生確率が30年以内に8割と言いましたけれども、それよりも日向灘沖の地震の確率が高いのではないかと。

あとはL1という、L2よりもL1の津波対策が今後、大変重要になってくるというように、執行部とのお話の中でありましたけれども、このことにつきましては、次の議会で質問させていただきたいと思います。

地球温暖化で異常気象はますます脅威となっ

ております。1人でも犠牲者がいないことを祈りながら、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕（拍手）6月議会の初日に質問の機会をいただきました。県民連合宮崎の田口雄二です。これまで、この壇上から質問するときは、当たり前のようにいた速記をされるお二方がいなくなったの初の議会です。私にとりまして11年間の見なれた景色が変わり、大変寂しい気がいたします。

さて、4年前の9月議会で、延岡市出身の大相撲の、当時まだ幕下の「琴恵光関」を紹介させていただきました。その後、小さな体を強靱な体に変身させ、十両での経験も十分積んで迎えたさきの夏場所で、十両二枚目という難しい位置にもかかわらず、11勝4敗の好成績を上げてくれました。次の名古屋場所で、本県出身では44年ぶりに新入幕が確実な状況です。さらに精進して、横綱や大関との対戦をぜひ見せてほしいものです。県民の皆様の方強い応援をよろしく申し上げます。

延岡にはもう一つ明るい話題があります。平成2年の建設当時から要望していた延岡南道路の値下げが決まり、今年度中に新料金体系に移行することが、3月30日に国土交通省とNEXCO西日本から発表されました。普通車が260円

から240円、大型車が410円から280円へ、特大車が930円から350円となります。普通車が20円しか下がらなかったのは残念ですが、特大車と大型車は大きく値下がりしました。特に特大車に至っては、580円も値下げとなり、これまでの半額以下になったことは実にありがたいことでもあります。国道10号の土々呂地区の渋滞解消と、高額料金を避けて県北最大の一ヶ岡団地に流入していた大型トラック等が減少することが期待されます。団地の皆さんには、これまで多大な御迷惑をかけてきましたが、これでかなり軽減するのではないかと考えています。御尽力いただきました皆さん方に、心から感謝申し上げます。

それでは、通告に従い質問をしてまいります。まず初めに、知事の政治姿勢からお伺いします。

年末には知事選挙も予定されており、今年度は知事の2期目の仕上げの年となります。そこで、私自身が、結構話題になりながらも最近その動向を余り耳にしなくなっていることについて、3点お伺いします。

まず、東九州新幹線の取り組みについてです。大分県とともに調査費をつけて、新幹線が本当に必要か否かも含めて大きな話題になりました。ところが、JR九州が株を上場し、経営改善のために大幅減便のダイヤ改正の大なたを振るったり、特急のワンマン化など、地域に厳しい経営方針を示してきました。現状は、新幹線の話どころか、地域住民の足の確保として、路線維持にきゅうきゅうとしているところです。また、長崎新幹線の建設に関しましても、フリーゲージトレインの開発断念で、建設費の大幅アップが予想されています。そのような中、東九州新幹線の取り組み状況はどうなっ

ているのか、知事にお伺いします。

延岡は、大変神楽が盛んなところで、至るところで神楽が舞われております。神楽祭りのときなど、私は挨拶等の中で、宮崎県は東京オリンピック・パラリンピックの開会式に「天岩戸開き神話」を取り上げてほしいとオリンピック関連先をお願いしていると、関係者に話をしてきました。神楽の関係者はその取り組みに大きな期待を寄せ、楽しみにしています。平成24年、2012年から取り組んできた記紀編さん1300年事業は、オリンピックが開催される2020年が締めくくりの年であり、記紀編さん1300年事業の集大成として取り組むと、知事も御挨拶等でも披露されていきました。しかし、オリンピックまであと2年となりましたが、現状がどうなっているのか、最近の動きが見えてきません。2020年東京オリンピック・パラリンピック開会式での「天岩戸開き神話」採用に向けての取り組み状況を、知事にお伺いします。

次に、先日までラグビー日本代表やスピードスケートナショナルチームが本県で合宿を行い、選手たちのスポーツ環境のすばらしさをコメントする報道をたくさん見ました。2巡目国体に向けて、さらに県内のスポーツ施設も充実したものになると思います。そこで、屋外型ナショナルトレーニングセンターの本県誘致を打ち上げましたが、その後の取り組みがよく見えておりません。屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致について、現状と今後の取り組みを、知事にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終了します。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) お答えします。

まず、東九州新幹線についてであります。東九州新幹線は、可能性を将来につなぐ観点か

ら、整備計画路線への格上げに向けて、国に対し、毎年、要望活動を行ってまいりまして、本年1月にも、4県1市で構成します東九州新幹線鉄道建設促進期成会の会長という立場で、国土交通省に対し、整備計画路線への格上げ等を要望したところであります。新幹線の整備は、長い時間軸でもって取り組んでいくべき課題であります。全国の整備路線の進捗が進んでいることも踏まえ、東九州地域の発展に向け、今後も引き続き、4県1市の連携した取り組みとしまして、国に対してアピールし続けていくことが大事であると考えております。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの開会式についてであります。開会式で「天岩戸開き神話」が採用されますと、日本の神話への興味・関心が高まるとともに、本県をアピールする絶好の機会になるものと考えております。

このため、県といたしましては、国立能楽堂や九州国立博物館などで神楽公演を行い、その魅力を全国に発信しているところであります。これについては、強い手応えを感じているところであります。また、開会式への神話・神楽、そういったものの採用につきまして、国や大会組織委員会などに対し、提案・要望を行っているところであります。私がリーダーを務めます全国知事会のスポーツ・文化・観光プロジェクトチームにおきましても、具体的な要望の項目に盛り込んで、要望活動を行っているところであります。

このような取り組みにより、関係者にはこういった本県の提案を認識していただき、徐々にその認識が広がりつつあるということを感じておりますが、開会式またその他のセレモニーに向けて、どのような検討過程にあるかについては、まだ公表されていないところでありますの

で、引き続き、開会式を初め、その他関連セレモニー等において、神話や神楽を取り上げていただけるよう、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、屋外型ナショナルトレーニングセンター、いわゆる「屋外型NTC」についてであります。屋外型NTCにつきましては、昨年3月に策定されました国の第2期スポーツ基本計画におきまして、冬季や海洋・水辺系とあわせて、「あらゆる可能性の中で検討を進める」とされ、整備方針までは示されない中、先月もスポーツ庁へ誘致活動を行うなど、機会あるごとに国等へ要望を続けているところであります。平昌オリンピックの後に、冬季型のNTCについて選手の間から声が上がった、これも記憶に新しいところであろうかと思っております。

本県としましては、競技団体等から賛同を得る、また声が上がっていくことも大変重要であると考えておりまして、先月、本県で開催されたJOC主催の「競技別NTC合同ミーティング」におきまして、代表チームや競技別強化拠点の関係者に、私みずから、日本代表の受け入れ実績等とあわせて、屋外型NTCの本県への誘致につきましてPRを行ったところであります。

このミーティングでは、本県の合宿環境等を高く評価する声を多数いただいたところであります。今後、こうした声を、合宿誘致はもとより、屋外型NTCの誘致活動にも積極的に生かしながら、粘り強く要望し、実現を目指してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。新幹線は長い取り組みになることではと思いますが、JR九州の今後の心配です。大変厳しい方針に転換し、収支の厳しいところを利便性の悪いダイ

ヤにして、さらに利用者を減らして、いずれ廃線にしようとしているのではないかと思ってしまう。先日、総務政策常任委員会の県南調査で吉都線の小林駅に行ってまいりました。駅や駅前再開発を済ませ、さあこれからと思ったやさき、ダイヤ改正で大幅な減便になったと、宮原新市長が嘆いておりました。特急のワンマン化にしても、先日の新幹線での殺人事件を見ると、運転手1人だけというのは、事件や災害時にはどうなるのかと本当に心配です。ただこの問題は、我が会派の太田議員の専門分野ですので、これでこの話は終わります。

東京オリンピック・パラリンピックの開会式に「天岩戸開き神話」採用の件は、もう余り時間がありません。今回の開会式のイベントの総合プロデューサーがまだ決まっていないと聞いております。高千穂で観光神楽を見に行くと、日本人より香港や台湾の外国人のほうが多いのには驚かされます。開会式に採用されますと、さらに外国人の関心も高まるのではないかと、また日本人も再認識するのではないかと思います。粘り強い取り組みをよろしく願います。

記紀編さん1300年事業は、オリンピックが開催される2020年が締めくくりの年です。2020年の集大成に向けた記紀編さん1300年記念事業の取り組み状況について、再度、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 記紀編さん記念事業につきましては、古事記や日本書紀にまつわる歴史的・文化的資源を本県の宝といたしまして、これまで磨き上げを行ってまいりました。今年度からは、「神話の源流みやざき」ブランドを定着させるための最終段階に入っているところであります。

このような中、神楽や古墳の世界遺産登録を視野に入れた取り組みも進めておりました。このたび、西都原古墳群などが本県初の日本遺産に認定されましたことは、これまでの取り組みの成果の一つであると考えております。

この記念事業の集大成となる2020年は、東京オリンピック・パラリンピックも開催され、海外からの注目度も高まるわけでありまして、この機会を活用しまして、日向神話や神楽などを国内外に積極的に発信し、観光誘客や地域活性化に結びつけるとともに、あわせて、次世代に継承される取り組みというものも進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 古事記や日本書紀は多くの舞台が宮崎であるということは、県民にも大分知られるようになりました。1300年記念事業が終わっても事業が引き継がれていきますよう、よろしく願います。

昨年、2巡目国体の県有主要3施設の整備について、県は大英断を決断してくれました。開会式などを行うメイン会場になると思われる陸上競技場は都城市山之口町、体育館は延岡市、そしてプールは宮崎市と決まりました。宮崎市の一極集中から、分散がようやく決まりました。8年後の宮崎国体というともだまだ先のようにも見えますが、当然1～2年前には完成させておき、本番前のプレ大会等の実施も考えられます。また、予定地にはどんな遺跡が出てきて、調査に時間を要するかもわからない等々のことも考えられます。また、建てかえでも駐車場の増設など用地買収も発生しますので、そんなに時間的に余裕があるとは思えません。2巡目国体に向けた県有主要3施設の整備について、現在の進捗状況と今後のスケジュールを、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 3施設のうち、陸上競技場と体育館につきましては、その整備地であります都城市及び延岡市と、共同整備に向けた調整を円滑に行うため、それぞれ検討会を設置いたしまして、施設の配置や整備手法等について随時検討を進めてきております。

また、プールにつきましては、宮崎市内の県有地を候補地としておりますが、民間事業者との対話を実施いたしまして——今募集中でございますが——この民間事業者との対話において、PFIによる整備の可能性や、コスト縮減等について意見をいただくなどの取り組みを行いながら、整備内容の検討を進めてまいりたいと考えております。

現在、基本計画の策定を進めておりますが、陸上競技場については本年9月を目途に、また、体育館とプールについては今年度末を目途に取りまとめてまいりたいと考えており、その後、設計や建設工事等を進めていくこととしております。

○田口雄二議員 今年度中に基本計画が3施設ともまとまり、具体的に前に進むことがわかりました。よろしく願いいたします。

それでは次に、医療福祉行政について伺います。

私は昨年2月議会の代表質問で、宮崎市や都城市のドクターカーの現状を伺い、稼働率の高さから県立延岡病院と日南病院に導入できないのかと要望させていただきました。しかし、そのときは、救命率の向上を図る上で導入が望まれるが、両病院ともに医師が十分充足されていない現状では難しいとの病院局長の答弁でした。

ところが、その後、延岡病院では医師の増加により、延岡市との連携で4月18日よりドク

ターカーが導入されました。御尽力に心から感謝申し上げます。延岡市消防本部から出動した緊急車両が、県立延岡病院で医師と看護師を乗せ、救急現場に向かうというピックアップ方式です。導入以来、約2か月が経過いたしましたが、ドクターカーによる県立延岡病院における救命救助現場への医師投入の取り組み状況について、病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） 御質問にもありましたように、県立延岡病院では、救命率の向上と後遺症の軽減を図ることを目的といたしまして、延岡市消防本部と連携して、病院の医師等が、消防からの要請を受けて消防本部の緊急車両に同乗して現場に向かい、現場または合流後の救急車両内において医療行為を行っているところでございます。

本年4月中旬の取り組み開始から6月7日までの間に6件の出動を行いまして、頭部外傷や心肺停止の患者などの治療を行っております。

取り組みがスタートしまして間もない状況の中で、消防当局と病院との間で出動要請を行う判断基準が一致していない場合があるなどの課題が挙げられておりますが、今後、両者で意見交換を行いながら、より効果的な活用が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 医師がふえたこともありますが、県立宮崎病院でドクターカー導入に尽力された先生が、現在は延岡病院に来ていると伺いました。そのことによりましてこの事業が実現したようです。まだまだ実績は少ないですが、消防署と連携を強めて、経験を重ねて実績を上げていただきたいと存じます。

次に、4月29日の宮崎日日新聞に、「本年度「臨床研修医」県内病院で始動 地域医療支える若い力」と称して、今年度からの2年間の医

療現場で実践を積む臨床研修制度を本県で始めた研修医が、一人一人顔写真入りで紹介されていました。県内の医師は他県と比べても高齢化が進んでおり、研修医の諸君は、多くの経験を積んでスキルアップの上、そのまま県内に残っていただきたいものです。そこで、県立3病院の臨床研修医のマッチング結果と採用について、病院局長に伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） 昨年度の県立病院における臨床研修医のマッチング状況は、宮崎病院が定員16名に対して12名、延岡病院が定員4名に対して3名、日南病院が定員7名に対して5名の計20名でありまして、その後の国家試験を経て、全員が本年4月に採用となり、マッチング制度が始まった平成15年度以降、過去最高の結果となりました。さらに、今年度、自治医科大学卒業生4名も研修に加わっております。

病院局では、臨床研修医確保のための取り組みとして、毎年度、東京や大阪などで開催されます病院の合同説明会への参加や、県立病院見学バスツアーなどを実施しているところでありますが、今回の臨床研修医の増加は、そうした取り組みの成果があらわれたのではないかと考えております。

臨床研修医の確保は、地域医療を支える人材を確保・育成する上で極めて重要でありますので、今後とも、関係機関と連携しながら、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 県立3病院の研修医の採用は過去最高で、延岡病院にも3名も研修医が来てくれました。3名も来るのは初めてでございます。ありがとうございます。県立病院の研修医はいい結果が出ましたが、次からの質問はちょっと心配な内容です。

医師になるのには、6年間の大学医学部を卒業して医師国家試験に合格し、2年以上の臨床研修制度が必修となります。臨床研修制度を修了すると、各診療領域の専門医を目指すのが一般的です。その専門医制度が、さまざまな紆余曲折を経て、今年度から新たな制度に変更されてスタートしました。この制度は既に幾つかの問題点が指摘されておりますが、その中でも最も問題とされるのが、地域や診療科の偏在が助長され、地域医療への影響が心配されることです。本県は既に地域偏在が大きく、この新専門医制度の今後を危惧しているところです。そこで、平成30年度から新しい専門医制度がスタートしましたが、本県で専門研修を開始した医師の状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 日本専門医機構の発表によりますと、平成30年度から本県で専門研修を開始する医師数は、県内で臨床研修を修了した医師が32名、県外で臨床研修を修了した医師が5名の計37名となっており、残念ながら全国最下位となっております。

このようなことから、国に対し、臨床研修及び専門研修制度において、医師少数地域への適正な配置を行うよう強く要望するとともに、県としましても、専門研修資金貸与を行うなど、専門医確保に向けた取り組みを推進しているところでございます。

また、県内で臨床研修を受けた医師が、そのまま専門研修を受ける割合が高いことを踏まえ、今後とも、宮崎大学医学部や県医師会等と連携しながら、医師確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 残念ながら全国最下位、心配された影響が早速出ました。4月号の県医師会

の機関紙「日州医事」で、河野雅行会長が懸念されたとおりになったことを憂えています。

次に、これまで、宮崎大学医学部への本県出身者が少ないことが本県の医師不足の要因の一つではないかと、その対策を進めてきました。一番少ないときは16%という危機的な状況があったこともありますが、地域枠を創設し、さらに地域特別枠を設けるなどしたことにより、成果が出てまいり、本県出身者は増加してまいりましたが、宮崎大学医学部医学科への本県出身者の過去5年間の状況を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 宮崎大学医学部の本県出身の入学者数でございますが、定員110名中、平成26年度が39名、平成27年度が38名、平成28年度が40名、平成29年度が34名、平成30年度が31名となっております、過去5年間で4割に満たない状況となっております。

○田口雄二議員 地域枠は3年連続で定員に届いておりません。本県の医師確保の政策として、地元の子供に宮崎大学医学部に入学してもらい、医師国家試験合格後は県内で臨床研修制度を実施してもらい、そのまま県内で医師として残ってもらうようにするものでした。それが崩れつつあるのではないかと心配です。宮崎大学医学部医学科の本県出身者が昨年度より減少していることについて、教育長の御見解を伺います。

○教育長（四本 孝君） 本県出身の宮崎大学医学部医学科への入学者につきましては、年度によって増減がありますけれども、医師の確保は県政の緊急かつ重要な課題でありまして、そのためにも、地元宮崎大学への進学者をふやすことが必要であると考えております。

このため、各学校におきましては、進路説明

会や三者面談等を通じまして、高校生が県内の医療について知る機会をより一層ふやし、本県の医師不足の現状をしっかりと捉えられるように、努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 本県から、毎年、大体100名近くが医学部へ進学しているものと思います。先ほどの宮崎大学医学部の本県出身者、ことしは31名ですので、約70名、約70%の学生が他県に流れているのではないかと推測されます。昨年の清山議員の質問では、鹿児島大学や沖縄の琉球大学では6割以上の地元出身者を維持していると紹介しています。本県の倍以上の地元率です。本県では地域枠、地域特別枠がそろった平成21年ごろから、地元率が高くなってきましたが、平成23年の40.9%をピークに、その後は低迷しています。改めて、宮崎大学医学部医学科の本県出身者の増加に向けて、教育委員会としてはどのように取り組んでいるのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 宮崎大学医学部医学科の本県出身者の増加に向けた取り組みとしまして、平成18年度入試からの地域枠推薦入試、平成21年度入試からの地域特別枠推薦入試の導入を受けまして、県といたしましては、制度の理解を促し、積極的な利用を進めてまいりました。

例えば、推薦入試制度の趣旨や目的につきまして、宮崎大学医学部の実施するオープンキャンパスに職員を派遣し、生徒や保護者に向けて説明を行っております。さらに、平成23年度から延岡高校の理数科をメディカル・サイエンス科に改編するなど、医師確保という地域課題の解決や、より質の高い学びを提供する体制を整えたところでございます。

今後、宮崎大学や関係機関と連携を図りな

がら、本県医療を担う人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 先ほど鹿児島大学の医学部と琉球大学の医学部の件を出しましたが、6割以上をずっと維持していると。そのあたりがなぜなのかということも、研究することが必要ではないかと思っておりますので、御検討よろしく願いいたします。

次に、知事に伺います。宮崎大学医学部の本県出身者が徐々に減少しており、今年度は31名で、またしても3割を切りました。新専門医制度がスタートしましたが、本県で専門研修を開始する医師は37名、全国最下位です。この新制度は、既に幾つかの問題点が指摘されております。再度申し上げますが、最も問題とされるのが、地域や診療科の偏在が助長され、地域医療への影響が心配されることです。これまで本県が進めてきた医師確保の政策が大きく揺らいできています。知事の認識をお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘がありました専門研修や宮崎大学医学部入学者の状況というものは、地域医療の将来を担う若手医師の確保対策に取り組んでいる中、非常に厳しい結果であると、重く受けとめているところであります。

今年度から開始された専門研修につきましては、今後、その要因の分析に取り組み、対策を講じていくこととしておりますが、まずは、先日国に対して、原則、専門研修を出身大学の地域で受けるような仕組みを構築できないかと、提案したところであります。

また、医学部進学を希望する中高生に対しましては、フォーラム開催等を通じまして、本県の地域医療を担う医師を養成する宮崎大学医学部の魅力をしっかりと伝えることで、本県出身者の割合を高めていきたいと考えております。

今後とも、中高生、医学生、臨床研修医といった各段階ごとに、関係機関が連携して、オール宮崎で取り組んでまいります。

○田口雄二議員 今回のやりとりで担当職員に聞きましたが、本県で専門研修を開始する医師が37名、全国最下位というのは、知事もかなり気にしているとのことでしたので、今後の取り組み、よろしく願いいたします。

宮崎大学医学部の本県出身者の減少、新専門医制度等、宮崎の将来の医療に不安が出るような事例が重なってきました。医師確保、関係機関の連携、オール宮崎での取り組み、よろしくお願ひします。

次に、産業振興に移ります。

昨年度からスタートした奨学金返還支援事業について質問します。社会的な問題になっている奨学金返還の重い負担軽減と若者の県内企業への就職を促進し、今後の地域や産業の担い手を確保し、本県経済の活性化により地方創生の実現を図ろうとするものです。貸与を受けた奨学金の2分の1を上限に、県内企業に就職した1年目、3年目、5年目に、県と企業から給付するものです。支給総額の4分の1を企業が、4分の3を県が負担します。昨年度からスタートした奨学金返還支援事業について、初年度の支援企業認定及び支援対象者決定の実績について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 初年度の実績でございますが、本事業に登録し返還支援を行う支援企業について、応募のあった県内企業35社全てを認定するとともに、これらの企業に就職し奨学金の返還義務のある大学生等19名を支援対象者として決定したところであります。

○田口雄二議員 19名の支援対象者ということですが、募集枠が40名見込まれていたもので、21

名分の枠を学生や企業が活用できなかったということになります。初年度の事業でしたので、学生たちがこの事業の存在を知らなかったのだと思いますし、企業側もうまくPRできなかったことが予想されます。昨年度の実績を踏まえ、この支援事業のさらなる活用を図るため、今後どのように取り組むのか、再度、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 今お話のあったとおり、本事業のさらなる活用を図るため、まずは、今年度の支援企業として、昨年度の35社を大幅に上回ります62社を認定することにより、若者にとって、より利用しやすいものとしたところであります。

また、今後、支援対象者の募集に当たりましては、県内外の大学等へのPRチラシの送付や就職説明会における相談ブースの設置に加え、事業の周知を図るためのイベントを複数回開催するほか、多様なSNSを活用するなど、広報活動の充実・強化に努めることとしております。

このような取り組みを通じまして、学生や保護者、教育関係者等への周知を図ることはもちろんのこと、宮崎のよさや県内企業の魅力を効果的に伝えることによりまして、若者の県内定着を促進し、宮崎の将来を担う産業人材の確保につなげてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 PRのほうをしっかりとよろしくお願いいたします。今年度は予定した募集枠を全て使えるようによろしくお願いいたします。

次に事業承継の取り組みについてお伺いします。

この質問は3回目となります。本県は、倒産に至らなくても事業継続を断念して、休廃業・解散を選択する企業が実に多く、全国でワース

ト2位です。帝国データバンクによりますと、2017年で330件、倒産件数の12.7倍です。後継者問題や代表の高齢化が深刻化して、業種では建設業が125件と4割近くを占めています。休廃業・解散した県内業者の売上高合計は約149億円、従業員数合計は約850人と見られます。事業承継の現状と県の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 昨年、県が60歳以上の経営者を対象に実施したアンケート調査では、回答者の約半数が、「自分の代で廃業予定」あるいは「後継者未定」としており、経営者の高齢化が進行する中で、円滑に事業承継が行われなければ、雇用の場や地域経済の活力が失われていくものと認識しております。

このため、県ではことし4月に、これまでの関係機関連絡会議を発展させ、宮崎県事業承継ネットワークを立ち上げたところであります。その中で、経営者に計画的な準備を促す事業承継診断、また、税理士等の専門家による高度な支援に至るまで、宮崎県事業引継ぎ支援センターを中心として、切れ目のない支援を行うこととしております。

県としましては、今後とも、関係機関と連携・協力し、円滑な事業承継の推進に、しっかりと取り組んでまいります。

○田口雄二議員 国や市町村、商工団体や金融機関など48機関から成る関係機関連絡会議をさらに発展させ、県事業承継ネットワークを立ち上げたそうですが、地域経済のためにも、円滑な事業承継をよろしくお願いいたします。そこで、宮崎県事業引継ぎ支援センターの実績について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 宮崎県事

業引継ぎ支援センターの実績につきましては、平成27年8月の開設から平成30年3月末まで、親族内承継、従業員承継及び第三者承継に関する相談件数が296件、そのうち、センターとして支援し、事業承継の成約に至ったものが9件となっております。

○田口雄二議員 相談件数が296件もあったと聞きましたが、事業承継の成約に至ったものが9件しかなかったと、今答弁がございました。相談件数に比べて成約件数が少ない要因について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 事業引継ぎ支援センターの相談件数につきましては、昨年度、積極的な周知を行いまして、平成28年度の68件から195件と、約3倍に増加したところであります。これらの相談は、親族内承継、従業員承継、第三者承継を広く受け付けているものであります。

このうち、当該センターが支援対象とする第三者承継につきましては、中長期的な支援が必要なものや、専門家による高度な支援が必要なものが多く、相談後すぐ成約に結びつくことは、難しい状況にございます。そのため、同センターでは、今年度から、人員体制をさらに強化するとともに、事業承継ネットワークを通して、支援を強化することとしております。県としましては、これらの取り組みにより、今後、成約の積み上げが図られるものと考えております。

○田口雄二議員 事業承継の取り組みがかなり強化されてきたことを確認できました。これからどんどんマッチングが進んでいくものと思います。期待をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、開放特許について質問いたします。

開放特許とは、企業や大学、研究機関が公開する特許の一つです。比較的安価で技術を導入できます。せっかくの発明も休眠させていては、経済、金融、産業などに大きなつながりを見出せません。大手企業は多くの特許権を所持しており、自社で実施しない特許権は他社に実施を認め、ライセンス収入を得るほうがよい場合もあります。

中小企業が自力で技術開発をしていくことは、資金面等々から至難のわざです。開放特許を活用した企業支援の取り組み状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 人材、資金面で開発力の弱い中小企業におきましては、大企業等の開放特許を活用した製品開発は、不足する技術を比較的安価に入手できることや、大企業のブランド力で自社の知名度を補うことができるなど、大きなメリットがあり、「川崎モデル」で知られる川崎市が先駆的に取り組んでいるものであります。

本県におきましては、川崎市との連携協定の取り組みの一つとして、このノウハウの提供をいただきながら、28年度から「知財ビジネスマッチング」として実施してまいりまして、昨年、延岡市の企業が、オフィス家具の大手企業とライセンス契約を締結し、立ち上がり補助機能付きの椅子の開発を進めているところであります。

県といたしましては、引き続き関係機関と連携を図りながら、このような開放特許を活用した県内中小企業の付加価値の高い製品づくりを支援してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 今回の質問で初めて知ったのですが、川崎市との連携協定は、本県の杉材の活用等ばかりだと思っていました。このような

部門まで広がっているとは初めて知りました。開放特許は、中小企業にとりまして心強い制度でもあります。延岡市の例も、商品化がうまく進めばと思っております。さらに川崎市と連携を深めて、さまざまな分野で御教授願えたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、警察行政について伺います。

本県の東九州道は片側1車線がほとんどで、上下線の中央には簡易なラバーポールが立っているだけで、反対車線への飛び出しによる死亡事故などの大きな事故が発生していました。この対策を求めて、衝撃の緩和性能を持つワイヤロープの設置の声が上がり、NEXCO西日本より一部に設置されました。設置されて約1年が経過いたしました。東九州自動車道のワイヤロープ設置後の交通事故の状況について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 平成29年6月3日までに、東九州自動車道の宮崎西インターチェンジから門川インターチェンジ間の10か所、合計11.6キロメートルの簡易中央分離帯にワイヤロープが設置されております。

同日以降1年間で、この設置区間での当該ワイヤロープに接触した交通事故が12件発生しておりますが、全て車両単独による物損事故となっております。対向車との衝突や接触など人身事故の発生は1件もない状況であります。

設置前1年間では、同区間において、車が対向車線に進出するなどした人身事故が3件発生しておりました。

設置の効果を判断するためには、設置者等において、他県の高速道路におけるワイヤロープの設置区間の状況等を踏まえた検証等が必要かと考えられますが、県内の現在までの状況は、

前述のとおりでありますので、今後とも、こうした状況が続くことを期待したいと考えております。

○田口雄二議員 大型車の事故はなかったようですが、乗用車の12件は反対車線への飛び出しも全くなかったようですし、人身事故もなかったと。非常に安全性が確認できたと思っております。私は、門川南スマートインター建設中の現場での飛び出しによる死亡事故の際は、その直前を走っておりました。私が事故に遭ったかもしれないと心配する声もありましたが、今聞きましたら、安全性が非常に高まり、ありがたく思っています。

次に、ユネスコエコパーク登録に伴い、祖母・傾・大崩山系の関心が大きく高まりました。現在山登りブームもあり、NHKの衛星放送等でも日本百名山等が放映されています。大崩山では、ユネスコエコパーク登録後すぐに死亡事故が発生しています。ユネスコエコパーク登録に伴い、祖母・傾・大崩山系の山岳遭難事故の発生状況と警察で行っている訓練等について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 平成29年中の祖母・傾・大崩山系での山岳遭難事故の発生は、8件10名です。このうち、転落事故が2件2名、道に迷った事案が6件8名です。転落事故の当事者はいずれも男性で、まことに残念ながら1名が亡くなられ、もう1名が重傷を負っております。平成29年のうち、6月のユネスコエコパーク登録以降の山岳遭難事故の発生は、4件4名でありまして、2件の転落事故も含まれております。また、本年は、5月末現在1件1名で、登山中に足を捻挫された方を救助しております。

警察が行っている訓練は、県内13警察署に山

岳救助班を編成しておりまして、本年これまでに、延岡警察署を初め、3警察署において山岳遭難救助訓練を実施しています。また、毎年、各警察署の担当者を集めて、専門の知識・技能を有する県警機動隊員指導による「山岳遭難救助指導者研修会」を実施しまして、山岳遭難が発生した際の捜索・救助活動に備えております。

○田口雄二議員 3つの山、特に大崩は、九州一危険な山とも言われております。山登りの知識にたけた経験豊富な人とししか登れない危険な山です。事故防止の啓発もよろしく願いいたします。

次に、人材確保について質問します。

人材不足、人手不足が連日のように報道されております。少子高齢化の上、好景気で企業に人材をとられ、県職員等の競争倍率にも影響が出ています。県職員採用試験の競争倍率が低下しているようですが、その推移及び要因について、また受験者を確保するためにどのような取り組みを行っているのか、人事委員長に伺います。

○人事委員長（濱砂公一君） 県職員採用試験の競争倍率でございますけれども、昨年、平成29年度は、大学卒業程度全体で3.9倍ございました。5年前よりも2.6ポイント低くなっております。この要因につきましては、民間企業の採用意欲が強く、できるだけ早く学生等を確保しようとする動きが活発化していること、あるいは同じ公務員の中でも国や市町村との競合があることなどが考えられます。

このため、ホームページ等による広報の充実のもとより、大学等での説明会への参加、技術系の学生に対する相談対応、さらには、技術系職種の実験において、教養試験の負担軽減を図

るなど、受験者確保対策に取り組んでいるところでございます。また、早い時期から県の仕事に興味を持ってもらうために、高校生等に対する出前講座を実施し、やりがいや魅力等について発信しているところであります。今後とも、関係部局と連携し、優秀な人材の確保に努めてまいります。

○田口雄二議員 大企業の少ない本県においては、県庁は親にも勧められ、競争倍率も非常に高く安定した人気の就職先でした。県のシンクタンクの機能が損なわれないように、優秀な人材確保をよろしく願いします。

次に、警察官の採用状況を伺います。今回、本県の警察官採用については、ちょっとマスコミで話題になりました。警察官採用試験の競争倍率が低下しているようですが、その推移について、また、受験者を確保するためにどのような取り組みを行っているのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 平成29年度の警察官採用試験の競争倍率は、大学卒業を対象とする警察官Aが4.2倍、高校卒業を対象とする警察官Bが3.8倍となっております。5年前と比較しますと、警察官Aが0.8ポイント、警察官Bが1.6ポイント下がっております。

県警では、このような厳しい採用情勢を踏まえまして、平成29年度から採用試験において身長・体重の身体基準を撤廃しまして、今春、従来の制度では受験することができなかった男性2名、女性1名を採用しております。そのうち2名は、関西の出身ですが、「警察官になりたい」という志を持ち続け、本県の身体基準が撤廃されたことを機に受験しております。

今後とも、優秀な人材を幅広く採用できるよう、社会情勢に応じた試験制度の見直し等を検

討していきたいと考えております。

○田口雄二議員 先ほども申し上げましたように、今回の身体基準の撤廃は、マスコミでも話題になりました。正義感に燃える優秀な人材確保をよろしくお願いします。

将来の宮崎を背負って立つ子供たちの教員の採用状況について伺います。教員採用選考試験の競争倍率が低下しているようですが、その推移及び要因について、また、受験者の確保の取り組みをどのように行っているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 教員採用選考試験の競争倍率につきましては、平成25年度は10.6倍でありましたが、29年度が4.7倍となっております。これは、ここ数年の退職者の大幅な増加に伴い、採用予定者数がふえていること、これに加えて、応募者数が少しずつ減っているためと捉えております。

県教育委員会では、人材を確保するため、本年度から、受験年齢の制限を実質的に撤廃するとともに、他県の現職教員などを対象とした特別選考試験の出願要件を緩和するなど、より受験しやすい環境を整えたところであり、また、本年度からは、大学生などを対象としたガイダンスを県内外で実施することとしており、引き続き、優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 受験年齢の制限を59歳まで広げたと聞いておまして、私もまだ受験する資格があるんですね。いろいろな要因があり、単純に競争倍率だけでは比較できませんが、平成25年度に10倍以上あったものが、平成29年度ではわずか4年で5倍を切るというのは、本当に大丈夫かと心配になります。忙し過ぎる先生

やモニターペアレント等の話がマスコミ等でよく取り上げられるので、人気落ちたりしてないのか不安になります。

教員の大量退職の話がよく出てきますが、現在は再任用制度があり、定年後も延長しての雇用が大変多くなってきております。教職員の再任用の状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 平成29年度末、退職者における、本年度の再任用の状況につきましては、小学校は、退職者146人に対しまして、再任用者60人、率にして41.1%。中学校は、退職者68人に対しまして、再任用者26人、率にして38.2%。県立学校は、退職者64人に対しまして、再任用者38人、率にして59.4%であり、合計いたしますと、退職者278人に対しまして、再任用者124人、率にして44.6%となります。

○田口雄二議員 教職員の再任用の比率は、さまざまな理由があって、県職員などと比較すると、残念ながらかなり低いようであります。これも教員不足の要因の一つと思えるところがございます。

次に、本県における外国人技能実習生の状況を伺います。

先日、インドネシアのジャカルタに参り、公益社団法人「日本・インドネシア経済協力事業協会」、通称「ジーク」を調査してきました。宮崎県庁の近くにはジークの南九州支局があります。元理事長が宮崎市赤江の出身で、黒木さんという方ですが、そういう関係もありまして、宮崎県出身の職員も多くいらっしゃいました。ここは、インドネシアの若者を日本へ技能実習生として送り出すところです。3カ月半の日本語と日本に関する教育となる事前研修を行い、日本に入国後さらに1カ月の講習を経て、企業実習に臨むものです。

若者たちの教育現場を見てみると、短期間で日本語をかなり話せるようになっており、そして、日本に来て自炊するための調理実習も受けていました。その中で、もうすぐ門川町の魚の加工場、都城市の農産物の加工場に行くという実習生を紹介されました。インドネシア人と聞くと、宮崎では漁船に乗っている実習生のイメージが強かったのですが、人手不足の日本の要望もあり、さまざまな職種で実習しているようです。本県においても、かなりの外国人技能実習生が入っていることを実感させられました。そこで、本県における外国人技能実習生の人数の推移等を、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 宮崎労働局によりますと、本県の外国人労働者数は、各年10月末時点で、平成27年は2,119人、28年は2,602人、29年は3,490人となっており、このうち、外国人技能実習生につきましては、平成27年は1,371人、28年は1,704人、29年は2,342人と、いずれも年々増加しております。

また、国籍別ではベトナムと中国が、産業別では製造業と農業が多くなっておりまして、外国人労働者及び技能実習生ともに、同様の傾向が続いております。

○田口雄二議員 外国人労働者は29年の10月で3,490人ですので、この増加の仕方では、ことしの10月のカウント時は軽く4,000人を超えているのではないかと想像されます。そのうち、技能実習生は3,000人を超えているのではないかと想像されます。既に多くの外国人が入っているのに人手不足です。日本の人手不足がいかに深刻かよくわかりました。

そこで政府は、2019年4月に外国人労働者向けに新たな在留資格をつくります。最長5年間

の技能研修を修了した外国人に、さらに最長で5年間、就労できる資格を与えます。5年間が過ぎれば帰国してしまう人材を就労資格で残し、人手不足に対処するようです。新資格で就労すれば技能実習より待遇がよくなるので、技能研修から移行を希望する外国人は多いと予想されます。農業、介護、建設などの人手不足の業界を対象にしています。さらに外国人労働者が増加することになります。

次に、教育行政について質問します。

教員の大量退職や特別支援学級の増加で、正規の免許の教員だけではカバーできなくなり、臨時免許で働く教員が増加しているとお聞きしました。臨時免許とは、普通免許を持つ人を採用できない場合に限り、都道府県の教育委員会が検定を経て交付されるものです。文部科学省は臨時免許を安易に出さないように通知していますが、欠員になれば現場に支障を来すことになり、やむを得ず実施しているようです。本県の臨時免許状の校種別授与件数について、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 本県における平成28年度の臨時免許状授与件数は、小学校61件、中学校166件、高等学校123件、特別支援学校20件、その他幼稚園等3件、合計373件となっております。

○田口雄二議員 この数が多いのかどうかというのは、私が判断する物差しを持っておりませんが、本来の専門性の高い教科等ではなく、自分が得意としない授業をするというのは、先生たちのストレスになるのではないかと、また子供たちへの教育の提供という面からはいかがなものかと思えます。

正規の免許状ではない臨時免許状で授業を行うことは、本来好ましくないことだと私は考え

ますが、教育長の見解を伺います。

○教育長（四本 孝君） 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用できない場合に、やむを得ず授与される免許状であります。

近年、学校の小規模化や特別支援学級の増加等により、当該校種や特定教科の免許状を有する者を十分に確保できない状況にあります。

県教育委員会といたしましては、計画的な正規職員の採用に努めるとともに、臨時免許状で教える者への普通免許状の取得促進や、小規模校における兼務の推進など、普通免許状を有する教員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 普通免許状を有する教員の確保、ぜひよろしく願いいたします。以上で用意した質問はすべて終了いたしました。

今回は、本県の医療の将来を危惧しての質問、産業振興、人材確保を中心に質問させていただきました。いずれもすぐに解決できるような課題ではありませんが、粘り強い取り組みをよろしく願いいたします。以上で終わります。ありがとうございました。

○蓬原正三議長 次は、武田浩一議員。

○武田浩一議員〔登壇〕（拍手） 皆様、こんにちは。傍聴席の皆様、本日もありがとうございます。自由民主党くしま、串間選出の武田浩一でございます。本日最後の質問者であります。しばらくお時間をいただきます。

まずは、霧島山の新燃岳、硫黄山の噴火により被害に遭われた住民の皆様、関係者の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、国・県・地元自治体の応急対策や中長期的対策により、地域の皆様が一日も早く平穏な生活に戻れるようお願いいたします。

さて、私も50歳を超え、NHKの大河ドラマ

をおもしろく思える年代となりました。「西郷どん」を毎週録画して、楽しく見ております。改めて、西郷隆盛の偉大さと当時の若者たちの自分個人ではなく、家族・友人・地域に対する純粋な熱い思いに毎回心を揺さぶられております。

「敬天愛人」「道というものは天地自然のものであって、人はこれに則っているものであるから、天を敬うことを目的とするべきである。天は他人をも自分をも平等に愛したまうから、自分を愛する心をもって人を愛することが肝要である」ということでしょうか。

昨今ちまたをにぎわせている「モリ・カケ問題」「日大アメフト部危険タックル問題」、セクハラ・パワハラ・いじめ、そして虐待問題、私の大好きな日本、日本人はどうなってしまったのでしょうか。

現在の日本、日本人に足りないもの、忘れてしまったものが、この大河ドラマ「西郷どん」「敬天愛人」にあらわれているような気がいたします。

それでは、通告に従いまして質問してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

まずは、地方創生についてであります。

平成26年に元総務大臣の増田氏が座長を務める日本創生会議が、少子化の進行や人口流出に歯どめがかかっていないこと、また、2010年から2040年までの間に20～39歳の女性の人口が5割以下に減少すると推計される自治体に、全国の市・区・町・村の約半数が該当するということを指摘し、国は東京一極集中を是正することで地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げることを目的として、「地方創生」という一連の政策を掲げました。我が宮崎県も各市町村も、「まち・ひと・しごと創生総合戦

略」を策定し、宮崎の創生、地方創生に取り組み、鋭意努力されていることは承知しているところではあります。なかなか下げどまらない人口減少下にある県内各地の活性化を図っていくために、県のトップリーダーとして今後どのように宮崎県の創生に取り組んでいかれるのか、知事に伺います。

次に、知事も私と同年代でありますので、同じような認識だと推測するものであります。私の若い頃は十年一昔と言われておりました。しかし、最近是一年一昔、いやそれ以上に日々新しい変化を実感し、時には時代についていけないと感じるときもあります。そんな中で、社会経済情勢の急激な変化に対応するためには、組織の見直しなど柔軟に対応していく必要があると考えますが、知事の所感を伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、人口減少下における地方創生の取り組みについてであります。人口減少が進行する中、県全体の活力を維持していくためには、ある程度、人口や都市機能が集積した地域を核として、周辺市町村がそれらの地域と連携を図るとともに、それぞれの強みを生かし、また、弱みを補完し合いながら、バランスよく発展していくことが重要であると考えております。また、定住人口に加えて、交流人口・関係人口をふやしていく、そのような努力も必要であろうかと考えております。

このような中、例えば串間市におきましては、豊かな自然を守り生かす「串間エコツーリズム」の推進や、農産物・水産物の輸出の拡大など、地域資源を活用した交流の促進や産業振

興を図る取り組みが展開されております。県におきましても、各市町村が総合戦略を推進するため、地域と一体となって取り組む地域づくりへの支援など、さまざまな施策を講じているところであります。これらの取り組みに加え、引き続き、社会資本整備によります圏域間のネットワーク強化も図りながら、県内各地域の個性と魅力が十分に発揮される、宮崎ならではの地方創生の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、組織のあり方についてであります。県の組織につきましては、時代の変化や新たな行政需要に迅速かつ的確に対応するとともに、効果的・効率的な施策の展開を図るため、毎年度、必要な見直しを行っているところであります。その上で、危機事象などの緊急に対応すべき事案や部局横断的な課題については、私や副知事をトップとする「本部会議」を設置して、部や課といった組織の枠を超えて全庁的に対応するほか、所属の異なる職員が、一定期間、同じ執務室で勤務するプロジェクトチームを設置するなど、さまざまな事案や課題に迅速かつ柔軟に対応してきたところであります。

今後とも、簡素で効率的な組織体制を基本としつつ、業務の内容に応じて、どのような体制が望ましいのかという観点から、組織のあり方を総合的に判断して、県政の重要課題に適切に対応してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○武田浩一議員 5月の22日・23日、29日・30日に、総務政策常任委員会の県内調査に行っていました。高千穂町の五ヶ村集落、延岡市のエンクロス、川南町の指定管理者を利用した文化ホール・図書館、常に先進的に取り組まれている宮崎空港ビル、国内線の拡充・国際線定

期便化を目指しておられるソラシドエア、小林駅周辺の都市再生を図るKITTO小林、県内各地で我がふるさとを何とかしたいという熱い思いを感じてまいりました。また、組織のあり方につきましては、現状がだめだというのではなくて、変化の激しい時代に、常に変化に対応していただきたいという思いから質問させていただきました。

今回の霧島山の新燃岳・硫黄山の噴火後の危機管理体制や、先日行われました若手職員によるワークショップなど、私としても大変評価しているところでありますが、もっともっと柔軟でアメーバ経営的手法も取り入れながら、県職員一人一人が輝ける組織を期待するものであります。地方創生、宮崎の創生として、知事の答弁にありましたように、周辺市町村が連携を図りながら、強みを生かし、また弱みを補完し合いながら、ともに力を合わせ、県内各地域の個性と魅力を十分に発揮し、ウイン・ウインの関係で、宮崎ならではの地方創生の実現を目指してまいりましょう。宮崎丸の船長としての知事のリーダーシップを期待しております。よろしくお願いいたします。

次に、県内調査の中で、宮崎地方気象台の業務内容や施設の状況を調査させていただきました。

近年の想定を超える集中豪雨、火山関連、そして地震・津波情報の関係機関への伝達等をお聞きし、その後、高鍋町の津波避難タワー、青島地区の地域総合センターを調査いたしました。その中で気になったことが、夜間の避難体制であります。夜間、市街地の津波避難ビル等へ避難するためには、道路、側溝、用水路、街灯等の避難路の安全面が重要であると考えますが、市町村の取り組みに対する県の支援策につ

いて、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（田中保通君） 津波避難ビル等への避難路につきましては、市町村長が、安全性や機能性が確保されている道路を指定することとなっており、沿岸市町において、安全に避難できる避難路の確保・整備に取り組んでおります。県では、夜間でも安全かつ迅速に避難できるよう、減災力強化推進事業によりまして、街灯や誘導灯、手すりの設置、路面の補修など、避難路への附帯施設等の整備や拡充に取り組む市町村に対して支援を行っているところであります。

今後とも、津波から県民の命を守るため、安全に避難できる避難路の整備が、着実に進むよう、沿岸市町の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 市町村との連携を密にさせていただいて、1人でも犠牲者を減らすように努力をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

次に、昨年11月議会での私の質問に対して、知事より、「地方創生の取り組みや定住自立圏構想などを進めており、特に県南地域においては東九州自動車道のミッシングリンクの早期解消などに全力で取り組んでいく必要がある」、また県土整備部長より、「油津から串間、夏井までの約34キロメートルは、事業化に向けて調査中である」「県としても、今後とも国や関係各県、地域の皆様との連携を図り、一日も早く全線開通するよう全力で取り組む」との答弁をいただきました。

本年に入り県南初の日南北郷一東郷間の9キロメートルが開通したことは、評価するものでありますが、我がふるさと串間市においては、まだ1ミリも事業化されておられません。どうか

串間市民の意を酌んでいただき、油津一串間一夏井間の早期事業化に向けた知事の意気込みを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今、御指摘がありました東九州道の日南北郷一東郷間、3月11日に、県南区間初の高速道路ということで開通をし、この地域に大いに活力また元気をもたらしているところでもあります。こうした東九州自動車道の広域開通によりまして、さまざまな分野であらわれてきておりますストック効果を、県内全域にわたって最大限に発揮させるためには、御指摘の油津一串間一夏井間の事業化を何としても早期に実現させる必要があるものと考えております。

このため、先月の29日には、蓬原議長とともに国土交通省や財務省に対しまして、高速道路のミッシングリンクの早期解消や、公共事業予算の確保なども要望してきたところでもあります。また、全国の首長や国会議員などが集まります高速道路建設協議会の総会、これに私も出席をいたしまして、おこなっている本県の実情を強く訴えるとともに、国の財政制度等審議会におきまして、「日本の社会インフラが概成しつつある」、すなわち高速道路を含めたインフラがおおむね完成しつつあるというような指摘がなされていることについて、大いに異を唱え、公共事業予算全体としてパイを確保していくことの必要性を強く訴えてきたところでもあります。

また、7月には、沿線の4県1市が一体となりまして、1,000人規模の地方大会を宮崎市で開催しまして、東九州自動車道の全線整備に向けた地域の熱意を強く訴えていくこととしております。高速道路は、地方創生を支える社会基盤でありまして、南海トラフ地震などの大規模災

害時における命の道にもなるものと考えておりますので、私が先頭に立ちまして、一日も早い事業化を目指して、沿線自治体や地域の皆様と連携を図りながら、全力で取り組んでまいります。

○武田浩一議員 日本の社会インフラは終わったわけではなくて、宮崎県におきましては、特に串間市におきましては、まだ全然進んでいないところがありますので、地方創生を進めていく上で、インフラ整備は本当に串間市の悲願であります。知事より力強いお言葉をいただきましたので、しっかりと本年度、来年度に向けて、何とか事業化していただけるようによろしく要望しておきます。

次に、東九州自動車道油津一串間一夏井間の早期事業化を図るために、副知事としてどのように考えておられるか伺います。

○副知事（鎌原宜文君） 東九州自動車道油津一串間一夏井間の早期事業化を図るためには、知事が先ほど答弁しました国の公共事業予算の総額を確保するということのほかに、地元でできることとして、2点あるかと考えております。1つには、現在事業中区間の早期完成に向けまして、事業進捗を図り、新たな区間の事業化に着手しやすくすること、そしてもう1つには、全国の未事業化区間の中において、油津一串間一夏井の事業化の優先度を高めていくこと、この2つが重要であろうと考えております。

まず1つ目の、事業中区間の事業進捗を図ることにつきましては、いろいろ工夫が考えられるわけですが、例えば、日南東郷一油津間におきましては、国が速やかに工事に着手できるよう、用地の先行取得などを日南市と協力して進めることが有効ではないかと考えております。

次に、油津一串間一夏井の事業化の優先度を高めるためには、この区間のストック効果の発現が早い、あるいは、そもそも期待されるストック効果が大きいというふうにすればよいわけでございますので、例えば関係市において、あらかじめ地籍調査を行って土地の境界を確定させておくということですか、将来の全線開通を見据えて、産業振興、観光振興のための取り組みを進めておくことなどが有効ではないかと考えております。

県といたしましては、早期事業化を図るため、これらのことを踏まえて、関係市との連携を密に図り、地域の皆様と一体となって、全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○武田浩一議員 ありがとうございます。ストック効果として、今、串間も道の駅に取り組んでおります。また、都井岬の再開発、アオイファーム、黒瀬水産といった、世界に誇る企業が芽生えておりますので、命の道として、串間市民、県民の命を守っていただきたいと思っております。どうか串間市民の意を酌んでいただいて、一日も早い事業化をお願いしておきます。

次に、国道448号の災害復旧について伺います。

昨年の11月議会で、「国道448号藤地区においては大規模な地すべりである。対策工法の検討、ボーリング地質調査を行い、災害復旧事業の採択に向けてさまざまな検討を行い、国との協議を進めている」「早期復旧に向け全力で取り組んでいく」と御答弁をいただきました。

知事を先頭に、県土整備部の皆様、県執行部の皆様、県議会の皆様、また地元の古川衆議院議員を初め、県選出の国会議員の皆様、もちろ

ん串間市、地元住民の皆様の努力をもちまして、国道448号藤地区の災害関連事業が採択されました。心より感謝を申し上げます。

そこで、この3年間で32億円というものが採択されたわけですが、今後どう取り組んでいられるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 国道448号串間市藤地区の道路災害につきましては、地すべり発生により被災した箇所や、隣接する地質のもろい箇所を迂回し、トンネルを含むバイパスにより復旧する災害関連事業として、ことし3月に採択されたものであります。

事業内容は、全体延長が約1,140メートル、このうちトンネル延長が約880メートルとなっており、事業期間は、今年度から平成32年度までの3年間、全体事業費は約32億円であります。

現在は、用地買収と並行して工事発注に向けた事務手続を進めているところであり、トンネル工事につきましては、一日も早い復旧を図るため、2工区に分割し、両方から掘り進めることとしております。

今後とも、地元の皆様や関係機関の御理解と御協力を賜りながら、一日も早い完成に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 現在迂回路となっております市木南郷線の改良のほうも大変御尽力いただいているところですので。トンネル等も、暗いとか狭いとかいう話もございますので、そちらの方もどうかよろしく願いを申し上げます。

次に、今回の県内調査では、延岡市と小林市において、JR九州のダイヤ改正の影響についても調査し、意見交換をしてまいりました。

特に学生や高齢者等、車を運転できない交通弱者の方々に影響が出ているようございま

す。JR九州のダイヤ改正による減便等の影響をどのように認識しているか。また今後、県はどのように取り組んでいかれるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 今回、県が実施しましたダイヤ改正後の影響調査では、通学のために保護者の送迎負担が生じている、列車の待ち時間が長くなって利便性が低下したなどの状況が報告されておりまして、さまざまな形で沿線地域住民の日常生活への影響が出ているものと認識しているところであります。

このため、県としましては、先月、沿線自治体や九州各県とともにJR九州にダイヤ改正後の見直しを要請いたしましたが、今後ともJR九州にはしっかりと地元の声を届け、地域住民の利便性の維持を図ってまいりたいと考えております。

一方で、特に利用者が減少しております吉都線や日南線においては、沿線自治体やJR九州とも連携を図りながら、これまでの地域内の利用促進に加え、今年度は、地元食材を活用したレストラン列車や、イセエビなど魅力ある御当地グルメを活用したツアーなど、地域外からの需要喚起を図る取り組みを積極的に進め、路線の維持・活性化に努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 知事が先ほど答弁されました「県内各地の個性と魅力が十分に発揮される、宮崎ならではの地方創生の実現」のため、また交通弱者対策、観光宮崎のためにも、今後、JR減便等を契機に、鉄道と路線バス、コミュニティバスの接続をよくするなど、県全体を考えながら、公共交通機関をより効率的に運行していくことが重要だと考えます。県の考えを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 少子化や人口減少などの影響によりまして、路線バスを初めとする公共交通機関の利用者数は年々減少傾向にあります。路線の減便や廃止があった場合でも、公共交通機関をより効率的に運行し、利便性の確保を図ることは、持続可能な地域公共交通網を維持していく上で、重要な課題であると認識しているところでございます。

このため県では、地域公共交通会議等の場におきまして、生活交通のあり方について市町村とも協議しているところでございます。また、昨年度は、日向・東臼杵地域をモデルとして、沿線市町村や交通事業者、地域住民と連携しまして、鉄道と路線バス、コミュニティバスのダイヤ調整により、相互間の乗り継ぎ改善を図るとともに、路線バスについては、重複運行区間を集約するなど、運行の効率化に取り組んだところであります。

今後とも、市町村や交通事業者等と緊密に連携を図りまして、広域的に公共交通機関相互の乗り継ぎを改善するなど、人口減少下におきましても持続可能な、地域公共交通網の維持・形成に取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 少子化の影響により、JR九州も、今回は知事を初め、九州各県の皆さんからの要望で、見直しをかけるような話が今ニュースで出ておりますが、やはり将来を考えますと、なかなか厳しいなというのが現状です。私も串間市に住んでおりますので、日南線のこれ以上の減便、現在、高校生等を中心に大変御迷惑をかけている状況で、大変心苦しく思っております。私も、ほとんど乗ることがないというのが現状でありまして、県議会に来るにしても、どうしても時間の都合であるとか、帰りを考えますと、なかなか利用ができないというの

が現状であります。

ことし、三女が中学生になったんですが、ロマンウオークというのをやっています、油津から福島小学校まで親子で歩くという、これを年に1回やっております。そのときは全員で、親子一緒に日南線を利用しました。もう満員でした。立ち状態で2両が満員です。乗られた地域の方々が、「きょうは何があるの」という感じでびっくりされていました。高齢の方々に席を譲りながら、日南線に久しぶりに乗せていただきました。やはり列車はいいなと思ったところでしたし、子供たちも大変喜んでおりましたが、その後の30キロはみんな大変苦労しておりましたが、久々の列車の移動をいいなと感じたところでありました。

串間市の現状を申しますと、日南の県病院に行くにしても、宮崎の大学病院に行くにしても、なかなか便がないという状況で、何とか日南のコミュニティーバス、串間のコミュニティーバス、志布志のコミュニティーバスなんかをつなぎながら、もちろんJRと、路線バスと言いつつながら、串間には路線バスは入っておりません。宮交のバスがですね。そういう状況ですので、この現状を理解していただいて。

今回、部長の答弁の中で、日向・東臼杵地区をモデルとして取り組んでいってほしいということ、前回、県内調査のところでもそういうお話を、延岡で伺ったところでした。これを県全体に広げていただいて、県をまたいだ形で、例えば都城に行くのも、串間から都城の病院に行くのも大変なんですよね。昔はJRが都城まで志布志から走っていましたが、今は走っておりませんので、ここをどうつないでいくか。交通弱者の方々に。しっかりと県とし

て、そこらあたりをリーダーシップをとって、県内の市町村と連携をとっていただきたいと思っております。

また、観光の面でも最近1人とか2人ぐらいで、外国人の方が串間駅に見えたりします。びっくりしてちょっと声をかけますと、個人旅行で来られているみたいです。最近も帰りに、モアイ像の前のバス停に10人とか20人とかいう方々がバスを待っていていらっしゃいます。だから、この公共交通網を生かして、地元の足として、また観光の足としても重要ではないかと感じておりますので、今後また、県内の公共交通網の効率的な運行に力をかしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、地方創生を進めながら、また全国トップレベルの出生率を誇る宮崎県でも、子供たちの数は減少傾向を抜け出せません。生徒数の減少が続く中、今後の県立高等学校再編整備に対する知事の考えを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 今後の県立高等学校の再編整備におきましては、少子化が進行し、生徒数の減少が見込まれる中、地域の実態等も踏まえながら、保護者・生徒の多様なニーズを適切に配慮しまして、魅力と活力のある教育環境を提供する必要があると考えております。

次の整備計画の策定に当たりましては、本県の高校生に、よりよい教育環境を提供するという観点から、保護者や教育関係者、学識経験者など、県民の皆様幅広い御意見をいただきながら、教育委員会において適切に検討されるものと考えております。

○武田浩一議員 このたび、県立高等学校教育整備計画の後期計画がまとまったようでございます。私の地元の福島高校が何とか存続できたことは大変うれしく思っておりますが、統廃合

になられた学校の方々、地域の方々は大変悲しい思いをされていると思います。今、知事が御答弁されましたように、地域の実態を踏まえながら、保護者・生徒の多様なニーズに適切に配慮して、次の10年をまたみんなで話し合っただけで——地域に学校がなくなると、本当に活力がなくなります。地方創生もまた足かせになるんじゃないかと危惧しておりますので、よろしく願いをしておきます。

同じく、地域における県立高等学校のあり方について、教育長の考えを伺います。

○教育長（四本 孝君） このたび策定をいたしました県立高等学校教育整備計画後期実施計画におきましては、高等学校の魅力づくりを実現するという観点から、「地域との連携による教育の推進」を掲げております。そのためには、学校が、地元自治体と連携体制を構築し、地域の抱える課題や将来への展望等を認識・共有しながら、地域の人材や資源等を生かした教育活動を行う必要があると考えております。今後とも、地域や保護者の学校運営への参画など、地域と学校をつなぐ仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 地域との連携による教育の推進ということで、中高一貫校ということで、連携型の中高一貫校を今回、福島高校と福島中で行っていただきました。本当にありがとうございます。福島高校の子供たちも、地域の課題を解決しようと、今、地域学を一生懸命頑張っているところであります。何とか連携型の中高一貫校を、教育委員会の皆様と地元と一緒に成功させて、何とか県内全域の3クラスないところ、また募集人員に達していない高等学校を残していきたいと。これが宮崎の地方創生につながるのではないかと考えております。しっ

かりと一緒に頑張っていきますので、また御支援を、教育長よろしく願い申し上げておきます。

次に、地方創生や食育・郷土愛を育むという観点からも、学校給食における地場産物の活用を促進すべきだと考えますが、活用状況と教育長の考えを伺います。

○教育長（四本 孝君） 学校給食における地場産物につきましては、文部科学省の「平成28年度学校給食栄養報告」によりますと、本県では全食材数の29.9%で活用されており、全国平均の25.8%を上回っている状況でございます。学校給食におきまして地場産物を活用することは、児童生徒が地域の食文化への理解を深めたり、生産者に対する感謝の気持ちを育んだりする上で意義深いと考えております。

現在、市町村や各学校に対して、地場産物を活用した献立を紹介するとともに、栄養教諭等を対象とした研修会で啓発しているところであります。今後とも、学校給食における地場産物の活用に努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 同じく学校給食における地場産物の活用について、農政水産部長の考えを伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 学校給食において、子供たちが地元の食材を知り、食への感謝の気持ちや農業への関心を高めることは、大変重要であると認識しております。

現在、例えば、学校給食で使用される米と牛乳は、全て県内産であり、また学校給食会と連携しながら、県産米粉を使用したパンの導入にも取り組んでおりまして、昨年度は328校で実施されたところであります。今後とも、教育委員会や市町村等と連携し、子供たちや保護者、学

校関係者へ県産食材の魅力を発信しながら、学校給食における地場産物の活用促進に努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 我が宮崎県は農業立県であります。この質問をさせていただいたのは、ある保護者の方から、「武田さん、給食に野菜サラダが出ないみたいなんだけど」という話があって、「え、そうなんですか」と。よくよく話を聞くと、O-157の発生以来、生ものには火を通せというものが上からおりてきたみたいで。串間市の給食センターとか教育委員会とお話しさせていただいたら、給食センターの設備、配送の設備、受け入れる学校側の設備があれば、何とか提供できないことはないという話も伺ったところでしたが、保護者の方から、「何で、串間に新鮮なキュウリ、ワンタッチキュウリがあり、ピーマンがあり、宮崎は全国の中でもキュウリ・ピーマンという、すごい上位に入っているじゃないか。2位、3位じゃないか。その中で地元の子供たちに地元のおいしい野菜が食べられないのはおかしい」という話があって。その中で、こうやって全体の食材数の割合をお聞きしたところですが、全国平均が25.8%、本県は29.9%ですので、確かにパーセンテージにおいては全国でも上の方かもしれませんが、やはりこれだけの農産物を有している宮崎県が、これを例えば40%とか50%にして、全国に誇れる宮崎の農産物を子供たちに食べさせてあげたいなという思いであります。

食育の面からも、農業の面からも、大事なことはないかなど。確かに予算の面もありまして、保護者の皆様にそんなに御負担はかけられませんので、そこもなかなか心苦しいところではありますが、少しでも宮崎県の農産物を子供たちが食べて、農業を継いでくれる子供たちを

ふやして、宮崎の地方創生につなげていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いをしておきます。

次に、壇上でも申し上げましたように、我々を取り巻く環境が、すごいスピードで変化しております。I T、I Tと言っておりましたが、いつの間にかI o T、A Iとなりました。農畜産業を取り巻く環境も同様でございます。将来に向けた農畜産業の振興についてどのようにお考えか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農畜産業を取り巻く情勢は、担い手の高齢化や農業就業者の減少、T P P等に代表される国際競争の激化など、さまざまな課題を抱えております。このような状況の中、本県農畜産業を将来にわたり持続的に発展させるためには、時代の変化や社会のニーズに対応できるような産業へと転換していく必要があります。

そのため、まず人材育成の観点から、多様な分野や地域からの担い手の確保、また生産力向上の観点から、I C TやA I等の先端技術を活用したスマート農業の展開、さらに販売力強化の観点から、国内外への販路開拓などに積極的に取り組んでいるところでございます。県としましては、これらの取り組みを通じて、農業者が夢と希望を持てるように、本県農業の成長産業化をさらに推進してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 今、畜産業も大変いい波が来ておりますし、農業におきましても、どんどん法人化されたり、串間市でも、個人的な農業をされている、そんなに大きな法人化されていないところでも、今回、外国人労働者が研修制度を使って入ってきております。

本当に数年前までは、まさか串間の大東の芋

づくりに外国人労働者が来るなんてことは全く考えておりませんでした。アオイファームさんとか、そういうレベルであれば、もちろんそういう外国人労働者を受け入れることは考えておったし、実際、大分受け入れておられるんですが、まさか自分の同級生とかが親子でしているような農家に、「外国人労働者が今度、武田君、どっと来るとよ」という話をされると、もうびっくりしまして、この時代のスピードについていけないなど。

また、農業の今の外圧的な関係から、日本食ブームで日本の食材が外国で見直され、国内の農業の形態もどんどん変わっております。この中で、やはり今までどおりの10年後の計画なんかをされると、なかなか難しい。だから、これは農業分野だけじゃなくて、先ほど知事に申しましたように、全体が物すごく速いスピードで動いているので、ついていけないなどという思いでおるところですが、やはり本県の基幹産業である農畜産業が元気であれば、観光業も商工業も一緒に元気が出てまいりますので、お伺いしたところでした。

次に、同じく本県の水産業の成長産業化に向けて、県がどのように取り組んでおられるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 近年、世界的な水産物需要の高まりや、生産効率向上のための技術の著しい進展が見られるなど、水産業は大きな変革期を迎えつつございます。

このような中、本県では、現在、第5次宮崎県水産業・漁村振興長期計画に基づきまして、漁船の小型化などによる収益性の向上や、宮崎県漁村活性化推進機構と連携した担い手の確保などに取り組んでおります。

今後とも、水産業の変革に対応し、安定した

漁業経営を確立するため、これまでの取り組みをより強化するとともに、海外輸出に対応した産地の育成や、ICTを活用した操業の効率化などに積極的に取り組み、本県水産業の成長産業化を推進してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 水産業も同じような感じというか、沿岸漁業が衰退していく中で、先ほども質問がありましたように、地元の漁業家の方を何とか残していきたい、新しい方々が継いでいただきたいという思いもありますし、また黒瀬水産のように養殖業に特化されて、世界を目指している企業もあります。この中でうまくマッチングさせながら、海洋王国日本の海を守っていかねばならないと思っております。農業同様、ここもしっかりと地方創生にとって農業、水産業のほうで本当に多くの若い人材を募集しているような状況でございますので、しっかりと人材育成にも努めていただきながら、農畜水産業を支えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

次に、先ほど午前中にも、重松議員の質問で、県内の鳥獣被害については、現状についてはだいたい理解できました。ピンチはチャンスであります。そこで、本県のジビエ利用の現状とこれからの方向性について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 現在、県内のジビエは、精肉だけでなく、レトルトカレー等の加工品として、一部利用されておりますけれども、主要なイノシシ、鹿におきましても、捕獲頭数の約4%しか利用されていないなど、十分な活用がなされていない状況にあります。

このため県では、ジビエの利活用を促進するため、国の交付金を活用して、市町村等が取り組む処理加工施設の整備を支援するとともに、

狩猟者や鹿などの処理解体従事者を対象とした衛生管理の研修会や、プロの調理師を対象にしたジビエ調理研修会の開催、さらには、一般消費者を対象にした消費拡大イベントに取り組んでいるところであります。

今後とも、関係機関・団体と連携しながら、本県産ジビエの普及拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 鳥獣被害もさることながら、半分ぐらいに落ちてきているということですが、農家の方にとっては大変な問題であります。一石二鳥ではありませんが、とった鹿やイノシシ、今の御答弁によりますと、4%しか利用されていない。それは外向けであって、それぞれが食肉に乗っていない部分は多くあると思うんですが、これをしっかりとした形でちゃんと乗せることによって、6次化も含めた新しいジビエ産業が宮崎に定着すればいいなと思っております。

その中で、ジビエ利用において、鮮度管理上、処理加工施設までの時間的な問題なども指摘されておりますが、移動式解体処理車の導入の可能性について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(中田哲朗君) 山中で捕獲した鹿やイノシシの中には、処理加工施設への運搬が容易でなかったり、搬入までの間に肉質が劣化するなどにより、やむを得ず廃棄されるものもあります。このため、捕獲現場近くで衛生的な処理が可能となる移動式解体処理車は、より良質なジビエの供給体制の確立を図る上で有効な手段として期待されております。

このような中、県内におきましても、一昨年、移動式解体処理車の実証調査が行われましたが、県内関係者からは、価格が高いことや山中での運行が難しいなど、より多くの課題があ

り、現時点での導入は難しいとの意見が出されております。県といたしましては、ジビエの普及拡大のためには、より良質なジビエの供給という課題の解決を図っていく必要がありますので、引き続き、市町村や狩猟者等関係者の意見を伺いながら、車両の改良状況や他県の導入事例等の情報収集を行ってまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 聞くところによると、1車2,000万とか、大き過ぎて県内の山間部に入っていけないとか、いろいろ問題があるようです。聞くところによると、ちょっと小さめの車を今開発中であるとか、予算的にも下がるようですので、研究をまた続けていただきたいと思っております。よろしく願いをしておきます。

次に、地方創生は、まちづくり、人づくり、仕事づくり、知事がおっしゃいました「宮崎ならではの地方創生」の実現のためには、農畜水産とともに観光は、やはり大きな柱であると思えます。5年後10年後の将来を見据え、宮崎の観光振興にどのように取り組んでいかれるのか、知事の考えを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 観光は、農林水産業や商工業、交通・宿泊など、さまざまな分野に関連をします裾野の広い産業であります。本県産業のより大きな柱に育ててまいりたい、そういう強い思いから、今年度新たに、「観光みやざき未来創造基金」を創設したところであります。

観光産業の振興を図るためには、旅行者の滞在時間を延ばしていくこと、そして県内の消費につなげていくこと、これが大変重要であると考えております。まずは、「スポーツ」や「食」「神話」「自然」、こうした本県の強み

を生かしていくこと。さらに最近では、ナイトタイムエコノミー、夜のエンターテインメントでありますとか、さらに朝のアクティビティー、そういったものを提供することによって、宿泊に結びつくような仕掛けづくり、これが大変重要であると考えておまして、さらに進めてまいりたいと考えております。

今後、訪日外国人の一層の増加が見込まれる中で、国内外のターゲットに応じた効果的なプロモーションの実施や受け入れ環境の整備、さらには、地域の観光をリードする人材の育成や美しい宮崎づくりなど、将来を見据えたさまざまな施策に官民一体となって取り組みまして、地域経済を牽引するみやざき観光というものを実現していきたいと考えております。

○武田浩一議員 宮崎県は、知事が先頭になり取り組まれた結果、プロ野球キャンプを初め、国内外から多くのアスリートがキャンプを行う地として有名となりました。また、それを見るために多くの観光客が訪れます。この観光客を、さらに市町村と連携しながら県内の各観光地に勧誘し、県内滞在時間を延ばしていく取り組みが必要だと考えますが、その取り組みについて商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） スポーツキャンプに訪れる観光客の滞在時間を延ばし、宿泊や消費拡大等につなげていくことは、大変重要であると考えておまして、昨年度、プロ野球キャンプの動向調査等を実施したところがあります。その結果、来訪者の約3分の1が宿泊をしているものの、キャンプ地以外の観光地等への周遊が少なく、滞在時間も短いなど、来訪の効果を十分取り込めていない状況が明らかになったところであります。こういうことを関係自治体等と情報共有を図っているところであ

ります。

今年度につきましては、このような状況を踏まえ、関係自治体等と連携のもと、観光地等への周遊を促すとともに、御当地グルメやお土産品等のさらなるPRを図るなど、消費額の拡大につながる取り組みにつきまして、検討してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 私が昨年、補選で県議会に来るようになりまして思ったことが、一つだけあります。それは、観光立県宮崎。私も串間において、宮崎はすばらしい場所だと思っていますし、私の串間もすばらしい場所だと思っています。多くの観光客の方々が、大昔のハネムーン時代に、フェニックスハネムーンの歌とともに南国宮崎に押し寄せた時代とはまた変わってはいると思いますが、何とか知事の力で復活させていただきたいなと思っています。

今、サーフィンであるとかサイクリングであるとか、いろいろなアクティビティー、先ほど知事もおっしゃいましたが、宮崎の地に、観光客じゃなくて、そういうスポーツ関連で見える方が本当にびっくりするくらいふえておりますので。せっかく宮崎に来ていただいて、キャンプに来てその日に帰ってしまうんじゃなくて、何とか泊まっていたいただきたいし、関連市町村は、もうちょっと、それなりに自分たちのところを調べていると思いますし、県と連携してですね。私は本当なら、今の時点より早くできていて普通だなと思っていたんですが、また取り組んでいただきたいと思います。

最後に、外国人観光客を長期滞在させるためには健康をテーマとするツーリズムが有効だと考えますが、県の考え方を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 健康をテ

テーマとするツーリズムは、本県の強みであります。豊かな自然や、安全・安心な食材などを生かすことのできる観光誘客の有効な手段の一つであると考えております。このため県では、外国人観光客をターゲットに、サイクリングやハイキングなどのアクティビティーや、健康的な食をテーマとした旅行商品の開発、PR等に取り組んでいるところであります。外国人観光客に長期滞在していただくためには、さらなるメニューの多様化や、滞在時間を延ばす仕掛けづくりが常に必要でありますことから、今後とも市町村等と連携しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 最後に、遺伝子研究の世界的権威の村上和雄先生によると、1つの生命細胞がこの世に生を受ける確率は、1億円の宝くじに100万回続けて当たるほどだそうです。

壇上でも申しましたが、私はこのいただいた命を大切にしなければならないし、同じくとうとい命である隣人、他国の人々も自分の家族のように愛したいと思います。そうすれば、今起きているような国内外の問題も解決するのではないかと考えます。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時 51 分散会

6月14日（木）

平成30年6月14日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやぎき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博二
人事委員会事務局長	原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	川野有里子
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) 皆さんおはようございます。自民党の日高博之でございます。

それでは、通告書に従い一般質問を行います。

初めに、人口減少対策についてであります。

本県では平成27年9月に、人口減少への対応と宮崎の地方創生を実現するために、人口の動向分析や将来の展望をまとめた宮崎県人口ビジョンと平成27年からの5年間における地方創生の取り組みの基本目標をまとめた、みやざき総合戦略を策定いたしました。

本県の人口は、1996年の117万7,000人をピークに年々減少し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、2025年から2030年間の早い時期に、とうとう100万人の大台を割り込むという、大変厳しい現実がすぐそこまで迫っております。

宮崎人口ビジョンでは、「しごとを興す」「人を育てる」「まちを磨く」「資源を呼び込む」という4つの施策目標と、総人口や移住世帯数など、数値目標が示されております。しかし、こういった数値目標の数値上の変化の見通しは示されておりますが、そのことによって県民の生活がどう変わるのかといった、具体的なビジョンを伝えるまで至っていないような感じがいたします。

人口減少が県民生活に及ぼす影響を、わかりやすく県民に示し、みずからの課題として認識してもらうことが、本県最大の課題である人口減少対策への突破口になるのではないかと感じております。そのためには、将来起こり得る厳しい現実と向き合い、県庁だけが頑張るのではなく、県民や市町村と共通の認識を持ち、人口推計から予想される5年後、10年後の新しい地域社会の将来の姿を想定し、人口減少対策を進めることが重要と考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

平成27年国勢調査の結果や、これをベースとした国立社会保障・人口問題研究所の将来の人口推計が公表されました。大変残念なことに、本県の人口減少は、以前予測したものよりも早く進行している状況にあります。特に中山間地域におきましては、今後30年で大幅な人口減少が見込まれ、中核的な産業である農林水産業や建設業を初め、医療・福祉などの暮らしに必要なサービスの維持が困難になっていくこと、さらには、今のままでの集落の維持というものが非常に難しいのではないかと懸念しているところであります。

県におきましては、市町村ごとの人口減少の見通しを分析し、市町村と連携しながら、若者の社会減対策等を進める取り組みもスタートさせたところであります。地域の現状や抱える課題は、それぞれに異なりますので、県民の声に耳を傾け、各市町村との十分な連携のもとに、地域の将来像や今後の方向性について、さらに踏み込んだ議論を行うとともに、企業や各種団

体の協力も得ながら、危機感を持って人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○日高博之議員 今後30年で、大幅な人口減少が見込まれるということですが、2042年には、団塊の世代に加えて団塊ジュニア世代までもが高齢者になるという推計があります。私にはとても想像もつかないゆゆしき事態が、現実として待ち構えていると。知事におきましては、先見的な見地で、一步も二歩も踏み込んだ人口減少対策のほう、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、先日、日向・東臼杵市町村振興協議会が日向市で開催されました。協議会では、人口減少対策を共通のテーマに、地域の7つの課題について、圏域の各首長から、多岐にわたり貴重な御意見、御要望をいただきました。

例えば、放課後児童クラブの待機児童の問題では、人員不足で事業に取り組みたくても取り組めない。また、入郷地域の基幹産業である林業の作業班の人材不足が循環型林業に大きな影響を与えている。そして、地域医療を支える医師や看護師が生涯にわたり本当に確保できるのかなど、特に人口減少、少子高齢化が急速に進む入郷地域の住民の将来に対する不安は、本当にはかり知れないと実感をしたところであります。まさに、将来起こり得る厳しい現実が、既にこの地域には起こり始めているということであります。

日隈部長は福祉保健部時代には、山間部等における在宅医療サービスの提供体制の充実を図るため、関係機関との検討会の立ち上げや、新規参入の方策等を検討する取り組みに先鞭をつけられましたが、これは、雇用や新たな人の呼び込みなど、さまざまな分野に波及効果が期待

できるすばらしい取り組みであったというふうに考えております。

人口減少が厳しい山間部を活性化させるためには、ある一つの取り組みだけで何かが成り立つわけでは決してありません。全体としての仕組みが必要であり、将来を見据えた取り組みの戦略を描くことが必要と考えますが、総合政策部長の見解をお伺いいたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 県では、中山間地域振興計画に基づき、基幹産業であります農林業の振興や担い手確保を初めとして、新たな交通・物流の仕組みづくりによる集落の活性化など、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。

しかしながら、お話にありましたように、特に人口減少の進行が著しい山間部において、地域の維持・活性化を図っていくためには、例えば、お話にありましたが、医療や介護の分野において新規参入を促し、サービスの確保だけでなく新たな雇用の創出につなげる仕組みや、農林業等の産業分野における業種の枠を超えた人材の活用、事業承継と組み合わせた移住の促進といった、これまで以上に柔軟な発想や視点が必要であると考えております。

今年度は、中山間地域振興計画の見直しも行ってまいりますので、このような点にも留意しながら作業を進めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 中山間地域振興計画の、中山間の「中」を抜くぐらい、「山間」部に集中してもらいたいと思うんですよね。日隈部長の政策立案能力は、本当に卓越してすぐれているという評価が、我々議員の中でもあるわけですから、さまざまな分野に波及効果が出るような戦略づくりをしっかりとされますことを、よろ

しくお願いいたします。

現在、人口減少を初め、働き方改革や女性活躍、移住・定住対策など、県の複数の部局にまたがる課題が非常に多くなっております。県においては、高いレベルでの政策立案に基づき、施策の着実な推進を図るための総合調整機能がこれまで以上に求められているのではないかと思います。私は、そのような役割は総合政策部が担うべきだというふうに考えておりますが、総合政策部長の見解をお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県においては、お話にありましたが、社会経済情勢の変化を背景に、少子高齢化や人口減少を初めとするさまざまな課題が山積しており、各種施策を効率的・効果的に推進していくことが求められていると考えております。さらに、行政課題が特定分野にとどまらず、多重化・複雑化する中で、県の重要施策の立案とその総合調整を図る機能は、ますます重要になってきているものと認識しております。

このため、総合政策部といたしましては、より一層、効果的な施策を構築するため、将来を見据えた方向性を明確にし、庁内全体のまとめ役として政策的な議論を先導するなど、総合調整の役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えているところでございます。

○日高博之議員 力強い言葉をいただきまして、総合政策部は、そう考えると、野球でいうとキャプテンみたいな存在でありまして、先ほど日隈キャプテンの答弁にもあったとおり、庁内全体のまとめ役ですね。これを、しっかり牽引していくんだと、そして河野県政をしっかりと前に進めていくんだということをよろしくお願いいたします。

次に、建設産業における人材確保等について

お伺いいたします。

建設産業は、地域経済を支え、活性化を促す社会基盤整備を担う基幹産業であり、また、風水害の抑制や災害復旧・対応など、県民の安全・安心を守る重要な産業であります。しかしながら、公共事業費の削減や受注競争の激化により、建設産業は疲弊し、現場の従事者の処遇改善が進まず、若年就職者の減少が危惧されております。

本県の建設業においても、技術者や技能者の担い手が減少し、従事者の高齢化が急速に進んでおります。建設業協会の会員数は、平成10年の957社がピークで、翌年から徐々に減少に転じ、平成29年には487社、約半分まで減少いたしました。また、30歳未満の従事者の割合は7.7%、一方、50歳以上の割合は53.9%、そして、何と言いましても、高校卒業者の離職率は58%で、平成29年度の高校卒業後の県内就職者は184名いますが、うち47名しか本県にとどまっていない。本当に危機的状況にあります。人口減少が加速し、子供の人口も減っている中、建設業を含め業種間での若者の争奪戦が各分野で繰り広げられていることを耳にいたします。

建設産業が、将来にわたってインフラ整備や災害への対応等「地域の守り手」としての役割を果たしていくためには、担い手確保は最優先に進めなくてはならないと考えますが、今後の取り組みについて、県土整備部長の所見をお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 議員御指摘のとおり、建設産業においては、担い手の育成・確保は喫緊の課題となっております。

このため県では、産業開発青年隊における建設技術者の育成を初め、高校生等の若い世代に建設産業の魅力を伝えるため、現場見学会の開

催などに取り組んでおります。また、雇用環境の整備を図り、若者や女性に魅力のある職場づくりを進めるため、労務単価の引き上げや社会保険等への加入を促進するとともに、女性が働きやすい環境の整備に加え、週休2日工事や生産性向上を図るICT工事、さらには、新たに若年技術者を配置しやすい入札方式を試行しているところでございます。

今後とも、関係機関や建設業団体等と十分な連携を図りながら、建設産業の担い手の育成・確保に努めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 現在は、建設業協会において、県内の各高校を訪問して、建設産業に係る各種PR活動やインターンシップを積極的に実施していると、協会からも意見交換で伺いました。意見交換の中では、「建設業における若者の就職者数をふやすために、県内外の大学、県内高校等の就職担当職員との連携が重要ではないか」、また、今後の課題として、「担い手確保については、業界だけでの取り組みには限界があり、今後、行政や教育機関との共同で施策を展開し、スピード感を持って進めていくことが重要」との生の声をいただきました。

これまでの取り組みは一定の効果があって、県もこうした取り組みを支援してきたことには本当に感謝をしているところでありますが、実際には担い手不足に歯どめがかかっていないことから、担い手確保に向けた取り組みを、より一層強化する必要があるのではないかと考えております。

秋田県では、庁内に建設産業担い手確保育成センターを設置し、県が積極的に関与していくことで、産学官の連携を強化し、担い手支援の窓口を一元化することで、若者や女性の就職増につなげる取り組みを推進しております。

そこで、担い手の確保・育成に向けて、産学官の連携をより強化していく考えはないか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 県では、若年技術者等の育成・確保に資するため、建設業団体が高校生を対象に実施するインターンシップを支援するなど、学校等と連携した取り組みを進めているほか、建設業団体等と連携し、県内の建設業者等を対象とした若年者の職場実習や、資格取得を支援する事業などを実施しております。建設産業の担い手の確保・育成に当たりましては、産学官の連携強化は重要でありますので、関係機関や建設業団体等と十分な連携を、より一層図ってまいりたいと考えております。

○日高博之議員 教育委員会と学校側が重要なところを担っているというふうに思いますので、ぜひしっかりと学校側と連携して、高校生が県内の建設業にスムーズに入っていけるような土壌づくりをお願いしたいと思います。

次に、若手技術者のキャリアアップについてですが、即戦力人材の確保、そして、高校生の県内就職を後押しするために、県内建設産業に就職を希望している高校生等を対象に施工管理技士の試験対策講座を開催し、在学中の学科試験合格を支援することなど、担い手確保に向けて、より一層強化する必要があると思いますが、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 現在、県では、建設業の魅力をPRするため、高校生を対象とした出前講座を実施しておりますが、資格取得を目的とした講座は実施していないところでございます。

議員御質問の、県内建設産業に就職を希望している高校生を対象とした施工管理技士の試験

対策講座の開催は、県内建設業の担い手確保に大変有効であるとともに、若年技術者のキャリアアップにもつながることから、処遇改善と、その後の離職防止のためにも効果的な対策であると考えます。

県といたしましては、他県の状況や学校等からの御意見なども踏まえながら、将来の建設産業を担うこととなる高校生に対する支援につきまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 キャリア教育とあるんですが、キャリアアップ教育として、次につなげていければなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、県内工業系高校卒業生の就職状況については、先ほど御紹介いたしましたとおりですが、工業系高校以外の卒業生についてはどうなっているのか。

私の周りには、工業系高校を卒業し建設業に就職した人よりも、普通科や私立高校を卒業して建設業に入社し、今でも活躍している人がいます。工業系高校以外であっても、建設業に就職したいという希望を持っている生徒は多いというふうに思っております。そこで、建設業に就職した、県内高校生の全体数と工業系高校以外の人数を、県土整備部長にお伺ひいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 平成29年度の学校基本調査によりますと、平成29年3月に卒業した県内の高校生で、建設業に就職した人数は、全体で282名であり、そのうち、工業系高校以外の人数は77名であります。

○日高博之議員 工業系高校以外の人数が77名と、思ったより多いなと感じたわけですが、工業系高校であるなしを問わず、建設産業の

魅力を、関係機関と連携しながら全県的に広げていってほしいなと思います。

次に、ICT土工についてお伺ひいたします。

農業、工業、建設業にかかわらず、ドローンに期待するものは非常に大きいと思いますが、いきなり現場工事とドローンのマッチングというのは、そう簡単ではないと思います。

ドローンに興味がある高校生はたくさんいるのでありますが、例えば、全ての設計自体を、ドローンを使って3次元設計にして、ICT建設機械などを使って施工できるかといえば、技術的にもコスト的にも、現段階では厳しい状況だと思います。

しかし、ここ何十年かで、長寿命化計画をやっている中、橋梁の維持管理、公共構造物の関係につきましても、やはりドローンの活躍の場がどんどん広がっていきますし、国においても、ドローンを用いた工事の発注のボリュームも倍々の勢いで進めていくと聞いております。まさに、建設業界においても、第4次産業革命の転換期がそこまで来ているんだなというふうにかがえます。

そこで、本県建設産業においても、ICTとAIの普及による仕事と雇用の環境変化を捉えた先見的な対応が必要と考えますが、どのような認識を持たれているのか、県土整備部長に元気な声でお伺ひいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設産業においては、ドローンによる3次元測量等を活用したICT工事の拡大や、AIを活用したインフラ点検技術の開発などの取り組みが、国を中心として積極的に推進されております。

本県におきましても、昨年度からICT工事の試行を開始し、さらに、ことし3月からは、

1万立方メートル未満の切り土・盛り土工事も対象とするなど、適用範囲を拡大したところがございます。また、昨年、県が開催しましたICT研修会では、官民合わせて90名を超える技術者の参加があり、関心の高さを確認できたところでもあります。

ICTやAIの活用は、生産性向上が図られ、ひいては、給与や休暇などの現場の労働条件が改善されるなど、若者が建設産業に魅力を感じることもつながることから、今後とも関係機関や建設業界と十分に連携を図りながら、ICT工事等の活用拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 よろしくお願ひいたします。

ドローンと現場のギャップというのは、キャリア教育で学校で教育委員会がドローンのことを教えても、現実に就職したらスコップを持たされたりするわけですから、この辺のギャップを埋めていかんと、なかなか厳しいというふうに思うわけです。だから、ICTの活用をしっかりとマッチングしてもらえればなど要望いたします。

次に、完全週休2日制の導入についてお願ひいたします。

本県では、働き方改革による労働環境の改善対応ということで、週休2日工事を確保すれば、間接工事である、共通仮設費率、また現場管理費率などの上乗せを実施するということがあります。

しかし、前の議会で、我が会派の坂口博美先生の一般質問でもありましたが、現場には日給月給の人たちもたくさんいるんだと。そういう人たちは、仕事をしない日は給料が出ないし、いわゆる稼ぎが減るわけでありまして。また、給料も本体工事費から出ているので、間接工事の

上乗せ分では対応できないということでもあります。

私は、そういったことをいかにして解決していくかというのは、実際に施工した業者の皆さんから聞き取りをしながら解決策を考えていく方法だと。まさに、そういったことが若者が建設業に入ってこない要因ではないかと。それを何とか解決しないことには建設産業の先はないというふうに思っております。また、建設産業というのは、技術者だけでなく、多くの技能者にも支えられている裾野の広い産業でございます。

そこで、若者や女性にとって魅力ある産業への転換を図るためには、産学官で協議する場を持つなど、県民の声を広く聞く機会が必要であると思いますが、県土整備部長の考えをお願ひいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 建設産業の担い手の確保について、関係者などから幅広い意見を求めることは、大変重要であると認識しております。

産学官連携で協議する場につきましては、例えば、産業、教育、行政などで構成される協議会などが考えられ、これらは、関係者の多様な意見が反映されるよい機会になるとともに、次代を担う建設産業の人材を、共同で育成する契機になり得るものと考えております。

県といたしましては、関係機関や建設業団体等と十分な連携を図りながら、女性が働きやすく、若者にとって魅力ある建設産業となるよう、産学官連携で協議する場も含め、幅広い意見を求める方法について検討してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 建設業界のイメージ、これを変えないかんわけですね。特にこの魅力ある産

業への転換、ここを建設業の方たちにもわかってもらわないかん。こういったことが大いに必要だというふうに思います。先ほど部長答弁でしたが、幅広い意見を求める方法を、スピード感を持って構築していただきたいと思います。

次に、スポーツランドみやぎきのさらなる充実についてお伺いいたします。

本県の強みであるスポーツを核とした取り組みは、スポーツランドみやぎきの名のもとに、プロ野球7球団、サッカーJリーグ17チームと多くのプロスポーツキャンプが実施されています。また、2019年ラグビーワールドカップでは、イングランド代表の公認チームキャンプ地の内定、2020年東京オリンピックではドイツ陸上連盟の事前合宿の誘致が決定するなど、実績は日本一と言っても過言ではありません。官民一体となった受け入れ環境の整備も着々と進み、今後のインバウンド等の誘客増も大きく期待しているところであります。

しかし一方で、プロスポーツチームを有することでの実績はなく、よそから来たプロチームを見る機会があっても、自分たちのプロチーム、いわばおらが県のプロチームはない県であります。本県には以前、バスケットボールのBJリーグで宮崎シャイニングサンズというクラブチームがありましたが、運営がうまくいかず活動を休止しております。また、Jリーグ参入を目指すチームは、テゲバジャーロ宮崎とJ.F.C MIYAZAKIの2チームあるものの、現状はJFL、九州リーグで実力をつけている段階であります。特に、Jリーグにつきましては、全国でも9県、九州では本県だけがチームがありません。

先日、関係者から、Jリーグが宮崎に誕生す

ると、地域経済の活性化につながり、子供たちのサッカーに対する機運も上がり、競技力向上にも貢献できるなど、熱く語っていただきました。しかし、運営するのはとても大変で、リスクのあるチャレンジをしているのが現状であるとも言っておられました。そこで、県として、このような状況をどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 地元で、Jリーグなどプロチームを有することは、競技力を含めたスポーツの振興はもとより、一体感の醸成や地域の活力づくりなど、さまざまな効果があると思っております。つくづく感じましたのは、私が以前赴任しておりました宮城県、昭和63年、平成元年当時は全くプロスポーツがなかったわけではありますが、その後、楽天、ベガルタ仙台、大変地域の盛り上がりにつながっているところであります。

本県では、長年、プロ野球やJリーグチームのキャンプを受け入れ、観光誘客や情報発信など多大な経済効果を生み出しておまして、さらにこれに加えて地元チームの公式戦が開催されることになれば、新たな誘客を生み出すなど、スポーツランドみやぎきの一層の推進にもつながるものと考えております。

その中で、御指摘のように、Jリーグを目指すチームとしてテゲバジャーロ宮崎、J.F.C MIYAZAKIが誕生し、さまざまな活動が行われていること、さらに昨年、テゲバジャーロ宮崎が九州リーグからJFLへの昇格を果たしたことは、大変すばらしいことと受けとめております。

Jリーグチームをつくり出すには、ホームタウンとなる地元自治体やスポンサー企業などにより安定的な運営・支援体制の確立、スタ

ジアムの整備など、課題も数多くあるところであります。

先日天皇杯で、テゲバジャーロ宮崎もJ1チームに対して大変な善戦をした。大きな感動、また元気を与えていただいたところでありませう。私としましても、こういったチームのホーム初戦においては、キックオフセレモニーに参加したり、シーズン最初のキックオフパーティーなどに参加して激励するなど、いろんな形で支援に取り組んでいるところではありますが、関係者の機運が一層盛り上がるよう、いろんな形でエールを送ってまいりたいと考えております。

○日高博之議員 私向日向のサッカー協会の会長になりまして、野球からサッカーへとかいうことになっておりますが。この両チームから、そういうことで話を聞く機会がありまして、知事に対する期待はすごく大きいなということが一番感じました。

期待と言いましても、金銭的な支援の期待ではないんですね。やはり県と連携して、サッカーで宮崎を盛り上げていこうという熱い思いがそこにはあるんです。

ほかの、例えば福島県とか、知事がマニフェストに挙げて、Jリーグをつくるぞと言って旗振り役をしたところもございます。また、県が直接関与してやろうというところもなんぼかあるわけでありませう。

お願いですが、せめて本県でも、ホームゲーム開催時には、「試合を見に行こうじゃないか」ということで、ホームページとか、または県広報紙を活用した誘客活動の支援はできないものか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) Jリーグチームの誕生のためには、もちろんチームの競技力の向上と

いうのは大変重要であります、チームの運営体制の強化というのも必要でありますし、そこを支える地元のファンの熱意の盛り上がり、例えば入場者数も平均で2,000人以上ということが求められているわけでありまして、しっかりそれを支えていく必要があるかと思ひます。

観戦者をふやすなど、チームを応援するサポーターをふやしていくことは大変重要だと考えておりますので、宮崎でホームゲームが行われる際は、観光情報サイトの「旬ナビ」や「みやぎスポコミュ」など、ホームページやSNSを使って県民へ応援を呼びかけるなど、積極的に対応し、機運の盛り上げに努めていきたいと考えております。

○日高博之議員 積極的な御答弁ありがとうございます。いつの日か、知事が宮崎県初のJリーグチーム誕生の拳を上げるその時期、そのタイミング、その瞬間を見守っていきたく思ひますので、よろしくお伺いいたします。

次に、J3に加入するためのライセンス、基準、加盟条件はJ1に比べてかなり緩和されたものとなっておりますが、設備関係や経済面での条件、さらにチーム力の強化など、先ほど知事が述べたとおり、多くの問題を抱えております。特に、チーム力の強化や、試合や練習会場の確保など、行政の協力を得なければならないこともあります。

将来的に活躍するジュニア選手を地元から発掘・育成し、競技力向上につなげていくことも大変重要だと思ひます。そこで、これまで県として、選手の発掘や競技力向上にどのように支援を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 県では、本県選手の競技力向上に向け、県体育協会や競技団体、学

校体育団体と連携をし、ジュニアから成年までの選手発掘や育成、強化など、一貫した対策を推進しております。

具体的には、小学生段階から2巡目国体や世界で活躍できる有望選手の発掘・育成を目指す「宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト」に取り組んでおります。また、少年の競技力向上のため、高い競技力を有する中学校・高校の強化指定校や優秀選手を集めた合同合宿への支援を行っております。

このような取り組みの結果、平成24年度には、全国高等学校サッカー選手権大会において鵬翔高校が悲願の全国優勝を果たし、その中心選手であった北村知也選手がU-17日本代表に選出をされております。さらには、Jリーグで活躍する興梠慎三選手がリオデジャネイロオリンピックに出場するなど、本県から多くのすぐれた選手を輩出しているところであります。

○日高博之議員 こういったすばらしい選手がいるのに、宮崎県に活躍の場がないために、どうしても県外に活躍の場を求めるしかないわけです。私も、そういった優秀な選手が、この宮崎でプロの選手としてプレーできる環境づくりを推進していきたいと思っておりますし、1日でも早い宮崎県初のJリーグチーム誕生を願いたいと思っております。

次に、お倉ヶ浜海岸の砂浜の侵食について伺います。

お倉ヶ浜は、全国屈指のサーフポイントとして、全国から注目を浴びてきております。昨年の世界ジュニアサーフィン選手権の開催につながるとともに、大会の成功により、世界的な知名度も上がってきました。また、日向市を訪れるサーファーも昨年は30万人、前年度比30%増とふえております。日向市ではサーフタウン日

向基本構想を策定し、お倉ヶ浜をハード・ソフト両面から環境整備していくと聞いております。

このことから、将来的にお倉ヶ浜海岸の環境を維持していくことが望まれます。しかしながら、これまで台風等の影響を受け、砂浜が侵食されたことは何度もありました。1年くらいすると徐々に戻ってきていたのですが、昨年9月の台風の影響で、赤岩川と吉野川、約1キロ間の海岸の砂が侵食され、新たな砂の堆積が見られず、なかなか以前の状態に戻らないことから、日向市、また日向市サーフィン連盟から、お倉ヶ浜海岸の環境の維持について、要望をいただいているところであります。

まず、お倉ヶ浜の砂浜の侵食の状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) お倉ヶ浜海岸のうち、赤岩川から吉野川の区間につきましては、砂浜の背後地が潮害防備保安林に指定されており、昭和40年代後半から50年代前半にかけて、防潮護岸が整備をされております。近年は、護岸の前に砂が堆積しておりましたが、議員御指摘のとおり、昨年の台風の波浪により侵食を受け、護岸が露出したり、浜崖ができるなど、砂浜が台風前の状態には戻っていない状況にあります。

○日高博之議員 赤岩川から吉野川間の状況は、部長答弁のとおり、一部侵食されているということですが、一方で、お倉ヶ浜海岸の南に位置する平岩港は、少なくとも平成10年ごろから毎年、地元の漁業者からの要望等によりしゅんせつしており、そのしゅんせつ土は、基本的にはお倉ヶ浜海岸から外に持ち出さず、隣接地などに養浜として置いていると聞いております。

せっかく養浜するのであれば、同じ海岸内の浜崖ができてい赤岩川から吉野川周辺にしゅんせつ土を置いたほうが、海岸の砂が循環し、安定した砂浜を形成することができるのではないのでしょうか。そこで、しゅんせつした砂の有効利用を図る上でも、平岩港でしゅんせつした砂を赤岩川から吉野川周辺に養浜し、循環形成をすることができないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 平岩港につきましては、砂浜に隣接する港であり、砂が港の中に流入しやすいことから、港の安全な利用を確保するために、しゅんせつを行っております。しゅんせつした砂につきましては、お倉ヶ浜海岸内の養浜に利用することを基本として、砂浜の保全にも努めてきたところであります。しゅんせつした砂を赤岩川から吉野川周辺へ養浜するに当たりましては、今後、しゅんせつする際に、砂浜の侵食状況を確認の上、養浜する箇所や運搬方法を検討してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ぜひ運搬の方法を検討していただきたいと思います。お倉ヶ浜海岸で発生した砂は、今後とも外には持ち出さないということ、そしてお倉ヶ浜海岸区域内だけで移動を限定することが、今できる侵食対策じゃないかなと思います。

しかし、砂浜は年間通して変化するものであります。特に台風シーズンは侵食傾向にあって、基本的な対策が難しいと考えるわけですが、今後の取り組み方針・対応について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 砂浜は、波浪の状況等で、季節によっても変化しますことから、まずは、現状を把握するための測量を実

施するとともに、今後、状況の変化を注視していくこととしております。砂浜は、人命や資産を波浪等から防護するだけでなく、海岸利用や環境の観点からも非常に重要でありますことから、今後とも、お倉ヶ浜海岸の砂浜が維持できるよう、日向市などの関係者の皆様方と一緒にやって取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 見守るということで、測量をすることは本当に有効なことだというふうに思います。そうすると一目瞭然どうなっているかわかるので、ありがたいなと思っております。

先ほどありました、日向市また関係団体と同じ方向で、宮崎海岸の件もありますので、そうならないように。日向で今の顔はサーフィンなものですから。これが砂浜が侵食されるとなると印象的に悪いものですから、しっかりその辺を民間団体とともにこの環境を維持していくと。ぜひよろしくお伺いいたします。

次に、県立延岡病院の心臓脳血管センター（仮称）について、お伺いいたします。

県立延岡病院の循環器内科「心臓血管センター」は、平成15年に内科から独立し、心臓専門の診療科として、ことしで15年を迎え、県北地域で暮らす県民にとって、なくてはならない存在となっております。また、当科を代表する心臓カテーテル治療について、現在、県北地域で24時間対応可能な心臓カテーテル室を有するのは、ここ県立延岡病院のみとのことでもあります。宮崎県で発生する急性心筋梗塞患者の約25%、これが県北地区のほぼ100%に当たります。これが県立延岡病院に搬送されており、着実な治療件数を重ねているとお伺いしております。

そこで、県立延岡病院における心臓カテーテルの検査と治療の現状と課題について、病院局

長にお伺いいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立延岡病院が実施しております心臓カテーテル検査や治療は、実績で見ますと、ここ数年、年間1,000件程度で推移しておりまして、九州内でも有数の実績となっているところでございます。

課題としましては、現在は、心臓カテーテル室が1室しかありませんので、救急患者が入ってきた場合には、あらかじめ予定されておりました検査や治療との調整を図る必要があるなど、患者やその家族に負担をかける状況にあります。また、現在は、ICUや手術室に隣接する3階フロアに設置をされておりますが、心筋梗塞等の救急患者の治療は、1分1秒でも早い処置が必要でありますことから、設置場所についても課題となっております。

このような課題に対応するために、今年度、1階にあります救命救急センターに隣接する場所に、心臓カテーテル室2室と脳血管造影室1室を備えた、仮称でございますが、心臓脳血管センターを整備することとしたところであります。

○日高博之議員 確かに、県立延岡病院は、今年度、心臓脳血管センターの増設が予定されており、平成30年度予算に盛り込まれております。

ところで、先月、厚生常任委員会の県北地区調査の際に、病院側からこういうことを聞きました。「現行装置は、一時期、装置の停止が複数ケース繰り返され、治療中に停止する重大インシデントが発生したことがある」と伺ったわけでありまして。大変危惧するわけでありまして、その内容について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 現在の心臓カテー

テル装置は、平成18年度に購入したものでありまして、病院からの報告によりますと、平成26年度に、治療中に装置が一時停止するという重大インシデントが1回発生しております。このときは、間もなく装置は再起動しまして、治療は無事に終了しましたことから、患者への影響はなく、重大事故には至らなかったものであります。

原因としては、装置の稼働率が高いために、十分なメンテナンス時間を確保できなかったため、装置を制御しますコンピューターシステムに不具合が生じたと聞いております。

なお、その後は、メンテナンス時間を十分確保しておりますことから、大きな不具合は発生していないところでございます。

○日高博之議員 治療中に停止したのは1回ということであり、患者に影響はなかったということ、また、それ以降不具合はなかったということ、とりあえず安心したところであります。

だけど、基本的には、こういう重大アクシデントは繰り返されたり——こういう紛らわしいことは、そうじゃなくてはっきり、情報というのを一本化してやることは、命を守ることにはすごく重要だというふうに思います。

今回、新たに心臓カテーテル室をふやし2室にするとともに、脳血管造影室1室を備えた心臓脳血管センターを本年度に整備し、来年4月に開所を目指す運びとなったことは、県北地区で暮らす県民のより一層の安全・安心を図る上で、大変ありがたいことだというふうに思っております。

しかし、2台設置される心臓カテーテル装置は、1基は新設されるものの、もう1基は既存のものを移設するということですが、平成18年

度の機器の導入から年数も経過しており、もう10年以上ということですね。検査・治療の実績も多く、現場の医師からは、できるだけ早く新しい機器に更新してほしいとの要望を強くいただいたところでもあります。

県北地域住民のより一層の安全・安心の保障という観点からは、今後、急激に増加する見込みである循環器系入院患者への対応のため、2基とも新機器を導入すべきではないかと思うわけですが、どのようにお考えなのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立病院における医療機器の導入や更新は、各病院の医療需要を踏まえ必要性を第一に、また収支見通しなどの経営的な観点も十分踏まえながら進めているところでもあります。

県立延岡病院の心臓脳血管センターの整備につきましても、このような観点から、心臓カテーテル装置を2台体制として、今後の医療需要に適切に対応できるよう充実を図ることとしております。また、2台のうち1台は新規購入し、もう1台については、現在の装置が定期的な保守点検等により適切に管理されておりますことから、引き続き使用することとしたところでもあります。

しかしながら、御質問にもありましたように、現在の装置は導入後、相当年数を経過しておりますので、利用者の方々の安心・安全をしっかりと確保できるように、センターの設置後の稼働や保守点検の状況を見ながら、具体的な更新時期等について検討してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 具体的に早く更新をしてください。よろしくお伺いいたします。

利用者の安全・安心の確保、命にかかわるこ

とは、何よりも優先されなければならないことだというふうに思います。現場の意見を尊重して、早期の新機種更新を病院局長、前向きに、前向きにお伺いいたします。

次に、山間部における在宅サービスの充実についてお伺いいたします。

先月、厚生常任委員会で、日之影町のサンルーム西臼杵事業所にお伺いし、西臼杵郡内での在宅介護の現状についてお伺いいたしました。

山間部における特徴は、都市部と違い、移動距離と時間がかかることや、五ヶ瀬とか奥深い地域になると、雪や大雨・台風時にはインフラ整備のおくれによる交通規制があり、迂回路もないこと、効率が悪く危険性を伴うケースが数多く発生するとのことを伺いました。五右衛門風呂もあれば、まき、また古民家が多いから縁が高いものだから、行ってみれば車椅子も入らん、そういった住宅が多いわけです。山間部での居宅サービスにおける厳しい実態を目の当たりにしたわけでもあります。

また、事業所運営についても、基本報酬に加え特別地域加算があるものの、採算面で厳しいと考えるが、県はその状況をどう認識されているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、これまで、市町村との意見交換等を通じ、課題の把握や情報の共有に努めているところでございますが、その中で、山間部の居宅サービスは、利用者や人材の確保が困難であることや、移動距離が長いことなど、さまざまな経営上の問題があり、その運営は大変厳しい状況にあると伺っております。

私も、この3月まで環境森林部長として、何度も山間部に足を運ぶ中で、豊かな自然環境と伝統文化に触れる一方、生活インフラの整備の

おくれや、人的資源の不足など、課題が山積していることを身をもって感じたところでございます。

このような状況や認識を踏まえまして、引き続き、山間部における居宅サービスの充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ありがとうございます。川野部長とは、環境森林部時代に、諸塚で蜂の子のさなぎとか幼虫とかを100匹単位で食べたことが、昨日のように思い出されるわけでありませう。その分、山間部の大変厳しい状況は、誰よりも把握されているというふうには、こじつけですが実感をしているところでございます。

そこで、地域包括ケアシステムの構築を図る上で、訪問看護体制の充実は大変重要になってくると思われまふ。現在、本県の訪問看護ステーションの空白町村は、美郷町、諸塚村、椎葉村、五ヶ瀬町、西米良村の5町村と聞いていますが、この空白町村における、訪問看護ステーションの提供体制の充実にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 訪問看護サービスは、地域包括ケアシステムの構築を進める上で、在宅医療と介護をつなぐ大変重要な役割を担うことから、県ではこれまで、訪問看護ステーションの新規参入を促進するため、空白地域等を対象に、開設費用を支援する取り組みを行ってきたところでございます。

今年度はさらに、補助率を引き上げた事業を新たに行う予定でございまして、今後、広く公募により事業者を選定し、中山間地域においても運営可能なモデルの構築を目指すこととしております。あわせまして、この事業を検証することによりまして、介護報酬見直しを含めた事

業者支援策についても、必要に応じ、国への要望を検討してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 入郷、これは日之影もですが、入郷町村はもっと厳しい状況にあるかなど。常備消防も正直設置されていない。日本でも一番厳しい地域かなど。私は日向在住ですが、日向圏域という大きな枠で見ると、入郷地域のことがそうであれば、やはりしっかりとやっていかないとという気概はありますので。県も、ぜひ、そういったことで、中山間の「中」を抜いて「山間」部と、ヤマカンというところとちょっとあれだけど。山間部をしっかりと担ってほしいなと思っております。そういった山間部における在宅サービスの実情の把握、また課題分析を通じて、地域の実情に応じた介護体制の充実、また部長の現地調査も含めてお願いしたいと思います。

最後に、実を言いますと、宮崎産業経営大学が、今、全日本大学野球選手権で勝ち進んで、ベスト8です。きょう4時半から神宮球場でベスト4を目指してやります。これ、やはりテレビ中継もないんです。その中でも、こういった、おらが県の野球チームを県全体で応援していかにかんというふうには思っておるところです。

最後、知事に、エールをお願いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎産業経営大学であります。全日本大学野球選手権に本県から初めて出場した。これもすばらしい快挙であります。全国の名立たる強豪大学を相手に2連勝して、ベスト8ということでもあります。

関係の皆様から心からお祝いを申し上げたいと思っております。特にこの産経大は、必ずしも野球専用グラウンドを持っているわけではない

という状況ですとか、チームの選手が地元宮崎や鹿児島で、必ずしも強豪高校から選手を集めてというチームづくりではない、そういう中での快挙というのは本当に素晴らしいことだと思います。

産経大は、サーフィンとかサッカーが非常に有名なわけでありますが、野球でもこうやって全国に向けてアピールをする。甲子園優勝を目指す本県としても、大きな弾みになるのではないかなと思っております。

きょうは、福岡代表の九州産業大学との準々決勝ということであります。この九州産業大学は、きのう、優勝候補と目される「150キロトリオ」という投手を擁した東洋大学にコールド勝ちをしたという、相当強い相手ではないかと思っております。しかも、ナイターになる可能性がある。ナイターの経験がないということで、いろいろ不安はあるわけですが、ぜひ意地を見せていただきたいと思っておりますし、頂点目指して頑張ってください、そのように思うわけであります。

この大会は昨年、本県で合宿をしていただいております立教大学が59年ぶりに優勝したということですが、産経大の三輪監督は立教大学のOBで、また産経大のユニフォームも同じような縦じまだということで、何か勢いがあるのではないかなという期待をしながら、見守ってまいりたいと考えております。

○日高博之議員 終わります。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、知事の政治姿勢から伺ってまい

ります。

最初は、新田原基地の米軍単独使用について伺います。米海軍は、5月25日まで実施していた硫黄島での空母艦載機着陸訓練に続き、九州沖海域での米軍の空母による着陸資格取得訓練を、5月30日から6月3日まで実施しました。その際、例外として、天候急変などで不測の事態が生じた場合、緊急着陸空港として新田原基地を使用すると通告をして、今回、2回の緊急着陸が行われました。しかし、いずれも悪天候などによる不測の事態などではなく、燃料補給が理由でした。そもそも、これまで米軍による新田原基地使用は、協定に基づいた日米共同訓練以外にはあり得ず、今回のような米軍の単独訓練時の新田原基地使用は、まさに協定違反の基地使用と言わなければなりません。こうした今回の事態について、知事の見解を伺いたしたいと思います。

後の質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

今回の訓練に係る新田原基地の使用につきましては、日米地位協定に基づく日米合同委員会において承認されたものであります。今回の訓練は、米軍の単独訓練であり、地元自治体との協定は締結されておりませんが、県としましては、国に対して、地元自治体に対する丁寧な説明とともに、県民の安全・安心を確保する観点から、事故等により県民の生命や財産が脅かされることのないよう、また、騒音の軽減など可能な限り生活の保全が図られるよう、万全の対策を講じることを文書で要請したところであります。今後も、引き続き国に対して、適時的確な情報提供と万全の対策を、強く求めていきた

いと考えております。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 ただいま知事のお答えでは、日米地位協定によることが最大の要因だというふうにお話しされましたが、日米地位協定に基づいて全てが行われるようになってしまえば、日本の主権や自治体の主権、住民の皆さんのその思いは全くないものになってしまうのではないかと思います。これまで、日米共同訓練は、協定により——その協定は、宮崎県の立ち会いのもとに、関係自治体と当時の防衛施設庁や、福岡防衛施設局との間で交わされてきました。そして、それに準じて訓練が実施されてきました。

振り返りますと、最初、昭和55年でしたが、日米共同訓練に関する協定では、当時、黒木博知事の立ち会いのもと、新田原基地を日米共同訓練のために一時的に使用させるが、これを契機に恒久的に米軍基地にしない、恒久的に使用はさせないことを確認しております。その次に結んだ協定は、米軍再編による新田原基地への訓練移転に関する協定、これは平成19年、当時は東国原知事で行いました。これでは、移転訓練は、航空自衛隊との共同訓練であること、共同訓練は1回当たり1日～15日、年間56日以内などを取り決めて確認をしております。

これに基づいて、これまで日米共同の訓練が新田原基地を使って行われてきたわけですが、今回の米軍単独訓練というのは、こういった協定にも全く外れた、まさに協定違反であり、日米地位協定で何もかもがなし崩しになってしまうゆゆしき事態だというふうに、私は思っております。今回の米軍空母による着陸資格取得訓練について、どのような通知があったのか、危機管理統括監にお願いしたいと思います。

○危機管理統括監（田中保通君） 米軍の空母

着艦資格取得訓練の実施に伴う新田原基地の使用につきましては、4月19日に、九州防衛局の職員が県庁を訪れ、説明を受けております。その際、九州防衛局からは、米軍の空母艦載機が厚木飛行場から岩国飛行場に移駐されたことに伴い、資格取得訓練も九州沖に変更され、新田原基地が不測の事態が生じた場合の代替着陸先として使用される場合がある旨の説明があったところでありました。また、九州防衛局は、18日から19日にかけて、新田原基地周辺自治体に対しても、同様の説明を行ったと聞いております。

○前屋敷恵美議員 九州防衛局の情報提供という形で、一方的な通知にすぎないというふうに私は思います。しかも、これが口頭の通知だということでありましたが、これでは納得できるものではないというふうに思います。

あわせて、緊急時に備えた米軍の整備員10名の配置も通告をしてきたようですが、何の取り決めもなく米軍が常駐すること自体、協定違反ですし、燃料補給が緊急事態・不測の事態と言えるのか。どのように考えるか、知事の見解をお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 九州防衛局からの訓練前の説明によりますと、天候の急変等に伴い、安全を十分確保するために岩国飛行場に向かう途中で着陸しなければならないような不測の事態が生じた場合には、新田原基地が使用されることがあり、燃料不足に伴う着陸もあり得るとの説明があったところでありました。また、今回の米軍機2機の新田原基地への着陸について、九州防衛局に確認をしましたところ、燃料補給が必要になった経緯などは明らかになっておりませんが、今回の着陸は、新田原基地の使用条件の範囲内で行われたものとの説明を受けてい

るところであります。

○前屋敷恵美議員 新田原基地の使用条件の範囲内であることは、今も私がお話ししましたとおり、まさに協定にも何にもない形で使われたわけです。不測の事態と言えないこの燃料補給、もともと燃料などは十分に措置をして飛ぶのが当たり前でありますけれども、こういう形で、いかなる理由をつけてでも新田原基地を使おうとする。これが今後続くようであれば、大変なことだというふうに私は思います。

米軍はこれまで、厚木基地を拠点に、房総沖の洋上で行ってきた訓練が、拠点を岩国基地に移したことにより、九州沖の洋上に変更されて、新田原基地が緊急着陸の基地にされたわけですが、こうした米軍単独訓練での使用をこのまま認めれば、先ほども言いましたが、米軍がいつでも恒常的に新田原基地を使うことに道を開くのではないかと、大変危惧するところです。これまでは、少なくとも協定を結んで米軍使用への一定の歯どめをかけてきたというふうに、私は思っています。

しかし、今回のように地元自治体を無視する形で、一方的な通告による基地使用は認められないと思います。知事はどのように、これからのことも含めて考えておられるのか、見解をいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の訓練による新田原基地の使用につきましては、日米合同委員会において承認された条件に基づいて実施されたものと考えております。また、今回の訓練は、使用目的や使用期間が定められており、代替着陸先としての使用ということで、九州防衛局からも、米軍が新田原基地に恒久的に配備される計画はないとの説明を受けているところであり

○前屋敷恵美議員 先日もF15戦闘機が墜落いたしました。乗組員は命の別状はなかったようですけれども、こういうふうに戦闘機が飛べば、事故はついてくるんです。これまでの日米共同訓練のその上に、こうした米軍単独での訓練にも基地が使われるようになれば、この危険性は本当に、騒音とともに増していくことになるというふうに思います。安心・安全な住民の皆さんの暮らしをしっかりと守る、そういう知事の立場では、こうした訓練は認められない、このように考えるわけです。

ぜひ、今後の訓練の中止を申し入れていただきたいと思いますが、いかがですか。

○知事（河野俊嗣君） 外交・防衛の問題は、国の専管事項であります。今回の新田原基地の使用につきましても、安全保障政策の一環として、国の責任においてなされたものと考えております。県としましては、今回の訓練の実施に当たりまして、まず、地元自治体に丁寧な説明、情報提供をしていただくとともに、県民の生命・財産を守る観点から、事故の防止や騒音の軽減などについて万全の対策を講じることなどを、国に対して要請したところであり

○前屋敷恵美議員 今回のことも含めて、知事の責任、県の責任は大変大きいものがあるというふうに思います。やはり、県民の暮らし、しっかりと安全を支えるという立場で、今後対処していただきたい。このように強く思います。

もう一点お伺いしたいのは、ことし3月30日に、延岡市北方の上空で、オスプレイと見られる飛行機が目撃されています。このことは、地元の夕刊紙で報道されました。県を通じて事実確認を求めています。明らかにってはなっておりません。状況を御報告いただきたいと思

○危機管理統括監（田中保通君） 今回の事案につきましては、情報をいただいた段階で、地元の延岡市に対し、他の低空飛行事案と同様に、詳細な状況を目撃者の方に確認の上、報告していただくようお願いしたところであり、その後、延岡市において、目撃者の方に確認をとりまして、6月11日に、市から県に報告がありましたので、同日付で、県から九州防衛局へ照会をしております。九州防衛局に対しましては、速やかな確認と回答を要請したところでもあります。

○前屋敷恵美議員 写真から見てオスプレイだということがわかります。とりわけオスプレイは、各地で事故が頻発している機種です。この軍用機がどういう目的で宮崎の上空を飛行したのか、連絡があったのか、何もわからないという状況で県民の安全を守る危機管理ができるのか、知事の見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 県では、国に対しまして、オスプレイ等の飛行情報について事前の情報収集に努めることや、関係市町村を含めて速やかに情報提供するよう、文書により申し入れているところでもあります。また、低空飛行等について市町村から情報提供があった場合には、九州防衛局を通じて米軍等に照会をしているところでもあります。今後とも、県民の安全・安心を確保する観点から、早急な情報提供が行われるよう、国に対し強く求めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 いずれにいたしましても、県民の安全・安心な暮らしを守る責任ある県として、また知事として、しっかり対処していただくことを申し上げておきたいと思います。

次に、重度心身障がい者（児）医療助成制度の改善について伺います。

まず、給付のあり方についてです。現在、全ての県で、重度心身障がい者の方への医療費助成が行われておりますが、その給付について、宮崎県では、通院の際、医療機関の窓口で一旦立てかえ払いをした後、役所に出向いて、領収書や支払証明書を添え、還付手続を行って払い戻しを受ける、いわゆる償還払いの制度がとられております。

しかし、制度を利用される方々にとっては、受診した際の一時立てかえ払いは、経済的に大変な負担になっています。しかも、払い戻しを受けるまでに2カ月から3カ月かかるという状況では、なおさらなことだというふうに思います。「ぜひ、立てかえ払いのない現物給付の制度にしてほしい」というのが、障がいを持たれた方々の切実な願いです。以前から要求が寄せられていると思いますが、なぜこれまで改善が図られないのか伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 重度障がい者（児）医療費公費負担事業につきましては、外来の場合、利用者が医療費の1割から3割相当分を一旦支払い、その後、市町村の窓口で申請して払い戻しを受ける償還払い方式とすることで、市町村に出向くなどの負担があるということは、伺っているところでございます。

しかしながら、制度を開始した昭和50年当初は数千万円程度であった県の負担額が、現在は10億円を超えておりまして、給付方法の見直しに当たっては、事業費の増加が見込まれますことから、財源の確保が大きな課題になると考えているところでございます。

この制度は、障がいのある方の健康と福祉の向上を図る上で大変重要であると認識しておりますので、安定的な運営を図りながら、限られ

た財源の中で、将来にわたり持続可能となるよう、事業主体である市町村とも意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 この医療費の助成は、おこなわれてであっても、後で行われるわけです。ですから、その財源を問題にするというのは、私はいささか次元が違うんじゃないかと思うところです。その財源確保ができないというところが、ちょっと腑に落ちないわけであります。

障がいを抱えて生活しておられる方々の6割が、年収100万円以下という状況の中で、この助成制度は、まさに命綱ともいうべきものです。一時立てかえでの負担とともに、申請の手続でも代筆を頼まなければならない方も多くて、その負担も大変なもので、経済的にも、また精神的にもその負担は大きいものがあります。全国的には、既に30の都道府県が、立てかえ払いのない償還払いを実施しており、宮崎県でできないはずはないというふうに私は思います。

必要とする人たちのための助成制度ですから、利用しやすく改善を図ることは当然のことではないでしょうか。自治体の負担も大変だというふうに伺っています。これは一例ですが、宮崎市では、月に約1万5,000枚の申請書の事務処理を行っているというふうに伺っています。書類を点検し、振り込むための事務作業ですが、その負担は相当なもので、現物支給は、こうした非効率的な作業の改善にもつながることになるというふうに思います。ぜひ、制度の見直し・改善を図っていただき、真に障がい者の方々の生きる力、生きる支えとなる助成制度にしていきたいと思います。今後の方向性を部長、お示しいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 現物給付化についての御質問であります。前回、入院の

場合を現物給付した場合に、県の負担額が1億3,000万増加したというような実例もございます。平成29年度の事業費、入院と外来の内訳を見ますと、入院が4割、外来が6割というような形になっておりまして、今回、外来を現物給付化した場合には、一定の増加額が見込まれるところでございます。そういったところも踏まえまして、先ほど申し上げましたとおり、この制度について持続可能な制度とするために、市町村と意見を交換しながら、制度のあり方等について検討を進めてまいりたいと思っております。

○前屋敷恵美議員 制度は、先ほど申し上げましたが、本当に必要とする方々のためのものでありますから、使い勝手をよくすること。これを利用して、障がいを抱えながらも懸命に頑張るという方々を支援するものですから、ぜひ制度の改善は行っていただきたい。このことを強く申し上げておきたいと思っております。

次に、重度心身障がい者（児）医療費助成の対象拡大について伺いたいと思っております。現在、全ての県で、身障手帳1級・2級の方を対象に助成を行っていますが、3級まで助成している県は38都道府県、4級まで対象にしている県も11県あります。宮崎県は2級までです。

ところが、内部障がいの心臓、腎臓、呼吸器などの機能障がいについては、2級の規定がないために、1級の人しか医療費助成が受けられません。なぜ、内部障がいに2級の規定を設けていないのか不可解なのですが、規定がないのです。このことからしても、3級まで助成の対象を広げなければ、内部障がいで治療を続ける方を援助することはできません。ぜひ、障がい者の医療費助成の対象をせめて3級まで拡大できないか、伺いたいと思っております。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 医療費助成制度でございますが、日常生活が極度に制限されている方の医療費を助成することで、経済的負担の軽減を図ることを目的としておりますことから、対象者を重度の方に限定させていただいているところでございます。対象者の拡充につきましても、先ほどの外来の現物給付化と同様に、事業費の増加が見込まれるところでございますので、この制度が、限られた財源の中で将来にわたり持続可能となるよう、事業実施主体であります市町村とも意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 先ほども申しましたけど、全国では、3級まで拡大をしているところは38都道府県、4級まで対象にしている県は11県もあるんですね。そういった点で見ると、宮崎県は非常におくれている取り組みだ、施策だというふうに思います。病気で苦しむ患者さんや御家族を支援するこの制度は、県民の暮らしそのものを支えるということになるわけですから、私は、できないことはないし、ぜひ、県で取り組まなければならない課題だというふうに思っています。財源の問題も、先ほど言われましたけれども、県全体の予算の中で、本当に何が必要なのかというところの位置づけの問題も、私は大変重要だと思っているところです。

ぜひ、検討課題にのせて、結果を出していただきたい。このことを強く求めておきたいと思っております。御見解があれば述べてください。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 議員御指摘のこの医療費制度でございますが、やはり事業費の増加の問題と、利用者目線に立った問題、いろいろ課題がございます。そういった中で、いろんなことを検討しながら、どういった制度のあり方が一番いいのか、十分に検討してまい

りたいと思います。

○前屋敷恵美議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、障がい福祉サービスの介護保険移行問題、65歳問題について伺ひたいと思ひます。

障がい福祉サービスを受けて生活をしておられる方が、65歳になると介護保険制度に移行されるという、いわゆる介護保険優先原則のもとで、これまで受けていたサービスが保障されず、在宅での暮らしに困難な事態が生じております。県はこうした事態をどのように認識しておられるのか、伺ひたいと思ひます。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 65歳以上の方の、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行につきましては、介護保険制度が創設された平成12年度当初から、65歳以上の方は、基本的には介護保険サービスを優先的に受けていただくものの、必ずしも一律的な取り扱いを行わないよう、サービスの実施主体であります市町村に対しまして、機会があるごとに助言してきたところでございます。今後とも、各種会議や研修会などさまざまな機会を活用しながら、改めて周知・徹底に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 先日、私は65歳を間近に控えた方の不安の声をお聞きしました。現在、月45時間の外出などのサービスが支給されており、リハビリに通ったり、人との交流に使っているということでありましたが、これが10時間に減らされることになると言われておりました。そうすると、どうしても家にこもりがちになって、身体機能も低下することになるんじゃないかという不安を語っておられました。

私は以前にも、この「65歳問題」は一般質問で取り上げさせていただいたことがあります

が、「負担軽減措置があるので、65歳になったからといって一律に介護保険を適用することにはならない」、こういう答弁でした。今、部長がおっしゃったように、こうした内容を政府が通知しているんですね。この徹底を進めてほしいということも、そのときの質問でお願いしたところなんですけど、現実には、そのときお話を聞いた方が、昨年65歳になって、介護保険に移行されました。要介護4という認定になったそうです。それまで45時間のサービスが、10時間に減らされました。新たに1割負担も生じるようになり、さらには住宅の問題も、障がい者対応の住宅から高齢者向け住宅に移り、お部屋も狭くなったようです。出費も、これまでの2倍にふえたそうです。障害年金だけではとても足りないということで、蓄え——働けないわけですから。この方は筋ジストロフィーという病気も持っておられて、治療にも当たっておられるんですけれども、働けないということもあって、今、蓄えを取り崩しながら生活をしていると。この蓄えがなくなった後はどうなるんだろうかと、心配・不安を語っていただきました。私は、まさにこうした方々の暮らしそのものを抹殺するようなことになるんじゃないか、死ぬと言わんばかりじゃないかというふうに、極端なことですけれども、思いました。

ですから、ぜひ、政府のこうした通達、一律に介護保険サービスに移行するということにはしないと。介護保険サービスを優先しないと、この通達をもっと各自治体にも徹底していただいて、障がいを持ちながらも本当に懸命に頑張って生きていこうとしておられる皆さん方をしっかり支える。私はそれが行政の役割だと思いますので、ぜひその周知と徹底、きめ細かな支援・援助をお願いしたいと思います。部

長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 国の通達に基づいて、現在まで市町村に指導してきたところでございますが、一部そういった行き届かない部分もあるというふうには聞いておりますので、今後とも、しっかりと周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、丁寧な徹底をよろしくお願いしたいと思います。

次に、個人の尊厳が守られる高校にどうするかという点で、一つに、高校生の制服について伺いたいと思います。

「なぜ女子の制服はスカートなのか。なぜ男子はズボン、女子はスカートと決まっているのか」と、制服のあり方について疑問を呈した高校生の新聞投書がありました。私自身、問題意識を持ちながらも提起のおくれがあったことを、本当に反省するものですが、制服のあり方については、見直し・検討が求められているというふうに思います。

ズボン、スラックスなどは、寒さを防ぐ防寒対策はもちろんのこと、紫外線対策など健康上も必要になってまいりました。また、LGBT・性的マイノリティーの方たちの立場でも、学校生活で生きづらさを生じさせないためにも、制服は希望者の選択制にするなど、制服のあり方の見直し・検討は、必要かつ重要な課題だと思っております。教育長の見解を伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 県立高校の制服につきましては、各学校で指定しているわけですが、全国的に見ると、スカートまたはスラックスを自由に選択できる制服を導入している学校もありますことから、今後、健康上の理由やLGBT等の性的マイノリティーの生徒に

配慮した制服のあり方について、研修会などを通して、各県立高校に対し、情報提供を行ってまいりたいと考えております。

なお、現在におきましても、生徒や保護者から健康上の相談等があれば、制服のかわりに体操服の着用を認めるなど、学校ごとに柔軟に対応しているところであります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ当面の課題としても、この制服の問題はしっかり取り組んでいただきたい、このように思うところでございます。

あわせて、トイレの課題についても伺いたいと思います。現在、公共施設のトイレには、心と体の性別が一致しない、トランスジェンダーと言われる利用者の方への配慮として、多目的トイレに「どなたでも利用できます」の表示があります。県庁内にも設置してありますが、その表示だけでは十分とは言えません。真に利用者の立場を理解していないとの声も聞かれるところです。私は、学校においてはなおさらのことだと思えます。2月議会では、来住議員が学校トイレの洋式化の充実について質問いただきましたが、今回私は、ぜひ、LGBT・性的マイノリティーの方たちの立場、視点でのトイレ設置のあり方を検討する必要があるとの思いで、質問をいたします。現在の学校の状況はどうなっているのか、お聞かせください。

○教育長(四本 孝君) 県立高校におきましては、LGBT等の生徒だけを念頭に置いた整備ということではありませんが、バリアフリーなどの考え方に基きまして、生徒や職員はもとより、避難所としての対応もできるように、高齢者や障がい者など、多様な利用者に配慮した多目的トイレを整備しているところでございます。

○前屋敷恵美議員 トイレは、生活の基本で

す。生理的には健康上が第一義的ですが、性的マイノリティーの人たちの視点からも、精神的にもデリケートな問題として、人権を守るという立場からも重視する必要があるかと思いません。男性トイレ、女性トイレを利用することに苦痛を感じる方々が、多目的トイレを利用したことで、中傷やからかいの対象にならないような、配慮あるトイレの設置をどう考えていくか、今後のトイレのあり方を検討することは、極めて重要と考えます。今後の方向性をぜひ、教育長、お示しいただきたいと思えます。

○教育長(四本 孝君) 各学校におきましては、健康上の理由やLGBT等の性的マイノリティーの生徒への配慮から、多目的トイレあるいは職員トイレの使用を認めているところでございます。しかしながら、多感な時期である高校生は、トイレへの行きづらさを感じているということも考えられますので、生徒の心に寄り添った相談しやすい環境づくり、あるいは他者を思いやる心の醸成に努めて、全ての生徒が安心してトイレを使用できるよう、きめ細かな対応について啓発を図ってまいります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ個人の尊厳が守られる学校にしていくためにも、重要な課題として、一日も早く改善が図られるよう求めておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

もう一点は、県立高校の混合名簿について伺います。県教育委員会は、混合名簿実施の推進を進めておられますが、この春、私が出席した小学校の入学式は混合名簿でした。しかし、中学校ではまだ、男女別の名簿でした。県立高校においては現在どのような状況になっているのか、伺いたいと思います。教育長、お願いいたします。

○教育長(四本 孝君) 平成30年度におきま

す男女混合名簿、いわゆる「性で分けない名簿」の使用状況であります。小学校から申し上げますと、小学校で235校中146校、率にして62.1%。中学校で126校中51校、率にして40.5%、県立高等学校及び中等教育学校におきましては39校中24校、率にして61.5%ということになっております。前回調査の平成28年度と比較をいたしますと、小学校で51.5ポイント、中学校で35.9ポイント、県立高等学校及び中等教育学校で17.9ポイント上回っているところでございます。

○前屋敷恵美議員 県立高校においては、6割以上が混合名簿ということでしたが、LGBTを含めた性別で分けることに伴う課題の解消、また男女平等・男女共同参画の推進を図るといった点でも、混合名簿の促進を、高校のみならず小学校・中学校でも、ぜひ、より一層推進の方向を進めていただきたい、このように思います。よろしくお願いいたします。

では次に、高校生の奨学給付金の拡充について伺います。

2014年から、高校生の奨学給付金制度が開始されました。中学まで就学援助制度を活用していた世帯にとって、より多額の費用が必要となる高校入学においては、より必要な制度として、奨学給付金制度は求められておりました。奨学給付金制度の現在の受給者数を、私立高校、県立高校でそれぞれ伺いたいと思います。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 平成29年度の実績でございますが、私立高等学校における受給者数は1,873名でございます。

○教育長(四本 孝君) 同じく県立高校等における受給者数は4,273名でございます。

○前屋敷恵美議員 この高校の奨学給付金の対象は、生活保護世帯と住民税非課税世帯に限定

されております。小中学校の就学援助の支給基準は、生活保護基準の1.1倍、1.2倍などと各自治体で異なっておりますが、準要保護世帯まで拡大されています。そこで、これまで就学援助を受けていた人たちで、奨学給付金が受けられなくなる人が出てくるわけです。国の調査でも、就学援助の対象になるような高校生の2割が、奨学給付金が受けられていない状況にあると言われております。高校入学においては、小中学校ではかからなかった教科書代が要るようになりますし、また交通費なども必要になったりいたします。特に、入学時にはより多額の準備費用がかかるなど、高校では教育費の負担がふえております。高校の奨学給付金の支給基準を、所得制限の見直しや、就学援助の条件程度に引き上げることが必要だと思っておりますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

○教育長(四本 孝君) 高校生等奨学給付金は、生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するために、高等学校などに在学する生徒がいる生活保護世帯や非課税世帯に対して給付されております。しかしながら、高校生等奨学給付金と小中学校の就学援助の支給要件が異なるために、小中学校では就学援助を受給していた方でも、高校生等奨学給付金が受給できない場合もあります。本県といたしましては、就学援助受給者が高校生等奨学給付金を受給できるように、毎年、国に対して、所得制限の緩和をお願いしてございまして、今後も引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 高校生の教育を受ける権利を保障するためにも、ぜひ改善が図られることが必要だと思っておりますので、今、教育長は、政府にも要望しているということでしたけ

れども、ぜひ引き続き強く要望をしていただきたい、このように思います。よろしく願いいたします。

では、最後ですが、硫黄山噴火による長江川白濁問題について、農家への支援、農業を守る対策、また地域の経済を守る対策などについて伺いたいと思います。

4月19日に硫黄山が噴火して、赤子川・長江川に白濁が生じて約2カ月になろうとしています。白濁は徐々に解消されてきておりますが、水質検査では、ヒ素やカドミウムといった有害な重金属類がまだ検出されている状況です。まず、現状をお聞かせください。

○環境森林部長（甲斐正文君） 県では、白濁が最初に確認された4月21日に長江川上流の大原橋で水質検査を行ったところ、水素イオン濃度や重金属などが環境基準を超過していたため、下流側の川内川でも検査を行った結果、一部の項目で環境基準を超過しておりました。その後、毎週6カ所で定期的に水質検査を実施しております。直近の結果では、川内川の調査地点で、検査した全ての項目が環境基準を達成しておりますが、川内川合流前の長江川や赤子川の調査地点では、現在でも、水素イオン濃度やヒ素など、環境基準を超えている項目がございます。

○前屋敷恵美議員 なかなか安心できる状態にはありません。長江川の水を農業用水として利用できなくなった稲作農家の方々は、ことしの作付を断念されました。約650戸の農家に及んだと伺っております。全国に名をはせた、ブランド米の「えびの米」をつくれなことは、どれほどつらく、断腸の思いであったか、消費者の私たちも非常に残念でなりません。何としても来年は作付できるよう、手だてを講じることが

重要ですが、ことし作付できなかった農家や関連業者、例えば、もみすり業者の方たちなどへ、再生産、再事業につなぐ支援が必要であると思います。

昨日、対策のための補正予算が追加上程されましたが、必要なところへの対策が打たれる内容なのでしょうか。どのような対策で取り組むのか伺いたいと思います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 長江川白濁の影響で、水稻の作付ができない農家に対しましては、まずは、予定されております水稻の共済金の支払いが円滑に進むよう、農業共済やえびの市と連携して取り組んでおります。さらに、本議会をお願いしております「えびの市水田農業緊急支援事業」を活用いたしまして、飼料作物への作付転換や来年の稲作再開に向けた地力の維持・増進の取り組み等を支援することといたしております。また、もみすり業者に対しましては、水稻の収穫時期に向けて、えびの市や関係団体と連携し、業者同士の情報交換や作業の調整について、話し合いの場を設けるなどの対応をしてみたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 そういった農家の方々や、また関連業者の皆さん方、これから頑張るといふ方向に向けて、寄り添った支援をぜひ、しっかりお話も聞きながら行っていただきたいと思います。ことしは米がつかれなかったけれども、来年はことしの分まで頑張ろうという意欲が持てるような対策でなければならないと思っております。そうでなければ、「えびの米」も、えびのの農業も守れないと思います。

今、新聞の投書でも、「おいしいえびの米をつくり続けてほしい」という県民の激励が数多く寄せられておりますけれども、やっぱり県民の皆さん、みんなそういう思いだと思います。

それにどう応えるかというも、県の大きな役割だと思います。私は、国の支援も大いに要請をして、ぜひ農家の皆さんに寄り添った対策をとっていただきたい、このように思います。

次に移りますが、えびの高原・からくに荘の跡地に設置した沈殿池が6月5日に完成して、運用が開始され、不純物を沈殿させ上澄みを流しておりますが、まだ重金属類が、今御報告いただきましたように検出されております。この沈殿池で、どの程度の効果が見込めるのか、今後この沈殿池で対応できるのか。そのあたりのところをお聞かせいただきたいと思っております。

○環境森林部長（甲斐正文君） 県が行いました沈殿物の検査では、低濃度ではありますが、ヒ素の溶出が確認されておりますので、河川の濁りや水質悪化の原因となる物質の下流への流出を防止する沈殿池の設置については、一定の効果があるものと考えております。

また、流れている上澄みについては、今議会でお願ひしております追加補正予算により、水質等の検査を強化するとともに、硫黄山・河川白濁対策協議会等において、国や地元、大学等の専門家と連携し、水質改善に向けた効果的で、かつ、適切な対策の検討を進めていくこととしております。

○前屋敷恵美議員 また新たな沈殿池の必要も出るかもわかりません。安全な水を供給するという点では、これからの対策も求められるかと思っております。私は、発生源対策をしっかりしなければ、今後、長江川から農業用水を利用することは難しいのではないかと思います。

硫黄山の噴火の終息が現段階で見通せない以上、今後の新たな農業用水の確保を検討することが必要になっていると思っておりますが、今後の見通しについて、農政水産部長、御答弁をお願い

します。

○農政水産部長（中田哲朗君） 議員からお話がありましたとおり、農業用水は非常に大事であると考えております。農業用水の確保につきましては、地元えびの市と連携いたしまして、短期的な対策と中長期的な対策を行うことといたしております。短期的な対策といたしましては、複数ある用水路ごとの水量や地形などの調査を実施した上で、既設水路の改修工事等を行い、水の有効活用をしていくことといたしております。また、中長期的な対策としましては、将来に向けて営農活動ができるように、地元農家の意向を把握した上で、まずは事業化するための計画の策定を行い、その計画に基づいて、用水施設の整備等を行うことといたしているところでございます。

○前屋敷恵美議員 今、県が進めようとしている方向が、どの程度の期間を要すると位置づけておられるのか。私は、稲作を継続するためには、水の確保は第一義的な課題で、新たな作付が、2年も3年も先になるようでは、農家の皆さんの意欲も損なわれるということになると思います。非常に心配をするところです。

ですから、まず県が、来年度の作付をどうするか、来年度は作付ができるようにするんだと、そういうような強い意志を持って対策を講ずることが、私は極めて重要なことだというふうに思っているところです。水を確保するという点では、今さまざまな手法もお話しされましたけれども、この長江川から水が引けない以上は、どこかから水を持ってこなければならぬわけで、深層地下水をくみ上げるのか、また新たな湧水池を見つけて水を引いていくのか、いずれにしても、かなりの費用も期間もかかると思いますけれども、その方向性をしっかりと決

断することが重要かと私は思います。

この深層地下水、井戸を掘るという点では、火山地帯でもありますので、温泉も出てくるんじゃないかという話もありました。しかし、そういう水脈だけではないと思うんです。

安全な水を供給するためには、そういった試験的なことも大いに進めていくことが必要です。実際、えびのにはコカ・コーラがありますけれども、あちらで使われている水は深層地下水がくみ上げられていると伺っているわけですから、そういった点で、安全な水を確保することは十分できることだと私は思います。また、そういう方向性を進めていくためにも、国の英知や国の財源も非常に必要といたしますので、国には積極的にその要請をすることだというふうに思います。

早く決断をしないと、来年の作付に、またその後の作付に大きく影響を及ぼしますので、ここは県の決断するときだと思いますが、部長いかがでしょうか。

○農政水産部長（中田哲朗君） 影響を受けている地域につきましては、赤子川・長江川・川内川から取水している地域でございます。

対策としましては、先ほど申しましたけれども、短期的な対策、中長期的な対策をしっかりとやっていくというのが非常に大事だと考えております。

短期的な対策につきましてはもちろん、来年の作付にどれだけ水を確保していくかという観点で早急に調査を行いまして、今ある湧水でありますとか、ため池の水をいかに有効に活用できるか、そのあたりを検討いたしまして、施設の改修等をやっていきたいと考えております。

それから、地域全体の水の確保という観点では、やはり当地域が非常に複雑な地形、いろん

な条件がございます。また、農家の意向等もございますので、しっかり農家の意向を踏まえた上で、地元のえびの市、土地改良区あたりともしっかり連携しながら、現場の調査をしっかりとやって、計画的に事業を実施し、水の確保を図っていきたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今の部長の答弁では、来年の作付、何としても進めていきたいという意欲を持った答弁だと受けとめたところでございます。そのためにも、ぜひこの水の確保が重要ですので、安全な水を供給していく、その立場でのこれからの施策を大いに進めていただきたいと思っております。強く要望しておきたいと思っております。

時間もなくなりました。今回の質問も、県民の皆さんの安心・安全な暮らしをどうつくっていくのか、支えていくのかという立場での質問をさせていただきました。ぜひ、本来の自治体のあり方、地方自治体の本旨である福祉や暮らしをしっかりと守るという、こういう立場に立った県政を切に要望いたしまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時0分開議

○外山 衛副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の丸山裕次郎です。通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、新燃岳・硫黄山噴火についてお伺いします。

ことし3月、7年ぶりに新燃岳で本格的なマグマ噴火が起こり、高原町・小林市・都城市など広範囲に灰が降りました。特に私の住む高原町では、7年前の教訓を生かし、大規模な噴火や火砕流が起きる前に家畜・牛の移動の検討をしたりしました。今回は、幸いに新燃岳の火山活動がある程度おさまり、避難することなくほっとしております。しかしながら、今回の新燃岳の噴火では、出荷の最盛期を迎えていましたシイタケに灰が付着しました。灰をできるだけ取り除き、乾燥して乾シイタケをつくってみると、見た目はきれいに仕上がっているのに、少しだけ灰により白くなったということで、宮崎のシイタケブランドを守るために出荷停止になってしまいました。郡司副知事や当時の横田副議長、県選出国會議員、県・農政局の職員に、現地まで来ていただき、シイタケ農家の厳しさを調査・意見交換をしてもらいました。

知事・県議会議長で、「新燃岳火山災害対策に係る支援措置」に関する要望を、3月23日に国に対し緊急要請を行っていただきました。しかし、いまだに具体的な支援策・補正予算が出てきておりません。そこで、原木シイタケの降灰被害対策にどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

次に、国立公園満喫プロジェクトについてお伺いいたします。

国立公園満喫プロジェクトに霧島錦江湾国立公園が選定され、御池や生駒高原・えびの高原等がビューポイントに指定されました。これまで、なかなか木を切ることも許されなかった御池では、生い茂った木が伐採され、歩道やデッキなどが整備され、見違えるようになり、御池

を訪れた方が感動しております。新燃岳・硫黄山の噴火により、予定されていたビューポイントの整備に影響が出るのではと心配しております。そこで、国立公園満喫プロジェクトの現在の進捗状況と今後の整備計画について、環境森林部長にお伺いいたします。

次に、美しい宮崎づくりについてお伺いいたします。

昨年、美しい宮崎づくり推進条例ができ、今年度より、観光みやざき未来創造基金を活用し、「美しい宮崎づくり推進事業」がスタートしました。推進事業のことを、小林市・高原町などの各種団体を回って説明していますが、美しい宮崎づくり推進条例の認知度は低く、推進事業のことは全く知らない状況でありました。私が話した方々はとても興味を持っていただき、活動団体になってみたいと言っていただきました。活動団体の登録数は40団体強と聞いておりますが、今後の登録団体の加入促進が不可欠だと思っております。そこで、美しい宮崎づくり活動団体の登録促進について、今後どのように取り組んでいくのか、市町村との連携も含め見解を、県土整備部長にお伺いいたします。

次に、観光みやざき未来創造基金についてお伺いいたします。

ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭の開催等を観光・交流の飛躍的拡大の好機と捉え、本県がこれまで築き上げてきた強みを生かした観光誘客に取り組み、世界から選ばれる「観光みやざき」を実現することを目的として、「観光みやざき未来創造基金」が造成されました。今年度は12事業3億3,000万円余の予算で、国際水準の「スポーツの聖地みやざき」への進化などに取り組んでお

ります。観光は、言うまでもなく民間の取り組みが不可欠であり、市町村との連携も必要であると考えます。そこで、「観光みやざき未来創造基金」を活用し、市町村や民間との連携を図るべきだと考えておりますが、商工観光労働部長にお伺いいたします。

昨日の田口議員の質問と多少重なりますが、次に、医師確保についてお伺いいたします。

ことし4月に宮崎大学医学部に行き、鮫島病院長と、医師確保等について意見交換をさせていただきました。病院長から、「研修医を確保するためにさまざまなことに取り組んでおりますけれども、県出身の学生の確保が最も必要」などの意見をいただきました。

また、厚生常任委員会の県南調査で、県立宮崎病院における研修医師確保について、実際に研修医として働いている研修医との意見交換も行うことができました。宮崎大学医学部出身の研修医からは、「研修先を決めるのに、それぞれ高校時代の地元を基本に考えている。また、都市部の大きな病院を考えている」との意見をいただきました。

そこで、過去5年間において、本県の高校生が医学部医学科へ合格している人数と、そのうち宮崎大学医学部医学科に合格している人数を、教育長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終え、以下の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○環境森林部長(甲斐正文君)〔登壇〕 答えいたします。

原木シイタケの降灰被害対策についてであります。原木シイタケの降灰被害対策については、速やかに現地調査を行い、灰の除去に用いる動力噴霧器などの資機材類は充足していることを確認するとともに、原木の確保など、今後

の生産再開に向けた課題をお聞きしたところであります。

このため、3月下旬には、知事と県議会議長が、生産回復に必要な原木や種こま等の導入に要する予算の確保について、国へ要望活動を行いますとともに、国の担当室長にも現地調査を行っていただき、現在、支援策について協議を進めているところであります。また、灰が付着したシイタケの活用に資するよう、県の試験研究機関において、乾シイタケの戻し汁の成分分析を行っているところであります。今後とも、国や関係機関との連携を密にしながら、被害を受けられた方に寄り添った対応をしてまいりたいと考えております。

次に、国立公園満喫プロジェクトの現在の進捗状況と今後の整備計画についてであります。このプロジェクトでは、えびの高原や御池など、本県側3つの重点取り組み地域において、老朽化や国際化に対応した施設整備等を実施しており、進捗率は事業費ベースで39%と、ほぼ順調に推移しているところであります。現在、新燃岳・硫黄山の火山活動による立ち入り規制等によりまして、一部、韓国岳登山道などの改修工事ができない状況であります。プロジェクトへの影響がないよう、実施可能な箇所から計画的に整備を進めているところであります。

今後の整備計画といたしましては、御池歩道のユニバーサルデザイン化や園路改修、えびの高原池巡りコース等の改修事業にも取り組むほか、大幡山登山道の休憩所の建設にも着手することとしております。引き続き、プロジェクトに盛り込まれたさまざまな事業を計画的に実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

○商工観光労働部長(井手義哉君)〔登壇〕

お答えいたします。

観光みやぎき未来創造基金についてであります。観光は、農林水産業などさまざまな分野に関連する大変裾野の広い産業であり、その振興を図るためには、県だけではなく、多様な関係者がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携して取り組む必要があると考えております。観光みやぎき未来創造基金は、県として、本県観光のステップアップにつながる施策に戦略的・集中的に取り組んでいくために創設したものであり、基金の趣旨・目的に合致する、より効果の高い事業に活用してまいりたいと考えております。

このようなことから、市町村や民間企業等と連携することで、より大きな効果が得られるような事業につきまして、その役割分担を踏まえた上で、基金を有効に活用してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）**〔登壇〕 お答えいたします。

美しい宮崎づくりについてであります。美しい宮崎づくりの推進には、市町村、県民、事業者との連携が極めて重要であることから、県ホームページやフェイスブックなどによる情報発信のほか、講演会等の参加者へのチラシの配布、市町村からの情報提供などをもとに、美しい宮崎づくり活動団体への登録を進めてきたところであります。

今年度は、新たな取り組みとしまして、市町村長等を訪問し、直接、登録制度や美しい宮崎づくり推進事業の内容について御説明するとともに、地域で活動する団体への情報提供について、協力をお願いしたところであります。

今後は、市町村からの情報も活用し、活動団体や企業をきめ細かに訪問するなど、これまで

以上に制度の周知に努めたいと考えているところです。県といたしましては、今後も、地域の実情に詳しい市町村と連携し、より一層の登録促進に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○**教育長（四本 孝君）**〔登壇〕 お答えいたします。

医学部医学科の状況についてでございます。平成26年度入試から平成30年度入試におきまして、全国の医学部医学科に合格した本県の高校生の延べ人数は、過年度卒業生も含めまして、平成26年度から順に、102名、107名、115名、126名、107名となっております。5年間の平均は約111名となっております。

また、同じく平成26年度入試から平成30年度入試におきまして宮崎大学医学部医学科に合格した本県の高校生の人数ですが、過年度卒業生も含めまして、平成26年度から順に、38名、38名、37名、34名、31名となっております。5年間の平均は約36名となっております。以上であります。〔降壇〕

○**丸山裕次郎議員** 新燃岳・硫黄山についての再質問を行う前に、シイタケ農家への支援策を早急に対応していただくことを、まずは要望したいと思います。

新燃岳が噴火した状況をマスコミが報道することによりまして、高原町は大変だから行かないほうがいいよという風評被害が生じ、ゴルフ場を利用する客の減少、温泉・飲食店を訪れる方も減少してしまいました。また小林市では、2,000人以上が参加する予定だった霧島山絶景マラソンが急遽中止になり、ホテル・飲食店のキャンセルがありました。

このように、農業だけでなく商業・観光業にも大きな被害が発生しました。高原町におきま

しては、冷え込んだ消費を喚起する目的で、町単独事業でプレミアム商品券を5,500万円発行することにしております。小林市でも、実際に新燃岳の降灰により被害を受けた農家、商工業者への支援策を独自に検討していると聞いております。

県は今回、硫黄山の白濁被害のみを考慮した、えびの市が発行する5億5,000万円のプレミアム商品券に対する助成を提案しております。えびの市が発行する予定のプレミアム商品券の額が5億5,000万円ということでありますけれども、えびの市が口蹄疫から復興するために発行した際の発行額1億2,000万円と比べると、非常に違和感を感じております。何で、えびの市が発行する5億5,000万円のプレミアム商品券に2,500万円の貴重な税金をもとに助成するのか、小林市民・高原町民そして全ての県民に説明する責務が県にあると思います。そこで、今回、えびの市が発行するプレミアム商品券にだけ助成する明確な理由を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 霧島山の火山活動により、西諸県・北諸県地域を中心にさまざまな影響が出ており、現在、「セーフティネット保証」による金融の円滑化や特別相談窓口の設置を行っております。

今回、被害を最小限に抑え、一日も早い地域経済の回復を図るため、高原町など影響が大きい地域を対象とした「霧島山火山活動対策貸付の創設」や「霧島エリアへの誘客の促進」に加えまして、えびの市を対象に、「長江川対策地域商業緊急支援事業」をお願いしております。長江川対策につきましても、河川の白濁によって米の作付ができないこと等により、農業資機材を扱う事業者等の売上が減少し、小売店・飲

食店等の地域経済にも深刻な影響が生じていることから、緊急に支援を行うこととしたところであります。

県といたしましては、今後とも、火山活動の推移や、それに伴う地域経済への影響を見きわめながら、地元自治体と連携いたしまして、随時、効果的な支援策を検討してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 今回の答弁では、えびの市だけなぜプレミアム商品券に助成するのは理解できません。恐らく、新燃岳の噴火の降灰被害に拡大しますと、膨大な費用がかかるために、長江川白濁に絞ったのではないかと思います。口蹄疫のときでさえ、えびの市が発行したプレミアム商品券の額が1億2,000万円余りだったのに、今回の5億5,000万円のプレミアム商品券は適正な額なのかを含め、今後しっかり検証していただきたいと思っておりますし、今後起こり得る災害に対してどう対応されるのか、県としての方針を出していただくことを要請しておきます。

また今回、助成から除かれました、小林市・高原町にしっかりと説明していただくことを要請しておきます。

硫黄山噴火により1キロ以内が入山規制になり、県道1号が通行どめになり、生駒高原とえびの高原にこれまで20分程度で行けたのが、倍の40分近く迂回しなければならなくなってしまいました。硫黄山の活動は長引く可能性もあり、県道1号の通行どめが続くことも予測されます。県道1号は、生駒高原とえびの高原を結ぶ路線であり、霧島周辺観光に大きな役割を果たしております。そこで、通行どめになっている県道1号について、生駒高原とえびの高原をつなぐための方策を検討すべきではないかと考

えませんが、見解を県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県道1号小林えびの高原牧園線の硫黄山周辺につきましては、現在、立ち入り規制がかかっており、被害状況の確認ができないことから、ドローンを使った上空からの映像などで、現状の把握に努めているところであります。県としましては、火山活動の沈静化後に、現道を利用した早期の交通開放を目指したいと考えておりますが、噴気による破損や、地下の空洞等により、現道が通行できない可能性もありますので、硫黄山周辺について、航空写真による測量を実施することとしております。今後とも、県としてとり得るさまざまな手段について、検討してまいりたいと存じます。

○丸山裕次郎議員 県道1号の重要性を考慮していただきまして、さまざまな観点から事前に行うことができる調査を行っていただいていることに感謝いたします。

立ち入り規制が解除されたときには、速やかに安全性を確保し通行どめを解除していただくことを、まず要望しておきたいと思っております。また、長期にわたり入山規制が続き、通行どめが長期になることも推測されますので、できるだけ短い迂回路等の検討も要望しておきます。

これまで霧島連山は、我々にきれいな水、温泉、癒やしなど、さまざまな恩恵を与えていただきました。霧島連山と共生していくことも必要だと考えております。今回、新燃岳から流れ出した溶岩は、日本で一番新しい溶岩だとも言えると思っております。この溶岩は観光資源になると考えております。すぐには登山をして見られる状態ではないわけではありますが、

ヘリコプターを使っただけの遊覧観光とかができればいいのではないかと考えております。

霧島連山は火山活動が活発なため、ピンチの状態だと思っておりますが、このピンチをチャンスに変え、霧島連山と共生していくことが重要だと考えております。そこで、霧島周辺地域観光誘客事業の具体的な内容について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 噴火活動がいつまで続くか予測できない中で、火山との共生は、今後の霧島山周辺地域の観光振興にとりまして、議員がおっしゃるとおり、重要な視点になるものと考えております。

お尋ねの「霧島山周辺地域観光誘客事業」につきましては、まずは、同地域の観光需要を回復させるため、大手オンライン旅行会社が運営する宿泊予約サイトに特設ページを設け、集中的にPRするものであります。具体的なPR内容等につきましては、今後、周辺自治体等と十分連携しながら決定することとしておりますが、この地域の特色であります四季折々の豊かな自然や、それを生かした体験メニューなど、多くの方々に魅力を感じていただけるよう、季節に応じた情報発信を行ってまいりたいと考えております。また、周辺自治体が行う独自の誘客対策等と連動させることで、霧島山周辺地域への観光入り込み客の増加につなげてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 霧島山火山活動により冷え込んだ観光誘客につながることを、期待しております。成果が出るためには、市町村・観光関係者と連携をしていただきまして、季節ごとに霧島山周辺の情報を的確にPRし、霧島山周辺に来られた観光客が満足できるサービス提供ができる環境整備にも努めていただくことを要望

しておきます。

新燃岳は現在、落ちついている状況でありませうけれども、今後も、噴火・降灰は続く可能性があります。噴火をするたびにばたばたするのではなく、家畜の避難に関する経費補助の制度の確立や、ハウスに降灰した灰の除去に必要なブロー等の整備、降灰に影響されにくい作物への転換などが必要だと考えております。そこで、長期的な視点に立った農業施策が必要だと考えておりますけれども、見解を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 新燃岳の火山活動の先行きが見通せない中、農業者が意欲を持って営農活動を継続していくためには、ハード・ソフト両面での支援策を、しっかりと講じていくことが重要であると認識しております。

現在、ハード面の支援では、国の降灰関連事業を活用した除灰機械の導入などにより、一定の成果を上げておりますが、県といたしましては、引き続き予算の確保とあわせて、地域から要望のあります事業メニューの拡充について国に要望してまいります。また、ソフト面の支援では、降灰地域の中長期的な営農活動を視野に、品質や収量に影響を受けにくい品目への転換や、灰の洗浄にも水が活用できる畑かん営農の普及拡大などを進めております。

今後とも、農業者が安心して営農が行えるよう、災害に強い産地づくりに取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、農家が安心して営農に取り組め、災害に強い産地づくりができるよう取り組んでいただくことを要望しておきたいと思っております。

次に、国立公園満喫プロジェクトについて再質問を行います。

国立公園満喫プロジェクトは、外国人観光客増を目指すことになっており、霧島錦江湾国立公園では7万人を21万人にふやすことになっております。実際に外国人旅行客を導くためには、空港や駅からの2次アクセス、具体的なバス乗り継ぎの時間、レンタカーの乗り方などの提供が必要になってくると思います。そこで、訪日外国人を国立公園に誘客するために、2次アクセスが重要だと考えておりますが、今後どう対応されていくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 議員御指摘のとおり、二次交通環境の改善につきましては、大変重要でありまして、国と県が昨年度実施したモニターツアーに、外国人ライターやカメラマン、旅行エージェントを招き、国立公園が持つ魅力と課題について、ツアー参加者に検証していただきました結果、国立公園は素晴らしいが、公共交通機関の接続に難があるといった御意見をいただいたところでありまして。このため、本年度、国、県、市町、交通事業者等が連携し、交通拠点と国立公園内の観光スポットをめぐる、県境を越えた周遊バス等の実証運行を行いまして、目的地までの接続方法や移動時間、滞在時間等について検証していくこととしております。

検証結果につきましては、宮崎・鹿児島両県の民間事業者により進められています訪日外国人を呼び込むツアーなどに、しっかりと生かしてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 空港等からの2次アクセスの確保・充実が、訪日外国人誘客に不可欠でありますので、民間事業者との連携、観光関係者との連携強化を要望しておきます。

次に、森林環境税についてお伺いいたしま

す。

森林環境税は、全国的に森林の荒廃が進む中、市町村が所有者にかわって間伐などを行うのに必要な財源を確保するため、2018年税制改正で創設が決定しました。1人当たり年間1,000円を個人住民税に上乗せして徴収することになっておりますけれども、実際に国民から森林環境税を徴収するのは、東日本大震災復興で徴収している上乗せが終わる2024年からになっておりますが、来年度から借入金を原資に、年数百億円を前倒しして市町村へ森林環境譲与税が譲与されることになっております。管理が行き届かない森林を市町村が管理できるようになり、非常に期待しております。そこで、新たな森林経営管理制度において、管理が行き届かない森林とはどのようなものなのか、また、どのように把握するのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 国が示した、経営管理が行われていないおそれがあるとされる森林の基準の目安は、人工林において、下刈り、除伐等が不十分なため、植栽した木が周りの草木に覆われている場合や、間伐が行われていないために過密化している場合などで、市町村森林整備計画に定める標準的な施業を行っていない森林とされております。

また、これらの森林については、市町村が、森林経営計画の策定の有無、施業履歴の状況等により、経営管理の行われていないおそれがある森林を抽出し、現地調査や森林所有者への聞き取りを行うとともに、集落座談会の開催などを通じて、確認、把握することとされております。

○丸山裕次郎議員 本県には、約40万ヘクタール余の民有林があると聞いております。市町村

で新たな森林経営管理計画を策定するには、かなりの事務手続が出てくると思っております。小さい市町村では人員も限られ、農業との兼務も多く、本当に事務がスムーズに進むか心配しております。そこで、市町村における林業担当職員数と、職員1人当たりが担当する民有林面積及び森林所有者数について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 県内市町村の本年度における林業担当職員の人数は98名で、1市町村当たり3.8名となっております。また、職員1人当たりが担当する民有林の面積の平均は4,162ヘクタールで、最も広い市町村は、西米良村の1万2,659ヘクタール、一方、最も狭い市町村は、高鍋町の706ヘクタールとなっております。さらに、職員1人当たりが担当する森林所有者数は、県平均で1,459名で、最も多い市町村は、高原町の4,070名、一方、最も少ない市町村は、西米良村の355名となっております。

○丸山裕次郎議員 今の答弁にありましたように、林業に専従している職員の数が、市町村で大きくばらつきがあるのを聞きまして、全ての市町村で、しっかりとした経営管理のための計画が策定できるか心配になりました。市町村間の連携や、また県、森林組合の支援が必要だと考えます。そこで、新たな森林経営管理制度を担う市町村に対する県の支援策について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 市町村は、来年度、森林を経営管理する上で基本データとなる林地台帳を公表し、運用することとなっておりますが、県では、そのベースとなる台帳の原案を本年度中に作成し、市町村へ提供することとしております。また、市町村が嘱託職員として林業技術者を活用できる「地域林政アドバイ

ザー」のあっせんを行うとともに、来年度開講予定の「みやぎき林業大学校」におきまして、新たに市町村職員を対象とした研修も実施する予定であります。さらに、今年度、市町村が集落座談会や戸別訪問を通じて行う森林所有者への意向調査に対しても、支援を行うこととしております。

県としましては、来年度からスタートするこの制度におきまして、森林の経営管理が円滑に実施できますよう、日ごろから市町村、森林組合等と連携して活動している県の林業普及指導員等が中心となり、市町村を積極的に支援してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 市町村にとって新たな業務になり、大変な事務になることが予測されますので、適切なアドバイスを要望しておきます。

現在でも、植栽作業や下刈り、さらには間伐作業を行っている作業員が不足している状況であるのに、新たに森林環境譲与税により森林保育等のニーズがふえることとなりますので、作業員の確保が重要だと考えております。そこで、新たな森林経営管理制度を進めるためにも、林業担い手の確保が重要であります。その現状と確保対策を、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 林業の担い手は、平成27年2,222人で、5年前に比べまして17%減少し、高齢化も進行しております。このため、新規就業者の確保に向け、就業相談会の実施、林業事業体の福利厚生や労働安全衛生の充実に取り組むとともに、来年度の林業大学校の開講に向け、今年度は、林業の魅力が伝わるようSNSと連動したホームページの構築など、情報発信の強化を図ることとしております。

また、将来的に少ない人数でも森林管理が可

能となるよう、伐採と造林の連携推進や、下刈り作業の省力化、先端技術を活用した森林情報の把握などの実証にも取り組むこととしております。加えて、県内の森林組合では、地元の建設業などとの連携を検討する動きも始まっております。こうした施策や工夫により、将来にわたり宮崎の林業を支える担い手の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 現在、全ての産業が人手不足になっており、特に労力が必要な下草払い・間伐などの保育作業は、現在でも人手が足りず厳しい状況にあると思っております。新たな森林環境税創設で非常にうれしいわけでありませうけれども、これまで以上に保育作業をしなければならぬ面積がふえていくことが予想できますので、その対応ができる作業員確保に全力で取り組んでいただくことを要望しておきます。

次に、美しい宮崎づくりについて再質問を行います。

県はこれまで、沿道修景美化条例をもとに、国道・県道沿いの花植え、植栽、剪定などを行ってきましたが、美しい宮崎づくり条例では、国道・県道にかかわらず市町村道、農道、農地、山林など、県下全域が対象になりました。

対象が広がったという視点で、自宅から議会に来る途中を見てみますと、人家の近くや県道・国道などの沿道沿いの杉が大きくなり、景観にそぐわない状況になっている箇所が散見されます。杉を所有されている方に聞いてみますと、杉を切りたくても交通規制やクレーンを使わないと伐採できず、杉を売ったとしても赤字になるのでほっておくしかないという答えが返ってきました。1カ所1カ所では伐採運搬コスト等がかかるため、なかなか伐採されず放置

されている状況で、景観を崩していると思っております。また、大きな台風などで杉が倒れ、大きな被害が出るのではないかと心配しております。このような、人家の近くや県道・国道沿いの私有地に放置されている大きくなった杉の伐採促進を行い、その後に桜などの植栽を行えば、美しい宮崎づくりにつながると考えます。

そこで、国道・県道沿いに散見される大きくなった杉山をモデル的に伐採すれば、美しい宮崎づくりにつながると考えますが、見解を県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 美しい宮崎づくりの推進に当たりましては、眺望を阻害する樹木の伐採についても、重要な課題と認識しているところです。このため、昨年11月に策定しました「美しい宮崎づくり推進計画」では、沿道の眺望を阻害する樹木等の伐採、剪定による沿道景観の磨き上げを盛り込むとともに、沿道修景美化モデル事業として、景観向上に資する伐採等に取り組んできたところです。

美しい宮崎づくり推進事業を活用し、これらの取り組みを拡大していくためには、市町村や県民、事業者の皆様の御理解と御協力が不可欠でありますことから、今後も引き続き、美しい宮崎づくりに関する普及啓発に努め、良好な景観の形成に取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員 杉山の所有者、市町村、県、美しい宮崎づくり活動団体がお互いに協力できれば、景観を阻害している杉を伐採できるということだと理解しました。非常に大きなモデル事業になると思っておりますし、美しい宮崎づくりの啓発につながるのではないかと考えております。具体的な事例が上がってきた場合には、適切な対応をよろしくお願いいたします。

今年度は、観光みやぎき未来創造基金を活用し、「美しい宮崎づくり推進事業」を行っております。昨年度も述べましたが、沿道修景美化条例が制定された昭和44年の沿道修景予算は800万円程度でありましたが、1巡目の国体が開催された昭和54年には1億2,000万円になっており、10年間で15倍以上の予算を確保しております。当時知事をしていた黒木知事の熱い思いと、宮崎の観光の父である岩切章太郎氏との連携で、全国に先駆けた沿道修景、宮崎の景観をつくり上げたと思っております。

今回の美しい宮崎づくりは、民間はもとより、県民総参加による全県下公園事業につながるべきだと考えております。知事の美しい宮崎づくりについての意気込みと予算拡充が、大きな鍵を握っていると思っております。そこで、美しい宮崎づくりの予算をしっかりと確保して、さらなる県民運動につながる考えはないか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 美しい宮崎づくり、大変重要な取り組みでありまして、財源の確保、これも大変重要な課題であります。県としても、しっかりと財源の確保に取り組むとともに、市町村や事業者などに自主的な取り組みを促してまいりたいと考えております。県としましては、これまで取り組んでまいりました沿道修景美化推進対策事業などに加え、今年度、新たに創設をしました「観光みやぎき未来創造基金」を活用した観光振興の施策の一つとして、美しい宮崎づくりの推進にも取り組むこととしたところであります。

今後、本県で開催されます国民文化祭や全国障害者芸術・文化祭、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、また東京オリンピック・パラリンピック、こうしたスポーツや文化など一大

イベントを好機と捉えまして、市町村や県民、事業者など、県民総参加による美しい宮崎づくりを推進してまいりたいと考えております。本県ならではの美しい風景をつくり上げ、世界に誇れる美しい宮崎を次世代に引き継いでいく、そのような強い思いを持って取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員 しかしながら、今後、高齢化に伴う社会保障費の増加、またインフラの老朽化対策費の増加、南海トラフ巨大地震対策費、国体施設整備費等大きな課題がありますので、知事の手腕で乗り越え、予算をしっかりと確保した上で、美しい宮崎づくりが、本当に知事の言われたような形で全県下に広がるように、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、医師確保について再質問を行います。

先ほど教育長によりますと、毎年、本県出身の医学部医学科の合格者は111人程度になることを答弁いただきました。また、宮崎大学医学部に入学した学生は、過去5年の平均では36名程度とわかりました。県はこれまで、県出身の宮崎大学医学部の入学生をふやすために、また、医師確保につなげるために、地域枠制度を設けました。そこで、地域枠推薦入試、地域特別枠推薦入試の導入前と後の合格者数の傾向を、教育長にお伺ひいたします。

○教育長（四本 孝君） 地域枠推薦入試は平成18年度入試から、地域特別枠推薦入試は平成21年度入試から導入されまして、定員数の増加もあり比較が難しい面もございますが、制度導入前の平成14年度入試から17年度入試におきまして、合格した本県の高校生の人数の平均は、過年度卒業生も含めて12名であります。一方、制度導入後の平成18年度入試から30年度入試におきまして、合格した本県の高校生の人数

の平均は、過年度卒業生も含めまして約34名であります。比較いたしますと、制度導入前に比べて導入後の合格者数は、約2.8倍に増加しております。

○丸山裕次郎議員 地域枠を設けて、ある一定の成果は見られておりますけれども、近年の宮崎大学医学部入学の学生は34名に、まだとどまっているということで、なかなか実際伸びていないのも現状であると思っております。毎年111名程度の方が医学部に合格しているのに、宮崎大学医学部に進んでいただいている医学生が少ないと感じております。本県出身の宮崎大学医学部学生が1人でも多くなってほしいと考えております。そこで、宮崎大学医学部医学科の進学希望者をふやすための県教育委員会の取り組みについて、教育長にお伺ひいたします。

○教育長（四本 孝君） 宮崎大学医学部医学科への本県出身の進学者をふやすことは、本県医療の充実を図ります上で重要な取り組みであると考えております。先ほど御説明しましたとおり、平成18年度入試からの地域枠推薦入試、加えて、平成21年度入試からの地域特別枠推薦入試の導入を受け、県といたしましては、制度の利用を促してまいりました。

また、医学部医学科を志望する生徒の志を高めるため、全県下の高校3年生対象の学習会におきまして、医学部等を目指すコースを開設したり、高校2年生対象の学習会の中で、宮崎大学医学部の教授による講義を実施したりしております。さらに、宮崎大学医学部との入試連絡協議会や情報交換会などを実施いたしまして、情報の共有を図っているところであります。今後も、県内高校の医学部進学希望者が本県の医療に関心を持てるような環境づくりに、努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 宮崎大学医学部への進学希望者をふやす取り組みも重要だと思っております。しかし、どうしても宮崎大学では得られない臨床に憧れる学生がいるのも現実で、実際に70人程度が県外の医学部に進学していることが想定できます。

県外の医学部に進学しても、宮崎県に戻り研修する研修医、また研修を終え宮崎に戻り、県内の病院に赴任する医師を1人でも多く確保するには、本県の研修病院の体制や県内の医療体制に関する情報提供を積極的に行うべきだと考えます。そこで、県外に進学した医学生や県外の医師にどのように情報提供しているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、県外に進学した医学生に対しまして、宮崎で活躍する医師や病院を紹介する広報紙の配付や、県内での臨床研修、及び国保病院等での体験実習についての情報提供を行っているところでございます。また、県外にお住まいの本県出身の医師や、本県で勤務を希望する医師等に対しましては、広報紙や本県の医療機関の求人情報などを、定期的に提供しているところでございます。

今後とも、県外に進学した医学生や県外の医師が、本県の地域医療について理解を深め、臨床研修、専門研修や転職などの段階で宮崎に戻り、円滑に本県で勤務を開始できますよう、さまざまなアプローチを図ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 県民の命を守るためにも、宮崎大学を初め関係機関と連携をとっていただき、1人でも多くの医師確保に努めていただくように要望しておきます。

次に、西諸医療圏の分娩再開についてお伺い

いたします。

昨年7月末から、西諸地域ではお産ができる病院がなくなり、非常事態になってしまいました。小林市長・えびの市長・高原町長等が一致団結し、知事や宮崎大学等に陳情を重ねたことにより、えびの市出身で県外にいた産婦人科医師が、地元の窮地を救うために英断していただきました。また、県や国、さらには小林市の予算で分娩に必要な医療機器整備ができるようになり、分娩再開に御尽力をいただきました皆様方に感謝申し上げたいと思っております。お産ができなくなった西諸地域に来月、待望の産科医師が小林市立病院に赴任されます。現在、宮崎大学からの応援はあるものの、365日24時間の体制が整っておらず、お産が再開できる体制にはなっておりません。

昨年度策定された、第7次宮崎県医療計画において、医療資源の少ない地域における正常分娩等への対応ということで、地域それぞれの課題について、主体となる市町村とともに明確化を図りつつ、妊婦健診や分娩を取り扱うことのできる体制の整備、圏域を超えた搬送体制の確保など、地域の実情を踏まえた支援に努めることとなっております。そこで、西諸医療圏での分娩再開に向けて、さらなる支援策ができないのか、福祉保健部長並びに病院局長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 西諸医療圏におきます分娩再開に向けたさらなる支援策は、即効性があるものを講じることが難しい状況でございますが、西諸医療圏を初めとする二次医療圏での分娩取り扱い体制の整備は重要な課題であると認識しているところでございます。このため県では、分娩施設における医師や助産師といった医療従事者の確保・育成に取り

組んでいるところでございます。

特に医師育成につきましては、今年度から開始された専門医制度のもと、本県で産婦人科専門研修を受ける医師に対して研修資金を貸与する制度を創設し、今年度は、現在1名に貸与しているところでございます。今後とも、地元市町や宮崎大学、県医師会など関係機関と連携しながら、取り組んでまいりたいと存じます。

○病院局長（桑山秀彦君） 地域医療の充実に貢献することは、県立病院の重要な役割の一つであると考えております。今後、福祉保健部と十分協議しながら、分娩再開に向けて、病院局としてどのような支援が可能なのか、検討してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 なかなか難しい問題でありますので、ぜひ小林市、宮崎大学、県がしっかり連携をして、役割分担をしっかりとやっていただかないと、なかなか簡単ではないと思っておりますので、ぜひ連携、また役割分担を明確にさせていただいて、一日も早く西諸地域で分娩ができるように要望しておきたいと思っております。

最後に、宮崎歯科福祉センターについて質問を行います。

宮崎歯科福祉センターは、平成14年に開設以来、障がい児・者の歯科診療利用者の数が年々ふえ、平成26年からは1万人を超えており、五ヶ瀬町を除く全ての市町村の方々が利用しております。宮崎歯科福祉センターは、県内唯一の障がい児・者の歯科専門の歯科センターとして、非常に重要な役割を果たしていると思っております。しかし、宮崎歯科福祉センターがある場所は、南海トラフ巨大地震による大規模津波で想定される浸水地域になっているため、市郡医師会病院が宮崎西インターチェンジ付近に

移転するのにあわせ、移転計画を進めております。宮崎歯科福祉センターは、県の歯科保健行政の中でどのような役割を担っているのか、また、移転に伴う費用に対し、財政的支援ができないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 歯や口腔の自己管理が困難な障がい児・者に対しまして、適切な歯科診療や口腔ケアを提供することは、歯科疾患の重症化を予防するだけでなく、誤嚥性肺炎などを予防する上で大変重要であります。こうした中、宮崎歯科福祉センターは、一般の診療所では対応が困難な障がい児・者に対し、専門的な歯科診療や口腔ケアを提供する中核的な施設として、県内全域から年間述べ1万人以上の方に利用されており、大変重要な役割を担っております。このため、県としましては、今回の移転計画が円滑に実施されるよう、国庫補助事業の活用に向けた国との協議を速やかに進めるなど、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 今回の移転は、先ほど言いましたとおり、南海トラフ巨大地震による大津波で浸水地域になってしまうことから、設置から15年程度しかたっておりませんが、移転を決定いたしております。防災という観点から、県としての支援はできないのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 防災の視点からということではありますが、県では、南海トラフ巨大地震等に備えまして、大規模災害対策基金を設置し、各種対策に取り組んでおります。この基金は、原則としてソフト事業を中心としておりまして、ハード事業につきましては、津波避難タワーなどの避難のための施設整備、あるいは耐震化の支援などに限定してお

りまして、建物移転は対象となっていないところでもあります。したがって、お尋ねの宮崎歯科福祉センター移転に対する支援は、こちらでは難しいと考えております。

○丸山裕次郎議員 宮崎歯科福祉センターは、県内唯一の障がい児・者が通っている非常に重要な施設であろうと思っております。県にはこれまで、障がい児・者の口腔ケア・診療を担う人材育成の観点から、年間に約700万円から約400万円程度の補助をしていただいて、非常に感謝していると聞いております。

今回の移転は、南海トラフ巨大地震対策の一環であります。本当に命を守る事業であります。6月末に、宮崎歯科福祉センターの移転に関しまして、市郡歯科医師会・県歯科医師会・福祉団体等が知事のところに要望に行くことになっておりますので、きょうのいろいろな議論を含めまして、知事には明確な答弁を期待しております。私の全ての質問を終わりますが、ここで一つ、皆様方にうれしい報告をさせていただこうと思っております。

それは、5月12日に長崎で開催されました第55回九州各県議会議員野球で、何と、何と、奇跡的でありますけれども、我が宮崎県チームが31年ぶりに優勝することができました。ありがとうございます。選手の皆様、まことにお疲れさまでした。スポーツ議員連盟会長として非常に喜んでおります。このよい流れが全県下に広がり県勢が発展することを願って、私の一般質問を全て終わります。ありがとうございます。(拍手)

○外山 衛副議長 次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い、一般質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長に答弁をお願いいたしま

す。

初めに、知事に伺います。昨年9月議会に引き続き、SDGs(持続可能な開発目標)についてです。

SDGsは、国際社会が2030年を目指して解決すべき課題を、国連の場で明らかにした17の目標のことであります。2015年9月、国連本部で採択されておりますが、SDGsの前に国連が設定した国際的な開発目標に、MDGsというものがありませんでした。ミレニアム開発目標です。2000年に国連で採択され、2015年までに達成すべき8つの目標が設定されておりました。しかし、2000年当時の日本では、現在のSDGsほど注目はされておりました。なぜなら、その目標がアジア・アフリカなどの開発途上国が抱えていた課題だったからであります。

一方、今回のSDGsが注目されているのは、その目標が開発途上国のみならず、先進国にも共通する課題であるからであります。クリーンエネルギー、地球温暖化、経済成長、持続可能なまちづくりなど、国のみならず、地方も率先して取り組むべき目標が含まれております。「持続可能な宮崎」を実現するため、少子高齢化、大規模災害などといった課題の解決に向け、さまざまな分野とも連携を図る推進体制をつくるべきであります。既に庁内に推進本部を立ち上げる方針を打ち出した県もありません。本県も、一歩踏み出した取り組みが必要です。知事の見解を伺います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

持続可能な開発目標(SDGs)につきましては、「住み続けられるまちづくり」を目標の

一つにするなど、地方創生の実現にも資する重要な行動計画であると考えております。国におきましては、今年度から、SDGsの達成に向けて先導的な取り組みを行う都市を、「SDGs未来都市」として選定し、支援を行う新たな仕組みづくりがスタートしたところであります。このSDGsの理念やその方向性は、福祉の充実や健康づくり、地域資源・エネルギーの循環促進、成長産業の育成など、県の施策と合致するものも多くあると考えておりますので、引き続き、国の動向も注視しながら、県の各種計画の策定や施策の推進に生かしていまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 国においては、知事の答弁にあったように、SDGs達成に向けてすぐれた取り組みを提案する自治体を「SDGs未来都市」に選定して支援する事業を、今年度から始めております。また、日本経済団体連合会、経団連が提唱している経営倫理規定としての「企業行動憲章」、これは昨年11月に改定され、SDGsの理念が新たに盛り込まれております。民間も動き出しております。報道によれば、県においては今月7日、県総合計画の改定に向け、若手職員の意見を参考にするワークショップを開いたようであります。県総合計画の「長期ビジョン」は今年度中に改定、「アクションプラン」は来年度中に新たに策定されるようでありますけれども、改定に向けての今後の動きの中でSDGsとの関連性も明確にする、そのためにも庁内に推進会議あるいは推進本部といったものを立ち上げる、ぜひとも前向きに検討していただきたいと要望しておきます。

次は、健康長寿日本一を目指すためにということで、福祉保健部長に大きく3点にわたって伺ってまいります。

1点目は、がん検診受診率の向上についてであります。

国は本年3月、「第3期がん対策推進基本計画」を策定しております。そこでは、がん検診の受診率の目標を第2期基本計画と同じ50%としております。現状の受診率は30~40%ということで、第2期基本計画から掲げている目標値50%を達成できていない中、第3期基本計画には、受診率向上のために取り組むべき施策として、「受診対象者の名簿を活用した個別受診勧奨、再勧奨」が新たに加えられております。

一方、県においても、国と同じく本年3月、「がん対策推進計画」を策定しておりますけれども、その中の「がん検診の受診率向上対策について【現状と課題】」には、「宮崎県のがん検診受診率は男性の肺がん(50.9%)を除いて、30%ないし40%台であり、第2期がん対策推進計画における目標値(50%。胃・肺・大腸は当面40%)を達成できていません」として、「がん検診については、受診対象者にコール・リコール(個別の受診勧奨・再勧奨)をすることが有効です。健康増進法に基づく健康増進事業としてがん検診を実施する市町村は、受診対象者の名簿を作成し、全員を対象にコール・リコールを実施するなど、受診率向上に努めることが求められます」とあります。コール・リコールが、これからのがん検診受診率向上にとって重要となってきます。

以上を踏まえ伺いますが、国は都道府県の受診勧奨に対する補助事業としての「都道府県がん対策推進事業」で、「がん検診の受診促進や受診率向上に資する事業」というものに予算を計上しておりますけれども、本県ではこの事業を活用しているのかどうか。活用しているのであれば、どのように取り組んでいるのか伺いた

いと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） がんによる死亡率を減らすためには、がんの罹患率を減らす1次予防に加え、2次予防として、検診により、がんを早期に発見し、早期治療につなげることが重要でございます。このため県では、広く県民に対し、がん検診の重要性について、国の補助事業を活用して、テレビやラジオ、新聞などのマスメディアによる情報提供や、イベントでの啓発を行うことで、受診率の向上を図っております。また、がん検診を実施する市町村に対する研修会を通じて、検診対象者名簿の更新と、正確な受診歴の管理を行うことの重要性を周知しております。さらに、医療機関等が、検診受診者に対して継続的な検診受診が重要であることを説明するよう、働きかけを行っているところでございます。

○新見昌安議員 次に、同じく国の補助事業で、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」というものがございます。これは、市町村に対する補助事業であり、事業内容としては、受診勧奨・再勧奨云々というふうになっております。そこで伺いますが、県内市町村におけるコール・リコールの実施状況はどうなっているのか、課題等があればお示しください。

○福祉保健部長（川野美奈子君） がん検診の受診勧奨・再勧奨、いわゆるコール・リコールは、受診率の向上に有効であることが科学的に示されている取り組みでございます。平成29年度に、国の補助事業によりコール・リコールを実施した自治体は3市町であり、平成30年度では、6市町が実施する予定となっております。また、国の補助によらず、コール・リコールを行っている自治体は、平成29年度では4町村となっております。いずれにしましても、コール

・リコールに取り組む市町村は、現在半分にも満たない状況でありますことから、実施率の1層の向上が課題であると考えております。

○新見昌安議員 受診率の向上を図る上では、コール・リコールの有効性が科学的に示されているということでありました。それでは、まだ少ないようですけれども、市町村のコール・リコール実施率を向上させるため、県としては今後どのように取り組んでいくのかについても伺いたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） がん対策基本法等において、都道府県は、市町村が実施するがん検診の事業評価を行い、必要な助言や指導を行うこととされております。このため県では、有識者から成る協議会を設置し、毎年、市町村から実施状況の報告を受け、事業評価を行っているところでございます。昨年度の協議会において、コール・リコールの実施率が低いことが多く指摘されたことを受けまして、県では、未実施の市町村に対して、個別に実施の依頼をするとともに、担当者向けの研修会等において、その有効性について説明・指導を行ったところでございます。県としましては、今後とも、市町村の意見を十分に聞きながら、がん検診受診率の向上に向けて、適切な助言や指導を行ってまいりたいと思います。

○新見昌安議員 しっかり取り組んでいかれるよう、お願いしておきます。

2点目は、特定健康診査の実施率向上についてであります。

これも県が本年3月に策定した「第3期宮崎県医療費適正化計画」によれば、本県の実施率は平成27年度44.6%で、全国順位は41位と下位にあります。県は2023年度の目標実施率を70%としていますが、現在の県内保険者別の実施率

は、先ほど述べたように県全体で44.6%。保険者別では市町村国保が34.3%と最も低く、70%という目標を達成するためには、市町村が実施する国民健康保険の特定健診の受診率を向上させることが極めて重要であります。そのために、県としてはどのように取り組んでいくかについても伺いたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 特定健診の実施率向上のため、市町村におきましては、未受診者に対する受診勧奨のほか、休日及び夜間の集団健診の実施や、がん検診との同時実施などの受診機会の拡大に取り組まれておるところでございます。

県におきましては、こうした市町村の取り組みを財政的に支援するとともに、県内全ての医療保険者で構成する保険者協議会を通じて、特定健診の重要性を広く県民へ啓発しているところでございます。また、昨年12月に策定した宮崎県国民健康保険運営方針に基づき、かかりつけ医からの特定健診の受診勧奨や、診療における検査データを特定健診のデータに活用する市町村の取り組みにつきまして、新たな支援を行っていくこととしております。今後とも、市町村や医療機関等と連携して、実施率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 これもよろしく願いしておきます。

3点目は、糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防について伺います。

糖尿病が強く疑われている人が2016年に推計で1,000万人に上ったということが、昨年、厚生労働省が行った調査で明らかになっております。「国民病」とも言われる糖尿病であります。放置すると、腎不全を発症して透析治療に至ったり、失明や脳卒中などを引き起こして、

生活に重大な支障を生じさせるおそれがあります。この事態を深刻に受けとめて、しっかりと対策を講じなければなりません。県は昨年、「健康寿命男女とも日本一」を目指して、「宮崎県糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防指針」を策定しておられます。この指針には、糖尿病の発症予防、重症化予防、合併症重症化予防において取り組むべきことが示されておまして、市町村においてこの指針が確実に実施されることによって、県民の健康増進や医療費適正化につながってくると考えております。そこでまず、市町村における取り組み状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 従来より市町村は、糖尿病の発症予防や糖尿病性腎症重症化予防の対策として、住民に対する健康教育や保健指導及び特定健診の受診勧奨等を行ってきたところです。

こうした中、昨年8月に、県や医師会等の5者で、本県における糖尿病予防等の標準的な取り組みとなる「指針」を策定し、市町村や関係団体にもお示ししたところでございます。指針策定後、市町村の取り組み状況を確認したところ、かかりつけ医から専門医へ紹介する基準の明確化や紹介連絡票等の様式の統一など、新たな取り組みも始まっているところでございます。

なお、指針の具体化を図るためには、市町村と医療機関との連携が重要でありますことから、県としましても、積極的に市町村を支援してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 次に、糖尿病性腎症重症化予防に取り組んでいるおおむね全ての市町村は、対象者の抽出基準というものを設けております。国が作成した「糖尿病性腎症重症化予防予

ログラム」というものがありますが、この中で、「レセプトを有効活用することにより、健診未受診者からの抽出や併発疾病等の確認が可能となることから、抽出にあたってはレセプト等の情報も活用することが望ましい」とあります。合併症が懸念される糖尿病治療中断者への対策として、未治療者や治療中断者の抽出が可能となるレセプトデータの活用は有効であると考えます。県内市町村のレセプトデータの活用状況はどうなっているのか、また、未治療者や治療中断者に対する受診勧奨の実施状況とその方法について伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） レセプトデータの活用状況でございますが、県内全ての市町村が、県の指針に基づきまして、国民健康保険加入者の特定健診の結果から、糖尿病が疑われる対象者の抽出を行った上で、レセプトデータにより医療機関の受診状況を確認し、治療を受けていない方を抽出しているところでございます。

また、こうした方への受診勧奨の実施状況とその方法でございますが、県内全ての市町村において、文書、電話、面接、訪問など対象者に効果的と判断される方法により実施されているところでございます。

今後、市町村における重症化予防の取り組みを円滑に進めていくためには、医療機関との連携が不可欠でありますことから、県としましては、糖尿病専門医、かかりつけ医、市町村などの関係者が情報交換を行う会議や、保健指導の充実強化を図る研修会の開催などにより、市町村の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 「第3期宮崎県がん対策推進計画」「第3期宮崎県医療費適正化計画」「健

康みやざき行動計画21（第2次）中間見直し」、これらは全て本年3月に策定され、今年度からそれぞれスタートしております。県民がいつまでも心身ともに健康で、将来にわたって快適に安心して生活できるよう、県におかれては、さまざまな施策の展開、フルスロットルでお願いいたします。

次は、公衆衛生医師の確保・育成についてあります。引き続き、福祉保健部長に伺ってまいります。

少々旧聞に属しますが、昨年12月、読売新聞が行った全国の保健所長の兼務状況調査の結果が報道されておりました。それによると、全国481の保健所のうち、21道県の49カ所で、定年退職などした所長の後任が見つからず、隣接地域の所長らが兼務している実態があるということでした。北海道が7カ所で一番多く、茨城県、新潟県が5カ所、群馬県、鹿児島県4カ所と続き、本県も1カ所とありました。

地域住民の健康管理はもちろんのこと、災害発生時の感染症予防など、公衆衛生活動の先頭に立ち、その役割の重要性がこれまで以上に高まっている保健所ではありますが、そのような組織の最高責任者の不在・不足はゆゆしき問題であると思います。兼務している所長の負担の大きさもはかり知れなく、緊急時の対応等も考えれば、急いで解決すべき問題ではないかと思っております。

厚生労働省は2004年に、自治体が人材を確保しやすいように所長の資格要件を緩和してはいるものの、新要件のもとで就任した所長はわずかです。そこで、何点か伺いたいと思っております。

まず、県の公衆衛生医師の人数及び年齢構成はどうなっているのか。また、保健所長の年齢

構成についてもお示しください。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県の公衆衛生医師の人数につきましては、今年度4月1日現在で申しますと12名で、年齢構成につきましては、30代が4名、40代が1名、50代が5名、60代が2名となっております。そのうち保健所長につきましては7名で、30代が1名、40代が1名、50代が4名、60代が1名となっております。

○新見昌安議員 今回の数字を聞きますと、この10年くらいの中に、複数の保健所長が退職される状況にあります。先ほど述べた読売新聞の調査結果では、宮崎県内でも保健所長の兼務が1カ所ありました。この5年間を調べてみますと、以前は延岡と高千穂の保健所長の兼務があったものの、その後解消され、現在は都城と小林の保健所長が兼務のようであります。それも、5年間同じ方がつかれております。この状況はいかかなものか、解消すべきと考えますが、県の考えを伺いたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 地域の保健医療行政を担う公衆衛生医師につきましては、全国的に医師が不足する中、臨床業務に従事する医師と同様に、確保が困難な状況にあります。このような中、議員御指摘のとおり、小林保健所長につきましては、都城保健所長が兼務をしており、業務負担の面からも厳しい状況にあるため、できる限り早い時期に兼務を解消したいと考えております。なお、都城保健所におきましては、公衆衛生医師としての経験が豊富な所長を配置するとともに、若手の公衆衛生医師を配置することにより、業務の負担軽減を図っているところでございます。

○新見昌安議員 今後、地域包括ケアシステムの推進を図る上でも、保健所の重要性はますます

す高まってまいります。その中心である所長たる公衆衛生医師の確保は重要であると考えます。県民の安全・安心な暮らしを守るために、県として公衆衛生医師の確保・育成にどのように取り組んでいかれるのか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 公衆衛生医師の確保対策につきましては、県のホームページへの募集案内の掲載や、宮崎大学の医学生を対象とした講義において、公衆衛生の重要性や魅力を伝えるとともに、公衆衛生に興味を持たれた県内外の医師と直接面談して勧誘を行うなど、機会を捉えて積極的に取り組んでいるところであります。また、育成対策につきましては、公衆衛生学会や国立保健医療科学院等の実施する研修への派遣に加え、若手の公衆衛生医師を対象とした専門医養成のための体系的な研修プログラムを整備し、昨年度から実施しているところでございます。県としましては、これらの取り組みの充実を図りながら、引き続き公衆衛生医師の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 インターネットで「公衆衛生」を検索してみると、隣県の大分県や鹿児島県が公衆衛生医師を募集しているページにぶち当たりました。本県でも同様の対策をとっておられるようすけれども、他県もその確保に腐心している状況がうかがえます。公衆衛生医師を確保し、保健所長についてもらうためには、どうしても時間がかかります。県民が地域で安心して暮らすことのできる環境づくりの広域的な、また専門的、技術的な機関が保健所ですので、その中心者、司令塔である公衆衛生医師の所長の職責は本当に重要だと思います。今後とも、有能な人材の確保に努めていただきたいと思います。

思います。

次に、高等学校における通級による指導について、教育長に何点か伺います。

発達障がいなどのある児童生徒が、学習や生活上の困難の改善や克服のため、通常学級に通いながら通級指導教室等の特別な場で、個々の特性や教育的ニーズに応じた特別の指導を受ける「通級指導」、公立小中学校でこの通級指導を受けている児童生徒数は年々増加している。昨年度は全国で10万人を超える状況だそうです。

そういった状況の中、義務教育終了後の進路をどうするか、これが大きな課題となっていたところがございます。これまでは普通に高等学校の通常の学級に入るか、あるいは特別支援学校の高等部に進学するか、障がいのある生徒の学びの場は限られていたわけでありましてけれども、今年度から、高等学校における通級指導が、教育制度として導入されております。保護者にとって、期待の大きさははかり知れないと思います。

本県では昨年度、県内4つの県立高校を指定して研究調査を行ってきておりますが、今年度は県内8校を拠点校と定め、通級による指導体制構築事業がスタートしております。そこでまず、今年度においては、中学校や生徒・保護者への周知はどのように行っているのか伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 本年度から制度化されました、高等学校における通級による指導につきましては、お話にありましたように、県内8つの拠点校において取り組みを開始したところでもあります。その周知につきましては、本年4月の公立校長会で、県内全ての校長に対して説明を行いました。また、市町村の担当者会に

おきまして、各学校や生徒、保護者に対しての周知を依頼したところであります。さらに、具体的な通級による指導の取り組みにつきましましては、直接、各拠点校の担当者が中学校に出向くなどして、周知に努めているところであります。

○新見昌安議員 次に、高等学校における通級による指導を希望する生徒が在籍する中学校との連携は、どのような時期に、どう図っていくのか伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 中学校と高等学校の連携につきましては、入学前に、配慮を要する生徒に関する情報交換会を実施するとともに、各拠点校におきましては、中学校に在籍する生徒・保護者の希望に応じた教育相談や、中学校への訪問を実施しているところであります。また、新学習指導要領において、通級による指導を受ける生徒には、個別の指導計画等の作成が義務づけられておりますことから、今後、中学校で作成された個別の指導計画等が重要な連携の基礎資料として活用されるよう、指導してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 次に、通級による指導を行う先生には、どういった免許が必要となるのか。また、先生の専門性を高めることも重要であります。どのような取り組みをされるのか伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 通級による指導の担当者の条件といたしましては、高等学校の教諭免許状を有する者とされていることに加えまして、特別支援教育に関する知識や経験が必要とされております。

また、専門性を高めるための取り組みとして、本県では、文部科学省の委託事業を活用した各拠点校間の情報交換会を開催するとともに

に、担当者による県外の先進校等への視察も予定をしているところであります。

○新見昌安議員 この項目の最後になりますけれども、通級による指導を実施するために、どのような措置や取り組みを行っていくのかについても、伺いたいと思います。

○教育長(四本 孝君) 小中学校と同様に高等学校におきましても、通級による指導を行う各拠点校に対して、国により教員を加配する措置が講じられております。また、各拠点校におきましては、担当者の専門性を高めるための取り組みに加え、全ての生徒を対象とした授業においても、学習活動の流れを視覚的に提示したり、黒板の周りの掲示物を除いたりするなど、授業に集中しやすい環境づくりに努めているところであります。これらの取り組みによりまして、各拠点校における校内体制を構築し、通級による指導を充実させていきたいと考えております。

○新見昌安議員 以上4点伺ってきましたが、文部科学省が本年3月時点での実施予定の調査をしております。それによりますと、今年度から始める都道府県の中で、実施箇所数が最も多いのは、兵庫、山口の両県で、それぞれ9カ所。次いで群馬、宮崎両県が各8カ所となっております。県の教育委員会におかれましては、先駆的に取り組んでいただいたのだと評価をしたいと思います。

通級による指導には、対象となる生徒が、在籍する学校で指導を受ける「自校通級」のほかにも、通級指導教室のある学校に行き指導を受ける「他校通級」、自校に巡回してくる他校の教員から指導を受ける「巡回指導」といった形態があるようでありまして、期待の大きい事業であります。いずれは他校通級・巡回指導、そ

れらにも取り組んでいただきたい。この点は要望しておきたいと思っております。

次は、ヘルプマークの普及と周知への取り組みについてであります。

「県広報みやぎ」の6月号には、「ヘルプマークを見かけたら、思いやりのある行動を!

「ヘルプマーク」をご存知ですか?」と、県民に呼びかけるページがあります。義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病のある方など、外見からは容易に判断ができないハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるマーク。議員の皆さんはよく御存じのことと思っております。平成24年10月に東京都がスタートさせたヘルプマークを導入する自治体が全国で拡大する中、本県でもこの4月から交付がスタートいたしました。県では、緊急連絡先や必要とする支援内容などを記載することができるヘルプカードも、ヘルプマークにあわせて交付しておられます。

ヘルプマークは昨年7月、「駐車場」や「温泉」マークなどとともに、案内用の図記号を規定する日本工業規格(JIS)に追加されて、公的な意味合いを持つてきました。これによって、全国への広まりはさらに加速するのではないかと考えます。このヘルプマークは、援助や配慮を必要とする方が、所持・携帯することはもちろんですが、周囲でそのマークを見た人が理解していないと、意味を持ちません。認知度向上を図ることが重要であります。「県広報みやぎ」と、県ホームページに記載されていることは承知しております。それ以外のこれまでの県としての取り組みと今後の取り組みについて、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(川野美奈子君) 本県では、今年度から本格的にヘルプマークの配付を開始

しておりますが、制度導入から間がないこともありまして、制度の趣旨を広く県民の方々に理解していただくことが何よりも重要であると考えております。このため県では、各市町村及び関係団体への広報チラシの配布や、指定障害福祉サービス事業者向けの制度説明会、福祉・介護職員等を対象とした研修会などにおいて、ヘルプマークについて理解を求めるとともに、広く周知に取り組んでいるところでございます。今後とも、市町村、関係団体と十分に連携を図りながら、福祉分野に限らず、県や市町村、各種団体等が開催するイベント等においてPRを行うなど、あらゆる機会を活用し、ヘルプマークの周知に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 東京都では、交付を始めてから既に5年半以上経過しておりまして、少々古いデータですけれども、昨年8月末までに累計で19万個交付したようであります。しかし、そのような先進地でも認知度が追いついていないと言われております。県としてしっかり取り組んでもらうことはもちろんのことですけれども、ヘルプマークの普及と周知を図るためには、県内企業等の協力も得ることが必要ではないかと思っております。同じく福祉保健部長に見解を伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） ヘルプマークを、広く県民に周知し、普及を図るためには、行政や関係機関のみならず、幅広く企業や団体等の協力を得ることが重要であると考えております。このため現在、JRやバス会社に対し、多くの方の目にとまる場所へのポスター等の掲示について、協力依頼を行っているところであります。さらに、県と包括連携協定を締結している企業等を初め、経済団体に対して、広報活動への協力を依頼するとともに、多くの企

業等が、社内研修での周知など、自発的にヘルプマークの普及・啓発に向けた取り組みを行っていただけるような機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 若い人たちへの周知に取り組むことも重要だと考えます。学校現場でも、このヘルプマークを知ってもらうよう努めるべきだと考えますが、教育長の見解を伺います。

○教育長（四本 孝君） 今年度、県教育委員会におきましては、重点施策の一つとして、「いのちの教育」の推進に取り組んでいるところであります。このヘルプマーク導入の趣旨につきましても、「いのちの教育」の軸となる「自他ともに尊重し合うための啓発」に合致し、「いのち」を大切に学ぶにつなげるものであります。県教育委員会といたしましては、今後、福祉保健部等とも連携を図りながら、ヘルプマークの周知に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 2年後の10月には、国民文化祭とあわせ、全国障害者芸術・文化祭も開催されることになっております。その6年後、2026年は全国障害者スポーツ大会です。全国からたくさんの方が来県されます。外見から障がいがある人にはもちろんのこと、ヘルプマークを持っている人にも思いやりを持って接することができるように、しっかりと周知に取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次は、住宅行政について、県土整備部長に伺います。

1点目は、新たな住宅セーフティネット制度についてであります。これは、高齢者や低所得者、子育て世帯など向けに、民間の空き家や空き部屋を賃貸住宅として活用する制度で、昨

年10月25日に施行された改正住宅セーフティネット法に基づくものでありますが、その制度の柱の一つが、「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度」であります。具体的には、空き家などの所有者が高齢者らの入居を拒まない物件を自治体に登録する制度のことでありますが、一定の条件を満たす場合には、国と自治体が改修費や家賃の一部を補助するなどの優遇措置もあります。

しかしながら、全国的に登録件数が伸びていないようであります。国土交通省によりますと、この3月末現在の登録件数は、要配慮者の入居を拒まない「円滑住宅」が621戸と、目標を大きく下回っているようであります。内訳は、大阪府が最も多く237戸、次いで山梨県が88戸、岡山県が54戸、鹿児島県が50戸、兵庫県が37戸で、この5府県で全体の3分の2を占めております。地域によってばらつきがあるようではありますが、本県及び九州各県における状況はどうか伺いたいと思います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅、いわゆるセーフティネット住宅につきましては、現在、本県では宮崎市内におきまして、1棟2戸の登録がされております。また、九州では、福岡県で1棟3戸、熊本県で1棟1戸、鹿児島県で3棟50戸の登録がされております。

○新見昌安議員 それでは、その原因をどう捉え、今後どのように対応するのかについても伺いたいと思います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録が進まない原因としては、登録申請のための添付書類が多く、手続が煩雑であることが、その一因と言われております。このため国では、制度改正により、

登録申請の手続の簡素化を検討していると聞いており、本県におきましても、国の動向を注視しながら、引き続き、制度の広報に努めるほか、関係団体に対して登録の促進を働きかけてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきます。

次に、県営住宅の入居手続に関して、ストレートに伺っていきます。県営住宅に申し込み、抽選に当たったけれども、連帯保証人を確保することができずに入居を断念したという当選人が少なからずおられます。民間の家賃債務保証会社を活用することはできないか伺いたいと思います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 家賃債務保証制度は、民間賃貸住宅において、連帯保証人にかわるものとして広く利用されております。県営住宅において、この保証制度を活用できるとした場合、入居予定者は、家賃以外に、保証料や、一般的には保証契約更新時期の更新手数料が必要となります。また、入居者によっては、保証会社との契約が更新されない場合も想定され、県といたしましては、家賃の確実な徴収に課題があるのではないかと考えております。こうしたことから、現時点では、民間の家賃債務保証会社の活用については、慎重に見きわめる必要があるものと考えており、今後、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 沖縄県うるま市では、市営住宅に入居する際、他自治体と同様、連帯保証人を立てるように入居者に求めていましたが、昨年4月から、連帯保証人または家賃保証会社のどちらかを選択できるようにしております。少子高齢化がより一層進展する中で、連帯保証人を立てられないケースが将来増加することが予

想されるため、条例を改正したようであります。これは研究してみる価値はありそうであります。よろしく願いしておきます。

次は、災害への対応について伺います。

北海道を除き、日本各地が梅雨入りしました。いずれの地域も例年より早い梅雨入りとなり、大雨や洪水に警戒が必要な季節ともなっています。気象情報には十分注意していかなければなりません。昨年も日本各地が豪雨災害に見舞われましたが、国の直轄河川につながる都道府県管理の中小河川で被害が相次いだと言われております。7月の九州北部豪雨、まだ記憶に新しいところでもありますけれども、福岡県管理の河川で、土砂崩れによって発生した大量の流木が川の流れを変え、流域に甚大な被害をもたらしております。

国土交通省はこの九州北部豪雨を踏まえ、全国で2万の中小河川を緊急点検したようでありますが、その結果、400河川の300キロメートル区間で過去に洪水が発生したにもかかわらず、十分な対策がとられていなかったほか、住宅などが浸水する危険性が高いのに、河川に水位計がない場所が5,800カ所に上ったようであります。

国土交通省はこの点検結果を踏まえて、今年度からおおむね3年間で事業費3,700億円に上る緊急対策の実施を決めております。その内容としては、流木や土砂を食いとめる効果の高い砂防堰堤等の整備や河川の底の掘削と堤防の整備とともに、特筆すべきは、「洪水時に特化した低コストな水位計」を設置するというものがあります。そのために、従来10分の1以下に当たる100万円程度の水位計を開発して、該当する河川に設置するとのことでもあります。そこで伺いますけれども、本県ではこういった状況か、

県土整備部長に確認しておきたいと思っております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 昨年の九州北部豪雨等の災害を踏まえまして、昨年12月に国が策定した、「中小河川緊急治水対策プロジェクト」では、人家や要配慮者利用施設が近くにあるなど、水位把握が必要な中小河川において、新たに低コストの水位計、いわゆる「危機管理型水位計」を全国約5,800カ所に設置し、近隣住民の避難を支援することとしております。本県では、既に設置している水位計131カ所に加え、45河川67カ所に設置していく予定であり、これまで、国と自治体で構成する運用協議会に参加し、機器の検討を進めるとともに、現在、地元市町村と設置箇所の調整を進めているところでもあります。今後、近年の出水状況などを踏まえ、緊急性の高い箇所から順次設置してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきます。

それでは、設置された低コストの水位計をどのように活用していくのか、同じく県土整備部長に確認をしたいと思っております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 危機管理型水位計は、これまで水位計がなかった河川や、洪水氾濫のおそれが高い箇所などに追加して設置することとしており、現在設置されている水位計とあわせ、県内河川の水位観測網の拡大・充実が図られると考えております。危機管理型水位計の水位は、国が運営する情報システムに集約され、インターネットを通して、市町村や住民に情報提供される仕組みとなっていることから、住民が、出水時の河川水位の上昇を素早く把握することで、迅速な避難行動に活用できるものと考えております。

○新見昌安議員 危機管理型水位計というんで

すね、大いに期待したいと思います。

災害への対応、最後になりますが、平成27年9月議会において私は、被災地や事故現場に派遣される災害派遣福祉チーム、いわゆるDCATを設置すべきと提案しました。災害派遣医療チーム、DMATの福祉版であります。その後、全国的にこのDCATを整備する都道府県がふえております。その中の一つ、埼玉県が全国の都道府県に対して独自に行った調査によれば、昨年10月末時点で、DCATを「整備済み」の自治体は15道府県、「検討中」の自治体は13都県あったそうであります。本県でも設置すべきとの思いをさらに強くしているところではありますが、福祉保健部長に見解を伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 災害時においては、高齢者や障がい者など配慮が必要な方のニーズに的確に対応することが大変重要であるため、これまで県では、福祉避難所の拡充や、福祉施設等の相互応援の体制づくり等に取り組んできたところではありますが、県外への派遣も想定した、いわゆるDCATにつきましては、法令上の根拠や設置基準が不明確であることなどから、いまだ設置には至っておりません。

このような中、先月末、厚生労働省から、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が新たに発出され、DCATの構成員や活動内容、派遣調整の方法等について、統一した指針が示されたところでございます。今後は、このガイドラインをもとに、過去の災害対応の事例も研究しながら、DCATを含む災害時の支援体制の構築に向けて、関係団体や市町村等と意見交換を重ねてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 有意義な意見交換を行って

ただいて、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

最後になりますが、県民の声からということで、3点届けておきたいと思います。

まず、宮崎市木花にある県総合運動公園内の体育館でソフトテニスをしている高齢者グループのメンバーの一人からの要望であります。

ここを使用する際には、使用料とは別に照明代も取られるということでもあります。「健康維持のために運動しているのに、1時間770円の照明代は、年金生活者にとっては正直痛い。午前中だけの使用だけど、雨が降ってよほど暗くない限り我慢している。照明代は取らないか、それが無理なら少し安くないかしら」という、つましい訴えでございました。調べてみると、県の都市公園条例では、「県総合運動公園内の有料公園施設を使用する者は、使用料を納付しなければならない」とあります。料金表には使用料金の一部として、体育館の照明料金も確かに記載されております。使用料金は、「個人使用」と「団体使用」に分けてあり、さらにそれぞれ「児童生徒」と「一般」に分けてあり、「児童生徒」は「一般」の半額になっております。

考えてみますと、今の世の中、さまざまな場面で高齢者を優遇するシステムができ上がっております。公共交通機関しかり、シネマコンプレックスにおいては、60歳以上から優遇されておりました。私もその恩恵にあずかっております。健康維持のために有料公園施設を利用する高齢者向けの、新たな料金区分を設定すべきではないかと考えますけれども、県土整備部長、いかがでしょうか。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県総合運動公園の体育館の照明料及び使用料につきまして

は、都市公園条例に定めており、照明料は、使用者の区分にかかわらず、一律の料金としております。また、使用料は、「児童生徒」と「その他の者」の2つに区分して設定しております。お尋ねの「高齢者」向けの料金設定につきましては、高齢者の生きがい・健康づくりを踏まえ、他県の取り組みを調査研究してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 県においては、本年3月、2025年を見据えた高齢者施策の方向性を示す新たな計画としての「高齢者保健福祉計画」を策定しておられますけれども、その33ページ、生涯スポーツのページには、「現況」として、「スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現することが求められています」とあり、「基本的方向」として、「高齢者が生きがいを感じながら運動やスポーツに取り組める環境を整えます」とあります。「目指せ！健康長寿日本一」というスローガンのもと、「健康寿命男女とも日本一」との目標を掲げて、知事を先頭に突き進もうとしている宮崎県であります。他県じゃなくて、県土整備部、福祉保健部、教育委員会、関係部局、真剣に検討していただくことを強く要望しておきたいと思えます。

次に、本県の歴史ある観光地でもあります県立平和台公園に関して伺います。

高校時代の同級生から、「一度、平和の塔を見てくれよ」という強い要望を受けまして、先般、一緒に見に行きました。本当に愕然としました。塔本体、そして四方に置かれた四神像に雑木が生い茂っておりました。1～2カ所という生易しいものではありません。「観光立県みやぎ」を標榜する本県の代表的な観光地の一つでもある県立平和台公園の象徴がこれでは、

「観光みやぎ」の名折れであります。特に四神像は信楽焼であります。雑木が成長すると割れてしまう危険性もあります。至急、対策を講ずべきと考えますが、県土整備部長、いかがでしょうか。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県立平和台公園は、平和の塔を中心に、レクリエーション施設や自然と触れ合うための施設も整備され、広く県民の憩いの場として親しまれており、本県を代表する観光地となっております。このような中、平和の塔に茂った雑草や雑木につきましては、良好な景観の保全や施設維持の観点から、状況を見ながら除去しているところであり、今年度は既に予算を確保し、速やかに作業することとしております。今後とも引き続き、多くの方々が平和の塔を訪れ、気持ちよく利用していただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。よろしく願いしておきます。

引き続き県立平和台公園に関してであります。同日、公園のはにわ園内を散策する中で、あれっと思ったのが、観光案内板でありました。日本語、英語、そして韓国語のみでありました。「はにわ館」の案内も同様でありました。観光地では多言語表示が今、常識となっております。こういった中で、中国語は繁体字、簡体字ともありませんでした。これはいかなるものかと思った次第であります。県の考えを県土整備部長に伺いたいと思えます。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 平和台公園の案内板につきましては、これまで日本語、英語、韓国語について記載しておりましたが、昨年度から、中国語の簡体字と繁体字を記載した案内板に取りかえているところあります。昨

年度は、平和の塔前広場に設置していた平和台公園総合案内板を取りかえており、今年度は、はにわ園周辺の案内板を取りかえることにしております。来年度以降も順次、計画的に中国語を加えた多言語化を図ることにより、海外から訪れる多くの観光客へのおもてなし環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。一安心でございます。

以上で私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山 衛副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時48分散会

6月15日（金）

平成30年6月15日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博二
人事委員会事務局長	原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	川野有里子
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の後藤哲朗でございます。どうぞよろしくお願いたします。

先月末、商工建設常任委員会の県南調査で道の駅えびのを、硫黄山噴火の観光への影響についての調査で訪問してまいりました。道の駅関係者の、風評被害に何するものぞという、はつらつとした働きぶりが印象に残りました。以前訪れたときは、ちょうどJAの職員さんたちが、特Aを獲得したえびの米のキャンペーンをされておりましたので、感慨深いものもありました。一日も早い復興を御祈念申し上げます。

さて、県内では、スポーツキャンプ等に関してビッグニュースが続いています。ラグビー日本代表の強化試合に向けた直前合宿を、先月の28日から今月の1日まで、宮崎市で行いました。また、平昌五輪で活躍したスピードスケートのナショナルチームも、強化合宿のため先月の27日に本県入りしました。同五輪で金、銀、銅メダルを獲得した高木美帆選手ら22人が、KIRISHIMAヤマザクラ県総合運動公園で、今月の7日まで練習に励みました。さらには、ラグビーイングランド代表の公認チームキャンプ地の内定であります。

ところで、スポーツ庁の第2期(2017年4月から2022年3月)までのスポーツ基本計画は、2020年東京大会の先を含む5年間の国のス

ポーツの重要な指針であります。この計画の骨子である4つの指針は、国民がスポーツで「人生」が変わる、「社会」を変える、「世界」とつながる、「未来」を創るであります。これは、関係者が一体となってスポーツ立国実現を目指し、スポーツをする、見る、支えるといった参画人口の拡大を目指すものであります。そこで知事に、スポーツランドみやざきに取り組む思いについてお伺いたします。

引き続き、知事にお尋ねいたします。政府は、今月の5日、経済財政諮問会議を開き、経済財政運営の「骨太方針」案を示しました。2019年10月の消費税増税や2020年の東京五輪・パラリンピック後に景気を失速させないよう財政出動の余地を確保。消費税増税時の家計負担軽減に予算、税制両面で万全の策を講じるとしています。また、経済成長を実現するには人手不足の克服が課題とし、人工知能(AI)などの活用で生産性を高めるとしています。

ところで、日本経済団体連合会、通称経団連の新会長に中西宏明日立製作所会長が就任され、新体制の経団連が直面する主な課題と取り組みが発表されました。それは、人工知能(AI)やロボット技術の普及等の成長戦略の具体化、消費税、社会保障給付の効率化を政府に要望、生産性の向上、働き方改革の推進等の人口減社会への対応、民間経済外交を通じて発信力を強化等の自由貿易の推進などです。そこで、企業の生産性の向上について、知事の認識をお伺いたします。

引き続き、知事にお尋ねいたします。私が考えます現場主義とは、百聞は一見にしかず、何事も何度も聞くより、一度でもみずからの目で確かめることが大切だということ。百見は一考にしかず、100回見ても、考えなければならな

い。百考は一行にしかず、100回考えても、行動を起こさなければならない。百行は一果にしかず、行動したら成果を残さなければならない。要するに、成果・結果が大事だと思います。そこで、アクションプラン、知事の2期目の任期が終盤に差しかかるに当たりまして、現場主義の徹底、対話と協働の推進についての知事の認識やこれまでの取り組みについて、お伺いいたします。

引き続き、アクションプランの最終年度に当たり、知事にお尋ねいたします。「宮崎県国土強靱化地域計画」の着実な推進には、このたびの「みやぎきの提案・要望」にありますように、防災・減災対策に必要な予算の総額確保を図ることや、全国防災事業にかかわる事業の創設など、新たな財政措置の仕組みづくりを図らないといけないと考えます。しかしながら、地域の安全・安心を実現するための、ハード・ソフトを総動員した「宮崎県国土強靱化地域計画」の推進は、今も着実に取り組まなければなりません。そこで、安全で安心な県土づくりに資する、社会資本整備についてのこれまでの取り組みと成果について、御所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わりました、後の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、スポーツランドみやぎきに取り組む思いであります。本県では、スポーツ合宿の受け入れやスポーツ大会等の実施など、官民一体でスポーツランドみやぎきを推進しております。この春のキャンプでは、延べ参加人数が過去最高、経済波及効果も約130億円を記録したほか、

プロ野球等の様子が全国に発信されるなど、観光誘客にも大きな成果を上げてきております。

こうしたスポーツランドみやぎきの取り組みは、観光振興はもとより、本県のイメージアップ、地域の活力づくりの観点からも、大いに効果を上げているところでありまして、その効果を県下全域に広げられるよう、全県化・通年化・多様目化を推進しているところであります。

またあわせて、本県におけるスポーツの競技力の向上、これも大変重要な課題であります。昨日、宮崎産業経営大学、残念ながらベスト4には進出できませんでしたが、すばらしい活躍を見せていただきましたし、44年ぶりの入幕が期待される琴恵光の活躍、さらにはゴルフでは大山志保選手、永峰選手優勝など、本県スポーツ選手の躍動も見られるところであります。いよいよラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピックなど、ゴールデン・スポーツイヤーズと言われる大きなスポーツ大会、本県にとりましてさらなる飛躍のチャンスが近づいてまいりました。

私も先頭に立ちまして、スポーツキャンプの聖地みやぎきのブランド力の向上と情報発信、そしてさまざまな効果の発現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、企業の生産性向上についてであります。近年、人口減少や少子高齢化が急激に進む中で、地域の活力を維持し、県内産業の活性化を図っていくためには、若年者の県内定着率の向上や女性・高齢者の就労支援など、産業人材の確保を図るとともに、これまで以上に企業の生産性を向上させていくことが何よりも重要であると認識をしております。

このため、県内の産学金労官が一体となり、フードビジネスや医療機器など本県の強みを生

かした付加価値の高い成長産業の振興や、地域経済を牽引する中核企業の育成などに取り組んでいるところであります。

国におきましても、2020年までを「生産性革命・集中投資期間」と位置づけ、減税措置や補助金の新設・拡充など、さまざまな生産性向上の取り組みを進めております。

県といたしましては、こうした国の取り組み等も活用しながら、生産性の高い設備の導入やAI・IoT等の社会実装など、企業の生産性の向上のための取り組みを一層推進してまいりたいと考えております。

次に、現場主義の徹底、対話と協働の推進についてであります。私は、県政の主役は県民であると考えておきまして、県総合計画アクションプランの推進に当たりましても、基本姿勢の一つとして、「現場主義の徹底」や「対話と協働の推進」を掲げております。

これまでも、地域のさまざまな御意見やニーズを把握し、可能な限り施策に反映させたいという思いから、県内各地域に出向きまして、住民の皆さんとの対話を行う「知事とのふれあいフォーラム」を初め、市町村職員との意見交換、「くるま the 談義」という名前で行っておりますが、そういった意見交換にも努めてきたところであります。

また、プライベートでも可能な限り地域に足を運ぼうという思いで、今年3日も、おととも議論がございましたが、えびのに妻と二人で参りまして、クルソン峡、狗留孫大橋、めがね橋、陣の池などを回りまして、改めて魅力ある資源があるということを確認したところであります。また、議員からも御指摘がありました道の駅も、私も参りましたが、多くのお客様にぎわっている状況を感じたところであります。

現在、地域課題が多様化・複雑化する人口減少社会、また宮崎がさまざまな地域資源が限られているということで、行政のみならず、多様な主体が協働することは大変重要であると考えておきまして、NPO、企業、団体との協働、オールみやぎきの体制づくりにこれまでも努めてきたところであります。

今後とも、さまざまな声に真摯に耳を傾け、地域の実情を肌で感じながら、県民本位の県政運営を、県民の皆様とともに進めてまいりたいと考えております。

最後に、安全で安心な県土づくりについてあります。県土の強靱化に向けましては、南海トラフ巨大地震や風水害、土砂災害の対策など、効率的・効果的な社会資本整備を進めているところであります。

このような中、東九州自動車道を初めとする広域交通ネットワークの整備により、熊本地震被災時には、九州縦貫自動車道の代替路としての機能を発揮したところであります。また、五ヶ瀬川や耳川などにおいては、延岡市川水流地区の堤防や、諸塚村中心部のかさ上げを初めとする整備を進めた結果、治水の安全性が大幅に向上するなど、河川整備の効果も見られています。このほか、細島港などの重要港湾の耐震岸壁の整備が進み、防災拠点としての機能が確保されるなど、県内全域で取り組みの成果が徐々にあらわれてきているところであります。

しかしながら、本県の社会資本整備はまだまだ不十分なことから、今後とも、国に対して整備の必要性を強く訴え、必要な予算の確保など、全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 それぞれにありがとうございます

ました。安全で安心な県土づくり、質問でも述べましたように、予算の確保、引き続き、国に強く要望していただきたい、そのように思います。

現場主義の徹底と対話と協働の推進でございますが、これも答弁にありましたように、地域の実情というのを肌で感じていただきまして、県民本位の県政運営をよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、スポーツの振興についてお尋ねいたします。

健康意識を高め、健康政策に財源を投入するには、エビデンスが不可欠であると私は考えます。そのような中、「第2期スポーツ基本計画」、スポーツで「社会」を変えろという項目ですが、これは社会が抱えている課題の解決に、スポーツはもっともっと貢献できるし、貢献していこうという考えです。この項目の中で紹介されている一つのことを、次の内容です。

「新潟県見附市である実験を行いました。市民にスポーツを推奨する活動を、運動プログラムなどもつくって3年間継続したのです。健康管理システムもフル活用しました。その後、スポーツ実施者と非実施者の医療費を比較したところ、スポーツを実施している人は、年間で約10万円も医療費を抑えられる結果となりました。」

この見附市では、健康であることは、個人、家族、地域、さらには行政にとってもプラスになるということで、健康政策が認知されるようになったそうです。

ところで、健康みやざき行動計画21、本年度中間見直し、分野別目標の身体活動・運動の課題で、運動習慣をあらわす項目である週1回以上運動習慣のある人の割合が、20歳から64歳ま

での男女で減少しています。そこで、身体活動の増加と運動習慣の定着を図るために、県ではどのような取り組みを行っておられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、経営者を対象とした健康経営セミナーの開催や、従業員の健康づくりに取り組む企業の表彰を行うとともに、企業や事業所の従業員を対象とした出前運動講座を実施することにより、働く世代の運動習慣の定着を図っているところでございます。さらに、県のスマホ用歩数計測アプリ「SALKO」の活用などにより、楽しみながら運動を始めるきっかけづくりにも取り組んでおります。今後とも、健康みやざき行動計画21が掲げる目標の実現に向けて、県民の運動習慣の定着に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 次に、スポーツランドみやざきについてお尋ねいたします。アクションプランでは、重点項目として、スポーツの聖地としてのスポーツランドみやざきの構築を掲げ、取り組みとして、スポーツキャンプ・合宿等の受け入れ体制の整備を挙げ、実施内容は、市町村と連携した予約確認窓口の一元化や、既存施設の整備・充実、地域のスポーツ文化や季節の特性に応じた受け入れ体制の構築等により、スポーツキャンプ・合宿の全県化・通年化・多様目化を進めますとあります。そこで、スポーツキャンプ・合宿の全県化・通年化・多様目化の取り組み状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、市町村やみやざき観光コンベンション協会等と連携し、スポーツ合宿の全県化・通年化・多様目化に向け、さまざまな取り組みを行っており

ます。

具体的には、新たな競技の誘致につなげられるよう、市町村が行う練習環境等の整備に対し助成を行っているほか、受け入れ実績の少ない市町村にも対応できるよう、学生・社会人への誘致セールス等も積極的に行っております。その結果、県外からスポーツ合宿を受け入れた市町村の数は、前年度より1つふえ、22市町村になったところであります。

さらに、今議会におきまして、国の補助事業を活用したガイドブックの作成や市町村との合同誘致セミナーなどの補正予算をお願いしているところであります。今後とも、先月末の日本代表スケートチームのような冬季スポーツや、韓国・台湾等のインバウンドなど、新たな分野も視野に入れながら、全県化・通年化・多種目化に努めてまいります。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたします。スポーツの全県化では、都城市への県立陸上競技場、延岡市への県立体育館整備で拍車がかかるような気がいたします。

さて、県内では特色あるスポーツイベントが開催されております。「九州玉入れ選手権大会inもろつか」「霧島登山マラソン」、自転車競技の「ヒルクライム高千穂天岩戸大会」、「綾・照葉樹林マラソン」「ゴールデンゲームズinのべおか」等々であります。来月には、県民・市民がトップアスリートと触れ合いながらビーチスポーツを体験するイベント「日向ビーチスポーツフェス」が、初めて開催されます。オリンピックイヤーには、宮崎―延岡間、100キロウォークも、開催に向けて準備がスタートいたしております。スポーツランドみやぎき、スポーツの全県化が一步一步と進んでいくような気がして、大変ありがたく、そして心強く思っている

ところでは。

そこで、スポーツランドみやぎき、その効果を広げていくために、地域の特性を生かしたスポーツイベントへの支援について、商工観光労働部長に御所見をお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 地域の特性を生かしたスポーツイベントといたしましては、お話にもありましたが、「ゴールデンゲームズinのべおか」や「ヒルクライム高千穂」、また「霧島・えびの高原エクストリームトレイル」「なんごうシーカヤックマラソン」を初め、各海岸で開催されるサーフィン大会など、県下全域で多種多様なスポーツイベントが行われております。

こうしたイベントは、直接的な経済効果はもとより、魅力の発信や地域の活力づくりに寄与するものでありまして、県といたしましては、観光情報サイトや、SNS等を通じたPRを行うとともに、参加者等の延べ宿泊者数に応じた助成を行うなど、開催の後押しをしているところであります。今後とも、このような地域の特性を生かしたスポーツイベントに対して、引き続き積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたします。今月の1日に、「東京2020に向けた応援プロジェクトinスポーツランドみやぎき」のスポーツフォーラム2018「スポーツが拓く地域の未来」のセミナーが開催されました。基調講演のテーマは、「地域とつくる東京2020」。パネルディスカッションでは、「東京2020とスポーツランドみやぎき」として開催され、パネリストとして、知事も登壇されています。

ところで、「スポーツが拓く地域の未来」は、「スポーツランドみやぎき」を標榜してい

る本県にとりまして、重要かつ大きな政策テーマであります。そこで、2020年の東京オリンピックは、地方の活性化にもつながる一大スポーツイベントであります。その効果の取り込みに向けてどう取り組まれるのか、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 昨日よりロシアでサッカーのワールドカップが開催され、テレビ視聴率でありますとか経済効果が、オリンピックを上回るのではないかというような言われ方をしておりますが、それでもオリンピックというのが、参加国また競技の数、そして来場者が東京大会であれば1,000万人、また、経済効果が20兆円と言われております世界最大のスポーツの祭典であり、日本への注目というものが世界から集まる絶好の機会であろうと考えております。そのような機会に、これを東京での大会にとどめることなく、その効果を地方にも及ぼすということが、大変重要であると考えておるところであります。また、さまざまな地域の魅力・資源を見詰め直すこと、そして、これまで十分行き届いていなかった部分の課題解決の機会にもしていく。そのような思いで取り組むことも必要であろうと考えております。

本県では今、官民が連携して取り組めます「おもてなしプロジェクト」を進めておるところであります。「スポーツランドみやざき」を掲げる本県としまして、もちろん事前キャンプの受け入れでありますとか、外国人観光客の誘客などを積極的に進めるとともに、本大会での県産食材の供給に向けました「GAP制度」の推進や、選手村で使用される杉材の提供、さらには、開会式のセレモニーで天岩戸開きを初めとする神話、神楽などの採用も働きかけているところでもあります。

今回のオリンピックを、このようなさまざまな本県の飛躍の好機と捉えまして、食や文化、観光といった本県の魅力を積極的に国内外に発信してまいりたいと考えておりますし、今後、本県で予定されております国民文化祭、さらには2巡目国体などの成功にもつなげてまいりたい、そのように考えております。

○後藤哲朗議員 スポーツランドみやざき関連でしたが、スポーツをする、見る、支える、特にスポーツランド推進室の皆さんにおかれましては、たくさんのチームへの空港での送迎、歓迎やレセプション、県産品の贈呈など、本当に支えてもらっているなという感じがいたします。本当にお疲れさまでございます。

次に、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。

国は、これまで高齢者・障がい者・子供といった対象者ごとに、専門的なサービスが提供できるように、各種の制度を充実・発展させてきました。

しかしながら、その一方で、家族・地域社会の変容などにより、制度が対象としないような生活課題や複合的な課題を抱える世帯への対応など、これまでの制度では対応できない新たな課題が生じております。また、少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会の到来により、福祉の担い手の確保が喫緊の課題となっております。

こうした中、国は、地域のあらゆる住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる、「我が事・丸ごと」の地域社会づくり、いわゆる地域共生社会づくりを進めることとしております。そこで、県としての地域共生社会の実現に向けた現在の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 地域共生社

会を実現するためには、住民の皆様が主体的に地域の課題を把握し、支え合いながら、みずからの解決に取り組むための体制づくりが重要であると考えております。このため県では、「宮崎県地域福祉支援計画」に掲げております、「地域福祉を担う人づくり」と「地域福祉サービスの基盤づくり」「みんなで支え合う地域づくり」の3つの基本目標に基づきまして、民生委員・児童委員等の人材の育成や確保、身近な相談支援体制の整備、地域で支え合い、見守っていく体制づくりの充実等に取り組んでいるところでございます。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたします。地域共生社会におきましては、住民が主体的に支え合うとともに、公的機関等と協働しながら、課題の解決に取り組んでいくことが重要と考えます。

こうした中、昨年、これまで長く地域福祉を支えてきた民生委員制度が100周年を迎えました。今後、民生委員の活動はますます重要になってくるものと思いますが、一方で課題もあるものと考えます。そこで、地域共生社会における民生委員の課題と今後の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 民生委員につきましては、同じ地域で生活する一員として住民や地域の課題を把握し、受けとめるとともに、関係機関への「つなぎ役」として、重要な役割を担っていただいております。しかしながら、高齢化や人口減少などにより、なり手が不足しているとともに、人間関係の希薄化などによる住民の民生委員への理解が不足していることなど、大きな課題があると認識しております。

このため、県としましては、今後とも市町村

や民生委員児童委員協議会と連携して、若い世代を初めとする県民の皆様の民生委員に対する理解の促進や、民生委員の確保、活動しやすい環境づくりに、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたします。民生委員さんは、地域において大変重要な役割を担っておりますが、現在の複雑化する地域の課題に対応していくためには、民生委員と一緒に活動したり、さまざまな形でみずから課題解決に取り組むような、地域福祉を担う方々をふやしていくことが大切だと考えます。そこで、地域福祉の担い手確保のための県の取り組みとその成果について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、地域福祉の担い手として、地域福祉コーディネーターの養成を進めておりまして、これまでに県内全域で645名の方が研修を修了され、それぞれの地域で、民生委員や関係機関と連携しながら高齢者の見守りや居場所づくりなどに取り組んでいただいております。また、民間事業者と協定を結び、「みやざき地域見守り応援隊」として、現在、18の事業者に御協力をいただいております。その活動によりまして、自宅で転倒して動けなくなった高齢者を発見し、市町村等に通報したり、振り込め詐欺を未然に防止したといった成果を上げていると伺っております。

○後藤哲朗議員 今、御答弁がありました地域福祉コーディネーターの養成につきましては、県内全域で645名とのことでした。着実に増加していることに感謝を申し上げます。32年度の目標が760名ですので、引き続き御努力をよろしく願います。

地域福祉推進のテーマ、最後にお尋ねいたします。少子高齢化や社会の変化に伴い、地域においては、高齢者の介護や子供の貧困、ひきこもりといった福祉的な問題から、買い物やごみ出しといった日常生活上の困り事まで、さまざまな課題が出てきております。このため、こうした課題に包括的に対応し、住民の福祉の向上を図っていく地域福祉の推進がますます重要になるものと思います。そこで、今後、地域福祉の推進に向け、県としてどのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 誰もが住みなれた地域の中で、自分らしく安心して暮らしていくためには、自治会や企業、社会福祉法人などを含めた全ての住民が、地域福祉に参加しやすい仕組みをつくっていくことが重要であると考えております。このため、県としましては、市町村等とも連携しながら、これまでの取り組みに加えまして、次代を担う人材を育成するための福祉教育の強化や、子供の貧困対策に取り組む民間団体のサポート、社会福祉法人等のネットワーク化による地域貢献の促進などに取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 やはり、地域経済の活性化というのが県民所得の向上。地域福祉の推進というのが県民福祉の向上。引き続き、地域福祉の推進に御尽力のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、医療的ケアを要する重症心身障がい児・者への支援対策について、お尋ねいたします。

医療技術の進歩等により、吸引・経管栄養・導尿の3行為に加え、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の医療行為が必要な児童生徒がふえていと伺っています。

そのような中、特別支援学校におきましては、常時医療的ケアを必要とする児童生徒が安全で安心な学校生活を送るとともに、保護者の負担軽減を図るため、看護師を配置するなどの、特別支援学校医療的ケア実施事業に取り組んでいます。そこで、今年度、特別支援学校において医療的ケアを受けている児童生徒数や看護師配置数など、現状について教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 医療的ケアの現状といたしましては、特別支援学校8校に、医療的ケアを受けている児童生徒が50名在籍しており、安全・安心に学校生活を送ることができますように、看護師を25名配置しているところがあります。また、看護師や教員のための研修会や、関係機関との連携を深める医療的ケア連絡協議会を年2回開催し、特別支援学校における医療的ケアの充実に努めているところでございます。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたします。特別支援教育課では、昨年度から、文科省の委託事業「学校における医療的ケア実施体制充実事業」に取り組んでいただいています。この事業は、人工呼吸器の管理等を必要とする児童生徒が、より一層、安全で安心な学生生活を送るため、学校、医療、福祉等が連携して医療的ケア実施体制のあり方を研究し、高度な医療的ケアに対応できる実施体制の充実に努めるものです。そこで、昨年度から実施している「学校における医療的ケア実施体制充実事業」の取り組み状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 本事業におきましては、医療・福祉や学校の関係者、保護者を委員とします医療的ケア運営協議会を年5回開催し、専門的な意見を伺いながら、緊急時に対応

するためのフローチャートや、人工呼吸器に特化したガイドラインの作成など、より高度な医療的ケアの体制の強化を図ってきたところでございます。また、今年度から、医療・福祉や学校の関係者を委員とする医療的ケアガイドライン作成委員会を開催し、医療的ケアの全般的なガイドラインについても、検討を進めているところであります。今後とも、医療、福祉との連携によりまして、学校における医療的ケア実施体制の充実を図ってまいります。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたします。2問について、特別支援学校における医療的ケアの取り組みについて伺いました。学校と医療、福祉との緊密な連携のもと、支援体制の構築、充実を改めて教育長にお願いいたします。

さて、学校外でも、重症心身障がい児の放課後等デイサービスや重症心身障がい者の生活介護、医療的ケア児・者のショートステイ等、重症心身障がい児・者への支援についてのニーズが高いものがございます。特に、医療的ケアを要する重症心身障がい児・者への医療型短期入所施設の設置であります。そこで、医療型短期入所施設の充実のための、これまでの県の取り組みと整備状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、医療型短期入所施設の充実のため、平成27年度から、新規開設や受け入れを拡大する医療機関等に対し、必要な施設や設備の整備費を補助するとともに、看護師等の育成のための研修を実施しているところでございます。これらの事業を活用して、平成28年には、宮崎市に定員19人の医療型短期入所施設「はながしま診療所」が開設しているところでございます。このほか、既存の施設についても、機能の充実を図ったとこ

ろでありまして、現在の整備状況は、宮崎市のこども療育センター、日南市の愛泉会日南病院、川南町の国立病院機構宮崎病院と合わせまして、県内4施設、定員37人となっているところでございます。

○後藤哲朗議員 引き続き、福祉保健部長にお尋ねいたしますが、ここで、重症心身障がい児・者に関するある調査結果について、御紹介いたします。

この調査は、昨年7月から8月にかけて、延岡市の職員が、重症心身障がい児・者を在宅にて介護されている御家族を対象に行ったもので、対象者113名のうち回答があったのは70名、回答率は約60%であります。

この調査結果によりますと、重症心身障がい児・者の約半数は、寝たきりもしくは動くことができても座位保持までという状態であり、80%以上の御家族が、「体位変換から移動、食事等の日常生活に何らかの支援が必要」と回答されています。さらに、重症心身障がい児・者のうち36%は、「気管切開等により、痰の吸引や体温調節などの医療的ケアが必要」との回答で、日常的に、介護者である御家族に大きな負担がかかっている状況がうかがえます。また、ほとんどの方が定期通院されており、通院先は多い方で16カ所にも上るほか、通院に係る時間も、長い方で片道5時間の方がおられるなど、通院においても御家族に大きな負担がかかっていることがわかります。一方で、施設入所等につきましては、66%の方が、「申し込みをしていない」「考えていない」と回答されるとともに、「申し込みを考えている」という方も、今すぐではなく、将来的に考えていらっしゃるようで、多くの御家族が、我が子とともに住みなれた地域で暮らしたいという御希望をお持ちだ

ということがわかります。そして、このような願いをかなえるためにも、必要な福祉サービスとして、御家族の負担を和らげる医療的ショートステイを求める声が多くございました。

また、この調査とは別ですが、五ヶ瀬町にお住まいの重症心身障がい者の方は、ショートステイのため、御家族が約3時間もかけて川南町の国立病院機構宮崎病院に送迎されているとの話も伺っております。

先ほどの答弁にありましたように、二次医療圏域及び障がい保健福祉圏域に該当する県北地区には、医療的ケア児・者を受け入れている医療型短期入所施設・病院がなく、川南町の国立病院機構宮崎病院や、宮崎市清武町にある県立こども療育センターまで通院しなければならないのが現状であります。そこで、県北における医療型短期入所施設の開設に向けた県の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県としましても、県北障がい保健福祉圏域に医療型短期入所施設がないことは十分認識しておるところでございます。延岡市や日向市とも協議しながら、県北地域の医療機関等と、開設の可能性などについて継続的に意見交換を重ねてきているところがございます。その中では、高度な医療的ケアに対応するためには、医師・看護師などの確保、安全な受け入れのための施設改築や事業収支の均衡などが課題として挙げられているところがございます。

今後、地元市町村、医師会及び関係団体とさらに連携を密にして、課題解決に向けた検討を進めるとともに、まずは、開設に向けて取り組んでいただける医療機関等について、掘り起こしや働きかけに努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 知事におかれましては、現場主義の徹底、対話と協働の推進を掲げられております。教育長、福祉保健部と連携を図っていただき、県北における医療型短期入所施設の開設を検討課題として取り組んでいただくよう要望いたします。

また、病院局長には、県病院の空きベッドを活用されているケースも全国に数件ありますので、研究課題として取り組んでいただくとありがたく思います。

続きまして、林業の振興についてお尋ねいたします。

昨年来、県内では誤伐・盗伐の事案が発生し、国会でも取り上げられました。先般、素材生産を行う企業と意見交換する機会があり、「県内の素材生産に携わる多くの企業はまじめな企業で、ごく一部の悪質な素材生産業者や仲介業者の行為によって、業界全体が悪い印象で見られ迷惑をしている」との声が聞かれました。

そのような中、先ごろ、今後の林業行政の大きな転換点となる森林経営管理法が成立しましたが、参議院農林水産委員会の同法案審議で、3人の林業専門家が参考人として招致されました。そのうちの一人は、本県「NPO法人ひむか維森の会」代表の松岡氏でありました。ネットで同会の取り組みを見ますと、会みずから環境保全に配慮した森林伐採などの作業マニュアルを作成し、そうした行動規範に基づいた事業者を「責任ある伐採事業者」として、ひむか維森の会が認証するシステムにも取り組んでいます。このような取り組みから、県内の森林組合や伐採事業者の多くはまじめな事業者と考えます。そこで、環境保全や再生林に配慮した責任ある素材生産に取り組む林業事業者の育

成について、県の考えを環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 林業事業者が資源循環型林業の確立に向け積極的な役割を果たしていくことは、大変重要であると考えております。このため、県におきましては、林業事業者に対し、境界の確認、環境に配慮した適切な伐採・搬出や再生林の推進について、あらゆる機会を捉え周知に努めているところであります。

また、林業事業者の有志によって構成される「NPO法人ひむか維森の会」では、伐採搬出作業時の環境配慮や再生林支援について、「伐採搬出ガイドライン」を定め、その実践に取り組む事業者を、学識経験者とともに認証しており、その取り組みは、ことしの森林・林業白書でも紹介されたところであります。

県においては、「伐採搬出ガイドライン」が林業事業者全般に広がるよう、今年度から研修会の開催などについて支援することとしております。今後とも、環境保全や再生林に配慮した責任ある林業事業者の育成に努めてまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

続きまして、産業の振興についてお尋ねいたします。

ICTにおいては今、これまで主流だった業務の効率化やコスト削減などのための投資から、「デジタルトランスフォーメーション」に代表される、新しい技術を活用して新ビジネスを創出する「攻めのICT投資」へと変わりつつあります。

また、国内で推し進められている働き方改革においても、ICTは重要な役割を果たしてお

り、時間や場所を選ばない柔軟で多様な働き方を可能とするとともに、ICTでできる仕事は任せ、人はより生産性の高い仕事へシフトすることもできるようになりました。そこで、ICT産業の振興について、県としてどのように取り組まれているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、「みやざき産業振興戦略」において、ICT産業を重点分野の一つに掲げ、戦略的な企業誘致に加えまして、急速に進展するICT技術に対応するための研修会や、県外企業との商談会などに取り組んでいるところであります。また、ICT産業や製造業の技術者、大学の研究者などが参加する「新産業創出研究会ICT利活用促進分科会」において、ネットワークの形成や先端技術等の情報共有を図ることによりまして、企業の新たな事業展開に向けた取り組みを支援しております。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたしますが、今、答弁にありました新産業創出研究会ICT利活用促進分科会で実施している、新たな事業展開に向けた取り組みとは、具体的にどのような取り組みなのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 分科会では、新たな事業展開につながるものとして、農業や介護福祉などさまざまな産業分野へのICT技術の導入・活用を促すセミナーの開催や、ICT化を進めたい企業とのマッチング支援などを行っております。また、分科会の会員であります電気通信事業者を中心に、企業や大学などが連携して、現在でありますと、低コスト省電力の新たな通信ネットワークを活用した、「棚田での稲作環境のデータ収集」「高齢者の

見守りサービス」「バスの運行状況サービス」「チョウザメ養殖場の管理サービス」といった、4つのIoT関連の実証実験を進めているところでもあります。県といたしましては、今後とも、ビジネス機会の創出や拡大を図り、ICT産業の一層の振興につなげてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 よろしく申し上げます。

続きまして、水産業の振興についてお尋ねいたします。

本県は、養殖生産量が全国で、ブリ4位、カンパチ5位となるなど、養殖業が盛んであります。人口減少や魚離れなどにより、国内での魚の消費量が減少する一方、世界銀行が、2030年に世界で生産される魚介類の3分の2近くが養殖となる見通しを示すなど、海外での養殖魚の需要が高まっています。そこで、県内で養殖により生産されるブリ等の水産物について、生産量をふやし、海外に販路を拡大させることが、養殖業の振興、さらには漁村地域の活性化につながるものと考えますが、県としてはどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） ブリなどの海面養殖業につきましては、消波堤の整備による養殖場造成や経営支援等によりまして、その振興を図ってきたところであり、生産額は約80億円と、本県水産業の約4分の1を占める重要な基幹産業となっております。

このような中、議員からお話がありましたように、近年、世界的な養殖生産量の増加により、餌の原料となる魚粉価格が高騰し、経営に悪影響を及ぼしていることから、生産性の向上が課題となっております。このため現在、「宮崎県海面養殖振興方針」の策定を進めていると

ころであり、この中で、養殖業の成長産業化を図るため、沖合養殖への展開や、ICTを活用した養殖技術の開発等を進め、輸出拡大や低コスト養殖の実現に取り組んでいくことといたしております。

○後藤哲朗議員 続きまして、世界農業遺産についてお尋ねいたします。

今月は、県内のほとんどの河川で、今季のアユ漁が解禁されます。全国屈指のポイントとして知られる西米良村村所の一ツ瀬川や、五ヶ瀬川上流の日之影町などでは、県内外からの釣り客が訪れます。

ところで、先日、岐阜県の世界農業遺産「清流長良川の鮎」について、現地に行き調査をしてまいりました。岐阜県では、「清流の国ぎふ」を打ち出しており、今回、アユにスポットを当て、恵みの逸品制度という産地ブランド化事業等を進めるとともに、市や団体などと連携して、観光活用などでも積極的に発展につなげていきたいと思っているとのことでした。

そこで、「高千穂郷・椎葉山地域」の世界農業遺産認定の効果を上げるためには、一般の方への周知が重要と考えますが、これまで認知度向上をどのように図ってこられたのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 世界農業遺産の認知度向上を図っていくことは、交流人口の拡大や地域住民の自信と誇りにつながる、大変重要な取り組みであると考えております。このため、県や地元自治体・関係団体から成る「高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会」を中心に、案内板やPR動画、ホームページ等による積極的な情報発信、世界農業遺産の意義や魅力を知っていただくためのフォーラムの開催、さらに、ほかの国内認定地域との共同PRイベント

の実施や、東京ビッグサイトで行われたツーリズムエキスポへの出展など、県内外でさまざまなPR活動を実施し、認知度向上に努めているところでございます。

○後藤哲朗議員 引き続き、世界農業遺産についてお尋ねいたします。世界農業遺産登録をいかに地域活性化につなげるか、これまでの取り組み状況と今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 世界農業遺産の認定を地域活性化につなげるために、人材の育成や、文化の継承、さらには産業の振興にも積極的に取り組んでいるところであります。具体的には、高千穂高校生を対象とした教育プログラムの実施や、神楽等伝統文化の継承に対する支援、特産品である米、茶、乾シイタケの統一パッケージによる試験販売、農作業体験など地域の特徴を生かした観光ツアーの造成などの取り組みを行っております。今年度は、これらに加え、教育プログラムの拡充や、農林産物の付加価値向上を目的とした認証制度の創設、世界農業遺産ツアーガイドの育成などに取り組んでいくことといたしております。

○後藤哲朗議員 世界農業遺産、最後のお尋ねです。さまざまな取り組みを行う上で、国内外の認定地域とのさらなる連携が重要と考えますが、今後どのように進めていかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） ほかの認定地域と連携した取り組みといたしましては、まず、国内の認定地域が共同で、それぞれの地域の伝統文化や特産品等をPRするイベントを、毎年、大都市圏を中心に実施いたしております。

また、九州の認定3地域が連携して取り組ん

でおります「中学生サミット」が、本年1月に高千穂町で開催され、各地域の中学生の代表が、地元の魅力や将来像について、熱心に調査、発表する姿は、今後に大きな期待を抱かせるものであり、心強く感じているところでございます。

さらに、海外との連携につきましては、東アジア農業遺産学会が毎年開催されておりますが、ことしは我が国の和歌山県で開催される予定で、本県からも多くの関係者が参加し、各国の認定地域と交流を深めることといたしております。

今後とも、国内外の認定地域との連携を深めていくことで、世界農業遺産の認定効果を高めていきたいと考えております。

○後藤哲朗議員 実は、岐阜県の世界農業遺産担当者の方も、認知度向上に大変苦慮されているとのことでした。どうしても世界文化遺産、あるいは世界自然遺産は非常に認知度があるけれども、世界農業遺産についてはなかなか厳しいということでした。

ただ、世界ブランドをどう生かしていくか、これも課題であります。地域の資源というよりも、県の貴重なブランド資源ですので、引き続き御尽力のほどよろしくお伺いいたします。

最後に、建設業の働き方改革についてお尋ねいたします。

国が昨年とりまとめました「建設産業政策2017+10」では、10年後を見据えて、建設産業にかかわる各種の制度インフラを再構築し、働き方改革や生産性向上等の取り組みを通じて、建設産業の好循環を実現していくための方向性や政策が示されているところでございます。

また、ことし3月、国土交通省は、建設業における週休2日の確保を初めとした働き方改革

をさらに加速させるため、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の3つの分野における新たな施策をパッケージとしてとりまとめた、「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定したところです。

そこで、本県でも、建設産業における長時間労働の是正のために、週休2日の確保が重要と考えますが、県は具体的にどう取り組んでおられるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県では、平成28年度から週休2日工事の試行を行っており、ことし2月からは、実施に伴う建設業者の負担を軽減するために、共通仮設費と現場管理費の間接費を割り増しし、また、その対象工事を拡大するなどの見直しを行ったところであります。

さらに、4月には、国において週休2日制を推進するため、間接費のさらなる割り増しや、新たに労務費や機械経費等についても補正するなどの大幅な見直しが行われたところであり、県におきましても、早期の適用に向け、必要な作業を進めているところでございます。

県としましては、週休2日制の推進は、担い手確保を図る上でも大変重要な課題であると考えておりますので、今後とも国の取り組み状況を踏まえ、建設業団体等とも十分に連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 それぞれの質問に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

時間が若干ございますので、1点だけ御案内をさせていただきます。

スポーツランドみやぎき、スポーツをする、見る、支える。見るといえばスポーツ観戦。8月28日、本県10年ぶりとなりますプロ野球パ・

リーグ公式戦。セ・リーグは4年ですけれども、パ・リーグでは10年ぶりだということで、オリックス・日本ハム戦があります。

オリックスといえば、キャンプで宮崎市清武町、福良監督が延岡市、西村ヘッドコーチが串間市であります。山本投手が都城高校、金田投手が都城商業高校出身であります。

以上、御案内とさせていただきます。終わります。（拍手）

○蓬原正三議長 次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） 皆さんこんにちは。宮崎県議会自由民主党の野崎幸士です。6月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

4月19日、午後3時39分ごろ、宮崎、鹿児島県境にある霧島連山のえびの高原・硫黄山が噴火しました。硫黄山の噴火は、1768年以来で、250年ぶりだそうです。既に詳しく御案内のとおり、噴火の影響で、えびの市を流れる長江川の水が白濁し、環境基準値を超えるヒ素などの有害物質が検出されたことを受け、一時は、市内の最大約650戸の農家の水稻の作付に影響が出ることになりました。この問題については、一昨日、昨日と地元の中野一則議員を初め、数人の議員の方々も質問されていますが、本県の重要な問題だと思いますので、重なるところもあると思いますが、質問させていただきます。

御案内のとおり、えびの市は、「日本の米づくり100選」に選ばれ、昔から島津の殿様も食べていたという「うまい米どころ」です。霧島連山の豊かな湧き水を集めた川内川が盆地の水田を潤し、恵まれた肥沃な土壌が稲を育て、日本穀物検定協会が実施している「平成27年産米の

食味ランキング」において、霧島地区「ヒノヒカリ」が、最高評価である「特A」を宮崎県で初めて獲得しました。5月の委員会調査においてえびの市にお伺いし、村岡市長みずから現状と対策、そして懸念される問題等々お聞きし、現場確認を行いました。河川の白濁は大分薄まってきているように感じましたが、まだまだ、さまざまな問題が山積しているのは必至です。まず、この問題に対しての知事の所感をお伺いし、以下の質問は、質問者席からお伺いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

硫黄山の噴火に伴う河川の白濁につきましては、全国的に見てもこれまでに例のない災害でありまして、発災直後から国や関係機関と連携して対応を図ってまいりました。水質につきましては、発生当初からは改善しているものの、依然として、回復までの先行きが見通せず、水稻の作付ができないなど、地域に深刻な影響が生じるとともに、観光や農産物への風評被害、消費の落ち込みも懸念されるところであります。

このため県では、霧島山火山活動対策本部及びえびの市や国の関係機関、宮崎大学等で構成します硫黄山・河川白濁対策協議会を設置し、情報の共有や対策の検討を行うとともに、必要な支援策について関係省庁に要望してきたところであります。

今議会において補正予算をお願いしておりますが、今後は、当面の応急対策を進め、地元自治体や国、関係機関等とも連携を図りながら、水質の改善や安心して営農できる環境づくり、地域経済の回復に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 答弁にもありましたように、観光や農産物への風評被害が心配になるところですが、ことし3月に7年ぶりに爆発的な噴火をした新燃岳の際には、農畜産の被害を中心に、観光の面でも火口から約20キロメートル離れた京町温泉街と吉田温泉では、計400件以上の宿泊キャンセルがあったように、その風評被害はえびの市全体に広がりました。

今回の硫黄山の噴火においても、えびの市またその周辺に影響が広がるのが懸念されます。えびの市は、先ほど述べたように農業が盛んな地域であることから、特に農畜産物に対する風評被害対策が重要と考えますが、その対策をどのようにとられていくのか、お伺いいたします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 長江川の白濁や、その水質検査の結果が報道されました5月上旬以降、えびの市やJA等には、取引先や消費者から、農産物の安全についての問い合わせがあると聞いております。現在のところ、取引を中止するといった具体的な事例は聞いておりませんが、今後も、えびの市のみならず県産農畜産物全体の取引に影響が出ないように取り組んでいく必要があると考えております。このため、今回の追加補正予算で関連経費をお願いしておりますけれども、大手量販店等の取引先や消費者に対する本県農畜産物のPRや、西諸県地域での食のイベントを通じた地域経済の活性化と産地応援などに取り組むことといたしております。

○野崎幸士議員 やはり、消費者からの心配の声があると思いますので、その声が届かないように、しっかりと対策を進めていただくことを要望いたします。

えびの市の農業においては、耕種農業が22.1

%、畜産農業が77.9%、畜産農業の農業産出額を見ますと、宮崎県では4位、全国では27位と、えびの市の農業の中心は畜産農業になっています。話を聞いてみますと、長江川の白濁の影響は畜産用の水にも及んでおり、畜産用水を湧水等で運んで使用している農家が、現在でも数軒残っていると聞いておりますが、畜産用水の確保についてどのような対策が行われてきたのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 畜産用水につきましては、長江川水系の白濁が確認された日に、えびの市から、対象地区の畜産農家に対しまして、長江川水系の水を利用している場合は、井戸水や水道水に切りかえることや、その際の、水道料金の増額分を減免する旨の通知がなされたところであります。

その後、県がえびの市とともに水の確保状況について調査を行ったところ、11戸の畜産農家が長江川水系の水を利用しており、このうち9戸につきましては、市の水道水へ切りかえておりましたが、残り2戸につきましては、水道水利用が困難であるため、えびの市が設置した給水ポイントの水を利用しております。

県としましては、畜産用水の安定確保について、引き続き、えびの市と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 水道水の利用が困難な残り2戸の畜産農家につきましても、給水ポイントまで1日何往復もすることは大変だと思いますので、ぜひ対策をとっていただきたいと思います。

冒頭に申したように、今回の硫黄山の噴火では、多くの稲作農家に影響が出ることになり、ことしは稲作ができない地域がありました。来年に向けた農業用水の確保対策をどのように

考えておられるのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 来年に向けた農業用水の確保につきましては、湧水やため池等の水を有効活用するため、複数ある用水路ごとの水量や地形などの調査を実施し、その結果を踏まえながら、地元農家の意向をしっかりと把握した上で、用水路つけかえや既設水路の改修などの工事を行うことといたしております。今後とも、えびの市や土地改良区などの関係機関と連携し、農家の方々が安心して営農を継続できるように、農業用水の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 来年は、全ての農家の方々が自分の水田で安心して稲作ができるように、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

本県においては、平成22年に発生した口蹄疫、知事におかれましては、1期目の就任時に鳥インフルエンザの発生、数日後に新燃岳の噴火等々、立て続けに大変大きな災害に見舞われてきましたが、その都度その都度、迅速にしっかりと対策がとられ、復興を果たしてきた経緯があります。今回のこの硫黄山噴火に伴うさまざまな問題におきましても、全国でも本当にまれな問題と聞いておりますが、国・県・市・各関係機関が迅速に対応されているようです。知事の答弁にもありましたように、今6月定例議会においても、その対応としての補正予算が計上してありますので、しっかりと取り組んでいただき、一刻も早く、えびの市を中心とする地域の方々の安心を取り戻していただき、守っていただくことを強く要望いたします。

このような問題を見ますと、本当に農業にとって「水」は命です。先ほどの長江川問題とは事例が異なりますが、2016年の台風16号で崩

落した田野町の「河鹿大橋」。この災害時には、農業用パイプラインが破断し、3地区で183ヘクタールの農地への農業用水が断水となりました。緊急的に仮設給水スタンドを4カ所設置するなどの対策が講じられました。このとき、被害を受けた古城地域においては、地元のため池を必死につないで、この水問題を乗り切ったわけですが、日ごろから地元の方々がため池をしっかり管理していたことが、地元の農業を守る命の水となったわけです。

農業用ため池については、ため池施設の老朽化で、堤体の侵食や漏水、ヘドロ堆積による貯水量の減少等々、さまざまな問題を抱えているのも事実です。農業用ため池の改修について、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 県内には、農業用ため池が699カ所あり、農業用水を確保するための重要な役割を果たしておりますが、中には老朽化が進み、改修が必要なため池もございます。このため、県では特に、ため池の下流に人家等があり、被害を及ぼすおそれのある134カ所を「防災重点ため池」と位置づけ、優先的に改修を進めておりますが、これ以外のため池につきましても、関係市町や土地改良区等と連携し、必要な改修に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 ため池には、かんがい機能を初め、さまざまな機能がありますが、特に農業用の水資源として見ますと、その中には、ため池の水を田畑に引く労力が大変な負担になるとして、農業用水としてほとんど利用されていないため池もあるようです。例えば、ため池の水をパイプラインでつなぎ、バルブをひねればため池の水が容易に利用できるような整備を行え

ば、ため池の水の利用もふえ、災害や渇水期などで水の心配をしなくてよくなります。このような田畑の環境整備が、農業従事者、担い手、新規就農者等の就農意欲につながると思いますので、市町村・各団体と連携・協議を行っていただき、よりよい農業環境の整備に努めていただくことを要望いたします。

次に、大規模自然災害時のごみの問題について質問いたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、平成28年4月14日に発生した熊本地震、両者ともその人的被害、物的被害等々その災害の状況は、報道等で御案内のとおりです。我が県も、南海トラフ巨大地震を初めとする大規模な自然災害に備え、被害を最小限に抑えるために、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策が強化されています。もちろん、県民の生命と財産を守ることが最重要ですが、今回は大規模自然災害時に発生する災害廃棄物について質問をさせていただきます。

災害廃棄物とは御存じのとおり、地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する倒壊・破損した建物などの瓦れきや木くず、コンクリート塊、金属くずなどの廃棄物のことです。調べたところ、平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、1,450万トンを超える災害廃棄物が、平成19年能登半島地震の際には、約43万トン、平成23年3月に発生した東日本大震災では、膨大な量の災害廃棄物が発生し、その量は、東日本の太平洋沿岸部を中心に、13道県にわたり約2,000万トン、津波堆積物約1,100万トン、平成28年4月14日に発生した熊本地震では、約316万トンの災害廃棄物が発生しています。海岸線の総延長が402.4キロメートルの我が県におきましては、大規模災害において発生する災害廃棄

物の処理が懸念されますが、その災害廃棄物量を県北・県央・県南とどのように試算されているのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 南海トラフ地震などの大規模な自然災害に伴い発生する災害廃棄物を円滑・迅速に処理するため、県では平成27年度に、宮崎県災害廃棄物処理計画を策定しております。本計画では、さまざまな災害を想定しておりますが、最も被害の大きい南海トラフ地震における災害廃棄物発生量は、本県全体で年間の一般廃棄物発生量の約40年分に相当する1,600万トンと推計しております。地域ごとの推計量の内訳は、県北部が666万トン、県中部が739万トン、県南部が195万トンであります。

○野崎幸士議員 本県の1年間の一般廃棄物発生量の約40年分1,600万トンですから、本当に想像もつかない量ですが、この災害廃棄物の処理の流れをお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 災害廃棄物処理計画においては、まず、当該市町村において、災害廃棄物を集積・保管する仮置き場を設置し、生活環境から廃棄物を早期に分離させることとしております。また、災害廃棄物は、家屋倒壊に伴う瓦れき類や家電品、家財道具といった多様なごみが、混合した状態で大量に発生する特徴がありますことから、仮置き場で選別や中間処理を行うことにより、可能な限りリサイクルによる再資源化を行い、焼却処理量や最終処分量を減らした上で、県内の処理施設で処理を行うという流れを想定しております。

○野崎幸士議員 答弁にもありましたが、災害廃棄物を一時的に保管する仮置き場の確保について、どのように進められているのかお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 仮置き場につ

いては、初期分別や保管を行う1次仮置き場と、中間処理機能も備える大規模な2次仮置き場の2種類を想定しております。1次仮置き場については、各市町村が、面積規模や人家との距離など、適地が限定される状況にありますが、鋭意、候補地の選定を進めているところであります。また、2次仮置き場については、県による設置を想定しているものでありますが、災害規模等によって、必要とされる機能等が異なることから、その状況にも対応できるよう、検討を進めているところであります。

災害廃棄物処理において、仮置き場の確保は大変重要でありますことから、今後とも、市町村に確保を促すとともに、適地の情報収集などを行い、必要面積の確保に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 大規模自然災害時に発生する災害廃棄物処理においては、まずその災害廃棄物をどこに集めるかが、答弁のとおり大事になると思います。我が県では、先ほどあったように、1,600万トンもの膨大な災害廃棄物が発生すると試算されていることから、1次・2次仮置き場の選定は、発生した災害廃棄物処理をスムーズにするかなめだと思っておりますので、しっかりと進めていただくことを要望いたします。

次に、こういった災害廃棄物の取り扱いは、既存の廃棄物処分施設で処理されると思いますが、その処分場は、県北・県央・県南と足りているのか、その現状をお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 議員御指摘のとおり、地域によって、現在の廃棄物処理施設的能力や、稼働状況による将来的な寿命などにも差がある状況であります。南海トラフ地震発生時においては、県中部では、焼却施設が1カ所であるため、焼却処理に長期間を要すること

や、県北部では、最終処分場の容量が不足することが想定されております。こうした状況に対処するため、災害廃棄物処理計画では、地域間で連携し、オール宮崎で処理することにより、目標期間であります3年以内で処理を完了することとしております。

県としましては、市町村や関係する民間団体で構成される災害廃棄物処理ネットワーク会議を設置するなど、県全体での処理体制の構築に努めておりますが、廃棄物処理施設そのものの被災なども想定されますことから、民間処理施設の活用や、県境を越えた連携など、より実効性ある災害廃棄物処理対策を行ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 先ほど述べたように、熊本地震では、約316万トンの災害廃棄物が発生していますが、これは、熊本県で1年間に発生する一般廃棄物の5.6年分に相当するそうです。我が県の場合では、先ほどの答弁にありましたように、約40年間分の一般廃棄物の発生量と試算されています。熊本地震では津波の堆積物は含まれていませんが、我が県では含まれています。

また、熊本地震の際には、ごみ焼却施設25施設のうち5施設、ごみ固形燃料(RDF)化施設2施設のうち1施設、し尿処理施設21施設のうち4施設が地震により被害に遭い、災害廃棄物処理、生活ごみ等への対応が大きな問題になったようですが、我が県も同様のことが懸念されます。

また、県北で最終処分場の容量不足が想定されるということでしたが、県北で発生した災害廃棄物を県央や県南にわざわざ運搬して処理するのか、そのとき県央、県南は運搬できる状況なのか、そのときの手間、費用等々、もちろんオール宮崎で取り組むことですが、さまざまな状

況を想定すると不安な点が多々あると思います。

我が県の災害廃棄物処理計画によりますと、県内処理の優先が基本方針に盛り込まれていません。熊本地震では、約2年かかっている災害廃棄物処理を、本県の計画では3年以内で処理を完了することを目標としていますので、各市町村との連携の構築はもちろんですが、仮置き場・処理場の不足等を鑑みますと、民間事業者との連携体制の構築も進めていく必要があると思います。いつ起きるかわからない大規模自然災害だからこそ、過去の大規模災害の教訓を生かしながら、あらゆる問題を想定して、その備えを細かく構築していただくことを強く要望いたします。

質問の内容が変わりますが、次にモバイルファーマシーについて質問いたします。

モバイルファーマシーとは、キャンピングカーを改造して調剤室を備えた医師の処方薬を提供できる車両です。医薬品の供給体制が滞るような大規模災害に見舞われた被災地でも、素早く駆けつけ、現地の医師や薬剤師の方々と連携しながら、医療救護所や避難所等で医薬品を必要とする被災者の方々に、医薬品を自立的に調剤して提供することができます。

東日本大震災では、被災地での医薬品供給体制がほぼ壊滅するという事態となり、特に発災直後は、薬剤師や医薬品は全国からの支援等で何とか確保できたものの、調剤設備が確保できず、これらの人員や医薬品を十分に活用できないというような問題が各地で発生したようです。このような事態を実際に体験した宮城県薬剤師会が、被災地で自立的に医療用医薬品の調剤と供給を行うことができる薬局機能を有する車両の開発に取り組み、平成24年9月に全国に

先駆けて第1号のモバイルファーマシーが導入された経緯があります。

この東日本大震災を教訓に宮城、和歌山、広島、鳥取、大分、千葉、三重、岐阜、静岡、熊本の10県が導入しています。そういった災害への備えが功を奏して、被災地では初めて、熊本地震において大分、広島、和歌山の各県の車両が約1カ月半活動し、その後、熊本県も導入しております。

今後、本県においても大規模な自然災害が想定される中、東日本大震災での教訓や、それが生かされた熊本地震での利用状況を見たとき、被災への新たな備えとして、モバイルファーマシーが必要ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） モバイルファーマシーは、ライフライン喪失下の被災地において、自立した支援活動として調剤作業と医薬品の交付を迅速に行うことができますことから、大規模な災害時における避難所等での医薬品の供給方法の一つとして、有効であると考えております。その一方で、法令上、平常時に移動薬局としては使用できないことや、使用頻度等の課題もありますことから、既に導入している他県の状況を踏まえつつともに、薬剤師会などの関係団体等の意見をお伺いしながら、その必要性や効果等について検討してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 東日本大震災の教訓から生まれたモバイルファーマシーですから、大規模自然災害の際には本当に必要なものだと私は思います。しかし一方では、いつ起こるかわからない大規模自然災害のために随時管理をしておかなければならないという課題もありますので、モバイルファーマシーを導入している、先ほど

の10県の状況を調査していただき、薬剤師会を初めとする関係団体と前向きに協議していただくことを要望いたします。

次に、U I Jターンの取り組みについて質問いたします。

御案内のとおり、我が国は少子高齢化の急速な進展や本格化する人口減少の局面に入っておりまして、本県は、その喫緊の課題であります人口減少対策の一つに、U I Jターンの促進を重点施策に掲げ進めていますが、その政策の手法も多岐にわたっているようです。もちろん、あらゆる角度からU I Jターンの促進を進めるためだと思いますが、まず、本県へのU I Jターンの検討する方に向けた移住ポータルサイト「あったか宮崎ひなた暮らし」の、過去3年間のアクセス数についてお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県では、移住に関する情報を総合的に提供します、ポータルサイト「あったか宮崎ひなた暮らし」を開設しまして、仕事や暮らし、市町村や各種イベント等の情報発信を行っているところであります。移住ポータルサイトへのアクセス数についてでございますが、平成27年度が3万5,295件、平成28年度が8万3,136件、平成29年度が12万7,617件となっております。

○野崎幸士議員 3年間でアクセス数が約3.6倍にふえていますので、宮崎を移住先として考えている人、または、関心のある方がふえている動向のあらわれだと思います。

次に、本県へのU I Jターン就職を促進するために運営している「ふるさと宮崎人材バンク」に登録してある、求職者と企業の数について、過去3年間の推移をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） ふるさと宮崎人材バンクは、県内へのU I Jターン希望

者と人材を求めている企業とのマッチングを行うため、県が運営しているものであります。まず、人材バンクに登録された求職者につきましては、平成27年度末時点で398人、平成28年度末で394人、平成29年度末では425人となっております。また、企業につきましては、平成27年度末時点で436社、平成28年度末で449社、平成29年度末では495社となっております。

○野崎幸士議員 次に、県が運営する移住希望者登録制度「宮崎ひなた移住倶楽部」の会員数をお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎ひなた移住倶楽部は、効果的に移住希望者を把握し、移住を後押しするために、平成29年2月からスタートさせた移住希望者登録制度でございます。この制度では、本県への移住に関心がある方に登録を呼びかけまして、会員となっていただいた方には、移住に関する情報提供を行うとともに、県内企業の協力を得て、引っ越しやレンタカー料金の割引など、移住に役立つ特典を多数提供しているところでございます。平成30年3月末の会員数は708名となっております。

○野崎幸士議員 次に、都市部で開催している移住や就職に関する説明会の実施状況をお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県では、移住・U I Jターンに関する相談対応等を強化するため、東京や大阪などの都市部におきまして、移住相談会や就職説明会を開催しております。平成29年度の実施状況についてでございますけれども、市町村等が暮らしの相談に応じる移住相談会を東京と大阪で1回ずつ、また、県内企業と就職希望者のマッチングを図る就職説明会を東京、大阪、福岡で計5回開催いたしまして、来場者数は、合計で408名となっております。

す。今後とも、都市部における効果的な情報発信や、相談対応に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 次に、平成27年4月から宮崎・東京に開設した「宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンター」、移住・就職相談員の方が、お一人お一人に親身になって相談を受けながら運営されていると思いますが、開設から3年、その相談件数をお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンターの関係でございますが、平成27年度の開設以降の相談件数について申し上げますと、東京と宮崎のセンターに寄せられた、移住相談と就職相談の合計で、平成27年度が837件、平成28年度が1,180件、そして平成29年度が1,643件となっております。

○野崎幸士議員 相談件数も年々ふえているようですけれども、本県のU I Jターンのさまざま取り組みは、そのほとんどが平成27年度以降からスタートしているようですが、平成27年度以降、実際に移住につながった件数をお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 移住実績につきましては、県の関係部署や市町村が、移住施策等を通じて把握しております移住世帯数を集計しておりますが、平成27年度が202世帯、平成28年度が388世帯、平成29年度が506世帯と、年々増加しているところでございます。今後とも、市町村や関係機関と十分連携を図りながら、人口減少対策の柱として、U I Jターンの促進に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 ここまで質問してきました、おのおののU I Jターンの取り組みは、おのおのにそのアクセス数、また人数とも増加傾向に

あり、成果を出していると思います。ただ、移住してきた方々がどの取り組みを利用して移住に至ったのか、その決め手は何か、選択肢が多くて若干複雑に感じます。

もちろん、お一人の方が複数の取り組みに関心を持ってアクセスしたり、登録したりして移住に至った方もいらっしゃると思いますが、取り組みによって担当課も異なりますし、統計上、移住の決め手はどの取り組みなのかがわかれば、その取り組みに重点を置けるといいますので、スリム化できるところはスリム化して、その成果の流れがわかりやすくなるように努めていただくことを要望いたします。

本県は、御承知のとおり、平成27年と28年3月の高校卒業者の県内就職率が2年連続で全国最下位となりました。平成29年3月卒業者の県内就職率は、1%増の55.8%となり、全国最下位からは脱しましたが、全国平均の81.2%を大きく下回っています。また、大学進学者のうち約7割が県外の大学へ進学するなど、若者の進学・就職時の県外流出が続いており、県内企業にとって若者の人材の確保が最重要課題となっています。こういったことから、県外の大学との連携を図り、U I Jターン就職支援に関する協定を結び、U I Jターンのさらなる促進に向けた取り組みが進められているようですが、その現状をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 若者の県外流出や県内企業の人手不足が大きな問題となっている中、県といたしましては、本県出身の学生などのU I Jターンをさらに促進するため、昨年度から、県外大学との就職支援協定の締結に取り組んでいるところであります。

協定の締結につきましては、協定をより効果的なものとするため、まずは、本県出身の学生

が多く在籍している大学を中心に行うこととしております。昨年度は、専修大学、福岡大学、西南学院大学、久留米大学との間で協定を締結し、今年度は、5月8日に立命館大学と協定を締結したところであります。これまで5つの大学との間で協定を締結しております。

○野崎幸士議員 5つの大学と協定を結んだとのことでしたが、このU I Jターン就職支援協定に基づく具体的な取り組み内容についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） U I Jターン就職支援協定につきましては、県と大学とが、学生の宮崎県内へのU I Jターン就職活動を相互に支援することとしております。

その具体的な内容といたしまして、県内企業の情報や就職説明会、奨学金返還支援事業等について、大学のキャリアセンターを通じた情報提供を行うほか、大学が主催する企業説明会などの就職関連イベントや保護者向け懇談会に職員を派遣し、学生や保護者に直接説明するなど、各大学と連携してさまざまな取り組みを行っております。

県といたしましては、このような取り組みを通じて、本県出身の学生はもとより、他県出身の学生も含めた多くの方々に、県内企業の魅力や宮崎の暮らしやすさをしっかりと発信し、U I Jターンの促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本県のさまざまなU I Jターンの取り組みを質問させていただきましたが、やはり、移住される方は、他の地域に移住されると勇気が要ると思うんですね。例えば、私も他の地域に住もうと思うと、やっぱり勇気が要るものですから、移住される方の気持ちになって、親身にU I Jターンの取り組みを進めてい

ただきたいと思っております。

先日、平成29年次における新規就農者が平成以降、過去最高の406名になり、そのうちU I Jターナー者が94名といううれしい報告を受けました。さまざまな取り組みの成果だと思っております。これからも、さらにU I Jターナーの促進に頑張りたいと思っております。

次に、子供の安全対策について質問いたします。

この質問は、昨年6月定例議会で、記憶にあると思いますが、ベトナム国籍の千葉県松戸市在住だった小学3年生の女の子が、本人が通う小学校の保護者会会長に殺害された事件を取り上げ質問させていただき、警察、学校、そして地域としっかりと連携し、将来を担う、大事な子供たちを安全・安心に、また健全に育成していただくことを要望したところでありましたが、また先月、新潟市西区のJ R越後線で列車にひかれた状態で亡くなった小学校2年生の女児が、殺人・死体遺棄の被害者と判明した事件が起こり、日本中を揺るがせました。

犯人は、女児の首を絞めるなどして殺害後、線路に置き去りにしたと見られ、近くに住む23歳の会社員の男が逮捕されましたが、このような若い女児が被害者となる凄惨な事件に対して、県警としてどのように受けとめているのか、お伺いいたします。

○警察本部長（郷治知事） 新潟市内における小学生女児が殺害される、まことに痛ましい事件につきましては、報道等により承知しております。警察としましては、関係機関・団体等と連携し、子供たちを犯罪から守るための対策に、一層取り組んでいく所存でございます。

○野崎幸士議員 逮捕された男は、4月にも別の女児に対する青少年保護育成条例違反などで

書類送検されたとの報道もありました。

再犯率は、窃盗や薬物犯罪などに比べて低いとされている性犯罪ですが、被害者またその家族、地域、社会への影響は非常に大きいものがあります。

この事件の報道を見ていたところ、インタビューを受けた方が、「過去このような性犯罪を犯した方が近くに住んでいることがわかっていれば、それなりに気にして、注意して生活するのに」と答えていたのが強く印象に残りました。

そういった情報が共有されることは、保護者や住民にとっては安心な材料の一つになると考えますが、一方では、犯罪を犯した方のプライバシー侵害、個人情報公開につながることもあって、非常に悩ましい問題です。我が国におきましては、過去に犯罪を犯した方の情報については公開しない方針ですが、後を絶たない、こういった子供が巻き込まれる事件に対して、どのような子供の安全対策をとられているのか、お伺いいたします。

○警察本部長（郷治知事） 警察が実施している子供の安全対策につきましては、子供に対する声かけ事案や、不審者に関する情報があった場合には、子供や保護者、学校関係者等から寄せられた当該情報に基づき、発生予想箇所における警戒活動を行ったり、行為者を割り出して指導・警告、犯罪に当たるときは検挙をしております。

また、県警ホームページや防犯メール、チラシ等を活用しまして、発生事案の情報や被害防止に資する情報を積極的に発信し、地域住民に対して注意を喚起する活動も行っております。

さらに、学校関係者、関係機関・団体、地域住民等と連携したパトロールや、子供や保護者

に対する被害防止教育に取り組んでおります。今後も引き続き、これらの対策を推進し、子供が被害者となる犯罪の未然防止に努めてまいります。

○野崎幸士議員 アメリカでは、1994年にニュージャージー州で成立した性犯罪者情報公開法ミーガン法という法律があります。被害者女兒の名が由来となっています。性犯罪者と呼ばれる人々をさまざまなメディア、場合によってはインターネット上に公開して、身元を特定することを司法権力に要求するもので、この被害者ミーガンの母親は、「娘を殺害した犯人については何も知らなかった。もしも犯人の前科について知っていたならば、娘に、彼に近づかないよう警告していたのに」と主張したとあります。

この法律については、賛否を含めたさまざまな意見はありますが、基本的な意図は、保護者に近隣に性犯罪者がいることを知らせることで、子供たちを守れるようにすることにあります。日本でも後を絶たない、こういった少女が巻き込まれる犯罪。本当に難しい問題ではありますが、犯罪者とそれを受け入れる社会との関係、あり方が今後、問われてくると思います。

先ほど答弁にありましたように、警察もありとあらゆる細かい対策をとりながら、学校、地域との連携もしっかりとっていることは十分理解しています。しかし、先ほどのような問題も社会全体で考えながら、過去のこういった犯罪の教訓を生かし、子供たちの安全対策を社会全体でしっかり進めていくことが重要だと思います。

次に空き家対策について質問いたします。

総務省が5年に一度行う「住宅・土地統計調査(平成25年度)」の結果を見ますと、総住宅

数約6,060万戸に占める空き家の数は約820万戸、約13.5%もあり、8軒に1軒以上が空き家ということになります。空き家問題の大きな原因は、高齢化・人口減少とされていますが、雇用が都市部に集中していることや、長寿命化による介護施設の利用増加等々、さまざまな要因があります。

空き家には幾つか種類がありますが、「用途がなく使われていないか分類不能：例えば介護施設への入所で空き家になる場合や、所有者が亡くなって空き家になる場合など」(その他の住宅)に分類される空き家が問題となっています。冒頭の平成25年度「住宅・土地統計調査」によりますと、全国で約318万戸がそれに当たります。そこで、先ほどの5年に一度行われる「住宅・土地統計調査」をもとに、本県における「その他の住宅」に分類される空き家について、平成15年以降の状況をお伺いいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 議員お尋ねの「住宅・土地統計調査」は、5年に一度、10月1日時点で国が実施するものでありますが、その結果によりますと、本県の「その他の住宅」に分類される空き家数につきましては、平成15年では2万5,900戸、平成20年では3万2,100戸、平成25年では4万3,600戸と推計されており、平成20年から25年の5年間で、1万1,500戸、率にして約35.8%の増となっております。

○野崎幸士議員 やはり年々ふえているようですが、冒頭に申したように、空き家問題の原因は、高齢化・人口減少が背景にありますが、空き家問題のベースになるのが、住宅数と世帯数のバランスです。住宅数が世帯数を上回れば、当然、空き家がふえる要因になります。全国では、この逆転現象が昭和40年代後半に始まって

いるようです。そこで、本県の住宅数と同時点での世帯数について、平成15年以降の状況をお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 本県の住宅総数につきましては、「住宅・土地統計調査」によりますと、平成15年が49万400戸、平成20年が50万9,600戸、平成25年が53万3,900戸と推計されており、平成20年から25年の5年間で2万4,300戸、率にして約4.8%の増となっております。一方、本県の世帯数につきましては、「宮崎県現住人口調査」によりますと、各調査年の10月1日時点で、平成15年が45万3,349世帯、平成20年が46万3,111世帯、平成25年が46万9,386世帯と推計されており、平成20年から25年の5年間で6,275世帯、率にして約1.4%の増となっております。

○野崎幸士議員 本県の高齢世帯数の推移を見ますと、世帯主の年齢が65歳以上の高齢世帯の数は、平成27年では18万3,338世帯であり、一般世帯数に占める割合は39.7%となっています。また、その高齢世帯の家族類型別の推移を見ますと、高齢世帯のうち、夫婦のみの世帯数は昭和60年から平成27年には2.8倍に、また、単独世帯は昭和60年から平成27年には3.4倍に増加しており、この傾向は今後も続くものと見込まれます。

こういった数字を見ますと、我が県にとっても、「空き家問題」は大変深刻な問題になってくることは予想できます。また、空き家がふえている理由の一つに、固定資産税の優遇制度があります。建物を解体して更地にするより、建物を残して空き家にしておくほうが、固定資産税が6分の1になり、優遇されます。この優遇制度があるため、あえて建物を解体せず、空き家になっている所有者も多いのが現状でございま

す。

全国的に空き家の増加が指摘される中、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（空家法）が施行されました。この空家法は、しっかり管理されている空き家はこの法律の対象外となり、「特定空家」に指定された空き家が、措置の対象となります。空家法によって「特定空家」に指定された場合は、先ほどの固定資産税が6分の1になる優遇対象から外れ、建物を残しておいても、更地と同様、今までの6倍の固定資産税が発生することになります。また、強制撤去が行われた場合、解体費用が建物の所有者に請求されることになり、これによって、誰も住んでいない空き家を建てておくメリットがなくなり、空き家の数を減らすことができると見込まれています。

「特定空家」に指定される条件は、そのまま放置すれば倒壊が著しく、保安上のおそれのある状態のもの、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態のもの等、周囲に危険、迷惑をかけている空き家、かけそうな空き家が対象になります。「特定空家」の指定は、空き家を管轄する自治体が行う調査から始まり、この調査は正当な理由がないと拒むことは難しく、所有者への通知が困難だと判断された場合、所有者の立ち会いがなくても、調査が行われます。そして調査の結果、先ほどの条件に該当した場合は「特定空家」に指定されることとなりますが、空家法の施行後、県としてはどのような取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、住民に最も身近な行政主体である市町村が対策を実施し、県は、市町村に対する助言やその他必要な

援助を行うこととされております。

このため、県といたしましては、新たな制度や全国での先進的な取り組み事例に関する情報提供、また、市町村相互間の情報共有を目的とした「市町村空き家連絡調整会議」の開催などにより、市町村の空き家対策の取り組みを支援しているところであります。

また、市町村が行う空き家調査のための「空家等実態調査マニュアル」や、所有者や周辺住民などからの相談に対応するための「空家等相談マニュアル」を作成し、市町村に提供しているところであります。今後とも、市町村が行う空き家対策が円滑に進むよう、必要な援助を行ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 国において、平成28年度から29年度にかけて取り組まれた、「先駆的空き家対策モデル事業」、市区町村や民間団体事業者が連携して、空家法に基づいて行う先駆的な取り組みについて国が支援し、その成果を全国に展開する事業です。本事業で全国に展開されている空き家対策の先駆的な取り組みの成果が、本県でも、今後、市町村が取り組む空き家対策の参考になると思いますので、この事業に取り組んだ各市町村・団体の成果を検証しながら、しっかりと空き家対策に取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の全ての質問とします。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時0分開議

○外山 衛副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。きょうは地元のほうから、この県議会の傍聴に多数の方にお越しいただきました。本当にありがとうございます。地元と県とをつなぐ距離感というものを大きな課題としても感じているわけなんですけど、ここで感じたことをぜひ地元の皆様にもお話いただければ幸いです。また、やはり来年の改選が近づきますと、開会前に地元の皆さんの話も大変盛り上がりまして、これも活性化につながっていくのじゃないかと思えますと、大変うれしく思っているところでございます。

私も結構老けて見られるんですけども、こう見てもこの県議会の中で一番若い議員になりまして、そのプレッシャーも負いながら、これからも県政の発展に努めていきたいと思っております。

そこで、まず初めに、高齢者福祉について質問していきたいと思えます。我々も地元、地域に育った一人として、これからの将来を案ずるところでありますけれども、皆様御存じのとおり、我が国の少子高齢化に伴う地域社会の機能や世帯構造が大きく変化する中で、高齢者介護・福祉のあり方が大きな課題となっております。

高齢者福祉は、長年にわたって社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を有している高齢者が敬愛され、生きがいを持って健康で安心した生活を送ることができるよう、社会全体で支えていくことを目的に、「老人福祉法」に基づいて発展してきました。

現在、高齢者に対するホームヘルプサービスや福祉施設の利用等、具体的なサービスの多くは、2000年に導入された介護保険制度のもとで

実施され、この制度も国民生活への定着が進み、高齢期の生活を支えるためにはなくてはならないサービスとなっております。利用者の数も増加し、今後も国民の医療・介護の需用が増加することが見込まれる中、このために国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐり、「地域包括ケアシステム」の構築を目指して各種施策を推進されております。

重度な要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護・予防・生活支援が一体的に提供されるという仕組みが地域包括ケアシステムです。地域の高齢化の状況は、都市部や町村部などでさまざまであります。よって、市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが求められています。

しかし、高齢者の丸ごとの生活を支えるためには、このような公的なサービスだけでなく、地域社会全体の見守りを初めとする「支え合い」や「助け合い」、インフォーマルなサービスの充実が大変重要になっています。介護保険制度においても、保険者である市町村が主体となって、多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの充実を図りつつ、支え合い・助け合う地域社会づくりを目指して取り組みが進められております。

また、国は現在、福祉分野において「子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる社会」つまり「地域共生社会」を掲げ、その実現に向けて検討を始めております。

このような国や市町村の動き・取り組みとともに、本県もよりよい社会を築いていくために努めなければならないと思いますが、県は、高

齢者福祉の向上にどのように取り組んでいかれるのか、知事に伺いますが、傍聴にお越しいただいた皆様が安心してお帰りいただけるような御答弁をお願いいたします。以下の質問は質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

本県におきましては、全国を上回るスピードで高齢化が進んでおります。高齢者の全人口に占める割合もどんどんふえていくわけでありまして、議員御指摘のように、これまでの社会を築いてくださった高齢者の皆さんが安心して暮らし続けられる環境を整えていくことが、大変重要であると考えております。

このため、県では本年3月に策定をしました高齢者保健福祉計画に基づき、「地域包括ケアシステム」の構築や、それを支える医療・介護基盤の整備、人材の確保などに引き続き積極的に取り組むこととしております。

また、健康長寿社会づくりの推進等といった観点から、担い手としての高齢者の社会参加や、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みについても加速化させていく必要があると考えております。

また、ねりんピックなどに参加しておられますが、元気な高齢者が本当にふえておられるなど大変手応えを感じるところであります。宮崎のそういう環境も生かしながら、スポーツ、また健康づくりにもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

本県の高齢者福祉を取り巻く状況は、さまざまな課題がございますが、今後とも県内市町村はもとより、関係機関や団体の皆様方との連携を深め、そして県民一人一人の御協力もいただきながら、高齢者福祉の向上に、より一層努め

てまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員 ことし4月に都城市において、社会福祉法人観音の里が経営される特別養護老人ホーム高城園が主催されました、「日中おむつゼロ達成報告会」並びに国際医療福祉大学大学院教授で介護力向上講習会主任講師の竹内孝仁氏の講演会が開かれました。「日中おむつゼロ」とは、入居者の方をトイレ案内し、おむつはつけずに日中はパンツで過ごすという取り組みです。この施設では、平成24年から竹内教授の理論のもと、自立支援介護に取り組んでこられ、達成施設の設定を受けたのは、都城市では高城園が初の施設となります。

具体的にどのようなことに取り組んでおられるかといいますと、起床時に冷たいお水を飲み、1日に食事以外に1.5リットルの水分をとり、理学療法士や機能訓練指導員により、起立訓練や歩行訓練に取り組めます。また、歯科医師・歯科衛生士・管理栄養士等と連携し、口腔衛生を保ち、食事内容をミキサー食や刻み食ではなく、普通の食事・常食に変え、医師や看護師と連携し、下剤の使用を廃止、そして日中トイレの案内をするということです。

その結果、皆さん元気になられまして、外出機会の増加や要介護度の低下、また元気になられたので家族の面会回数もふえたり、内服薬の減少、認知症症状の軽減、またそういうことにより文化的な楽しみのある食事ができる、これが自立支援介護という取り組みだそうですが、このような日中おむつゼロの取り組みについて、まずどのような見解を持っておられるのか伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 特別養護老人ホームには、主に寝たきりや認知症などによ

り、常時介護が必要な方が入所されております。このような中、「おむつゼロ」の取り組みは、入所者それぞれの心身の状態に合わせ、介護職員や看護職員、栄養士などさまざまな職種が連携し、トイレでの自然な排便を目指すもので、県内でも数年前から実施している施設があると伺っております。このような取り組みによりまして、入所者自身が自立に向けた励みや喜びを感じられるとともに、おむつが外れることで精神的負担の軽減にもつながることから、高齢者の尊厳を支えるケアの実現という観点からも、大変意義深いものであると考えております。

○二見康之議員 おっしゃるとおりだと思います。私も先日、施設を視察させていただきましたが、通路には、皆さんがつくられた絵や書道など、そういった作品が飾られていました。また、よくベッドで寝ていらっしゃる方が多いんですけれども、そこでは、部屋にはほとんどおりませんでした。皆さん、通路に置いてあるソファとか、椅子に座られたり、車椅子で起きておられたり、またテーブルを囲んでお茶を飲みながら、音楽を聞いたり、お話をされたり、そういう状況でありました。一人だけ、ベッドに座っていらっしゃる方がいたんですけれども、この方、座ってはおりましたが、行って「こんにちは」と声をかけますと、「あら、あんたどっから来たんね。遠いところから来て御苦労さんね。ここの施設の職員の方が本当によくしてくれて、本当に私たち幸せやよ」とおっしゃっておいりました。この方、104歳だったんですけれども、そのときはたまたまベッドにおられましたが、ふだんは同じ100歳代のお友達お二人と合わせて三人で、お茶を飲みながらお話をされるというのが楽しらしいです。

こういう自立支援介護報告会で発表された利用者の方の例を挙げてみますと、77歳・要介護度4の男性、この方、御夫婦で生活されていたようですが、色素網膜症・脳梗塞を発症されて、徐々に視力が低下し両眼失明状態となります。体力の低下と歩行が困難になったことにより、入所されたそうです。御本人の希望としては、「目が見えないけれども、できることは自分でしていきたい」「寝たきりにならないように気をつけて、また、歩けるようになりたい」というもので、支援内容の目標は、「身体機能の改善を図り、できるだけ自立した生活が送れることで、生活意欲の向上を図る」とし、「水分量の増加、歩行器での歩行、トイレでの排便」に取り組まれたそうです。1日平均1,900cc程度を飲まれ、スタッフ付き添いで1日200メートル程度歩かれ、すると、2日に1回くらい、トイレで排便できるようになったそうです。御本人の感想としては、「また、自分の足で歩くことができるようになってうれしい。近くにいる人と会話ができるようになってよかった。食事を自分の力で食べられるようになってよかった」ということです。

また、別の例で、94歳・要介護度5の女性の方は、夜だけでなく昼間もベッドで過ごされ、笑顔が少なく表情が乏しかったそうです。便秘気味で下剤を使用し、マイナスな発言が多いという状況で入所されました。それから食事・水分・排泄・運動に取り組まれ、飲み物は本人が好きなので水分を確保し——ゼリーとかも使ったりするんですね、こういうときには——ベッド上で過ごしていたところから、昼間はリクライニングの車椅子、なれてきたところでスタンダード、普通の車椅子へ移行されました。歩行器を使って歩行訓練を行い、職員2人の介

助が必要だったトイレが、1カ月後には職員1人の介助で座れるようになり、下剤も使用しなくてよくなったそうです。食事も介助が必要だったのが自分で食べられるようになり、正月には御自宅に帰って泊まられて、家族一緒にごちそうを食べたり、親戚の方と会われたり、そうして新年を過ごされたそうです。日中の過ごし方も、終日ベッド上だったのが車椅子に座り、他の利用者の方々とおしゃべりをされたり、食事も普通の御飯・おかずを自分で箸を使ってとられ、トイレにも自分が行きたいときに行けるようになられ、そして何より、笑顔が多く見られるようになったということでした。

そのような利用者の方々のうれしい声だけでなく、おむつ交換などの介護職員の重労働の負担も減り、またオムツ代自体も使わなくなれば減っていきます。これまでの介護現場のイメージを180度変えるようなものだと思いますけれども、このような「日中おむつゼロ」のような取り組みを、県としても広めていくべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○福祉保健部長（川野美奈子君） おむつゼロのような自立支援・重度化防止に向けた取り組みにつきましては、県内の関係団体等におきましても、取り組み事例の発表や先進事例の視察などを通して、研さんに努めておられます。県としましても、介護に関するテレビ番組等の広報媒体の活用や、研修会などのさまざまな機会を捉え、周知に努めますとともに、他の介護施設等においてもこのような取り組みが広がるよう、その手法等について、関係団体と協議してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 ぜひよろしく申し上げます。論語の言葉に、「政を為すは人にあり」という言葉があります。政治を行うには、やはり人だ

と。経営でもやはり人だと思っておりますが、高城園の場合は、経営者の方の決意があつて、そこから取り組みが始まったそうです。それから、職員の方々、利用者の家族の方々に理解を求める努力をして、それから関係者一体となつての自立支援介護の実践、その結果、利用者の方々の喜びの声が出て、とてもすばらしい取り組みだと思います。

しかしながら、取り組むに当たっては、やはり職員の研修費がかかたりします。最初は東京だったらいいんですけども、今は福岡に行って受けたりするようになってきているようですし、また、要介護度が下がると今度は介護報酬が下がってしまうと。せっかく努力して頑張った結果よくなったのに、報酬が下がるというのは何か矛盾する課題だと思うのです。「政治の目的は善が為し易く、悪の為し難い社会をつくることにあり」とは、イギリスの政治家・グラッドストーンの言葉なんですけれども、福祉向上に努力した結果、収入が下がる、そのようなことがないように図るのが政治の本質であると思います。そのことを基本において取り組んでいただきたいと思ひますし、介護保険を制度設計される国の方にも働きかけてまいりたいと思ひます。

次に、子育て支援、育児休業について伺いたいと思ひます。

厚生労働省は先日、「平成29年度雇用均等基本調査(速報版)」の結果を公表されました。男性の育児休業取得率は、前年度比1.98ポイント増の5.14%と、5年連続で上昇し、過去最高となったそうです。女性の育児休業取得率は、前年度比1.4ポイント増の83.2%とのことでした。ほかの項目を加えた確報版は7月末ごろに発表ということでした。

育児休業者率を事業所における育児休業制度規定の有無で比較すると、制度規定がある事業所は女性が85.1%、男性が5.31%、制度規定がない事業所は女性が49.5%、男性が2.15%と、顕著な差があります。やはり事業所において制度規定をしっかりと設けていただくことがまず大事だと思いますが、近年では、育児休業、いろいろと制度も充実してきております。ですが、まだまだ社会へ浸透しているとは言いがたいところです。特に、男性の育児休業取得率が過去最高でありながら、まだ5%台であることは、さらなる取り組みが必要であると感じます。

北欧の国々を見てみますと、90年代よりパパ・クォータ制を導入し、父親の育休取得を促してこられております。このパパ・クォータ制というのは、育児休業の一定期間を父親に割り当てる制度で、1993年に導入したノルウェーでは4%だった取得率がわずか数年で7割を超え、2003年には父親の9割が利用するようになり、あわせて合計特殊出生率も増加した模様です。またスウェーデンにおいても同様の制度が95年に導入され、父親の利用率は約8割になったということです。

このように、父親の育児参加・育児休業の取得を促進するためには、「パパ・クォータ制」の導入が有効と考えますが、県の考えをお伺いいたします。

○福祉保健部長(川野美奈子君) 父親が当事者意識を持って家事・育児に参加することは、少子化対策や女性活躍といった観点にとどまらず、幸福感を高め、家族とのきずなを深めるといふ点から、何よりも父親自身にとってプラスになるものであると認識しております。

本県においても、「パパのイクメン手帳」の配付や、父親と子供と一緒に参加する講座の開

催などに取り組んでいるところであります。

「パパ・クォータ制」につきましては、父親の育児参加を促進するために有効でありますことから、現在、全国知事会において、国に導入の検討を提言しております。昨年、育児・介護休業法が改正された際の附帯決議においても、「パパ・クォータ制の導入に向けて検討する」とされたところでありますが、今後とも、さまざまな場面において国に働きかけてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 全国知事会において、その提言もされているということなんですけれども、河野知事は、育児に対しては非常に理解があると思いますけれども、今後の積極的な発言を期待する意味も込めまして、知事自身のこれまでの家事・育児経験を踏まえた、父親の家事・育児参加に対するお考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) これまで3人の子供の父親ということで育児に関わってまいりましたが、つらつら考えまして、父親が家事・育児に参加するという事は、もちろん子育ての取り組みの充実というところもありますが、今、部長の答弁にもありましたが、父親であったり、そこに参画する母親も含めて、その人生が豊かになる、またそこに学びがあるということを感じるところであります。

これまで、子供のスポーツの大会などで一緒に時間を過ごす、その中で、家事育児もしっかりと母親の手伝いをするということも行っていましたし、一緒に時間を過ごすことで、喜びも悲しみも実感をし、共有することができますし、また子供のそういう活動を通じて、またPTAなどを通じて、肩書きとは違う中での知合いというものが広がってくる。

また、育児をすることでの学びというものを

ですね。私も子供がサッカーをやっております、部活がサッカーだったものですから、いつも「あれやれ、これやれ」というのをずっとピッチのそばで言うておりましたが、褒めて育てる、そっと見守ることの大切さというのも学んだように思います。ぜひとも父親・母親がともに家事育児を進める、そのような宮崎づくりを、自分の経験も踏まえながら、ぜひ広めてまいりたい、そのような思いがしております。

○二見康之議員 よろしくお願ひいたします。私も今3人の子供がいますけれども、子供の成長というのは本当に早いなと思いますし、また親をよく見ているなど。親の姿がおそらく子に移ってくるんだろうと思います。きょう、実は父も来ているものですから、どういうふうに見えているか分かりませんが、父親の背中を見て育っているというのは自分でも実感しているなと思いますので、子供に対してもそういう思いで接していきたいなと思うところです。

次に、幼児教育について伺いたいと思います。

来年10月より幼児教育の無償化が導入される方向性が示されました。そもそも、この幼児教育の必要性・重要性というものを考えてみますと、よく言われる小1プロブレム、小学校1年生、入学したばかりのときに、集団行動がとれないとか、授業中に座ってられない、先生の話の聞かないなど、学校生活になじめない状態が続くという問題です。その改善の一助にもつながるのではないかと思います。これは家庭のしつけが十分でないことも押さえないといけないと思うんです。また、自分をコントロールする力が身につけていないことなどが主な原因とされておりますが、幼児期においてしかるべき教育を受けることによって、集団行動や話を聞

く姿勢、きちんと座ることなど、しっかりと身につけることができるようになります。

これは、幼稚園等の入園式とかに行くと、よくわかると思います。年少、年中、年長関係なく、初めて園に入る子供たちは、泣いたり、わめいたり、母親のところから離れなかつたりするわけなんです、それより小さい子供たち、1年間その園に通っていた子供たちは、ちゃんと座って話を聞くことができるんですね。

「性相近し、習い相遠し」とも言いますが、小さいころの学びで大きく変わってくるというのが見えるところなんです、施設側の話では、幼稚園というのも、体系的に年齢の成長に合わせて指導していくというところがありますので、できれば3カ年保育教育をしてあげたいという声があります。これは、子供の発達段階において、それぞれ身につけていくこと、学べるがあるので、体系的に教育を行うためには、できれば年少児、保育園では満3歳児、そこから預かりたいということです。

これから施設に預けるかどうかという判断は、それぞれ親の判断によるものと思いますが、幼児教育の重要性や子供の健全発達・健全育成のためにも、検討の必要があると思います。そこで、県内の就学前児童の年齢ごとの幼稚園等への入園状況は今どのようなになっているのか。それと、幼児教育の重要性を踏まえ、県はどのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 平成29年4月1日現在の県内就学前児童数でございますが、5万7,230人で、このうち幼稚園や保育所等への入園率は、おおむねゼロ歳児で22%、1～2歳児では66%、3歳児が90%、4～5歳児では94%となっております。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、小学校入学後の生活や学習へつながる極めて大切な時期でありますことから、幼児教育は大変重要であると認識しております。

このため、県におきましては、ニーズに応じた受け皿の確保を図るとともに、職員の経験年数に応じた研修等を実施し、教育の質と専門性の向上に努めてきたところであります。

また、本年3月には、新たに「宮崎県幼保小接続カリキュラム作成のためのてびき」を、県内全ての教育・保育施設、小学校等に配付し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図っているところでございます。

○二見康之議員 おおむね3歳児で県内約1,000人ぐらい、4歳児・5歳児でも約500人ぐらいずつまだ幼児教育を受けていないというのが現状のようですが、これには認可外施設が含まれていないとのことですので、もうちょっと精査が必要かもしれません。

先ほど言われた、県と県教育委員会でつくられた、この「てびき」、その中にも載せてあります「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」というのに挙げられていますように、自立心や協同性、道徳性・規範意識、社会生活とのかかわり、思考力、言葉、豊かな感性と表現など、こういったものは一朝一夕に育むことができるものではなくて、日々の生活を通じて少しずつ学び育てるものだと思います。そのためにも、このたびの幼児教育の無償化を機に、幼児教育をしっかりと受けられるように、その重要性を県民に対してしっかりと啓発していくべきと思いますが、県の考えを伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 幼児教育・保育の無償化につきましては、来年10月から実施の方針が示されたところでございます。この

うち3歳から5歳児は、所得にかかわらず、全世帯が無償化の対象になるとされておりますことから、幼稚園等への関心がさらに高まることが予想されます。

現在、幼稚園等におきましては、未就園児やその保護者を対象に、体験入園や行事への参加、育児相談、園庭開放などを実施しております。これらの取り組みは、幼児教育についての理解を深める大変よい機会となっております。

県といたしましては、今後とも、これらの取り組みに支援を行うことなどにより、幼児教育の重要性の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 そういうところで啓発するのも大事だと思うんですけども、そもそも、そういうところに来ない方たちに理解してもらえよう努力が必要だと思いますので、そこへのアプローチを忘れないで取り組んでいただきたいと思っております。

次に、教育行政について伺いますが、教育委員会におかれましては、教職員の大量退職並びに試験倍率の低下に伴う対応として、ことしから、職員の採用年齢を60歳まで引き上げられたと聞いております。

受験年齢制限は緩和されましたが、これまでも正規職員採用を目指して頑張っている臨時的任用講師等の方々もいらっしゃると思います。またその中には、ことしも勉強して受験するけれども、もし採用にならなかった場合、次年度以降も臨時で採用してもらわなければ生活が困るので、採用権限のある学校長の評価をよくしておくために、ほかの先生が敬遠しそうな部活動の顧問や担任などを受けられ、またそれによって採用試験勉強の時間がなかなか確保でき

ないという声も聞いたことがあります。

そこで、現在、学校において、臨時的任用講師等の非正規職員の業務はどのように割り振られているのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 学校におきまして臨時的任用講師等を配置する状況は、学級数の増減への対応や、育児休業等の代替職員としての任用など、さまざまでございます。任用の際には、校長が面接等におきまして、本人の希望や経験等を把握した上で、学校の実情や任用の時期などを総合的に判断して、業務の割り振りを行っているところであります。今後、学校における働き方改革を進めていきます上でも、臨時的任用講師を初め、特定の職員に過度の負担を強いることがないように、適切に業務の割り振りを行うことが重要であると考えております。

○二見康之議員 そうなんですね、学校長が大体判断されるので、「総合的に判断しています」と言われても、中身がよくわからないんです。実際どうやって対応されているのか、わからないことが多過ぎて、どのようになっているのか、その辺の解明。恐らく、大体いいようにされているところがほとんどだとも思います。ただ、もしそういう場合があったときにどうチェックするのかという課題が残ると思うので、この辺の取り組みを今後お願いしたいと思います。

次に、全日制の高校入試について伺います。

高校入試は、義務教育を終えた生徒たちが、それぞれの将来の目標に向かって新たな高等教育を受けるために、ほかのライバルたちとの競争に勝ち抜くことが試されるという意味合いもあるかと思っております。

ただ、半数以上の高校で定員割れが生じている現在、この意味合いはちょっと薄いのかなと

も思うんですが、実際に平成30年度宮崎県立高等学校入学者選抜の一般入学者選抜において、受験者数が14校では定員を満たしたそうですが、18校で受験者の定員割れ、3校では合格者が定員割れになったようです。よって、2次募集を実施した高校は21校になりますが、その2次募集では、受験者数188人に対し、合格者数が144人だったそうです。一般入学者選抜学力検査の全体状況を見てみますと、5教科総合得点が100点に届かなくても合格するというような状況です。高校入試には、先に述べた競争性のほかにも、義務教育における学びの評価を受けるもの、どれだけちゃんと習熟したかというところを見られるのも、この高校入試の意味があるのかと思います。県教育委員会は、この高校入試を行う目的をどのようにお考えなのか伺います。

○教育長（四本 孝君） 本県におきます県立高等学校の入学者の選抜は、学力検査及び作文、面接、調査書等により、各高等学校の学科やコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい力が身につけているかどうかを、総合的に判定することを目的に行っております。なお、学力検査では、中学校までの基礎学力の定着や、当該高等学校における学習への適応力を見ることとしておりますが、それだけではなく、作文、面接、調査書等で、生徒の能力や適性等を多面的に評価することとしております。

○二見康之議員 中には、点数が高い人が落ちて、点数は低くても通ることもある。この辺の基準というものがよくわからないなど。中学校までにおいて、教育委員会でも学力向上に取り組まなければならないと言っているわけですよね。その辺も含めて、学力向上に取り組まな

ければならない。やっぱりこの試験というものは一つの通過点であるし、ハードルだと思います。そこを乗り越えるようなたくましさを求めたいとも思うわけなんです。現状として、逆に、そういう学力もない中でも合格するということがあるわけなんですけれども。入学した後は、実際そこでの授業についていかなければならないわけですね。そういったときに、授業についていけない場合というのがあると思うんですが、そのような生徒に対する学力向上の対策をどのように考えておられるのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 学習面での手助けが特に必要な生徒につきましては、学習に対する不安を解消し、学びの意欲を高めることが、大変重要であると考えております。このため、各学校におきましては、生徒の実態に応じて、中学校までの内容についての学び直しや、放課後等を活用した個別指導に取り組むとともに、必要に応じて、学級担任と教科担任などが連携して、情報共有を図りながら支援を行っております。県教育委員会としましては、今後とも基礎学力の定着を含めた高校生の学力向上に向けて、積極的に取り組んでまいります。

○二見康之議員 考えようによっては、できるだけ受け入れて、しっかり教育できる体制があるのであれば、そういうことも望ましいのかなとも思うわけなんですけど、ここのバランス、どうやっているのかが我々にはわからないんですね。各学校でのそれぞれの判断となっております。

やっぱり中学校・小学校の学校教育現場で、子供たちを励ましながら、目標設定させて、そこに向かって取り組むようにするためには、ある一定の基準というか、そういったものをちゃ

んと決めるべきなのかなという感じもします。

次に、インターハイについて伺いたいんですが、本県でもこの5月下旬から6月上旬に、高校総体が開催されました。それぞれの競技において、さまざまなドラマや感動が生まれたことと思います。

ことしのインターハイは、「2018 彩る感動 東海総体」が、三重・岐阜・静岡・愛知・和歌山5県で開催されるそうですが、本県の代表として、その活躍が期待される生徒たちですけれども、出場するに当たっては、遠征費など相当の負担もかかると思います。そこで伺いたいのですが、現在、県は全国高校総体に出場する選手に対してどのような支援をしているのか。教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 全国高等学校総合体育大会は、高校生スポーツ最大の祭典でございます。県大会や九州大会で代表権を獲得した選手が出場するという大会でございます。そこで、出場する選手への支援といたしまして、現在、県高等学校体育連盟に対し、一定額の大会派遣費の補助を行っているところであります。

○二見康之議員 一定額の派遣費の補助を行っているということですが、今回は東海地域なんです。全国持ち回りですので、九州の近場であったり、また東北とか遠いときもあるわけなので、その年その年で遠征費用は異なるかと思うんです。県からの支援を、一定額ではなくて開催場所に応じた支援ができないのか、同じく教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 全国高校総体は、全国9つの地域の持ち回りで、年ごとに場所を変えて開催されております。大会派遣の支援につきましては、高校体育・スポーツの振興策の一つとして取り組んでいるものでございまして、

選手の競技力向上や、本県で開催する大会の運営等に対するさまざまな取り組みとあわせて、限られた予算の中で最大限の効果が上げられるように努めているところでございます。今後とも、効果的な支援のあり方について、総合的な観点から研究をしてみたいと考えております。

○二見康之議員 次に本県開催予定の国民文化祭・全国障害者芸術文化祭、以下は国文祭と略しますが、これについて伺います。

本県での開催予定が決まってから、実行委員会の立ち上げや企画委員会設置など、平成32年の開催に向けて準備を進めてこられていると思いますが、現段階はどのような準備状況になっているのか。開催まで残り2年余りとなりましたが、現在の準備状況についてお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 国民文化祭・全国障害者芸術文化祭、略称で国文祭・芸文祭と申し上げますけれども、この県主催事業につきましては、先般の県実行委員会において、開会式、閉会式等の総合フェスティバルの日程、場所が決定したところでありまして、その具体的内容については、専門の事業者から提案を受けた上で、今年度中に計画を策定することとしております。

また、大会ロゴマークを決定するとともに、公式フェイスブックとツイッターを開設しまして、周知・広報にも努めているところであります。

さらに、市町村と文化団体が主体的に行う事業であります分野別フェスティバルにつきましては、市町村実行委員会設立の動きが進むとともに、文化団体への個別相談会の開催等によりまして、団体から市町村への事業提案もふえて

いるところであります。今後とも、市町村や文化団体と十分に連携を図るとともに、有識者で構成します企画会議等の意見も参考にしながら、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 また知事も、これまでいろんなところで、国文祭開催に当たっては開催後の本県文化芸術の振興につなげていくことが重要であるとお話しされておりますが、この国文祭開催後、どのように本県の文化振興を図っていくのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) この国民文化祭は、文化における国体というような表現もされているところですが、国体というものが本大会開催に向けて施設を整備していく、またスポーツの競技力を高めていく、そのことが後々のスポーツの振興に結びついていくように、国民文化祭、それから全国障害者芸術文化祭に向けてさまざまな準備をすることによりまして、文化団体のさまざまな活動を活性化させる、そしてさらなるレベルアップを図っていく、そして全国から集う同じ仲間と文化というものを共有していく、また披露し合う、そのことにより文化芸術のすばらしさや地域の文化資源に対する認識を一層深め、県民の文化活動がより活発化する、そのような契機になるものと考えております。

県としましては、文化団体のさまざまな取り組み等を支援しますとともに、国文祭、芸文祭の開催後も見据えまして、文化活動へのアドバイスや、効果的な情報発信、人材育成等を一元的に行うプラットフォーム、そういった仕組みづくりを進めていこうとしているところであります。

国文祭、芸文祭に向けてはもちろんのこと、その開催後も引き続き機運を継続させ、県民の

生きがいがづくりや地域の活性化につなげるために文化振興を図ってまいりたいと考えております。

○二見康之議員 県内における芸術文化活動、分野ごとの団体、並びに各市町村の芸術文化協会を取りまとめる役割を担うのが公益財団法人宮崎県芸術文化協会であると思うわけなんです。この協会との連携が重要であると思えますし、また現在も、県からも補助金等を支出していると思えます。

では、県は宮崎県芸術文化協会に対して、文化活動の充実・発展のためにどのような活動を期待しているのか、お伺いいたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 宮崎県芸術文化協会は、本県の芸術文化の振興を図ることを目的に、全県的に活動する音楽や美術などの文化団体と、市町村単位の総合的な文化団体で組織された、県内で唯一の文化に関する統括的な団体でございます。

同協会におきましては、これまでも県と連携しまして、「みやざき文学賞」や「県民芸術祭」の開催に取り組んでおられます。また、昨年度からは新たに、東京オリパラ文化プログラムや国民文化祭に向け、創造性やチャレンジ性のある公演・取り組みを支援する「チャレンジ文化活動事業」を実施し、文化団体の主体的な活動の促進とレベルアップに取り組んでいるところであります。

今後ますます、文化活動の県全体への広がりが重要となってまいりますので、宮崎県芸術文化協会には、引き続き、文化団体の活性化や団体相互の連携強化が図られるよう、県内文化活動の中核的な役割を果たしていただきたいと期待しているところでございます。

○二見康之議員 はい、わかりました。

次に、交通政策について伺います。

総合交通課は、「総合交通対策の企画及び総合調整に関すること。基幹輸送体系の整備促進に関すること。」が分掌事務とされております。本県の陸海空のそれぞれ交通輸送体系の現状をしっかりと把握して、そこから将来の本県の輸送体系を描いていくことが求められているのではないかなと思うのです。昨年11月の議会でも自動運転に関する質問をしたんですけれども、その後、いろいろお話を伺っていると、あのときに御答弁いただいた内容よりも大分スピード感が変わってきているんじゃないかなと感じます。本県の交通体系を検討するのは、導入が始まってからでは遅いと思いますので、まずは伺います。この自動運転技術、トラックの隊列走行等、技術が実用化に向けてどの程度進んでいるのかお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） お話にありました自動運転技術につきましては、国において、2020年までにドライバー監視下での自動運転、さらに将来の完全自動運転の実現に向けまして、内閣府を中心に各省庁で横断的に取り組まれております。

その中で、ドライバー不足等の物流の問題の解決に資するトラックの隊列走行につきましては、今年度、先頭車両以外のトラックを無人化することを想定した隊列システムの実証実験が行われる予定でありまして、これらの実験を踏まえ、2020年度には新東名高速道路での後続無人隊列走行の実現、2022年度以降には東京一大阪間の高速道路での事業化を目指していると聞いております。

今後、自動運転技術が進展することで、物流・交通等の諸問題の解決に大きな効果が期待さ

れることから、県といたしましても、引き続き動向を注視してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 恐らくほかの国に比べると、日本の目標設定というのはきちつきちっと進んでいくみたいですので、今伺った、2020年度に東名、東京一名古屋間が自動化になれば、これまた大きな物流が変わってくるんじゃないかなと思います。トラックのドライバー不足とかの改善につながるいい技術開発だと思いますので、今後のその動向もしっかり注視していかなければならないんですが。

それと同様に、今度は鉄道なんですけれども、昨年も同じように11月議会で質問しました、宮崎に子供が通う保護者の方だったんですけれども、西都城駅に朝6時半ごろ行って、そこからバスに乗って学校に行くという話だったんですね。実際に通っている子供と話す機会がありまして、伺ってみるとやっぱり同じような流れでした。

都城からも結構、宮崎に流れているんだなと思うんですけれども、今、実際このスクールバスの運行状況がどのようになっているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） お話にありましたとおり、県内のほとんどの私立学校で、生徒の通学の利便性を図るため、それぞれ1路線から10路線のスクールバスを運行されております。特に、JR駅から離れている学校では、多くの運行路線を設けているようであります。

各私立学校で状況は異なりますけれども、宮崎市内の路線数の多い学校を例に申し上げますと、最寄りのJR駅から学校までのシャトルバスのほか、スクールバスとして、北は日向、木城、西都などからの3路線、西は小林、都城、綾・国富などからの3路線、宮崎市郊外からの

4路線の計10路線を運行されているところもございまして、各路線を20名から40名程度の生徒さんが利用されているという状況にあるようでございます。

○二見康之議員 バスも半年で大体6万円ぐらいの利用料を取られるそうなんです。JRの方もネットで調べたら、通学定期で大体6万ぐらい。JRの方が高いかなと思ったけど、通学の場合はそっちの方が安そうなんです、どう見ても。その子供の話によると、「別に電車で行ってもいい」と言うわけなんです。「えっ」と思いましたけれども。ただ、「電車で行くとみんながたくさん乗っていて座れないんだ。座れないからバスの方がいい」と言うわけなんです。

都会の方では、通勤時間は女性専用の車両を設けたりするわけなんですけれども、学生専用の車両を設けるとか、こういう新たな取り組みを考えていかなければ、実際、電車は行く、バスは行く、これはある意味、環境への二重の負荷でもあると思うんですよね。こういう無駄をなくすような取り組みというものを構築していく必要もあると思います。

これからの利用者増を見込むための対策が必要なんです、これまでのJR九州の減便等を受けて、改めて県内鉄道の利用促進に取り組む必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○総合政策部長（日隈俊郎君） JR九州のダイヤ改正による減便等で、県内鉄道を取り巻く状況がますます厳しくなる中、路線の維持のためには、一層の危機感を持って利用促進に取り組んでいく必要があるものと考えております。

このため県では、特に利用が減少しております吉都線や日南線について、今年度から、沿線

自治体と一体となりまして、地元の食材・グルメや地域の観光資源を活用したツアーなど、地域外からの需要喚起を図る取り組みを強化するほか、今月末に、有識者や地元関係者、沿線自治体のほか、JR九州も交えたメンバーで構成します「みやざき地域鉄道応援団」を立ち上げまして、より効果的な利用促進のあり方などを検討することとしております。

県としましては、今後とも、沿線自治体やJR九州ともしっかりと連携しながら、さまざまな角度から利用促進策について検討を重ね、可能な限り輸送密度の維持・増加を図ることにより、県内鉄道路線の維持に努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 新たな需要を掘り起こすのいいとは思いますが。ただ、県内に住んでいる住民の利便性の向上を考えていただきたいなど。実際、県の職員の方も、北諸県農林振興局とかに行かれる方は電車通勤の方が多いと思いますが、僕も何度か乗ったことがあります。やっぱり座れない、ほぼ満員に近いような状態なんです。そういったところの利便性の向上を図れば、もっと県内にある地元のニーズを掘り起こすことができると思うんです。

まずはそのためには、いろんな情報収集をしなければならぬし、体系的に構築していく、計画も立てなければならぬ。それを考えるときに、今の県の総合交通課の体制では、人数等も含めて、とてもではないけれども、陸・海・空、鉄道・バス・船・飛行機のそれぞれに対応していくのはかなり難しいのかなと思うのですが、これらの本県の交通を取り巻く環境の変化に対応するためには、さらなる体制の充実を図って、総合交通対策を充実する必要があると思いますけれども、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 人口減少・高齢化が進む中で、本県におきましては、バスやJRの利用者が減少する、何とか地域の県民の交通手段、その足を守っていく必要がある一方で、大消費地から遠い本県にとりましては、県産品を国内外の消費地にどのように届けていくか、また国内外からどのように観光誘客を図っていくか、そういうことを考えますと、交通ネットワークの充実、本県の持続的な発展のために大変重要な課題であると考えております。

今、御指摘がありましたように、自動運転が視野に入ってきた中で、ICT技術の進歩によりまして、交通や物流を取り巻く環境は大きく変化する状況がございます。本県におきましても、客貨混載など全国に先駆けた取り組みなどを進めておるところであります。変化に的確に対応し、公共交通機関の利用促進や路線の維持・充実等を図っていくため、時代の要請を踏まえながら、スピード感を持ってさまざまな交通施策を進めていく必要があるかと考えております。

公共交通網の維持・充実、本県が地方創生を実現する上での基盤であると考えておりますので、私としましても、陸・海・空の総合交通体制のさらなる充実に向けて、なお一層努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 JRより早い対応をぜひお願いしたいと思います。

次に、許認可事務の処理体制についてお伺いしたいんですが、行政手続法第5条によりまして、行政庁は許認可等の性質に照らし、できる限り具体的な審査基準を定め、また、特別の支障がない限り、それを適当な方法により公にするものとされています。

また、同法第6条によりまして、行政庁は標

準処理期間を定めるよう努め、これを定めたときは適当な方法により公にするものとされています。

平成26年に宮城県監査委員がこれら許認可等に係る行政監査を行われたところ、審査基準・標準処理期間の設定・公表及び表示、受付窓口の体制、新任担当職員・実務担当職員の研修、審査の進行管理体制や処理期間の状況、申請手続の簡素化・効率化などについて、改善・見直しなどの必要性が浮き彫りになったそうです。

これらの審査基準や標準処理期間が明確になり、適切な手段で公表され、県民の許認可の仕組みについての理解が深まれば、県民並びに行政担当職員の負担軽減にもつながるものではないかと思えます。

そこで、本県におきましても、このような許認可事務に係る「審査基準」及び「標準処理期間」の遵守状況等について改善点がないか、行政監査を行った方がよいのではないかとと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○代表監査委員(高橋 博君) 行政監査につきましては、これまでの財務監査とは別に、平成3年の地方自治法の改正により、平成4年度から実施をしているところでございます。

対象とする事務事業につきましては、その重要性等を勘案し、監査委員の協議により選定しており、許認可事務につきましても、平成8年度と14年度の2回取り上げております。

許認可事務は、県民の生活や社会経済活動に密接に関わる重要な手続であり、法令等の遵守はもとより、透明性や迅速な処理が求められますので、今後の行政監査のテーマの一つとして検討してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 あと、空き家対策なんですけれども、午前中の野崎議員の質問の続きではな

いんですが、県内市町村における空き家対策計画の策定状況が今どようになっているのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 市町村は、空き家等対策に関する基本的な方針のほか、空き家等の調査や、所有者等による適切な管理の促進など、9つの事項から成る「空家等対策計画」を定めることができるとされております。

県内市町村における計画の策定状況であります。平成30年5月末現在で、7市町村において計画が策定されております。このほか、4市町村において現在策定中であり、また3市町村において策定予定と伺っておりますので、今年度中に、合わせて14市町村が策定見込みとなっております。

○二見康之議員 空き家対策を速やかに進めるためにも、県内すべての市町村が空き家対策計画を策定して、計画に基づく対策を推進することが重要と考えますが、本県の今の取り組み状況をお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 「空家等対策の推進に関する特別措置法」におきましては、市町村が、空家等対策計画の策定、及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施、その他必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとされております。

この計画は、空き家等対策を進める上で大変重要でありますことから、県では、その前提となる実態調査のためのマニュアルを作成し、市町村に提供したほか、「市町村空家連絡調整会議」等を通じて、機会あるごとに策定について要請してきたところであります。今後とも、全ての市町村において空家等対策計画の策定が進むよう、市町村へ足を運び、引き続き強く働きかけ、必要に応じて策定事務の支援を行うとと

もに、市町村が行う空き家対策が円滑に進むよう、必要な援助を行ってまいりたいと考えております。

○二見康之議員 ありがとうございます。

以上で私の一般質問の全てを終わります。

(拍手)

○外山 衛副議長 次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕 (拍手) 異質なものが排除され、分断が拡大する今の時代、企業理念にダイバーシティーを基本にするところがにわかにならなっています。

ダイバーシティーとは、「多様性」を意味する英語です。最近、経済活動で多く使われている言葉で、国籍、性別、年齢を問わずに人材を活用することで、ビジネス環境の変化に柔軟、迅速に対応できると考えられています。自由に物が言えて、それぞれの意見をくみ上げることで、職場が生き生きと活躍できる環境になります。全ての障壁にとらわれることのない職場環境、働きやすさが求められています。これらの考え方を県の施策に生かしていくべきだと思いますが、知事の見解を伺います。

後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

本格的な少子高齢・人口減少社会の中、今後とも本県の活力維持や経済活性化を図っていくためには、若者、女性、高齢者、障がい者、外国人など、あらゆる県民が個性と能力を十分に発揮して、生き生きと活躍できる社会の実現が求められております。

こうした中で、個性や違いを受容するダイバーシティー、多様性というものは、女性や高齢者の活躍促進、開かれた教育や就労機会の創出、障がい者の自立支援やまちづくりなど、誰

もが社会参加できる環境づくりに向けて、さまざまな施策を展開する際の、とても重要な概念であると考えております。今後とも、この点を意識しながら施策立案に当たり、豊かな地域社会の形成、多様な人材の確保、魅力ある産業の創出につなげ、一人一人が尊重され、誰もが将来に夢と明るい希望が持てる県づくりを進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○高橋 透議員 多種多様な個性とか、価値観を尊重して理解し合う、生かしていくということは、口で言うほど簡単なものではないと思いますが、施策立案に当たって、職員の個々の能力を引き出すことができる職場づくり、本当に重要だと思います。管理職の職場コーディネーター力、仕事力が問われると私は思います。そのことについて、各部局長、教育長、警察本部長に聞きたいところですが、時間がございませんので、知事に代表して答弁をいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 県庁組織全体として県民の期待にしっかりと応えていくためには、個々の職員が持つ知識や経験等を引き出し、これを最大限に活用していくことが大変重要であると考えております。

意欲ある職員の能力を十分に生かすため、所属長等が、みずからリーダーシップを発揮し、コミュニケーションが活発で、風通しのよい職場づくりを進めていく必要があると考えておりました。各所属におきましては、上司と意見交換しながら業務の目標を定めておりますほか、職員の提案制度である「かえるのたまご」の実施などを通じて、しっかりとやる気の向上を図っているところであります。

また私自身も、職員の声に耳を傾けることを

大事にしたいという思いから、各種会議や協議の場を初め、チャレンジ枠予算の審査の場など、機会あるごとに、職員と直接、意見を交わしているところであります。今後とも、自由で活発な意見交換を通じて、職員一人一人の能力を最大限に発揮できる職場づくりに取り組むことで、県政の課題にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 引き続きよろしく願いいたします。

次に、もう一問お尋ねしますが、「経済財政運営と改革の基本方針2018」いわゆる骨太の方針原案が先般発表されたところであります。この骨太の方針における、地方一般財源の取り扱いについて、知事の所感を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 先般発表されました、いわゆる骨太の方針案におきましては、社会保障関係費の急増等を見据え、来年度からの3カ年を、持続可能な経済財政の基盤固めを行います「基盤強化期間」——これは仮称であります——と位置づけられ、当該期間における地方一般財源総額につきましては、地方の安定的な財政運営のため、本年度と同水準を確保するとされておりまして、この点につきましては、地方の声が反映されたものと評価をしているところであります。

一方で、地方交付税の改革実績による配分の強化や、地方法人課税における税源の偏在是正等につきましては、今後の検討に委ねられておりますことから、地方行政の安定的・計画的な運営に支障を生じないように、その動向を注視していく必要があると考えております。

社会保障関係費が年々増加する中、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、地方創生の実現等に積極的に取り組むためには、地方税財源

の確保・充実が不可欠であると考えておりますので、引き続き、あらゆる機会を捉え、国に対し本県の実情というものをしっかり訴えてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 地方一般財源総額が来年度から3カ年保証された、確保されたということはありがたいことでありまして、全国知事会等の粘り強い要望のおかげだと思っております。一方で、今ありましたように、地方交付税の改革実績による配分の強化ということをおっしゃいましたが、具体的にどのようなことが考えられるのか、総務部長に答弁を求めます。

○総務部長(畑山栄介君) 骨太の方針案におきましては、例えば、頑張る地方の取り組みを支援する仕組みの強化の観点から、「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方創生の取り組みの成果の実現ぐあいに応じた算定へのシフトを進めるとされております。

具体的には、「まち・ひと・しごと創生事業費」について、現在は、本県のような財政力の弱い団体に対し、一定の配慮をした上で、人口増減率や出生率、若年者就業率などの指標ごとに、各団体の状況を全国の状況等と比較した「取り組みの必要度」に応じた算定と、各団体自身の過去の状況と比較した「取り組みの成果」に応じた算定が行われております。今後は、この「取り組みの成果」に、さらにシフトした算定が検討されるのではないかと考えております。

○高橋 透議員 本県の人口減少対策の目標値、いわゆる若年層のところの下振れした結果が出ていますよね。これを非常に心配するわけですが、今まさに説明があった交付税算定の対象になって、減額になる可能性が高いと受けとめざるを得ないわけです。その配分強化の仕組

みをもう少し緩めていただく、そういう要望も地方自治体はするべきじゃないかと思っておりますし、いずれにしても、今取り組んでいる「まち・ひと・しごと地方創生事業」、これにしっかり取り組んで、県だけじゃなくて26市町村、チーム宮崎として取り組んで成果を出す。人口減少目標値に近づける取り組みをしていくことが大事だということを申し上げておきたいと思っております。

次に移ります。環境施策についてお尋ねしてまいります。

「宮崎県新エネルギービジョン」の中間見直しを行うということではありますが、その方向性とスケジュール及び数値目標の設定をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○環境森林部長(甲斐正文君) 県の新エネルギービジョンは、本県が太陽光や降水量、さらには木質バイオマス資源等に恵まれている環境を生かし、新エネルギーの導入を積極的に推進するため、導入の目標数値を設定するなど、その具体的な計画を定めているものであります。

現在のビジョンは、今月から中間年の見直しを行う予定でありまして、今後、県民や事業者へのアンケート調査や県議会への報告などを経て、来年6月までに新たな計画を策定したいと考えております。

なお、数値目標の設定に当たりましては、より一層の新エネルギーの導入を図る方針ではありますが、国のエネルギー基本計画や、再生可能エネルギー固定価格買取制度改定後の影響などを考慮する必要がありますので、再生可能エネルギーの専門家など、外部有識者等からの意見聴取も行いながら、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 具体的な数値目標を今、示さ

れなかったわけですが、審議会の事務局として、素案には示されるはずだと思うんです。

ちなみに、現在の再生可能エネルギーの比率あるいは電力自給率、もし、お手元に持っていらっしゃるしやれば教えてください。

○環境森林部長（甲斐正文君） 平成28年度における県内の電力消費量は、約953万8,000キロワットアワーであるのに対しまして、新エネルギーによる発電量は、約159万7,000キロワットアワーでありますので、新エネルギーによる電力自給力は約17%であります。新エネルギービジョンの見直しにおける目標数値の設定につきましては、諸般の状況を考慮する必要がありますが、一層の新エネルギーの導入が図られるものにしたいと考えております。

○高橋 透議員 新エネルギーの定義には、いわゆる大規模の再生可能エネルギーは多分含まれていないんじゃないかと思うんですが、そこを確認します。

○環境森林部長（甲斐正文君） 新エネルギー以外、いわゆる再生可能エネルギーという大きな枠の中で言いますと、そこから大規模水力発電、地熱発電等を除いた太陽光発電でありますとか、風力発電、バイオマス発電、小水力発電等を、熱利用も含めてですけれども、新エネルギーと定義しております。

○高橋 透議員 本県は企業局が全国第3位の発電量を持っていますから、それなりに再生可能エネルギーの比率は高いはずなんですよ。

残念なことに、国が5月に示した基本計画では、再生エネルギーの比率は据え置いたんですよ。ここで数字の細かな突き合わせはしませんけど、本県は、一定の数字の素案というのは、先ほど言いましたように出されるわけだから、今よりも高めの数値の設定を追求すべきだ

ということをお願いしておきたいと思っております。

1月末に、我が会派で再生可能エネルギーの取り組み状況について、群馬県にお伺いしたところであります。群馬県では、小水力発電の導入を推進するために、民間企業による事業化検討の一助となるよう、群馬県内に多数ある砂防堰堤の落差を利用した小水力発電の可能性調査を行ってまいりました。

導入可能性のある地点として13地点を選定して、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」による価格・期間で売電した場合の概算収支を試算して、期間内、いわゆる20年で投資回収が見込まれる地点が5地点あったそうです。これをひっくるめて13地点をホームページで公表しているわけです。そこで、小水力発電について、県が有望地点調査を行う必要があると思っておりますが、本県の考えを伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 県では、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入促進を図るため、市町村等が実施する可能性調査や計画策定に対する支援を行っており、この事業等を活用して、平成29年11月に日之影町の大人（おおひと）地区において、小水力発電所が稼働したところであります。

小水力発電は、水利権の調整や日常的な維持管理など、より地域の理解や協力が求められますことから、地元との連携が非常に重要であります。このため、県といたしましては、今後とも市町村等と連携を図りつつ、地域の導入意向等について把握するとともに、企業局など庁内関係部局が保有する小水力発電の可能性等に関する情報を活用することによって、より一層の導入促進を図ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 答弁にもありましたように、

これまで同様の、市町村に補助金を流して市町村にその調整を委ねるとい手法なのかなということで理解をせざるを得ないわけですが、それでは、やっぱり可能性調査は進まないんじゃないかと思うんです。

ちなみに、群馬県に行ったときに、沼田市の赤城沢小水力発電所を見に行きました。雪の中をかき分けかき分け、我が会派の議員と行ったわけですが、昨年1月に1億円の事業費を投資して稼働しておりました。そこで説明を受けたときに、宮崎県内にも2カ所以上、可能性、いわゆる採算がとれるところがあれば行きますよとおっしゃるわけですよ。調査費に金はかかりますけど、事業費は会社が出すんです。ちなみに20年後は、当該自治体に寄付をしますということまでおっしゃっていました。東京に本社がある「アドバンス」という会社がありますが、紹介をしておきます。ぜひ可能性調査、県で責任持ってやっていただきたいなと思っています。よろしくお願ひします。

次に、食品ロス削減対策について質問してまいります。1年前も私は、この食品ロス削減対策の質問をしております。

御存じのように、毎日、国民1人茶わん1杯分の食べ物を廃棄している、そのくらいの量が捨てられているということなんですよね。その量は621万トン。国際機関が開発途上国に食糧を援助していますが、何と、この2倍の数字らしいんですね。このことを消費者庁が国民に調査しましたら、65%がこの実態を知っていると答えているんですよ。その割には、食品ロス削減、なかなか進んでいないというのが実情であります。そこで、この間取り組まれてきました食品ロス削減運動推進事業、その成果と課題についてお伺ひいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 食品ロス削減運動推進事業につきましては、食料生産者や食品を扱う事業者、消費者団体、福祉団体等で構成される「宮崎県食品ロス削減対策協議会」を、昨年8月に立ち上げるとともに、著名人による講演会などを行った「食べきり宣言フォーラム」や、啓発CMの放送など、県民向けの情報発信を行ったところであります。

議員御指摘の啓発効果の広がりにつきましては、食べきり協力店に、昨年度末で137店舗の登録があったり、フォーラムにも400名を超える方々に御来場いただくなど、徐々に浸透しているものと考えております。

しかしながら、食品ロス対策は、取り組みを始めて日が浅いこともあり、県民が積極的な行動を起こす状況にはまだまだ至っていないため、啓発効果の拡大や、事業系の食品ロスの削減を引き続き課題と位置づけまして、今後とも、県民に対する情報発信を継続し、食品ロス対策の浸透を図ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 事業系はそれなりの法律があつて、対策が割としやすいんですけど、問題は家庭から出る食品ロスですよ。一生懸命取り組まれてきたと思いますけれども、いま一つ、県民運動として盛り上がっていない感があると思うんですよ。社会教育団体等々、こういったところに、もっともっと働きかけて広げていただく。私だけかもしれませんが、ステッカー・ポスター、余り見かけないような気がするものですから、もうちょっと何か啓発運動を考えることはできないかなと思って……。公共交通機関、バスのラッピング、これも私は効果があるんじゃないかなと思います。県民運動として盛り上がりを図るための工夫した仕掛

けが必要と思われます。県の考えを伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 食品ロス削減を県民運動として推進するためには、多くの企業や団体に参加していただくことや、啓発効果が広く県民に波及していくことが重要であります。

このため、昨年から食べきり宣言プロジェクトとして、婦人会や業界団体が参加する食品ロス削減対策協議会の設置や、さまざまな啓発事業に取り組んでいるところであり、今年度はさらに、イベント等を利用した簡易的なフードバンクにも試験的に取り組む予定であります。

今後とも、フォーラムの開催や啓発CMの放送など、現在の取り組みを推進するとともに、県民が参加しやすい仕組みづくりを行い、県民運動としての食品ロス削減を目指してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 しっかり取り組んでいただきたいと思います。国は2030年度までに、2000年度比で食品ロスを半減する、こういった目標を「循環型社会形成推進基本計画」に盛り込むことを決定されるようですけれども、県として目標数値を定めることはしないのか、お尋ねいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 食品ロス削減量の数値目標については、国において策定作業が進められている第4次循環型社会形成推進基本計画には、家庭から排出される食品ロスの削減目標が盛り込まれると聞いております。現時点では、国の基本計画によって展開される施策や、国が設定する指標の詳細が示されていないことから、情報収集に努めているところであります。

県としましては、国の動向を注視しながら、食品ロスの削減目標の設定について検討してま

いりたいと考えております。

○高橋 透議員 それでは次に、医師確保対策に移りたいと思います。

宮崎大学医学部の地域枠、地域特別枠推薦入試の状況と、定員充足に向けた県の取り組みについては既に質問がありましたが、ことしは地域枠定員10名に対して、6名の入学者数でありました。地域特別枠と同様に、研修後、本県に残る可能性が極めて高い方々なわけで、この地域枠を定員いっぱい埋めることが先決だと思っております。

そこで、定員充足に向けての工夫が求められていると思うんですが、例えば、より優秀な生徒を学校側に推薦してもらうために、推薦入試の要件を高くするとか、あるいは返済不要の奨学金を支給するとかのインセンティブを与えることはできないものか。あるいは、推薦入試制度の名称変更を検討することも必要ではないかと思えます。県の考え方を伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 地域枠推薦入試は、本県の医師不足を解消するために、県の要望に基づき、平成18年度から設けられ、定員は現在10名となっております。

しかしながら、その入学者数は、平成28年度7名、平成29年度5名、平成30年度6名と、近年、定員を満たさない状況にあり、医師の安定的な確保が困難になるおそれが生じております。

今後、地域枠の入学者数減少の要因の分析に取り組み、必要に応じて、大学、県教育委員会等と、推薦入試制度のあり方についても協議してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 3年連続で定員を下回ったことは重く受けとめるべきで、「地域枠」を選択するメリットがあるかどうかというのが一つの

ポイントだと思うんです。「地域特別枠」というのは奨学金がありますね。「地域枠」は、私は思いませんが、入りやすいという間違ったメッセージを送っている、そういうことを聞くこともあります。地域枠は、センター入試で2次試験は免除ですけれども、自動車学校に早く行けてバイトもできるくらいのことですから、そんなところでは魅力は感じないわけで、何らかのインセンティブを与えることはできないのか。

名前が変わってどうかというのはありますけれども、例えば「希望枠」とか、「地域創生枠」とか、あるいは「ひなた枠」とか、わくわくするような名称にできないものか、ぜひ御一考いただきたいと思っています。

次に、地域枠を創設した目的、これは医師確保ですよ。この入り口対策、ここをしっかりと確保した上で、卒業後、研修医を経て県内医療機関に従事してもらう出口対策が重要なわけです。地域枠で入学した医学生の県内定着率はどうなっているのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 平成18年度から平成29年度までで、地域枠で入学した医学生は110名でございまして、医学生が57名、医師が50名、その他3名となっております。医師50名のうち、県内で勤務する医師は36名、県外で勤務する医師は14名となっております、県内定着率は72%となっております。

○高橋 透議員 その他3名はもうお聞きしませんけれども、72%とおっしゃいました。ただし、地域枠推薦入試要件に次の文章が明記してあります。「卒業後は、県内で臨床研修を受け、研修終了後も引き続き宮崎の医療に従事することを約束できるもの」。ですから、100%じゃないといけないわけですよ。約束違反で

すよ。引き続き100%県内定着を目指し、取り組みをお願いしたいと思います。

次に移ります。観光立県の取り組みについて。

まず、宮崎MICEの取り組みについてお尋ねしてまいります。MICE、Meeting・Incentive・Convention・Exhibitionの総称なのですが、このMICE、私は昨年、沖縄県への観光客数が初めてハワイを上回ったという記事を見て本当にびっくりしたんですが、那覇空港は御存知のように、アジア諸国を中心に週200便以上の国際直行便が就航しております。また、人口20億人以上の市場を擁する、成長著しい東アジアの巨大なマーケットに囲まれています。こうした地理的特性を生かして、沖縄県はMICEを成長のインフラとして戦略的に位置づけております。実際に、沖縄本島東海岸の中城湾港マリンタウン地区に大型MICE施設を建設予定であります。隣県の鹿児島県もしかりで、大規模収容施設があります。

本県においても、大規模MICEを誘致していくことはもちろんですが、交通インフラとか施設面でライバル県よりハンディがあります。よって、本県のMICE誘致戦略として、小規模MICEを県内全域へ地道に誘致する必要があると思いますが、県の考えを伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県内で開催されるMICEの多くは、宮崎市で開催されており、宮崎市以外での開催は少ない状況にございます。このことから、県といたしましては、MICEの効果を県内各地に広く波及させるために、主催者に対しまして、県内のさまざまな観光地などを組み込んだアフターMICEメニューの提案を行っております。また、MICEが、お話にありましたように県内各地で開

催されますよう、一定の要件を満たした延べ宿泊者数が50人以上100人泊未満の小規模なMICEに対しても支援を行うこととしております。

MICEの誘致に当たりましては、交通アクセスや受け入れ施設の状況など、踏まえるべきポイントもありまして、主催者側のニーズと受け入れ側の情報をうまくマッチングさせることが重要であると考えております。

○高橋 透議員 今まで100人以上じゃないと補助が出せなかったわけで、それが50人以上でも出しますよということで改善されて、本当にありがたいことだと思いますから、日南市も頑張りたいと思います。

次に、MICEのさらなる誘致に必要なのは、アピール力、営業力があると思います。誘致に向けた組織のあり方だと思いますが、誘致体制を強化すべきだと思います。県の考えをお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） MICEの誘致につきましては、県とみやざき観光コンベンション協会が連携して誘致活動に取り組んできたところではありますが、平成27年度に、市町村など官民で構成する「みやざきMICE推進協議会」を設置いたしました。また、平成28年度にはMICE誘致のキーパーソンとなる学識経験者等を宮崎県MICEアンバサダーに任命し、そのネットワークを活用しながら、誘致活動に取り組んでいるところであります。

こうした取り組みにより、今年度は、日本内分泌学会学術総会や、アジアで初めての開催となりましたLREC2018など、大規模な国内外のMICEが開催されたところであります。

今後とも、市町村等と十分に連携し、効果的なMICE誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 よろしく申し上げます。

次に、クルーズ船誘客対策についてお尋ねしてまいります。16万トン級クルーズ船の寄港地がふえました。クルーズ船誘致合戦が激化していると思います。油津港は本県におけるクルーズ船の拠点港だと私は思いますが、本県への誘致見通しについてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） クルーズ船の誘致につきましては、今お話にありましたとおり、ことしから佐世保港や鹿児島港で16万トン級の受け入れが開始されるなど、他県の港との競争が激化しているところであります。そうした影響もありまして、油津港の平成30年の予約状況は、現時点で、国内、海外合わせて13回となっております。今後、変動する可能性はありますが、昨年の26回を下回る見込みであります。

○高橋 透議員 2月議会でも外山議員が質問されていまして、そのときは20回ぐらいとおっしゃったような気がするんですが、この前日南市に聞きましたら、16回と言っていたんですよ。きょうはもう13回ですか。じゃ、来週はまだ減っていますね。それだけ今、激化してまして、私は危機感を持っているから、今回このクルーズ船対策を質問に取り上げたわけなんです。

九州の主な寄港地の中で、ファーストポート化になっていないのは油津港と別府港だけですよね。台風など天気が荒れると、ファーストポートじゃないから油津港には寄れません。そして今、4泊・5泊の、ショートのクルーズの需要がふえているらしいですが、そうなると日本へは2カ所だから、ファーストポートともう一カ所だから、油津港は外されるんですよ。

ですから私は、このファーストポート化を急がないと、13回が来週・来月には減っている、

そういう危機感を持っています。ファーストポート化の取り組み、努力されていると思いますが、どこまで進んでいるのかお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 検疫港として指定されていない油津港に、外航クルーズ船がファーストポートとして寄港するためには、国から特例的な取り扱いとして、国にかわって地元自治体等が検疫業務の一定の役割を担う体制を整えることが条件である旨の方針が示されておりますので、その要件を満たす必要があるものと考えております。

具体的には、感染症の疑いのある患者が発生した場合の搬送方法や、定期的に蚊やネズミの病原体検査等を行う港湾衛生業務など、さまざまな技術的な課題があります。

このため、今後、県内の体制を整えた上で、検疫所や関係機関と協議を行い、油津港のファーストポート化の実現に向けて、関係部局連携して、課題の解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 引き続き努力をお願いいたします。10市町で協議会を組織してクルーズ船客の受け入れを工夫されているようですが、ただ、ライバル港と同様の受け入れではリピーターはふえないと思うんです。また訪れたいという仕掛けが求められていると思うんです。そのためには独創性のある体験型観光の掘り起こしが大事です。県の取り組みをお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 地域の資源を生かした体験型観光の実施は、クルーズ客の新たな消費を喚起するとともに、本県の魅力をより深く知ってもらうことで、リピーターの確保にもつながるものであり、大変重要な視点

であると考えております。

こうしたことから、県では、地元自治体等と連携しまして、和太鼓体験やトレッキングなど、新たな体験型メニューの掘り起こしに取り組むとともに、ツアー商品に取り入れてもらうよう、クルーズ船社や旅行会社に働きかけを行っているところであります。

これらの取り組みによりまして、今年4月には、油津港に寄港した台湾からのクルーズ客を対象としたサイクリングツアーが実現したところであります。今後とも、関係者と連携し、本県ならではのメニューづくりに努めながら、他県の港との差別化が図られるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 申し上げてきましたように、他県では港湾の改良を進めて、クルーズ船誘致に成功しております。油津港も22万トン級の受け入れ整備が完了したことで、感謝を申し上げておきたいと思います。ただ、クルーズ船専用岸壁がないわけですよね。私は必要じゃないかと思うんです。クルーズ船が寄港するたびに、シャシー移動とかを王子製紙などの会社に協力いただいているわけです。熊本県の八代港では、専用岸壁を今、改修中と聞くじゃありませんか。現状では、油津港の機能に限界があると思うんです。競争が激化したことで、さらに寄港数が減る心配をしています。何らかの新たな仕掛けが必要だと思いますが、知事の意気込みを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 県では、東アジア地域からの旺盛なインバウンド需要を取り込むために、地元や関係機関等と連携しながら、クルーズ船の誘致に取り組んできたところであります。

いつときの「爆買い」というものは今、鎮静

化している状況であります、それでも何千人の方が訪れることによる経済効果、そして、その方々に、宮崎のことを知っていただける情報発信効果、大変大きなものがあるかと考えております。

他県の港との競争が激化している今、御指摘がありましたように、専用岸壁がない、ファーストポートでないというハンディを背負っている中で、危機感を感じているところであります。

一方で、油津港は、島々の眺望のすばらしさ、港に出入りする際のこの眺望、大変評価をいただいておりますし、鶴戸神宮、飢肥城下町など主要観光地へのアクセスのよさ、それから、東アジア地域から太平洋側を周遊するルートにおいて好位置にあるということで、クルーズ船社から高い評価を受けているところであります。

また、先日は、なんごうシーカヤックマラソンが10周年を迎えましたが、シーカヤック、サーフィン、フィッシング、そういったマリンスポーツなどのアクティビティの魅力が訴えるということも、これからもっと必要になってくるのではないかと考えております。

県では、地元自治体等と連携をしながら、食や自然、スポーツ、アクティビティ、本県の強みを生かしたさらなる魅力づくりに努め、他県の港との差別化を図りながら、引き続き、クルーズ船の誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 知事、ハード面には一言も触れていただけませんでした、私はこの専用岸壁建設は極めてハードルが高いということは認識した上で申し上げたわけです。もっと申し上げるなら、専用岸壁を建設されるとすれば南

側、今、漁協がある側につくられるだろうと思いますが、その背後には日南線が通っているんです。であるならば、クルーズ船が寄港したときに、臨時駅を設けて、そこに海幸山幸、臨時列車を走らせることもアイデアじゃないかと。

JR日南線も活性化します。そんな大胆な発想までしながら、危機感を持って、知事、このクルーズ対策をお願いしたいと思います。

外国人観光客は右肩上がり、今日まで伸びてきましたけれども、減ることも予想されるわけですから、何千人という単位で来る船が1隻2隻と減っていくわけですから、そのこともしっかりと念頭に置いていただきたい。岩切章太郎さんが「大地に絵を描く」とおっしゃっていましたが、知事、油津港に一度絵を描いてみてください。お願いしたいと思います。

次に、観光立県の最後になりますが、亜熱帯作物支場と南郷道の駅の連携についてお尋ねいたします。今、道の駅なんごうは、ジャカランダまつりでにぎわっています。次の日曜日で終わりますが、関係者によりますと、ことしは大型観光バスが減ったと言われるんです。なぜかということ、やっぱり新燃岳なんです。この噴火によって、やっぱりつながっているんですね。宮崎県観光は一体だなということを感じた次第であります。

行かれた方はおわかりだと思うんですが、亜熱帯作物支場は小高い山で斜面です。ここに最近行ってみましたら、頂上付近に駐車場が幾つかあって、孟宗竹があるわけですよ。ところどころに杉も木立があるんですね。これはもったいないなど。もし必要じゃなければ、そこを伐採してジャカランダを植えるべきです。そういったことが可能なのか、関係部長、答弁をお願いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 亜熱帯作物支場は、御案内のとおりでございますけれども、マンゴーやライチといった温暖化に適応する亜熱帯性の果樹や花木の新品目の導入や生産技術の確立などに取り組む試験研究機関でございます。

一方、敷地内の有用植物園では、美しい景観を生かし、日南市が道の駅を整備するとともに、5月、6月にかけては、地元の皆さんの御尽力によりまして、ジャガランダまつりが開催されるなど、県南の主要な観光施設として、県内外の多くの皆様に親しまれております。

御指摘の孟宗竹や杉につきましては、その状況を調査しているところでございますけれども、伐採による土砂の流出などの影響や、費用等も考慮しながら、どのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ぜひ検討いただいて、もし了という結果が出れば、伐採いただきたいと思っております。その後は任せてください。ジャカランダのまちづくりの団体がいらっしゃるんですよ。その方々が植栽をして、管理までしていただけるんですよ。何なら私も加勢に行きますよ。ぜひ検討を急いで、結果を出していただきたいと思っております。

そして、県有地の管理規則があると思うんですが、例えばジャカランダ祭りの期間だけでも——先ほど言いましたように小高い斜面があって、そこを市道がぐるっと迂回しているわけですね。頂上には何もないんですよ。都会から来た人は結構歩くそうです。だから、下で飲み物を買って行かれるわけですね。できれば、この期間限定でもいいですから、飲食物が提供できる仮設のお店、許可できないものか、答弁を求めます。

○農政水産部長（中田哲朗君） 支場内における、ジャカランダ祭り期間中の飲食物の販売についてでございますけれども、今後、地元の活性化に取り組む皆様からの、場所や時間等の具体的な提案が出てきましたら、その提案を踏まえ、試験研究業務への支障の有無や、県内の主要な観光施設となっている点なども考慮し、検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 もう認めていただけるような答弁だったと思います。早速、私、帰って関係者と協議をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。農業振興施策についてであります。1年前のこの6月議会で申し上げております、種子法廃止に伴う影響と課題についてであります。

そのときの答弁で郡司副知事、思い出していただきたいと思っております。「種子を制するものが農業を制する」と言われました。「優良種子の安定供給に不安が生じる事態は、何としてでも回避しなければならない。国に対し、必要な予算の確保等を要望していきたい」と答弁をされております。

その後、種子法廃止に対する意見書が、主に東日本の方ですけれども、61の県、市町村議会から国へ提出されております。そして、危機感を持った米どころの県ですけれども、安定的な供給の責任を持つ条例を制定しております。新潟県、兵庫県、埼玉県です。北海道や長野県でも条例制定の動きがあると聞いております。また、野党6党による復活法案も衆議院に提出されております。

主要農作物種子法が廃止されましたが、中山間地域を多く抱える本県の稲作を守っていくためにも、本県独自の条例を制定すべきと考えま

すが、答弁をお願いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 水稲は県内一円で作付され、特に、中山間地域では、地域農業を支える大きな柱となっておりますことから、県が主体となって、県内各地の気象条件に適した水稲品種を選定するとともに、良質な種子を安価で安定的に供給することは、大変重要であると考えております。このため、県としましては、主要農作物種子法廃止後も、引き続き県が主体となって、現在の種子供給体制を堅持することとしているところであり、御提案のありました条例制定につきましては、今後、全国の様態も調査しながら、その必要性を含め、検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 TPP発効後に本県の安価な種子を守ることはできなくなると、私は思います。外資による種子支配を政策的に規制できるかは極めて疑問なんです。TPPには、ISDS条項があります。御存じだと思います。これは外国の企業が、投資を受け入れ、国の措置によって損害をこうむった場合に、損害賠償や原状回復等の救済を求めて申し立てる解決手続であります。この条項は2階建てになっているようです。

ちょっと調べてきました。1階部分が、投資受け入れ国が外国企業の財産を差別的に取り扱うなど保護しない場合、2階部分が、受け入れ国が外国企業と取り交わした合意や許可をほごにした場合に、ISDS条項に基づき国際的な紛争解決を行うこととなっております。今、米国が離脱しておりますから、2階部分は凍結になっているようです。ただし、私は、米国は復帰する可能性が高いと見た方がいいと思うんです。これは不幸中の幸いですから、少なくとも米国がTPPに復帰するまでには、条例を制定

しておくべきじゃないかと思っております。

知事、問題意識とスピード感を持って取り組んでいただきたいと思うんです。今、JAグループとか、県農民連盟、農業会議から県議会にも知事にも、条例をつくってほしいという要望書が出ているはずですよ。私は、JAはまゆりの正組合員で、かつ農民連盟の一員でもあります。宮崎県の農業者を代表して、条例制定に向けての知事の決意を求めたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） この種子の供給体制、大変重要な課題であります。水稲が、本県農業の基幹品目の一つでありますことから、その優良な種子を、安価で安定的に生産者に供給することは、極めて重要な課題であります。先ほどの農政水産部長の答弁でもありましたとおり、主要農作物種子法廃止後も引き続き、県が主体となって、従来の種子供給体制を堅持していくこととしております。御提案のありました条例の制定につきましては、その必要性も含め、検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。中山間地域を多く抱えている本県では、多様な気候に応じた品種の改良なり栽培が行われてきているわけですが、近年では高温障害に適応した品種「夏の笑み」、多収量で倒伏に強い品種ですよ。本当に農業技術者のおかげだと思っています。安価で地域に適した種子を、安定供給してきた、そういう歴史があるわけですよ。何はともあれ、農業技術者の方々には、農業者の不安の解消、そして、安全・安心で良質な農産物供給を図ってきたという自負と誇りがあるわけですよ。ぜひ知事、答弁にありましたように、スピード感を持って手続を進めていただきたいと思っております。

次に移ります。土砂災害対策について。

土砂災害の危険性が高まる時期となったわけですが、これまでの危険地区の調査につきましては、地形図とか航空写真で実施をしてきたらしいですが、近年の調査は、レーザー測量によるデジタルデータで危険箇所の調査が可能になったと伺っております。昨年度行われました調査の結果についてお尋ねいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 近年、集中豪雨等による大規模な山地災害が発生し、国民の生命等に甚大な被害を与えていることから、林野庁では、山地災害危険地区の精度向上を図るため、平成28年度に調査要領の改正が行われました。

このため、本県においても、新たな調査要領に基づき、地形や地質等の自然条件を再調査するとともに、航空レーザー測量のデータを新たに活用し、危険地区の見直しを行なったところでもあります。

その結果、これまで地形図等では読み取れなかった、山腹崩壊の発生源となる水が集まりやすいくぼんだ地形など、微細な地形も判別できたことなどから、山地災害危険地区は、これまでの4,440カ所から5,390カ所に増加したところでもあります。

○高橋 透議員 約1000箇所ふえたわけですが、今回のこの調査結果を受けて、今後どのような対策を講じていかれるのか伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 山地災害につきましては、治山事業により、速やかに復旧を図っておりますが、近年、九州北部豪雨など、大きな災害が連続して発生しており、災害を未然に防止する観点から、予防的な治山事業など、事前防災や減災に取り組んでいるところであります。

このようなことから、今回の調査結果を、市

町村や関係機関とも情報共有を行い、治山事業を初めとする事前防災等の関連事業に活用するとともに、国に対しては、十分な予算の確保を要望してまいりたいと考えております。

さらには、ハード面の整備だけでは、全ての災害の防止は困難でありますので、今回の結果を県庁ホームページに掲載するとともに、市町村に対して地域防災計画への反映を要請するなど、広く県民に周知を図り、防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問になります。教育問題であります。

本県の教職員組合が、昨年、時間外勤務の実態調査を行っております。1カ月の時間外勤務時間が過労死ライン（80時間）を超える割合が、小学校55.3%、中学校73.6%、中には240時間を超える人もいたようです。同様の調査は文科省も行っており、教職員の長時間労働が社会問題化していることが浮き彫りにされております。そこで、教職員の勤務状況について、どのように把握し、対策をとっているのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 教職員の勤務状況につきましては、全ての県立学校で、出退勤時刻をパソコン入力することにより、把握しております。また、市町村立学校におきましても、多くの学校で同様の把握が進んできております。

長時間勤務に関する対策につきましては、「働きやすい環境づくりプログラム」を改定いたしました。学校全体で取り組む「ワン・アクション運動」、あるいは教職員一人一人が取り組む「ワン・トライ運動」を推進いたしますと

ともに、部活動の休養日や、週1回、定時退庁を促すリフレッシュデイを設定するなど、働きやすい職場環境づくりの支援等にも取り組んでいるところでございます。今後とも、教職員の勤務状況をしっかりと把握し、長時間勤務の縮減に向けた効果的な対策のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 県立高校は勤務実態の把握がされているように理解したんですけれども、いま一度確認しますけど、小中学校では学校長がしっかりと教職員の超過勤務を把握しているのか、再度お尋ねします。

○教育長(四本 孝君) 市町村立学校の勤務状況の把握につきましては、服務監督権者である市町村教育委員会が行うということになっているわけですが、県教育委員会の調査によりますと、多くの市町村で、勤務状況の把握が進んでいる状況でございます。県教育委員会といたしましても、今後、学校長が所属職員の勤務状況を正確に把握できるように、さらに市町村教育委員会との連携を図ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 全国の事例を見てみますと、過労死として公務災害認定された方もいらっしゃるわけですね。本県においても長期療養中の方がふえている実態が、これまでこの県議会でも報告されてきました。

まずは勤務実態を把握することだと思っております。昨年、私は、大人のひきこもりについて実態調査を行う必要があるんじゃないかということを質問しましたが、実態が把握できなければ、その対策はとれないんですよ。教職員だって同じだと思っております。

例えば、タイムカードなどの導入とか考えられないのですか。教育長にお尋ねいたします。

○教育長(四本 孝君) 現在のところ、県立学校では、各教員がパソコンに勤務時間を入力するという方法でやっております。また、市町村におきましても、同様の方法をとっているところが多いというふうに認識をしております。

昨年度の9月から、これを始めたわけでございまして、今後これがいい方法であるのか、それでのちに勤務時間の把握ができるのかどうかということを検証して、お話がありましたようなタイムカード等の活用ということも、今後検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 タイムカードは1台2~3万円ですか。中学校を入れて300校ぐらいあるんですか。ちょっと私の数がアバウトで申しわけないんですが、600万とか700万の世界なんだと思いますが、要は勤務実態の把握をしっかりとやっていただきたいと思っております。

次に、小学校の外国語教育に伴う教職員の負担についてお尋ねします。2020年度から、小学校では外国語教育が本格的に導入されますが、教員の不安感や負担感を解消するために、教育委員会としてどのような取り組みを進めているのか、お尋ねします。

○教育長(四本 孝君) 議員御指摘のとおり、小学校における外国語教育の早期化・教科科に伴いまして、教員が、授業の進め方や指導方法に不安を感じているということは、認識をしております。

そのため、県教育委員会といたしましては、昨年度から、県内8校のモデル校において研究を実施いたしまして、その成果や課題をもとに、何をどのように教えればよいかということについて、全ての小学校の教員に対して研修を行うなど、不安感の解消に努めているところでございます。

また、授業時間数の増加に伴う負担感を減らすために、会議の効率化や報告書の簡略化など、授業以外の業務の軽減にも努めているところでございます。

○高橋 透議員 今度の指導要領の改訂でびっくりしたのは、子供たちが習得する総語彙数、単語の数が物すごくふえていますよね、中学校、高校までひっくるめて。それで、子供の負担もあります。授業時間数の増加によって、教員の負担がまた増しました。この軽減を図るために、加配教員をふやす必要があると思いますが、県教育委員会の取り組み状況を伺います。

○教育長（四本 孝君） 現在、本県では、国からの加配措置によりまして、英語を専門的に指導する「専科教員」を9名配置いたしまして、18校で指導を行っております。しかしながら、この数の配置では、教員の負担軽減を図る上で十分とは言えず、本県独自で「専科教員」を配置するにも、多額の財政措置が必要でありまして、厳しい状況でございます。

このため、国に対し、全国都道府県教育長協議会を通じまして、「専科教員」の増員について要望いたしますとともに、ことし5月には、私も知事とともに文部科学省に行きまして、直接お願いをしてきたところでございます。今後とも、引き続き国へ強く要望し、本県教員が自信を持って指導に当たることができるように、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 専科教員が9名とおっしゃいましたよね。確か全国で1,000名の配置がされたと聞いているんですが、ということは0.9%ですよ。これ、いつもの配分じゃないですかね。全人口に対する宮崎県の割合が0.9ですよ。本当に

これは話にならないわけですよ。

そして、しかも18校ですか、近隣の担当を入れて。237校あると聞きました。1割にも満たないですよ。これじゃ、先ほどから申し上げている、教職員への負担、対策をとっても、また新たな課題が出てきたじゃないですか。本当に大変な問題だと思っています。

知事と直接、文科省へも行かれたようですが、引き続き、知事会、全国教育長会一体となって専科教員の配置について要望を強めていただきたいと思います。

今回の質問は、英語で始まり、英語で終わりましたけれども、冒頭のダイバーシティ、最初見たときに、「潜り」「海女ちゃんのまちづくり」かなと思ったぐらいなんですよね。先ほどの指導要領改訂で英語の総語彙数が、小学校から高校卒業までで4,000語から5,000語ぐらいになりました。私たちのときは、中学・高校合わせて3,000語ぐらいだったと聞きますので、私は高校でまじめに勉強した記憶もありませんが、それでも私はふだんの生活に不都合を感じたことはないわけですよ。今の子供たちは、いろんな面で、窮屈で、追い込まれているなというのを申し上げておきたいと思います。

そして、幼い子供の命が奪われております。「ゆるしてください」「おねがいします」。おなかをすかして、寒さに凍えて死んでいった5歳の女の子。本当に胸が痛みます。子供の命、人権が危機にさらされています。今の時代、教育のありようも含めて、社会全体で子供の人権をしっかりと守る仕組みをつくらなければという思いを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛副議長 以上で本日の質問は終わりました。

平成30年6月15日(金)

次の本会議は、18日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時54分散会

6月18日（月）

平成30年6月18日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博二
人事委員会事務局長	原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	川野有里子
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民の声、井上紀代子でございます。

通告に従い、一般質問を行います。

今回の質問を行うに当たり、影響を受けた出来事が2つありました。

1つ目は、6月9日から11日、天皇皇后両陛下が全国植樹祭に出席などのため福島県をお訪ねになったことです。両陛下が、東日本大震災で東北の被災地へ足を運ばれるのは14回目で、在位中最後の機会との報道がありました。陛下は、震災発生から5日後に、「被災者のこれからの苦難の日々を、私たち皆が、さまざまな形で少しでも多く分かち合っていくことが大切であろうと思います」との異例のビデオメッセージを公表されました。被災者の苦労に国民が目を向けることの重要性を訴えられた陛下は、みずからの言葉を実践し、東北の被災地を訪問し続けられました。皇后様とともに、一人一人の手を握りながら会話されるお姿は、地元で生活する人々の声に耳を傾けることで、被災者の苦労を疑似体験し、共感することができるのお心遣いからだったのだろうと思われまふ。「事に当たっては、時として人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、寄り添うことも大切」との陛下のお言葉は心にしみまふ。

2つ目は、世界三大映画祭の一つ、カンヌ国際映画祭で是枝裕和監督の「万引き家族」が最

高賞のパルムドールに輝いたことです。是枝監督は、一貫して「家族」という普遍的なテーマを掲げ、実績を積み上げてこられました。監督は、「今の日本社会の中で隅に追いやられている、本当だったら見過ごされてしまうかもしれない家族の姿を、どう可視化するか考える」と言われています。私は、この言葉に強く共感します。子供たちが被害者となる悲惨なニュースが毎日繰り返し報道されています。目を背けたくなりますが、今ここで日本社会の中で起きていることです。国会論議では、あるものもないものとして片づけられています。しっかりとあるものはあると、認識しなければなりません。可視化してその実態に寄り添える強さが必要だと思ひます。宮崎県の子供たちがどんな環境に置かれていたとしても、しっかりと生活習慣・学習習慣を身につけ、「生まれてきてよかった」「私は愛されている」と実感でき、どこからでも人生を選択できる社会をつくり上げることは急務です。まず知事に、宮崎で育つ子供たちに対する思ひを伺ひます。

壇上の質問は以上とし、以下の質問は質問者席から行ひます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

私は常々、未来を築いていくのは子供たちであると考へております。子供の健やかな育ちと子育てを支援することは、子ども自身やその保護者の幸せにつながることはもとより、これからの社会を築いていく人材を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであると考へております。

私も、サッカーの少年団やPTAのおやじの会などを通じまして、子供たちの姿を見る、小学生ぐらい、非常に幼かったのが、あつという

間に高校生、大学生、大人となっていく。まさに子供たちというのは我々の社会の未来そのものであるということを感じるわけであります。子供や子育て支援につきましても、子供の視点に立ち、子供の存在と発達が保障される必要があるという考え方に基きまして、基本理念として、「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え「子どもの最善の利益」が実現できる宮崎づくり」を掲げて取り組んでいるところであります。

今後とも、宮崎で生まれ、育つ全ての子供たち、この宮崎の将来を担う子供たち一人一人が安心して過ごすとともに、その力を十分に伸ばし、活躍できるよう、県民の皆様と力を合わせて、「日本一の子育て・子育て立県」の実現に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 知事、答弁ありがとうございます。

まず、総合交通問題について、総合政策部長にお尋ねをいたします。

「減便 県内中高4割「影響」」との文字が新聞に踊りましたJR九州ダイヤ改正では、利用者調査の結果を受けて、JR九州本社や宮崎総合鉄道事業部に対し、ダイヤ見直しなど対応を求めて要請活動を行ってこられました。御努力には感謝をいたします。しかし、減便が見直されなければ、吉都線や日南線はますます厳しくなると思われませんが、JR九州に対し、どのように対応していくのかお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 今回のJR九州のダイヤ改正による大幅な減便等を受けまして、県では、減便等の影響を調査いたしまして、先月、JR九州に、調査で確認された沿線地域住民の日常生活への影響を伝え、ダイヤ改

正等の見直しを強く要請したところでありませぬ。JR九州においては、完全民営化後も、公共交通機関の使命として、路線の適切な維持や利用者の利便性を確保するという役割がありますので、県としましては、沿線自治体とともに、JR九州にしっかりと地域の実情を訴え、地域の公共交通機関としての責務を着実に果たしていくよう、粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。また、路線の維持を図るためには、一層の利用を促進していく必要がありますことから、沿線自治体やJR九州とも連携しながら、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 15日の報道ですけど、「JR九州減便復活させず 運行時刻の調整と車両の増で対応したい」というような話が報道でされていたようです。減便された吉都線や日南線の路線維持のためには、今後、利用促進をどう取り組んでいくのか、そのことがとても大切だと思います。経営する側と利用する側とが一致しなければ、なかなかそれを残していく、それから増便していくなどということは考えられないことなんですね。ですから利用促進を、どう気合いを入れて進めていくのかというのは大切なことだと思いますが、部長に答弁をお願いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県では、吉都線や日南線の沿線人口が減少している状況を踏まえ、これまでの地域内の利用促進に加えまして、今年度は、宮崎牛、イセエビなど県外でも知名度のある地元食材を活用したツアーやレストラン列車の運行、発信力のある大手旅行メディアと連携した路線PRなど、地域外からの利用をふやす取り組みを、沿線自治体と一体となって展開することとしております。また、こ

うした利用促進の取り組み強化に加えまして、今月末には、有識者や地元関係者、沿線自治体のほか、JR九州も交えたメンバーで構成いたします「みやざき地域鉄道応援団」を立ち上げまして、より効果的な利用促進のあり方などを検討することとしております。県としましては、将来にわたって路線の維持を図るため、今後とも、沿線自治体やJR九州など官民一体となって、利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 地域の人たちだけの努力とか人数だと、残っていくということにはなかなかならないと思うんですね。域外の人たちをどれだけ集めるかということが、とても大切だと思います。商工観光労働部と一緒に、できるだけ観光列車みたいなものを含めて、前から私も申し上げておりますが、できたら列車ぐらい買っていただきたい。そして、鉄道ファンの人がどんどん押しかけてくるような、そういう沿線にさせていただけたらと思っております。

次に、本県で生産される農産物の7割から8割はフェリーを利用しています。宮崎県の課題の一つは物流です。長距離フェリーについて、新会社として運航開始後、どのような利用状況にあるのか、部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 長距離フェリー航路につきましては、その輸送品の多くが農畜産物でありますことから、第1次産業を基幹産業とします「本県経済の生命線」であると考えております。この航路を長期的かつ安定的に維持するため、県や宮崎市、県内経済界等が結束したオール宮崎の支援体制を構築しまして、新会社が航路を担っていくこととしたところであります。新会社として、3月1日から運航を開始しておりますが、直近3カ月の利用状況に

つきましては、収益の多くを占めます貨物の台数が、対前年比8.7%の増加となっており、また、旅客につきましても、好調でありました昨年並みとの報告を受けており、おおむね順調な経営状況にあるものと考えております。

○井上紀代子議員 このカーフェリーは、これからの宮崎にとっては大きな大きな力ですので、ぜひ、しっかりと支援もお願いをしたいところなんですけど、実はこれの宣伝ですね、このカーフェリーがいかに有効であるかという宣伝は、もっと強力で発信していただけるといいなと思っております。

県は、新造船建造については今後どのように考えておられるのか、部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 現在の宮崎カーフェリーの船舶でございませけれども、船齢が20年を超えておまして、耐用年数や他社の使用年数を考慮しますと、新船建造が急がれる状況でございませ。また、新船建造は、個室をふやすことなどにより、快適な旅行を求める県内外の旅客のニーズに対応するほか、積載台数の増加を求める県内経済界の声に対応するためにも、船体の大型化を図る必要があると考えております。さらに、新型エンジンの導入に伴う燃費改善が期待されるなど、コスト削減を通じて、経営安定に大きく貢献するものと考えているところであります。

新船のスペックについて、現在、新会社において、客室数や貨物の積載能力等の検討を進めているところでございまして、県といたしましては、県民・県内経済界のニーズに対応した新船建造が早期に実現しますよう、新会社や関係者と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、大変競争力の強いLCCについてお尋ねしたいと思います。

LCC成田線の就航を初め、航空ネットワークの充実が図られています。さらなる充実に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 本県の航空路線につきましては、この1年の取り組みにより、新たにLCCによる成田線やソウル線が就航するなど、路線が充実したことによりまして、首都圏や海外からの交流人口の増加が図られているところであります。

一方で、県民からも、LCCが運航しております成田線及び関西線の増便を望む声があるほか、国際線につきましても、新たな就航先を望む声があるなど、さらなる充実に向けて、取り組むべき課題があると認識しております。

本県にとりましては、航空路線は、県民の利便性向上や、県内経済の活性化を図る上で、大変重要な交通基盤でありますので、国内のLCCの増便や新規路線の開設を初め、国際チャーター便の誘致などを目指しまして、引き続き、航空会社への要望活動や利用促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ほかの空港も大変な勢いでこのLCCには取り組んでいるようですので、皆さんが飛びつきやすいような、そして乗りやすくなっているわけですから、それを十分に活用できるような状況を早めにつくっていただくようお願いしたいと思います。

次に、林業政策についてお伺いいたします。

今、国会において審議されていた「森林経営管理法」が可決され、6月1日に公布されました。

この法律は、手入れが行き届いていない森林

を意欲ある担い手に集約する新たな森林管理制度と言われていますが、新しい制度を担う市町村の体制や、境界の特定などさまざまな課題があり、国会の審議においても、新制度を法の趣旨どおり運用することは、非常に難しいとの指摘がされています。

国は、平成36年度からの「森林環境税」に先行し、来年度から新たな森林管理制度をスタートすることとし、制度の運用に当たっては、県も応分の支援をすると伺っております。

そこでまず、森林利活用の前提となります、林地の国土調査の進捗状況と水源地域保全条例に基づく届け出の件数及び面積について、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長(甲斐正文君) 本県の林地における国土調査の進捗状況は、平成29年度末で67.4%となっております。また、宮崎県水源地域保全条例に基づく届け出件数及び面積につきましては、平成29年度が429件で971ヘクタールとなっております。

○井上紀代子議員 さて、この担い手に土地を集約していくという考え方は、今年度、制度創設から5年目を迎える農地中間管理事業と同じ考え方だと思います。

農地の8割を担い手に集約することを目的とするこの制度についても、その進捗状況のみならず、農地中間管理機構が中間保有する農地の賃料や徴収や支払い事務や相続の対応など、本来は民でやっていた事務を全て機構が代替するため、保有する農地がふえればふえるほど事務量が増加してしまうという、制度上の大きな欠点があると伺っています。

そこで、農地中間管理事業の実績と運用上の課題、その対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 平成29年度の農地中間管理機構によります農地の貸付面積は、前年度比45%増の1,540ヘクタールとなり、事業が始まって以来4年間の累計面積では、4,813ヘクタールと、本県の耕地面積の約7%を占めているところであります。引き続き、担い手への農地の集積・集約化を着実に推進するためには、機構の取り扱い農地の増加に合わせて必要となる事務手続や現地調整を行う職員の確保や、地域においてしっかりと話し合い、担い手が農地をまとまった形で利用できるよう、機構や関係機関が連携してサポートする体制の一層の強化が必要となります。このため、県としましては、機構のさらなる体制整備の強化を図るとともに、市町村、農業委員会など、施策推進に携わる関係者と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 農地の場合は、戦後の食糧難を乗り切るために、早い段階から「農業委員会」や「市町村の農業振興地域担当」「県農業振興公社」等の農地制度を運用するための仕組みが整備されてきています。

今回の新たな森林管理制度は、その理念や目標に文句を言う人はいないと思いますが、誤伐や盗伐が後を絶たず、所有者すらわからない森林も多いという状況にある中で、新たな制度を的確に進めていくには、県においてもかなり気合を入れて取り組んでいく必要があると考えています。

そこで、新たな森林管理システム導入の課題と県支援のあり方について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 新たな森林経営管理制度を推進する上では、この制度を中心的に担う市町村の体制等に課題があることか

ら、この課題解決に向けて、支援を行う必要があると考えております。まず、市町村の体制整備について、市町村をサポートする地域林政アドバイザーをあっせんするとともに、来年度開講予定のみやぎき林業大学校において、市町村職員向けの研修を実施することとしております。

次に、本制度では、市町村が経営管理の計画を作成する必要があるため、計画の基本となる林地台帳の精度向上のための森林境界の明確化や、施業履歴の情報提供、森林所有者に対する意向調査も支援することとしております。

また、この計画に基づき適切な森林整備が進められるよう、市町村と協力しながら、林業担い手の確保・育成にも取り組むこととしております。県としましては、この制度が円滑に推進できるよう、森林組合等と連携し、市町村への支援に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 農政水産部には、農地中間管理事業のノウハウがあります。5年間積み重ねてこられた実績があります。ですから、きちんとノウハウをお互いに伝え合いながら、市町村の人たちの人材確保も含めて、市町村がしっかりとできるようにぜひお願いしたいと思っております。

災害のたびごとに川の上流から下流まで行くんですが、山がしっかりしていないと災害はふえます。そのことを思えば、今後、林業がしっかりとされていくことこそ、災害をとめていく大きな力となると思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

次に、私の大好きな課題ですが、6次産業化の推進についてお伺いいたします。

6次産業化については、これまでも多く質問してきており、県農業振興公社や市町村等と連

携しながら積極的に取り組んでおられることは承知しております。そこでまず、これまでの取り組みの結果、本県の地域産業としての視点から、6次産業化の成果をどのように評価しているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 6次産業化は、農林漁業者が加工や販売などに取り組み、農林水産物に付加価値をつけることで、農家所得の向上や、地域産業の活性化、雇用拡大につながる重要な取り組みであります。

このようなことから県では、農業振興公社に6次産業化プランナーを26名配置するなど、積極的な推進に努めておりまして、国の6次産業化に向けた総合化事業計画の認定数が、平成30年5月時点で全国3位の98件となるなど、その取り組みが着実に広がっているところであります。また、国が公表しております本県の農業・漁業生産関連事業総販売額は、全国7位の740億円となっております。6次産業化の成果が地域産業の発展に大きく貢献しているものと考えております。

○井上紀代子議員 740億円というのは、地域産業として、かなりの産業と言ってよいと思いますが、はたから見てみると、頑張っている元気な事業者は思い浮かぶのですが、なかなかその実態が見えていません。地域経済に寄与するような6次産業化のモデル事例について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県における6次産業化につきましては、加工や直売、観光農園などさまざまな取り組みが行われております。その中で、地域全体で6次産業化に取り組んでいる美郷町の事例では、特産のクリをそのまま栗あんに1次加工して、県外の有名菓子店と取引を行っているほか、その栗あんを利用し

て、町内の女性グループによる栗きんとんなどの商品の生産が行われております。

また、高原町の農事組合法人「はなどう」の事例では、地域で生産した原料でつくったみそや麺を販売するとともに、県内の酒造メーカーと連携して、地域で生産した麦や米を使って開発されたビールや酒が、地元直売所などで販売されております。このように地域の特産品を活用した6次産業化の取り組みは、地域経済の活性化にもつながっているところでございます。

○井上紀代子議員 本県に移住されました歌人の俵万智さんは、本県を選ばれた理由は「野菜がおいしいから」と言われています。野菜に限らず、本県の農林水産物は本当においしいし、力、つまり生命力があります。

このすばらしい食材に付加価値をつけていく6次産業化の取り組みが、担い手の高齢化などで、今後、埋もれていくことがないように、いま一層の取り組みが必要と思います。6次産業化という「点」の取り組みから、「面」、地域産業への取り組みに育てていく推進方策について、郡司副知事にお伺いいたします。

○副知事（郡司行敏君） 6次産業化の取り組みにつきましては、1次産業が基幹産業であります本県にとりまして、御質問にもありましたように、農林水産物に付加価値をつけるという視点、それからフードビジネスを推進していくという視点から、大変重要な取り組みであると認識しているところであります。

この6次産業化の推進に当たりましては、意欲ある農林漁業者のアイデアや情熱を「産業の芽」として育てていくことが何より大切であると、そのように考えております。このため県では、平成24年度より、毎年「みやざき6次産業化チャレンジ塾」を開講しておりまして、これ

までに271名の修了生を輩出しているところであります。さらに、加工業者や小売業者等との連携強化を目的に、平成28年度に「みやざき食の連携研究会」を設置し、6次産業化にかかわる個々の取り組みを面的に広げ、地域産業として育んでいく、そのような取り組みも現在推進しているところであります。

今後とも、農林漁業者が積極的にこの6次産業化に取り組んでいける環境を整備し、「6次産業化の芽」を、地域にしっかりと根をおろし、実り多き産業になるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 実は、農業の担い手の方は、6次産業化が本当に自分たちの力にどンドンなってほしいと思っていられさるようです。ただ、どこかでちゅうちょがあるんですね。突き進んでいけない。やっぱりチャレンジ塾とかを含めて、もっともっと身近に、そこに参加できるようにできたらいいなと思っていられるところです。ぜひ6次産業化、頑張っていたきたいと思っております。

次に、水産振興政策についてお伺いたします。

6月も半ばとなり、梅雨真っ盛りの季節です。夏の宮崎の魚といえばカツオです。宮崎県は、平安時代にはカツオを朝廷に上納する産地として指定されておりました。

今日に至っても、刺身用の生鮮カツオに使われる「近海カツオ一本釣り漁」は、日南市の28隻のカツオ船団が日本一の漁獲を揚げており、東日本大震災の際には、本県のカツオを一番水揚げしている宮城県気仙沼漁港に最初に水揚げすることで、復興に向けた大きな希望と勇気を授けてくれました。

先日、新聞で気になる記事を見つけました。

記事によりますと、カツオが産卵・生育する熱帯地域でツナの缶詰用に大規模なまき網漁が行われており、日本近海に北上してくるカツオが大きく減少しており、カツオ漁が存続の危機にあるとのこと。そこで、近年のカツオの漁獲状況と売れ行きについて、農政水産部長にお伺いたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県カツオ一本釣り漁業におけるカツオの漁獲量は、平成22年に約2万トンであったものが、平成28年には約1万2,000トンと大きく減少している状況にあります。その理由としましては、国の研究機関によりますと、カツオの資源水準は国際的には高いものの、お話にございましたとおり、熱帯水域において、まき網により大量に漁獲されていることや、日本近海への来遊量が減少しているためではないかと言われているところであります。

また、カツオのPR対策としましては、平成18年から毎年、「みやざき初かつおフェア」を開催しておりますが、参加店舗数が当初の県内79店舗から、ことしは県内外合わせて325店舗にまで拡大しております。また、プロ野球の春季キャンプや、観光列車「海幸山幸」でのPR等、メディアやイベント等で積極的にPRするとともに、創作料理の提供などにより消費拡大を図ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 先日、テレビで愛媛県の本釣り漁が報道されておりました。「いや、うちのほうがすごいよ」と言いたいくらい、テレビで見せていただきましたが、本県のカツオ一本釣り漁が、効率よく漁獲量を揚げられるまき網漁ではなく、一本釣りにこだわり続けてきたのは、魚の鮮度とおいしさを追い求めてきたからだ伺っています。このような危機にある今こ

そ、宮崎のカツオ一本釣り漁の魅力、知事を筆頭にPRしていただきたいと考えますが、カツオにかかる知事の思いをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) カツオは、本県にとりまして重要な漁業資源でありまして、本県の近海カツオ一本釣り漁業は、平成6年から23年連続で日本一の漁獲量を誇る、本県漁業生産を支える重要な産業となっております。また、議員から御指摘がありましたように、平安時代の「延喜式」において、日向の国から朝廷に献上されているという記述もあるわけでありまして。この一本釣り漁業は、400年続く県南地域に根差した伝統文化でもありまして、現在、日南市では、日本農業遺産の認定に向けて取り組んでいるほか、「かつお飯」や「かつお炙り重」などの料理は、県外のお客様にも好評であり、カツオ一本釣り漁業は、地域活性化の大きな核となっているところであります。

私自身も、カツオという、宮崎に赴任する前は、高知土佐、そしてタタキというイメージがありましたが、宮崎がこの一本釣りで日本一であるということ、さらには刺身で食べるというのは初めて経験をし、これは本当においしいものだなと感心したところであります。私自身も、「みやざき初かつおフェア」におきまして、ポスターでの宣伝を行うなど、情報発信に積極的に取り組んでいるところであります。

また、宮崎の特産品でありますとか観光地を短歌に詠んでいただく「みやざき百人一首」の中では、歌人の草田照子さんにカツオを詠んでいただいております。「はがねなすかつをの大群ゆく海のひかり潮鳴りさくらふぶきす」と、こういったさまざまな形でのPRに努めながら、カツオ一本釣り漁業の振興とカツオの消費拡大に、しっかりと取り組んでまいりたいと考

えております。

○井上紀代子議員 カツオは、ユネスコの無形文化遺産の認定を受けた「和食」を支える大切な食材であります。今後、世界中でカツオの刺身を食べる食文化が生まれていくこと、それを私は願っています。その際に、鮮度とおいしさにこだわる一本釣り漁は、重要な漁法として評価されると考えますので、今後、28隻の船団が1隻たりとも減ることがないように、よろしく御支援をお願いしたいと思います。

さて、厳しい厳しいと言われてきた水産業ですが、最近では、各地で元気をもらえる取り組みが出てきています。まず、延岡市島野浦では、国内外に居酒屋を展開している企業と組んで、これまでどおり1時間早い、朝2時に定置網を揚げ、宮崎空港から東京等に送ることで、その夜のメニューに朝どれの刺身を提供しています。西米良村では、宅配便とバス、ANAが提携することで、西米良サーモンを香港に輸出し、好評を博しています。日南市では、昨年度から3月から6月に揚がるアジを「めいつ美々鰯」としてブランド化し、ことしはさらに、脂肪を測定した7%以上のアジを「三つ星」として差別化することで、かなりの高値で販売しているとのことでした。

このような地域の取り組みを、県を挙げて積極的にPRしていくことが、今とても大切だと思います。水産物のブランド化への支援と今後期待される新しい水産資源について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 水産物のブランド化につきましては、漁業者の所得向上を図っていくため、これまで「ひむか本サバ」や「みやざき金ふぐ」などをブランド認証し、そのPR等に努めてきたところであります。

また、お話にありました「めいつ美々鰯」や「ぶどうカンパチ」等のブランド化の取り組みに対しましては、魚肉成分の分析等、ブランド基準の作成や県内外でのフェアや商談会への参加に対し支援を行っております。

また、新たな水産資源としましては、アラなどの単価の高い深海魚を対象とした漁具導入などへの支援による新たな漁場開発や、これまで余り利用されていなかったフカなどを加工品として活用し、付加価値向上にも取り組んでいるところであります。

今後とも関係団体等と連携し、本県水産物のブランド化などに取り組み、漁業者の所得向上につなげてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 それぞれ御答弁いただき、本当にありがとうございます。これからも水産業、林業、農業、大変期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

冒頭、知事から宮崎県に育つ子供たちに対する思いをお伺ひし、「日本一の子育て・子育て立県」の実現に努めてまいりたいとの知事の決意も聞かせていただいたところです。それでは、宮崎県の子供を取り巻く現状について、まず情報を共有したいと思ひます。

出生率は、平成27年、全国8.0、宮崎県8.4、年少人口割合、15歳未満、平成28年10月現在、宮崎県13.6%です。合計特殊出生率、平成28年、全国1.43、宮崎県1.73です。大変接近をしてきています。

出生数は、平成28年、宮崎県は男性4,526名、女性4,271名です。全体で8,797人が生まれています。そして、その中で大変心配しておりますのは、低出生体重児の状況です。平成27年度において、2,500グラム未満の出生数は883人です。うち、1,000グラム未満の子が36人、1,000

グラム以上1,500グラム未満の子が45人、1,500グラム以上2,000グラム未満が109人、2,000グラム以上2,500グラム未満が693人です。私は大変厳しい状況だと捉えざるを得ないというふうに思っております。

そしてまた、死産率につきましては、長年の宮崎県の取り組みもあり、大変向上してきているんですけれども、死産率は、2000年には宮崎県は46.3で、ワースト1位でした。2005年が41.4でやはりワースト1位、2010年が3位で30.1%、2015年が29.4%で2位です。平成28年になって、やはり26.2%でワースト1位、そして平成29年、ようやく23.2%でワースト7位となりました。

この死産率、それから低出生体重児、これはとめることができないのかということが大変問題になると思ひますが、やはり妊娠する性を持つ女性たちが、2,500グラム以上、安全に子供を育てられる環境になるように、育てにくい子供にならないようにしていくことが大変大切だと思ひます。

この状況を見ると、宮崎でも、産む性を持つということをしつかりと教育する必要があるのではないと思ひます。まず、学校における性に関する教育は、どの学年からどのように行われているのか、教育長にお伺ひいたします。

○教育長(四本 孝君) 性に関する教育は、児童生徒が生命尊重あるいは男女平等の精神に基づく正しい異性観を持つことにより、望ましい行動をとれるようにすることを目標としております。学校における性に関する指導は、小学校1年生から始まり、学級活動において、「命の連続性ととうとさ」や「男女関係なく仲よくする態度」などについて行われております。また、小学校3年生から始まる保健の授業におき

まして、「思春期の体の変化」や「心の発達」などの指導が、発達の段階に応じて行われているところでもあります。

○井上紀代子議員 次に、性の多様性に対する教育というのは大変難しいと私自身も思います。

先日、男女共同参画センターが主催されました性情報リテラシーの問題についての講座に、私も行かせていただきましたが、そのとき思ったことは、全ての問題を人権問題としてうまく取り上げて、教育の中で子供たちに対し、性を単なる「男の子」「女の子」という性差だけについて教育するのではなく、人権教育として教育する必要があるということを改めて理解したところですが、管理職を含めた教職員に対する人権教育に関する研修の実施状況について、教育長にまずお伺いしておきます。

○教育長(四本 孝君) 学校における性の多様性に関する教育を推進するためには、教職員自身が、人権に関する正しい知識と理解を深めることが重要でございます。そのために、県教育委員会といたしましては、全ての公立学校の管理職を対象とした人権教育研修会や、教職員を対象とした人権に関する講座等を実施し、それをもとに、各学校で校内研修の充実を図っております。

今後とも、これらの研修や講座等の内容をさらに充実させ、教職員の人権感覚を高めることで、子供たち一人一人の違いを個性として捉え、互いを認め合うことの大切さを理解できるように、人権教育を推進してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 先ほど取り上げました低体重児の状況、この状況の先、いろんなことを考えますと、医療的ケアの必要な子供たちの実態

はどう把握されているのか、そしてまた、障がい児の現状はどうなっているのかというのが大変危惧されるところです。一つ一つの丁寧な取り組みというのをしっかりとやっていく必要があるというふうに思っているところです。

ところで、死産率を下げていくために、県としてどのような取り組みをされてきたのか、そこが大変知りたいところなんです。福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長(川野美奈子君) 県では、平成27年度に、人工妊娠中絶をされた方たちを対象として調査を行っており、その結果、妊娠・出産に関する正しい知識が不足していること、予期しない妊娠をした場合に相談できる窓口が十分に知られていないこと等の課題が明らかになったところです。

このため、中学生や高校生等に対し、助産師による講話や、年齢の近い大学生によるカウンセリングを実施し、正しい知識の普及に努めております。また、産婦人科医会に御協力をいただき、それぞれの医療機関において、人工妊娠中絶を受けた方に対し、再び繰り返さないよう、避妊方法の指導等を実施していただいております。

さらに、中央保健所に開設している女性専門相談センター「スマイル」について、ポスターの掲示や案内カードを大型商業施設等に設置することなどにより、周知を図っているところでございます。これらの取り組みにより、人工死産率の改善が図られているところではありますが、依然として全国平均を下回っていますことから、さらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 この実態をしっかりと受けとめるとするならば、学校の教育現場のところ

に、門戸を閉めずに、学校の先生たちだけで——LGBTも含めてそうですが——教育をするというのは大変困難性があると私は思います。ですから、例えば保健師の皆さんを学校にお呼びするなり、医者の方をお呼びするなり、男女共同参画センターの方をお呼びするなり、学校の教員以外の方たちを学校の中にどんどん入れ込んでいくということが大変必要なのではないかなと思っています。ぜひ教育長には御一考願いたいと思っています。

次に、子供たちの生活の状況を見ますと、宮崎県の子供たち、これはまだ平成28年度は暫定値なので、今、要保護・準要保護就学援助率というのは16.03%になっています。全国は15.23%ですから、ちょっと高いと言わざるを得ないというふうに思います。だからと言って全員が貧困かという、なかなか難しい点がありますが、子供たちが置かれている現状は、そういう状況がある。だから、6人に1人が貧困状態と言われていることは、宮崎県でもしっかりそのようであるということが認識できると思います。

次に、養育の状況ですが、宮崎県にあります児童相談所に来ています相談件数は、養護の相談、つまり児童虐待とかが入っているんですが、それが987件、障がいに関する相談が1,797件、非行に関してが162件、育成に関して——育ちにくいとかいろいろなことがあるというのに——が423件、その他で68件、3,437件の相談が児童相談所に上がっています。

まず、警察が受理した児童虐待に対する相談件数についてお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 警察が受理した児童虐待事案に関する相談は、平成29年中は86件、平成26年中は56件でありまして、年々増加

傾向にあります。

○井上紀代子議員 最近、大変問題になっています、警察が行っている児童相談所との連携に関する現状と今後の取り組みについて、警察本部長にお尋ねします。

○警察本部長（郷治知道君） 警察では、児童虐待に関する相談を受理した際は、全ての事案について現場に赴きまして、児童の安全を直接確認して、安全確保を最優先とした対応しております。児童相談所とは、あらかじめ互いの連絡窓口を交換いたしまして、各事案の対応において早期に情報を共有して、的確な対応を図っているところです。

昨年10月に、こうした情報提供について明確にする協定を締結いたしましたので、今後も協定に基づきまして、緊密な連携を図りながら対応したいと考えております。

○井上紀代子議員 それでは、児童虐待対応における児童相談所と警察との連携の状況について、福祉保健部長にもお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 本県の児童相談所におきましては、警察との連携協定に基づき、警察から通告等がなされた全てのケースについて、子供の安全確認などの必要な対応を行うとともに、児童相談所からも、警察による対応が今後必要と想定されるケースについて、速やかに情報提供しているところでございます。また、虐待が疑われる家庭への対応等において、保護者の抵抗が激しく、子供の安全確認が難しいケースや、子供や職員に対して危害が加えられる可能性が高いケースなど、児童相談所だけでは対応が困難と思われる場合には、警察の援助を受けて同行訪問を行うなど、警察との緊密な連携のもと、児童虐待の未然防止と子供の安全確保に取り組んでいるところでござい

ます。

○井上紀代子議員 警察と児童相談所と両方から答弁をいただいたんですけども、具体的な連携のあり方というのがなかなか見えてこない、そういう状況にあります。ただ、今回ありました事件のようなことを考えますと、「おねがい、ゆるして」と書かせるような、そういうことがあってはいけないわけで、これから本当に綿密な、何を称して警察と連携をとるのかというのは大変難しいことだと思いますが、そこをしっかりとやっていただきたいと思っています。

先ほどから、宮崎県の子供たちが置かれている状況について、数値を含めてお話をさせていただきましたが、宮崎県の子供の課題として一つ言えることは、市町村の子育て世代包括支援センターの機能の充実、これへの支援というのは決して欠かせないと思います。やはり市町村、近くのところでは包括支援センターに対する支援をしっかりとしていかなければいけない、このことは一つ言えると思います。

もう一つは、子供の貧困対策、子供の居場所と支援体制の充実、子供の家庭養育の推進、これは欠かせないものなんですけれども、それをどうしていくのかということに、具体性を持たせなければいけないと思います。もちろん、措置権者の3児相の強化、これなくしてそのことは実現できないのではないかと私は思っています。先ほどありましたように、児相に相談件数として上がってくるものは4,000件近くあります。その一つ一つに対応しているわけですから、児相がどのように対応できるのかというのは、子供たちが貧困とか虐待とかのスパイラルからどうやって抜け出すかということが、今のままでは大変難しいのではないかと思います。

措置権者としての力を持っているのは児相しかありませんので、その3つの児相がどう強化されるのかということが大変重要だと思っております。真に自立をするためには、環境が大変大切なんですね。その環境は、生活習慣であったり学習習慣であったり、人生を選択できるということが大変重要だと思います。では、そういう環境のところはどうやって早く措置できるのかということが重要だと思います。

そこで、児童相談所における児童心理司の役割は大変重要です。体制の強化が必要と考えますが、見解を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(川野美奈子君) 児童相談所における児童心理司などの心理職員は、子供たちの傷ついた心のケアを行うなど、被虐待児への対応において重要な役割を担っております。心理職員の配置につきましては、平成28年度時点で、常勤職員8名と、心理判定や心理療法などの支援を行う非常勤職員9名を配置しておりました。しかしながら、増加する児童虐待相談に適切に対応するためには、常勤の心理職員の体制強化が必要と判断し、平成29年度には3名、平成30年度には1名を増員して、常勤職員を計12名としたところであります。今後とも、虐待を受けた子供たちに十分な支援が行えるよう、児童相談所の体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 都城児童相談所に先日、厚生常任委員会の調査として行かせていただきました。常勤職員の方と非常勤職員の方、半々と言っていいくらいの人員配置ですよ。やはり、児相は、そういう意味では、個人情報を含めてセキュリティーをしっかりとしない場所だと思います。それを非常勤ですと

やり続けていくことにどんなメリットがあるのかなど、心配になりました。心理判定も含めて、心理療法などの支援をしっかりと行うためには、非常勤ではなく常勤職員をふやしていく、そして3児相がしっかりと軽快に動いていけるように、困っている子供たちのところに寄り添えるようにしっかりとしていくということが大変重要なのではないかと思いますので、そこは改めて児相の強化について、福祉保健部長はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 議員がおっしゃいますとおり、児童相談所の役割は非常に重要でございます。特に、虐待を受けている子供、措置される子供たち、保護される子供たちはいろいろな状況がございます。そういったケース一つ一つに丁寧に迅速に対応していくためには、児相の職員の向上、体制強化が大変必要であるというふうに考えておりますので、今後とも、その体制強化にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ速やかに速やかに、困っている子供のところに手が届くということが大事なんですね。子どもシェルターができたということが、先日報道されておりました。この子どもシェルターの問題は、これで問題解決が全部済むかと言えばそうでもなく、一つ一つのこういうものができ上がって、有効に動いたときに初めて子供たちは救われていくと思いますので、子供たちの養育の現場については大変厳しいものがありますが、ぜひしっかりと頑張ってくださいと思っています。

6月16日、先ほど申しましたが、宮崎県男女共同参画センター主催で、「子どもの「性」とメディア～性教育に求められるメディアリテラ

シーとは?～」という講座が開催されました。講師のメディア学者、ジャーナリスト、大学客員教授であります渡辺真由子さんは、まとめると「ハッピーな性のために。性をめぐる幸せなコミュニケーションは、お互いを尊重し合う関係を築くことから、性教育は人権教育」と、はっきりと言い切っておられました。

私がそこで一つ気になるのは、前財務事務次官、あの方たちみたいな方が普通にいらっしゃるわけですね、現実には。そして、セクハラに関する相談窓口やマニュアルの整備などの防止策を県内の事業者の4割が実施していないことが、県の2017年度労働条件に関する調査でわかった——って、わかってるわけですよ。男女雇用機会均等法から10年以上経過しているけれども、やっぱりこの状態なんですね。現実をどう受けとめていくかということは、大変重要だと思います。このような児童虐待やセクハラなど、人権に関するさまざまな問題が起きていますが、これに対する知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、依然として、児童虐待やセクハラなど、さまざまな人権問題に関する報道、悲惨な事件の報道に接するたびに、胸塞がる思いもしているところであります。被害者が受けた苦痛、悲しみ、絶望、また御家族の心情を思いますと、このような行為は断じて許されるものではありません。根絶に向けて粘り強く取り組んでいくことが大切だと考えております。

氷山の一角という言葉がありますが、これまでの官民を挙げた人権を尊重し、養護するための取り組みによりまして、問題があるにもかかわらず、以前なら取り上げられなかった言動に注目が集まり、光が当たり、ハラスメント行為

として議論されるなど、社会全体として、人権意識が高まっているという傾向はあろうかと思っております。一方で、水面よりも上に上がってきているものはふえているにしても、まだまだ水面下にあるものがあるのではないかと、そのような警戒心というものを我々は忘れてはならないと考えております。

ことは、「世界人権宣言」が採択されてから70周年に当たります。この節目の年に、改めて初心に立ち戻りまして、一人一人の人権が尊重され、誰もが自分らしく生きていける、そのような宮崎県となりますよう、引き続き尽力してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私は4月、今年度の初めに、他県の女性議員さんと一緒にイタリアに行つてまいりました。そこで学んだのは人権教育と、あそこは精神病院とかはない国ですので、その国のありようというものを見せていただきました。

小さいときから人権教育というのがしっかりされていることを、財政破綻していると言われた国ですけれども、改めて大変すばらしいことをやっておられるなと思いました。リーダーの方は、大体が心理の経験者であったり、そのことをしっかりと受けとめた形でやられているというのは大変すばらしいことだと思っております。

やはり教育長にはお願いしたいのですが、メディアに負けない性教育、メディアに打ちかてるような性教育をしっかりと、自分を愛せる子供、そして、この社会の中でしっかりと生きていける、そしてまた、リベンジのできる子供たちに仕上げていっていただきたいと思いません。

宮崎県の子供たちに十分な愛情が注がれます

ことをお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 次は、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の松村悟郎です。一昨日、南九州短期大学で開催された「拉致被害者奪還のための宮崎大集会」に拉致議連の仲間と参加いたしました。

シンガポールでの「米朝首脳会談」の成果として、「日朝間直接交渉による拉致問題解決」の可能性が出てくるのではと期待する声も出てきておりました。改めて、被害者が一刻も早く家族のもとに帰れることを願うものであります。

質問に入ります。

けさは、大阪北部で震度6弱の大きな地震がありました。公共交通もストップし、各地で停電も起きています。人的被害がないことを願うばかりであります。

まず、地震、津波防災対策の住宅耐震化と空き家解消についてお伺いいたします。

先週も、宮崎市などで震度4を記録する地震があったところですが、国の地震調査委員会は、ことしになって、南海トラフ沿いでマグニチュード8～9クラスの大地震が30年以内に発生する確率が70%から80%に高まったと発表したところですが、熊本地震は記憶に新しいところではありますが、大規模な地震が発生し、耐震性の低い住宅が倒壊しますと、多数のとうとい人命が失われるだけではなく、倒壊した住宅により、避難行動や救急・救援活動に支障が出るなどの人的被害の拡大要因ともなります。

一方、本県における住宅の耐震化の現状を見ますと、約46万戸とされる住宅のうち耐震性が不足するものが約10万戸あり、本県の平成26年

度末の耐震化率は約77%と推計されています。これを90%にすることで、建物被害は全体で8万9,000棟から5万8,000棟に減少、さらに、津波に対する早期避難を実施することとあわせて、人的被害は3万5,000人から8,600人へ軽減されると予想されています。

耐震化は、建物の倒壊による死傷者数を軽減するだけではなく、出火件数の低減や、家屋からの脱出困難者を最小限に抑えることや、津波、避難経路の倒壊被害を防ぐことで、円滑な避難に効果があります。建物の耐震化は、地震津波災害から生命財産を守る必須条件と言えます。

そこで、減災効果が高いとされる住宅の耐震化について、今後一層の取り組みが必要と考えますが、本県における耐震改修の進捗状況を踏まえ、知事の考えについてお伺いします。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。住宅の耐震化についてであります。

本県では、南海トラフ地震、津波の発生による甚大な被害が想定されているところであります。東日本大震災の発生以降、やはり津波への被害の減災というところに意識が集中しているところでありますが、御指摘のようにけさの大阪での地震、昨日は群馬での震度5の地震、また、ことしはえびの地震50周年という年でもあります。命を守るという観点からは、県民の皆様には、ぜひとも減災効果の高い耐震化の工事を実施していただきたいと考えております。

このため県では、県民の皆様が住宅の耐震化に取り組みやすくなるよう、耐震改修への補助制度を創設し、その後、段階的な改修工事も補助対象に追加するなどの制度の拡充を、国や市

町村と連携をして行ってきたところであります。しかしながら、住宅の耐震化率を、当面の目標とします90%に高めるためには、建てかえにより耐震性の改善を考慮しても、なお約4万戸の住宅で耐震化の工事が必要であります。今後は、想定される大地震から県民の命を守るために、市町村や関係団体との連携を強化し、広く県民に対して、耐震化の重要性と補助事業の周知に、より一層、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○松村悟郎議員 次に、津波避難対策特別強化地域における取り組みについてお伺いいたします。

発生する津波の高さは、私の地元である高鍋町で最大11メートル、到達時間は最短で20分とされています。知事の答弁にもありましたとおり、住宅の耐震化は、自力脱出困難者の数を減らすなど減災効果が高いとされており、津波到達が想定される地域においては、耐震化は極めて重要であると考えます。

そこで、津波避難対策特別強化地域に指定されている沿岸10市町における耐震改修工事の補助事業の実績について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 国や市町村と連携して実施しております木造住宅耐震化推進事業では、平成24年度から耐震改修工事に対して補助を実施しております。平成29年度までの6年間の補助事業の実績は、累計で226件で、このうち、津波避難対策特別強化地域に指定されている10市町の実績合計は158件で、全体の約7割となっております。

○松村悟郎議員 耐震改修工事の県全体での実績が6年間で226件ということであります。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、津波による人的被害を3万5,000人から8,600人に軽減する、そのためには住宅の耐震化率を90%に高めることが条件となっています。これには、約4万戸の耐震化が必要とされるわけですが、226戸の改修であります。この実績は非常に少ないと言わざるを得ません。住宅の耐震化を一層推進していくために、どのような取り組みを行っていくのか、県土整備部長にお伺いします

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県としましては、これまでもさまざまな機会を通じて、住宅の耐震化の必要性について、意識啓発を行うとともに、本事業を活用した住宅の耐震化の促進に取り組んできたところであります。さらに昨年度からは、新たな取り組みとして、耐震診断を行い、改修が必要と判定されたにもかかわらず、改修工事に至っていない方々に対しまして、積極的な動機づけを行うため、専門的知識を有する「木造住宅耐震診断士」による戸別訪問や、工務店等を対象とした、低コストでより簡便な耐震改修工法の講習会を行っているところであります。今後は、このような取り組みに加え、市町村や自治会、関係団体等を訪問しまして、耐震化への協力を繰り返し要請し、県内全域を対象に、出前講座などの啓発活動を展開して耐震化の重要性や補助事業の周知に取り組むなど、木造住宅の耐震化を、より一層推進してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 南海トラフ地震で同様の大きな被害が想定されます高知県では、2016年度で実績が3,386件の耐震診断と1,246件の耐震改修がなされています。また、和歌山県では、2020年度までに90%を達成する見込みです。

住宅の耐震化率を向上させないと、人的被害

の軽減対策は進みません。理想的には100%にすることですけれども、県の地震減災計画に掲げる90%の達成には、まだまだ努力が足りません。また、耐震化は、津波から逃げるための避難経路の確保の上で大変重要であると考えます。避難ビルの指定や避難タワーの整備は着々と進められていますし、各地域での避難訓練も実施され、避難への意識は高まっていると思いますが、避難経路に面した建物の耐震化については、特に早急に対策をとっていただくようお願いいたします。

次に、空き家バンクの取り組みについてお伺いいたします。

先週の野崎議員の質問への答弁でもありましたとおり、国の「住宅・土地統計調査」によりますと、賃貸用や売却用などの一時的に空き家となっているものを除いた「その他の住宅」に分類される県内の空き家の数は、平成20年で3万2,100戸、平成25年では4万3,600戸と推計されており、5年間で、1万1,500戸、約35.8%の増となっているということでした。ふえ続ける空き家に対しては、防災・景観等の観点からも、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすものは、除去などの対策を行うことが重要であります。

一方、まだ使用できる空き家の活用も重要であり、市町村には空き家バンク制度を設け、活用を促進しているところもあります。空き家の活用に対して、こうした空き家バンク制度が一つの有効な手段になるのではないかと考えます。

そこで、県内市町村における空き家バンクの設置状況またその登録状況、空き家バンクの効果について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県内市町村の空き家バンクにつきましては、23市町村で設

置済みであり、空き家の登録件数は、平成30年5月末時点で合計244件となっております。また、空き家バンクに登録された物件のうち、利活用されるに至った空き家件数は、「空家等対策特別措置法」が全面施行されました平成27年5月以降では、平成27年度が160件中58件、平成28年度が286件中107件、平成29年度は377件中145件となっております。空き家の解消に一定の効果を上げているものと考えております。

○松村悟郎議員 空き家の中でも、所有者不明となっている空き家への対応は、全国でも大きな課題となっておりますが、現実的には、なかなか取り組みが進んでいないようです。

「空家等対策特別措置法」では、危険な空き家、いわゆる「特定空き家等」について、市町村が行政代執行により解体・除去できることとなっておりますが、空き家は個人の資産でありますから、所有者がみずから解体・撤去を行うことが基本であり、全てを行政側で対応することは難しいものと認識しております。しかしながら、特定空き家等をそのまま放置することは、住民の生命や周辺的生活環境、地域の防災面からも、大きな問題になると考えられます。そこで、全国的に、所有者不明の特定空き家等を対象に、強制的に撤去する事例も出てきていますが、県内の状況と、県としてどのように対応していくのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 特定空き家等のうち、所有者不明のものに対して、市町村が行ういわゆる略式代執行につきましては、本県では、現在まで事例はございません。なお、所有者不明の特定空き家等に対しましては、民法の「不在者財産管理人制度」を活用し、解体撤去を行うなど、先進的な取り組みを行って

る他県の事例もありますので、引き続き、市町村に対し、「空き家連絡調整会議」等を通じて情報提供を行うなど、必要な援助を行ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 空き家対策は、市町村の役割ということでございますけれども、なかなか進んでいないというのは誰もが思うことだと思います。

さて、県には、住宅供給公社というものがあります。52年前に、勤労者に対して居住環境の良好な住宅を供給することを目的として、県の出資により設立され、住宅が量的に不足していた昭和40年代から、質の高い団地の開発や住宅の供給という面で、長い間、民間事業者を先導する役割を担い、県内各地で1万戸以上の住宅や宅地の供給を行ってきたところであります。

その公社がかつて開発した大規模住宅団地は今、購入者の多くが高齢者となって、施設に入られたり、お亡くなりになったり、また団地で生まれ育った子供たちも団地に戻る者が少ないため、残念ながら空き家が増加しつつあると聞き、団地の空き家対策は公社でできないのだろうかとも思いました。しかしながら、住宅供給公社は、社会経済情勢の変化により、住宅供給という所期の目的をおおむね達成したと言える状況となったことなどから、将来的な解散を見据えて、資産の整理と業務の縮小、それにとりまなう組織のスリム化を進めており、公社の生え抜きの職員も、既に全員が定年を迎えた状況にあると伺いました。

こうしたことから、今から住宅供給公社に空き家対策を担ってもらうことが容易でないことは、理解しております。しかしながら、空き家対策を担う市町村によっては、専門の職員がおらず、人的体制に限られる中、一方で、空き家

は年々増加し、傷みも進み、相談・苦情も増加し、職員が対応に大変苦慮されていると聞いています。このため、空き家の所有者や民間事業者と、市町村とを結ぶコーディネート的な業務や、空き家対策を行う団体・組織があれば、市町村の負担の軽減になるのではないかと思います。

そこで、住宅供給を先導した住宅供給公社のように、空き家の活用、解消を推進するため、県の関与が必要ではないかと考えますが、県土整備部長の見解をお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 空き家対策に係る県の関与についてであります。県では、全国におけるさまざまな取り組みのうち、先進的なものなどの情報を市町村に提供してきております。一例を挙げますと、山形県鶴岡市のNPO法人つるおかランドバンクの取り組みがございます。この団体では、宅地建物取引士、建設業者や解体業者、土地家屋調査士、司法書士、建築士などの専門家と、銀行、大学、行政などさまざまな機関が連携して、空き家の利活用や解体に成果を上げており、学ぶべき点の多い事例であると考えております。

このように、空き家対策を民間主導で行うことができれば、対策の推進だけでなく、民間事業者の仕事量の確保、市町村の負担軽減などメリットが多いと考えられますことから、県といたしましては、市町村の負担軽減にもつながる事例を積極的に紹介するなど、市町村の空き家対策の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 県内の空き家戸数は、住宅供給公社設立直後の昭和43年には1万860戸であったものが、平成25年には7万4,200戸と、大きくふえております。もう10年ほど前に空き家問題

が顕在化していれば、住宅供給公社を、空き家対策を担う組織へと衣がえさせるような判断もあり得たのではないかと残念に思っています。ことしは、5年置きに実施される総務省の「住宅・土地統計調査」が行われる年でありますので、県内でも空き家戸数が調査されます。前回よりさらにふえているのではないかと懸念されます。

空き家対策は、市町村が中心的に担うこととされておりますが、空き家の増加は、防災・防犯上、問題であり、また景観や衛生の悪化を招きますので、市町村における空き家対策が円滑に進むよう、県においては、市町村に対する助言・指導を適切に行っていただきますよう、お願いいたします。

次の質問に移ります。

本県では、南九州古墳群の世界文化遺産登録に向けて、積極的に取り組んでいるところだと思えます。西都原古墳群、新田原古墳群、生目古墳群に、新たに持田古墳群を加え、県を中心に西都市など関係自治体とも連携し、平成25年度から調査研究や機運の醸成に取り組まれています。先日、西都市が中心となって取り組んだ、「古代人のモニュメント 台地に絵を描く南国宮崎の古墳景観」が日本遺産に認定されました。これは、4世紀から6世紀、7世紀へと古墳群の変遷を体感してもらい、あわせて古墳群の景観を楽しむストーリー設定が評価されたものと聞いています。

全国から76件の申請があり、うち本県から今年度の認定を目指して3件の申請が行われ、全国で13件が認定を受けています。今回、本県で初めて認定を受けました、この日本遺産とはどのようなものなのか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 日本遺産でございま

すが、平成27年度から始まった文化庁の事業でありまして、文化財と景勝地や祭り、食などの観光資源をつなぎ合わせて、地域の歴史的魅力や特色を表現したストーリーを認定するものがございます。認定されました自治体では、国の補助を受けながら、情報発信やイベント開催など、さまざまな施策が行われ、国内外の観光客が訪れる魅力的な地域づくりが進むものと期待されているところでございます。なお、日本遺産には、これまでに全国で67件が認定されておりまして、東京オリンピック・パラリンピックの開催されます2020年までに100件が認定される予定でございます。

○松村悟郎議員 日本遺産の認定は大変素晴らしいことではありますが、一方でこれを機に期待が高まる「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」の世界文化遺産についてであります。

この世界文化遺産への取り組みについては、これまでも、丸山議員、濱砂議員を初め、本会議で質問され、西都原古墳群を代表する男狭穂塚、女狭穂塚の御陵墓参考地の整備については、私も宮内庁に要望にまいりました。そうした中、県では、平成25年度から、教育委員会文化財課に担当職員を配置し、平成27年度から「世界遺産調査研究事業」を立ち上げるなど、取り組みを進められています。今年度は「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が登録され、来年度は「百舌鳥・古市古墳群」がユネスコで審議される予定となっております。

このような動きがある中、世界文化遺産登録についての動きや見込みについて、なかなか伝わってこないところであります。そこで、世界文化遺産の登録について、現在の状況を教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 世界文化遺産に登録されますためには、まず、国内の暫定リストに掲載される必要がございますが、現段階では、見直しについての具体的な動きがなく、「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」につきましては、残念ながら掲載には至っておりません。そのため、県といたしましては、暫定リストの見直しについて、継続的に国への要望を行っているところでございます。

○松村悟郎議員 本県には、世界農業遺産、ユネスコエコパークなど、その価値が認められた世界ブランドが幾つかありますが、やはり世界文化遺産となりますと、非常に大きなインパクトがあると思います。しかしながら、答弁にありましたように、国内暫定リストの追加を含めた見直しがなされていないことなどを考えますと、大変厳しい状況にあり、暫定リスト掲載に向け粘り強い気持ちで取り組まなければなりません。

先ほどお尋ねしました日本遺産のブランドを、大いに活用していく必要があると考えます。そこで、世界文化遺産登録に向けて、この高いハードルをクリアするために、今後どのように取り組むのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 県といたしましては、暫定リストへの掲載を目指して、関係市町と連携し、古墳群の調査研究や普及啓発活動等、さまざまな取り組みを実施しているところであります。特に、南九州の古墳群のすぐれた景観は、国内外の研究者にも高く評価されており、昨年度から、ドイツの大学と共同で、景観に着目した古墳群の調査と研究を進め、新たな価値づけや評価など、その磨き上げについて取り組んでいるところでございます。これらの調

査成果の報告も含め、今後、国への要望を行いますとともに、関係市町と一体となって、新たに認定された日本遺産における取り組みも活用しながら、世界文化遺産登録に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 世界文化遺産登録については、息の長い取り組みが必要なようであります。県としては、「やり通す」という覚悟が必要となってくると思います。ここで、知事が先頭に立って取り組んでいただきたいと思うのですが、世界文化遺産登録に向けて、知事の思いをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 今回、本県で初めて日本遺産の認定を受けました「南国宮崎の古墳景観」につきましては、これまでの世界文化遺産登録に向けた取り組みの成果の一つでありまして、改めて、その価値が評価されたものと考えております。議員から御指摘のありました世界文化遺産登録に向けて先行しております「百舌鳥・古市古墳群」につきましては、古墳自体は大変巨大なものでありますが、周辺が市街地として開発されている。それに比べまして、今、教育長が答弁しましたように、本県の古墳というものが昔ながらの古墳景観を保たれているということが、非常に貴重なものであるということでもあります。世界文化遺産の登録に向けましては、長い期間を要すると考えておりますが、関係する市町とともに、「日本遺産」のブランドも活用しながら、国内外への情報発信や調査研究を進め、世界に誇れるすばらしい歴史遺産となるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 西都原を中心とした南九州の古墳群は、日本の中でも最もすばらしい古墳群だと信じております。これまで以上に、全力で

取り組んでいただきますよう、お願いをいたします。

次に、外国人材の受け入れと共生社会づくりについてであります。

我が国は少子高齢化が進み、人口減少社会に突入しており、人手不足が深刻な問題となっております。それに伴い、日本国内に居住し働く外国人は、今後ますますふえてくると思われまます。都市部だけではなく、全国的に外国人が増加しており、本県でも町なかや、就労現場で外国人の方を目にする機会がふえてきたと実感しています。

そこで、まずお尋ねしますが、県内の外国人労働者は5年前と比較してどの程度ふえているのか、また、在留資格や産業別の就労状況はどうなっているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(井手義哉君) 宮崎労働局によりますと、県内の外国人労働者は、平成29年10月末現在3,490人で、平成24年の1,634人に比べますと、約2.1倍と大きく増加しております。その主な内訳は、技能実習生が2,342人と大部分を占めておりまして、そのほかは、永住者などの身分に基づく方が423人、専門的・技術的分野の在留資格の方が313人などとなっております。

また、産業別の構成比で見ますと、製造業が約47%、農林業が約15%、卸小売業が約7%などとなっております。一方、全国の構成比では、製造業が約30%、卸小売業が約13%、農林業が約2%などとなっております。本県は製造業、農林業の比率が全国に比較すると高くなっております。

○松村悟郎議員 外国人労働者だけではなく、外国人留学生の数も全国的にふえていると聞き

ます。政府は2008年に「留学生30万人計画」を打ち出し、2020年度までに外国人留学生を当時の14万人から30万人に拡大する目標を定めました。昨年5月の段階で、全国の留学生数は約26万7,000人ということであります。このまま順調に行けば、目標達成は間違いないのではないかと思います。

本県でも外国人留学生がふえていると思われませんが、県内の大学や専門学校における外国人留学生の数は、5年前と比較してどの程度ふえているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 宮崎地域留学生交流推進協議会の調査によりますと、県内の大学や専門学校における外国人留学生の数は、平成29年5月1日現在で463人でありまして、平成24年の170人に比べますと、約2.7倍と大きく増加しております。

○松村悟郎議員 外国人労働者や外国人留学生も、それぞれ増加しているとの答弁をいただきましたが、それ以外にも、永住者を含め本県で暮らす外国人の数は相当ふえているのではないかと思います。そこで、永住者を含む本県の外国人住民の総数は、5年前と比較してどの程度ふえているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 法務省の「在留外国人統計」によることとなりますが、永住者を含む本県の外国人住民の総数は、平成29年12月末現在で5,783人で、平成24年の4,125人と比べますと、約1.4倍と増加しております。

○松村悟郎議員 これら外国人住民の増加に伴い、言葉や生活の面などで、さまざまな課題が生じているのではないかと思います。

国においては、外国人住民が、言語、文化、生活習慣、価値観などの違いを認めながら、共に地域の一員として協力し合う「多文化共生」の地域づくりを推進していると聞きます。そこで、外国人の方が安心して暮らせる多文化共生社会づくりに向けた県の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県におきましては、多文化共生社会づくりを推進するため、みやざき国際化推進プランに基づきまして、宮崎県国際交流協会と連携し、外国人住民のための法律・生活相談や、日本語講座、防災講座等を開催するとともに、外国人を支援するボランティアの育成に取り組んでおります。

また、防災パンフレットや、公共施設等における案内表示の多言語化など、多言語表記を推進しているところでもあります。さらに、多文化共生の意義を広く県民の皆さん方に知っていただくため、広報紙やホームページ等による啓発を行うとともに、県民向けの異文化理解講座等を開催しております。

今後、外国人の一層の増加など国際化の進展が見込まれますので、引き続き、外国人住民が地域社会において安心して生活を送ることができるよう、必要な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 調理師専門学校への留学生が急増しているそうです。

和食がユネスコ無形文化遺産に登録されて以降、ここ数年でアジアを中心に2.4倍の424名が学んでいるそうです。また、大分県別府市の立命館アジア太平洋大学では、アジアを中心に世界90カ国から留学生が約3,000名在籍し、国際化が最も進んだ大学の一つと評価される大学です。アジアの成長力を日本経済の推進力に生か

すには、多くのアジアの優秀な人材に日本に来てもらうことが最も重要で、さらに高度な技術や知識、斬新な発想力を持ったアジアの優秀な人材が日本に定住すれば、日本とアジアの経済のイノベーションや相互理解を飛躍的に進展させていくことになるだろうと、学長のコメントが書かれています。単に人手不足解消のための賃金の低い労働者確保の受け皿とならないように、ともに、これからの日本をつくっていくパートナーとして、外国からの人材の受け入れに取り組んでいくべきだと考えています。

次に、大学入学共通テストについてであります。

グローバル化の進展や情報化、技術革新の進展など、急激に変化する社会において、教育の役割はますます重要になっています。この時代の変化に対応するために、国では、大学入試制度改革を進めており、現在の高校1年生が高校3年生になる2020年度には、現在行われている大学入試センター試験にかわって、大学入学共通テストが導入されてまいります。

そこで、大学入学共通テストが新たに導入されることになった背景について、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 急激な社会の変化に伴いまして、これからの時代を支える若者たちには、今まで以上に文化や価値観の違う人たちとの対話や、人間にしかできない複雑な状況に応じた思考力や判断力が求められるようになっております。したがって、これからの学力は、単に知識を暗記するだけではなく、それらを活用しながら、多様な人たちとのコミュニケーションを通して、異なる考えや意見も取り入れ、柔軟に課題に向き合い、解決していく力が求められております。大学入学共通テストは、

このような新たな時代に求められる学力の視点に立って、大学教育を受けるために必要な能力を把握することを目的として導入されるものがあります。

○松村悟郎議員 大学入学共通テストは、これからの時代を生きるために必要な学力を評価するためのものということですが、新たに導入される大学入学共通テストと、現在行われている大学入試センター試験との違いについて、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 現在行われております大学入試センター試験は、マークシートによる選択式の問題であります。平成32年度から新たに導入されます大学入学共通テストでは、大きく2つの点が変わります。

1点目は、従来の選択式の問題に加え、国語と数学において、記述式の問題を導入することとしており、平成36年度からは、地理歴史・公民や理科でも導入する予定となっております。

2点目は、英語におきまして、これまで「読む」「聞く」だけの技能を評価しておりましたが、外部検定試験を活用し、「話す」「書く」を含めた4技能を評価するようになります。

○松村悟郎議員 大学入学共通テストでは、大きな変更が2つあることはわかりました。では、県教育委員会としては、この変更に対してどのような対応をされているのでしょうか。大学入学共通テストでは、記述式の問題が導入されるということですが、それに対する取り組みについて、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 大学入学共通テストの記述式の問題は、複数の情報を読み取り、自分の考えを、根拠を示しながら論理的に記述する力が問われるようになります。そういった生徒の力を育成するためには、日々の授業の中

で、対話を通して課題を解決していくような、「主体的・対話的で深い学び」を踏まえた授業実践が、教員に求められております。そのため、現在、生徒が主体的に話し合ったり発表したりする場面を取り入れた授業の公開や、実際の授業をもとに教員同士が協議をする研修会などを通して、授業力向上や授業改善の取り組みを進めているところでございます。

○松村悟郎議員 次に、英語については、英語4技能を評価するようになるということですが、それに対する取り組みについて、教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 英語4技能を生徒にバランスよく身につけさせるために、先進的な指導方法についての研修を、全ての英語教員に対して実施いたしますとともに、生徒の言語活動を充実させるための研究校を指定し、大学等と連携した授業公開や研修等を実施しております。その中でも、「読む」「聞く」の技能に加えて、新たに評価される「話す」「書く」の技能を育成するために、生きた英語に接する機会となる外国語指導助手(ALT)を効果的に活用し、生徒が自分の思いや考えを話したり書いたりするような活動を、授業に多く取り入れるようにしております。

○松村悟郎議員 変更点に対する県教育委員会の取り組みについては、ある程度理解いたしました。しかしながら、大学入学共通テストを実際受験することになる現高校1年生、そしてその保護者は、大学入試制度の変更について、大きな不安を持っていることと思います。その不安を解消するためには、生徒に、大学入学共通テストに対応した学力を、全ての教科において身につけさせることが重要だと考えます。そこで、大学入学共通テストに必要な学力を身につ

けさせるための取り組みについて、教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 大学入学共通テストの導入は、高校と大学、そして、それをつなぐ大学入試が、連続したものとして一体的に変わる、大きな教育改革の一つであると捉えております。そこでは、社会とのつながりを意識しながら、未来をつくり出すための「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」などの学力が、生徒の発達段階に応じて求められております。

そのため、そのような学力を身につけさせる「主体的・対話的で深い学び」を踏まえた授業実践について、それぞれの教員が試行錯誤を重ねながら、日々の授業改善に取り組んでおります。県教育委員会といたしましては、生徒や保護者が安心して受験に臨めるように、大学入学共通テストを含む教育改革の動向を的確に伝えていくとともに、本県の生徒たちが、将来の夢の実現に向けて前進できるよう、全力で支援をしてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 今回は、大学入学共通テストへの対応について質問しましたが、この新テストが、変化の激しいこの社会を生き抜く力を身につけさせるための高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的な教育改革の一つであり、県教育委員会、高等学校・教員も、その対応に取り組んでいることがわかりました。単なる大学入試対策としての学力だけではなく、社会で生き抜く働く力を、宮崎の子供たちに身につけさせていただきたいと思っております。

次に、大人のひきこもりについてであります。

SNEPという言葉聞いたことがありますか。孤立した無業の人々の略語であります。20

歳から59歳の結婚したことがなく、学生でもなく、家族以外との人づき合いがない、孤立状態にある無業者と定義され、推定では160万人以上もいるとされています。中高年ニートよりも年齢層が広く、こうした方々は、そのまま年を重ねたとき、やがて親はいなくなり、貯金も尽き、場合によっては、生活保護を受ける可能性や、犯罪に巻き込まれるケースなども危惧されます。

SNEPは、外出する人も含まれているため、ひきこもりと完全に一致するものではありませんが、ひきこもりについては、30代、40代といった世代の増加が懸念されています。

小学校、中学校、高等学校の子供の不登校、ひきこもりについては、学校や地域内である程度の対策がとられていると思いますが、大人のひきこもりに対する対策はとられているのでしょうか。この問題を放置しておく、今後大きな社会問題となるのではないかと考えます。

そこで、大人のひきこもりの問題について、県はどのように認識しておられるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） これまでの内閣府の調査により、ひきこもりの長期化が認められているところでありまして、今後、30代以降のいわゆる大人のひきこもりの増加が見込まれております。ひきこもりは、本人だけでなく、家族や職場などさまざまな要因が複雑に絡み合っているため、その対応は難しくなっております。さらに、長期化するとひきこもりの状態から抜け出しにくくなるとともに、家族も高齢となり、収入が途絶えたり、病気や介護の問題が生じるなど、家族の孤立や困窮につながるおそれがあることから、社会全体で考えていかなければならない問題であると認識しておりま

す。

○松村悟郎議員 大人のひきこもりについては、該当する方々がどの程度いるのか把握することはなかなか困難であるとは思いますが、この問題を解決するためには、しっかり実態を把握した上で、今後の対策を講じていく必要があると思います。そこで、本県の大人のひきこもりの現状について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 本県では、平成26年度にひきこもり地域支援センターを設置し、本人や家族等からの相談に対応しているところであります。平成29年度に相談のあったひきこもりの方は84人であり、年代別に見ますと、20代が最も多く31人、率で37%、次いで30代が23人で27%、40代が12人で14%となっております。相談に来られない方の状況につきましては、把握することができないため、県では今年度、5月から民生委員の皆様にご協力いただき、ひきこもりの状態にある方の年齢や家族構成、ひきこもっている期間などについてアンケート調査を実施しているところでございます。

○松村悟郎議員 ひきこもりの方々や御家族の抱える問題は、さまざまなものがあると思いますし、また、ひきこもりが長期化するほど複雑な問題を抱えやすくなるでしょうから、対象者の状態に応じて適切な支援を行うことが、何より重要であると考えます。

そういう意味で、ひきこもり地域支援センターの役割は大変大きいものがあると思います。ひきこもり地域支援センターでは、相談者に対してどのような支援を行っているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） ひきこもり地域支援センターでは、保健師や精神保健福祉

士から成るひきこもりコーディネーターを配置し、電話や面接による相談に加え、本人の状況に合わせて、訪問による相談対応も実施しております。また、ひきこもりの方は、就労の問題や貧困、健康問題などさまざまな課題を抱えておられますことから、就労や生活面等の関係窓口を紹介するなど、きめ細かな支援を行っているところでございます。

○松村悟郎議員 ひきこもりの方々を支援するためには、まずは相談窓口に通っていただくことが必要でありますので、相談に来られない方々にどうやって働きかけ、把握していくかが重要だと考えます。現在も相談窓口の周知に取り組んでいるとは思いますが、ひきこもり状態にある方や、その御家族に対し、しっかり情報を伝えるとともに、相談がしやすくなるような工夫が必要ではないかと考えます。県内には、ひきこもり問題に取り組む民間団体もあると聞きますが、相談窓口に来られない方について、民間団体等と連携するなどして対応できないか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） ひきこもりに悩んでおられる本人や家族の中には、相談窓口の情報が届いていない方や、窓口を知っていても相談しにくい方もおられるのではないかと考えております。このため県では、ひきこもりの方や家族に接する機会のある民生委員に御協力をいただき、ひきこもり地域支援センターやその他の相談窓口の周知を図っていくとともに、民間の家族会とも連携しながら、相談会や学習会などの支援活動を行っているところであります。ひきこもりにつきましては、地域のさまざまな方がかわり、自立に向けての段階的な支援を行うことが大切でありますので、市町村や民間団体の御意見や、先ほど申し上げまし

たアンケート調査の結果を参考にしながら、効果のある対策について検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ひきこもりの高齢化が深刻になっております。支援団体「全国ひきこもり家族会連合会」の調査によると、ひきこもりの平均年齢は、10年前より4歳高く、34.4歳。当事者のいる家族の平均年齢も64.5歳。中でも80代の親が、無職で引きこもる50代の子の面倒を見る「8050」問題の実態把握も、課題となっています。長年ひきこもる息子の母親は「私が死んだら、この子の生活はどうなるのか」と、深い悩みを述べられています。

大人のひきこもりは、近年でこそ、テレビや報道でも取り上げられるようになってきましたが、相談の窓口に来られ、みずから解決への一歩を踏み出せる方は一部であり、それ以外の多くの方々が、私たちの身の回りに存在しているということ認識しなければなりません。

社会的孤立や排除に対して、「他人事ではない」という意識の広がりを期待し、注意深く丁寧に必要な対策を講じていくことが、社会全体の豊かさにつながると思います。また、そうなることを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分開議

○外山 衛副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕（拍手） 皆さんこん

にちは。宮崎のひなた、日高陽一です。

一般質問4日目、1週間で一番眠くなる月曜日の午後ですけれども、質問が子守歌にならないように頑張っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

午前中、松村議員からもありましたが、けさ、関西地区で震度6弱の地震が発生しました。被害状況が大変心配であります。きのうも、群馬県南部で震度5弱の地震。そして一昨日には、千葉県南部で震度4の地震が起きております。3日連続で大きな地震が起きております。先週火曜日には、宮崎市でも震度4の地震がありました。最近多発している地震ですが、南海トラフ大地震に備えて、しっかりと防災対策をしなければならないと思ったけさの地震でありました。

この防災対策といえば、我々の宮崎県においても、地震や台風などの自然災害への備えだけでなく、口蹄疫の備えも重要となります。

2010年の4月に本県で発生した口蹄疫は、29万7,808頭の命を奪い、経済損失額は2,350億円と言われております。畜産農家はもちろん、県内全域に大きな損害を出しました。この口蹄疫が発生する前には、韓国で口蹄疫が発生し、その後、この宮崎で大きな被害を残しました。衝撃が大きかったため、鮮明に覚えていらっしゃると思います。

宮崎県では発生当時、徹底した防疫対策が行われました。私も、車両消毒に参加いたしました。県民一丸となって取り組んだ防疫対策でしたが、口蹄疫発生から8年が経過する今、ゴルフ場などの防疫マットの不十分などところがあるとの話も聞いています。人の記憶は薄れていくものです。今、再び韓国や中国で、ことしに入ってから口蹄疫が発生しています。

私たちは、もう二度とあのつらい経験をしないためにも、改めて万全の防疫体制を考えなければならぬと思いますが、本県の水際防疫対策の取り組みについて、郡司副知事にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席よりお伺いいたします。(拍手)〔降壇〕

○副知事(郡司行敏君)〔登壇〕 お答えします。

韓国での口蹄疫の発生を受け、県では、畜産農家に対し、農場防疫の一層の強化を周知するとともに、空港、港湾、ゴルフ場等に対しましても、水際防疫の徹底を改めて依頼し、あわせて動物検疫所と連携して、海外渡航者に対する緊急的な啓発も実施したところであります。

また、毎年4月には家畜の「特別防疫月間」にあわせて、知事による水際防疫の協力要請を行っておりますが、宮崎空港では、独自に、国際線を初め全ての搭乗口に、消毒効果や歩行者に配慮した、液はね防止加工を施した幅の広い消毒マットを設置いただいております。また、動物検疫所におけるゴルフシューズの靴底消毒も実施されているところであります。さらに今回、私が要請に参りました宮崎カーフェリーにおきましても、車椅子利用者等にも配慮した消毒マットを通年で設置されており、しっかり対応いただいていると感じたところであります。

本県の空港や港湾におかれましては、このように全国のモデルとなる対応が行われておりますが、今後とも、防疫の基本となる農場防疫に加え、関係団体とも連携しながら、水際防疫の強化にしっかり取り組んでまいります。以上です。〔降壇〕

○日高陽一議員 ゴルフ場の玄関はもちろんなんですけれども、ゴルフシューズを履いてコー

スに出る裏口もしっかりと防疫対策をお願いしたいと思います。見えない悪魔。二度と同じ思いをしないように、引き続きよろしく願い申し上げます。

次に、農水産物の輸出についてですが、香港の知人が、宮崎出身の方の居酒屋「元気一杯」で「ひなたマルシェ」と称して、本県産の農水産物や加工品の直売会を行っております。非常に好評と聞いておまして、きのうは4回目の直売会が行われたようです。宮崎で育った元気いっぱいの農水産物が海外で人気が出ていると伺っておりますけれども、本県農畜水産物の輸出の現状について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 平成29年度の本県農畜水産物の輸出実績につきましては、前年度比135%の約46億4,000万円と、過去最高を記録したところでございます。

品目別に見てみますと、特に牛肉が、昨年9月の台湾での輸出解禁後、国内第1号で輸出するなどして、前年度比141%の約35億円と大きく伸びております。また、アジア各国で人気が高まっておりますカンショが、前年度比120%、海外でニーズがある有機栽培茶を中心としたお茶が、前年度比348%、養殖ブリが前年度比134%と、順調に伸びてきております。

今後とも、生産者や企業・団体等と連携しながら、さらなる輸出拡大に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 この伸びには、もちろん生産者、関係者の皆さんの努力もあると思いますけれども、県では4年前から輸出促進コーディネーターも配置されて動いています。

それぞれの国のコーディネーターが、それぞれのやり方で宮崎を売り出していただいている

とは思いますが、初めの配置から3年たった今、県産品販路拡大のための、県が海外に配置している輸出促進コーディネーターの成果について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、みやざきグローバル戦略に基づき、香港、シンガポール、北米、EU及び台湾の5つの地域に、現地に精通した輸出促進コーディネーター等を配置しまして、県産品の売り込みや、県内企業とバイヤーとのマッチング支援など、各市場の特性を踏まえながら、販路開拓に努めているところであります。

こうした活動により、例えば、香港におきましては、県北の3つの蔵元が連携したビール、焼酎、日本酒の輸出、国際見本市出展を契機とした県産豚肉の輸出につながっており、また、シンガポールにおきましては、現地百貨店に常設の売り場が設置されたことにより、カンショ、キンカン等の定期的な農産物の輸出が実現しております。

その他の地域におきましても、焼酎、漬物、日本茶等の輸出に向けた新たな取り組み事例がふえており、海外展開に取り組む県内企業が増加するなどの成果も上がっているものと考えております。

○日高陽一議員 いろんな難しい部分もあると思いますが、しっかりと連携して輸出拡大していただきますよう、よろしくお願いいたします。

現在どの業界も人手不足が大きな問題となっている中で、農業でも一層深刻な問題であると考えております。農産物の集荷場では、選別作業のパートさんが集まらず、大変苦勞されると聞いております。農家の方からも、高齢を理由にパートをやめられた後、募集しても応募

すらしてこないとの状況だと聞きました。人口減少が進行する我が国にとって、東アジアからの人材確保はとても重要なことだと思います。

農業における外国人労働者の雇用に関して、今後の取り組みについて農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県では、外国人技能実習制度を活用して、多くの外国人実習生が農業分野で受け入れられておまして、重要な役割を担っていただいていると考えております。このような中、昨年度の制度見直しにより、県を事務局とする第三者管理協議会を設置することで、農協等が実習生を雇用し、複数の農家で農作業実習をすること等が可能となりましたことから、現在、関係団体と協議会の設置に向けた検討を進めているところであります。

一方、国において、人手不足が深刻な農業など5分野を対象として、最長5年の就労のための在留資格を創設する方針が打ち出されております。県といたしましては、このような国の動きにも注視しながら、外国人を含めた労働力の確保について、関係団体と連携し、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 この宮崎県でも幾つか、外国人労働者を雇用している農家があります。繁忙期には本当に助かっていると喜ばれています。しかし、閑散期の、仕事がない時期の雇用がとても厳しいと伺っています。

宮崎の農産物がたくさん出荷される冬、北の方では積雪のため農業ができずに、出稼ぎに行くと聞いています。そういう地域と連携しながら、外国人の雇用ができないものかと考えています。国の制度の流れも注目しながら、検討をどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、近年、農業の新たな担い手の一角として、他産業からの農業参入の動きが見られています。全国で、量販店や飲食業者、農業機械も扱えるオペレーターを社員に持つ建設業者などが、新たな事業として農業展開しており、2009年の農地法改正後は、この数が急増しているようであります。

これら他産業からの農業参入について、本県の現状を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 他産業からの参入状況につきましては、平成30年1月1日現在、142法人が県内で農業経営を行っております。参入企業を業種別に見ますと、建設業が28%と最も多く、次いで食料品製造業が16%、農畜産物卸小売業が9%の順となっております。生産品目といたしましては、野菜と畜産で約8割を占めている状況でございます。

○日高陽一議員 さまざまな経営資源を持った企業が、この強みを生かして地域農業の振興に寄与していただくことは、ありがたいことではあります。農業に挑戦したのはよいものの、計画どおり収益が上がらず、すぐに撤退する事例が全国的に見られています。また、国が法人の農地利用に関する規制緩和を進める中、地域においては、地元の配慮を欠いた無計画な参入の増加を懸念する声も上がっております。

ただその一方で、地域と連携してモデル的な生産活動を行う優良事例も、県内各地に拡大しているとも聞いております。農業参入に対する県の支援状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業への参入や連携を志向する企業が、地域の農業者や農業団体等との連携を図りながら、担い手の一角として持続的かつ発展的な経営を展開すること

は、本県農業の成長産業化を図る上で大変有効な手段であると考えております。このため県では、参入企業と農業者の共同出資による新法人設立への誘導や、市町村・関係機関と連携した参入後のフォローアップなど、本県独自のきめ細やかな支援を行っているところであります。今後とも、他産業と農業・農村がお互いの強みを生かし、弱みを補完し合うようなパートナーシップを構築し、農業参入の取り組みが地域の新たなビジネスモデルの創出につながるよう支援してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 この経営ノウハウや資本力、あるいは農業に応用できる先進技術等を持った企業が、地域と調和を図りながら参入することは、本県の農業に大いに刺激になると思います。将来的に生産基盤の低下が懸念されていますが、地域農業との連携によるモデル的な参入事例が拡大していくよう、お願いしたいと思います。

続いて、本県農産物の栄養・機能性についてお伺いいたします。

今まで、ビタミンCの推奨摂取量は100ミリグラムであると言われていました。しかし、最近では1,000ミリグラム摂取するほうが良いと聞きます。健康目的では800ミリグラム、美容目的では1,000ミリグラムが適切とも言われています。

ビタミンCは免疫力を高め、風邪をひきにくい体質にし、ストレスに強くなり、美容効果もあるといいます。本県の農産物は、日照時間も長く、栄養価が高いと言われていますが、本県農産物の栄養・機能性を生かした取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 県におきましては、消費者の健康志向の高まりを背景に、平成17年から、県産農産物の栄養・機能性成分の

分析を進めているところであります。その結果、平成25年度に、お話がございましたけれども、ビタミンC含有量が標準より1.3倍多いことを特徴とする「ビタミンピーマン」を、平成26年度には1.4倍多い「ビタミンゴーヤー」を、ブランド商品として認証しているところであります。

また、食品表示法の施行により、生鮮食品において栄養・機能性表示が可能になったことから、昨年12月に、ピーマンでは全国で初めて、パッケージにビタミンCの栄養機能を表示した販売を開始したところであり、量販店からは、これらの商品の拡充を望む声をいただいているところであります。さらに、冷凍ホウレンソウにおいても、本年10月から、目の保護機能成分である「ルテイン」が含まれていることを表示した販売を予定しているところであります。

県といたしましては、これらの健康に着目した商品の充実を図るとともに、取引先や消費者に対し、その価値をアピールしながら、有利販売に生かしていきたいと考えております。

○日高陽一議員 このルテインもビタミンCも今、注目されている成分でありますので、しっかりとPRしていただきたいと思います。

ことしの春はとても暖かい日が続きました。そのせいなのか、水田では、例年以上にジャンボタニシも多く発生していると聞きます。

このジャンボタニシは、エスカルゴのように食用として国内に輸入されるようになりました。しかし、タニシなどと同様、体内に寄生虫を宿していることから、十分に加熱せずに食した場合、寄生虫が人体に感染し、死に至ることもあることから、現在では食用として使われることはなくなり、水田に大量発生しております。

1981年に台湾から日本へ持ち込まれたジャンボタニシですけれども、国はなぜ、寄生虫がある食材を輸入許可したのか疑問であります。このジャンボタニシは、若苗を食することから、早いときには5日で、植えた苗が田んぼから全て消えてしまうと聞いております。全てはなくならなくても、田んぼの1割、2割は既に食されているところが多く、特に面積の大きい田んぼでは打つ手がありません。

お米農家のジャンボタニシによる被害が今、とても多いと聞いておりますが、県内の発生状況と県の対応について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） ジャンボタニシの発生状況につきましては、県が5月に実施している定点調査によりますと、近年、減少傾向にございましたけれども、ことしは、過去10年間で生息密度が最も高く、発生面積も2番目となるなど、非常に多い状況にございます。

防除対策につきましては、例年、農業改良普及センター等が、作付前に実施する栽培講習会で、田植え後の水管理や農薬による駆除等の指導を行っておりますが、本年の状況を踏まえますと、発生前の対策や地域ぐるみの取り組みの徹底を図っていく必要があると、改めて認識したところでございます。このため、今後、農業共済組合等とも連携し、冬場の耕うん等の事前対策や、集落営農の推進を通じた用排水路の一斉駆除などの取り組みを強化し、被害軽減に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 沖縄で8ミリの悪魔と言われたウリミバエのように、撲滅させる作戦などがあればいいなと考えております。

ことしから、行政による生産数量目標の配分が行われなくなり、米の直接支払交付金が廃止

されたお米農家にとって、とても大きい問題であります。ぜひ、対応をよろしく願いいたします。

そして、きょう6月18日は、お米の日・おにぎりの日でもあります。お米は、脳の働きを活性化する役割を備えています。きょうは皆さん、御飯をおかわりしてください。

続きまして、宮崎駅西口の再開発についてお伺いいたします。

空の玄関である宮崎空港は、国際路線が3カ国合わせて週11便運航し、国内線もLCC2社が参入するなど、活気にあふれています。一方、陸の玄関である「駅」について、他県では既に駅前開発が進み、福岡はもちろん、隣県の鹿児島・大分でも駅に人が集まり、周辺の開発とあわせ、にぎわいを創出しています。

熊本県におきましては、来年2019年の夏に、都市計画による市街地再開発事業が開始し、2021年の春に、再開発ビルが開業予定であります。

この宮崎駅におきましても、2020年にJR九州と宮崎交通が共同で、複合商業ビル2棟を開発すると発表されております。ことし2月末に行われた会見では、JR九州の青柳社長が、「宮崎の玄関口にふさわしいものにしたい」、そして宮崎交通の菊池社長は、「共同開発で規模や内容を魅力的なものにでき、中心市街地の活性化に結びつく」と発言されました。

ここで、JR九州と宮崎交通による宮崎駅西口再開発に関連し、県としてどのようにかわっていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎駅周辺は、宮崎市の計画において、「憩い・交流する場の創出」や「まちなかを訪れる楽しさの創

出」を目指すエリアとして位置づけられております。今般の宮崎駅西口の再開発につきましても、駅前に創出される新たな人の流れを市の中心市街地活性化につなげていくことが期待されているものと認識しておりまして、今後、事業者から開発の具体的内容が示されていく中で、まずは宮崎市において検討が進められるものと考えております。県といたしましては、その状況を踏まえた上で、観光・物産面での県内への波及効果や、鉄道の利用拡大などの効果も期待されますことから、関係機関等と連携しながら対応していくことになるものと考えております。

○日高陽一議員 確かにこの開発は、中心市街地の活性化の起爆剤になり得ると考える方も少なくないと思います。しかし、他の地区の事例を見ると、この複合ビルの建設が確実に活性化につながるわけではないと考えております。

隣県のように、この複合ビル建設にあわせて、駅西口一体の再開発などが考えられますが、その一つが、天候を気にしない、にぎわい創出を目的とした「駅前広場」の開発です。駅前あたりの声を聞くと、大木で視界が遮られているイメージや、日が沈むと街灯が少なく、特に女性や子供から、歩くのが怖いという話も聞いたことがあります。「日本のひなた」らしい「明るい」「楽しい」駅前が、周辺を元気にするのではないのでしょうか。

また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックも開催されます。駅前のこの広場で、パブリックビューイングなども開催可能ではないのでしょうか。陸の玄関も、2年後のこの駅ビル開発と同時期に、全天候型の「駅前広場」を計画してはいかがでしょうか。そこには、セレモニーやさまざまなイベントに対応できる常設

のステージもあるといいのではと考えています。あわせて要望させていただきます。

ちなみに、鹿児島中央駅は年間355日、301回のイベントが開催され、84.7万人を動員したそうです。

次に、駅から西に伸びる高千穂通りについてお伺いいたします。

高千穂通りは歩道も広く、また景観もよく、イベントを行うには最適な場所だと思います。実際、過去には、みやざき観光コンベンション協会主催の「てげうま国際夜市」が開催。そして現在、神武大祭の広場、そして復活から5年を迎える宮崎の夏の風物詩「まつり宮崎」も開催されています。高千穂通りの広い歩道とその空間の利活用、例えばヨーロッパでよく見られるカフェなどの飲食店の前に椅子・テーブルが設置されたり、食の販売ブースがあったり、人々が回流、滞在できる空間を創出することができれば、西口に新たに生まれるにぎわいを市街地へと導くことができるのではないのでしょうか。

高千穂通りの歩道を、オープンカフェなどに利活用することはできないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 道路をオープンカフェ等の目的で使用するためには、道路法に基づく道路占用許可と道路交通法に基づく道路使用許可を受ける必要がございます。このうち、オープンカフェ等の占用許可につきましては、地域のにぎわいを創出するための道路空間を活用した地域活動として、国のガイドラインに基づき、許可を行っているところであります。具体的な事例としましては、県庁前の楠並木通りで開催されております朝市などがあります。なお、許可に当たりましては、申請者やそ

の目的が「公共性、公益性」を有していること、「地域の合意形成」がなされていることなど、一定の要件を満たすものについて認めることとしております。

○日高陽一議員 「公共性・公益性」「地域の合意形成」と、もちろんわかりますけれども、ヨーロッパでは場所代と地域限定のルールでカフェをすることも可能です。福岡の屋台などの例もあります。地域を盛り上げようと頑張っている事業者の皆さんもいますので、どうか御検討をお願いしたいと思います。

先ほど例に挙げました駅を中心とした、にぎわい創出の相乗効果を生み出すためには、今から、周辺の商店街や企業としっかりと連携を図ることが必要と考えますが、宮崎市の中心市街地の商店街振興について、県としてどのようにかかわっていくのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県といたしましては、地域商業の振興を図るため、県内全域で、商店街リーダーの育成や、店主の顔写真を店舗前に掲示します「顔の見える商店街づくり」に取り組むとともに、地域に出向いての意見交換会等を実施しております。このような中、宮崎市につきましても、「宮崎市中心市街地まちづくり推進委員会」や「D o まんなかモール協議会」に参画し、商店街の方々と一緒になって検討するとともに、街市を初めとした商店街のにぎわいづくりに対する支援を行っているところであります。今後とも、市町村や商店街等と十分に連携をしながら、地域の主体的な取り組みが一層進みますよう支援し、商店街の振興に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 現在、西口から町なかへ通じる県道「高千穂通り」には通り会（組合）が存在しません。県、市、そして駅西口に位置する

商工会議所がサポートし、高千穂通り沿いやその周辺、そして町なかの企業や大型店舗などが手を取り合い、今から意見交換の場を設けていくこともまた、必要ではないでしょうか。

この流れを組むことができれば、宮崎の陸の玄関として、ほかの商店街と連携し、橘通り駅前商店街、広島通り、そしてまた若草通り、一番街、ニシタチへのにぎわいも創出できるはずです。どうぞ御検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、観光スポーツ行政についてお伺いいたします。

とうとうあずに迫ってきましたワールドカップ2018日本代表初戦、コロンビア戦でありますけれども、楽しみにしていられっしやる方も多いのではないのでしょうか。そんなF I F Aワールドカップと同じぐらい盛り上がりを見せるのが、来年行われますラグビーワールドカップでございます。観客数が225万人、テレビの放送国は238とも言われています。第6回の大会の収益は約230億円、今やスポーツのイベントとしては、F I F Aワールドカップ、オリンピックに次ぐ世界で3番目に大きな大会となっております。

そんな大会が、この九州で行われます。このラグビーワールドカップに向け、本県はイングランド代表の公認チームキャンプ地に内定しましたが、日本代表の合宿誘致はどのようにしているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 来年のラグビーワールドカップの日本代表の合宿誘致につきましても、地元宮崎市等と一体となっていて、事前合宿の誘致に取り組んでいるところであります。その結果、先月27日から6日間、強化試

合のトレーニングとして、3年ぶりに宮崎合宿が実施されたところであります。県では、関係機関等と連携し、ウェートトレーニングの環境を整えるなど、円滑な受け入れに努めたところであり、ヘッドコーチなど代表関係者からは、宿泊地と隣接した充実した練習環境やトップアスリートに対応したおいしい食事など、改めて高い評価をいただいたところであります。

今後の事前合宿につきましては、日本ラグビーフットボール協会において、現在検討中と伺っており、前回大会と同様、再び宮崎で長期の合宿が行われるよう、積極的な誘致活動を続けてまいります。

○日高陽一議員 3年ぶりの宮崎合宿、実は私も見学に行ったんですけども、まだまだ日本にはラグビーの楽しさが浸透していないのか、ワールドベースボールクラシック侍ジャパンの1,000分の1ぐらいのファンしかいませんでした。ファンの応援で選手も強くなると思いますが、あれはプロ野球最下位のチームの2軍キャンプ以下の人数でありました。

報道陣は多いので、ぜひラグビーキャンプの情報も、しっかりと発信をお願いしたいと思います。前回大会では、この宮崎でキャンプを行い、好成績をおさめたラグビー日本代表です。

先日も宮崎の合宿後、大分銀行ドームで行われたテストマッチでイタリア代表戦に挑み、4つのトライを奪って34対17で快勝いたしました。2戦目は惜しくも負けましたが、縁起のいいキャンプ地として、毎大会この宮崎で行っていただくよう、しっかりと誘致をしていただきたいと思います。

さて、現在11月、2月と、スポーツキャンプで盛り上がる宮崎県であります。ラグビーはシーズン中でありまして。ということは、キャン

プは宮崎の繁忙期以外となります。

イングランド代表の公認チームキャンプ等を、今後、ラグビートップリーグの合宿誘致にも生かしていくべきだと思いますが、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） ラグビートップリーグの合宿につきましては、昨年度、NTTコミュニケーションズシャイニングアークス、パナソニックワイルドナイツ、宗像サニックスブルースの3チームを受け入れております。こうした中、来年、我が国で開催されるラグビーワールドカップにおいて、世界屈指の強豪国であるイングランドの公認チームキャンプ地に本県が内定しましたことは、国内屈指のラグビー合宿地として、本県を国内外に発信することにつながり、そのブランド力は大いに高まるものと考えております。今後は、これらの実績や受け入れで得たノウハウをさらに生かし、ラグビートップリーグの合宿誘致はもとより、キャンプの聖地としての宮崎をしっかりとPRしてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 このラグビーワールドカップを機に、必ずラグビーファンはふえてくると思います。ぜひ、ラグビーの聖地にたくさんのファンが集まるよう、お願いしたいと思います。続いて、昨年、大分の県議会議員の仲間から、キャンプ時期の宮崎県は本当にうらやましいと言われました。彼もホークスファンで、キャンプに行きたいけど、ホテルの予約がとれないみたいだから、まだ行ったことがないと言われました。

確かに、多くのファンでにぎわうキャンプシーズンですが、県内の宿泊施設の稼働率について、本県と全国の状況を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 国の宿泊旅行統計調査によりますと、平成29年の客室稼働率は、全国が60.8%に対しまして、本県は53.0%となっております。その中で、本県でキャンプシーズンの2月が、最も高い65.2%となっております。全国の同月は59.5%であります。一方、全国で客室稼働率が最も高くなるのは8月となっております、68.8%であります。本県は同月57.4%となっております。

○日高陽一議員 2月で65.2%と、3連休などは厳しいと思いますが、平日はまだ余裕があると思いますので、もっと宿泊客が訪れるようPRを行っていただきますようお願いいたします。

続きまして、2巡目国体に向けて、お伺いいたします。

先日、田口議員から、2巡目国体に向けた県有主要3施設の進捗状況について質問がありました。施設の配置や整備手法等について、随時検討を進めると答弁がありました。国体をきっかけに、これから先、宮崎県民のために、地域が活性化できるすばらしいものをつくっていただきたいと思います。私はハード面ではなく、ソフト面でお伺いしたいと思います。

「福井しあわせ元気国体2018」は、正式競技が37競技、特別競技が1競技、公開競技が4競技、デモンストラーションスポーツが36競技と、78競技が行われます。この多くの数の競技役員をそろえないといけないとなると、早めの準備が必要だと思いますが、2巡目国体に向けた競技役員等の養成について、現在どのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 国体の競技運営に当たります競技役員等の養成につきましては、競技会の円滑な運営や本県及び地域スポー

ツの普及・振興を図るためにも、大変重要であると認識しております。国体の開催には、多くの競技役員が必要になりますことから、現在、競技団体へのヒアリングや調査を実施し、有資格者等の把握などを行っているところでございます。今後、この調査結果等を踏まえ、県準備委員会において、協議役員に関する養成基本方針等を決定し、競技団体や関係機関と十分に連携を図りながら、計画的に養成していくこととしております。

○日高陽一議員 それぞれの競技団体で、活躍されているリーダーがいらっしゃると思います。しっかり見つけて、大会に備えていただきたいと思います。

国民体育大会は、全国から多くの選手団が訪れます。今回の大会は、県内全域でそれぞれの競技が行われますが、選手・役員の宿泊、輸送について、今後どのように対応していくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 国体の本県開催では、選手・役員を初め、大変多くの来県者が見込まれますことから、宿泊、輸送等については、重要な課題であると認識しております。選手・役員の宿泊、輸送に関しましては、先催県の例では、臨時駐車場の設置やシャトルバスの運行などが行われておりますので、本県でも同様の対応を検討する必要があるものと考えております。本県におきましても、宿泊場所や移動手段、駐車場の確保など、開催地であります市町村を初め、関係機関・団体と十分連携を図りながら、受け入れ体制の準備に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 最近あった冬季オリンピックでは、バス停で何時間も観客や選手を待たせたというトラブルが発生いたしました。このよう

なことがないよう、対応をよろしくお願いたします。

国体の後には、全国障害者スポーツ大会が行われます。国体とは、競技種目によってルールが変わります。選手の育成はもちろんですが、競技役員や審判もしっかりとした育成が必要だと思いますが、全国障害者スポーツ大会の本県開催に向け、選手の育成や競技役員の養成にどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） まず、選手の育成につきましては、県障がい者スポーツ協会と連携しまして、優秀な選手や指導者を招聘しての実技講習会の開催や、活躍が期待される選手の国内外の大会への参加を支援することにより、競技力向上を図っているところでございます。また、競技役員につきましては、主に県体育協会加盟の各競技団体に審判等の協力を仰ぐこととなりますので、今年度より計画的に、各競技団体役員を全国障害者スポーツ大会へ派遣しまして、障がい者スポーツのルールや運営等について理解を深めていただくことにしております。これらの取り組みを進めながら、選手の育成や大会を円滑に運営できるような体制整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 障がい者スポーツは、選手によっては一人で移動するなど困難なことがあるため、コーチがペアで行動をとります。選手参加支援を行っているようですが、できれば支援は2人の支援をお願いしたいと思います。県内にも、2020年パラリンピックを狙える選手がいます。ぜひ、競技力向上のためにサポートをお願いしたいと思います。

続きまして、「エレクトロニック・スポーツ」についてお伺いたします。略してeスポ

ーツ、これはいわゆるゲームスポーツであります。

世界には、この日本の人口よりも多いアクティブユーザーの数がいると言われています。昨年8月にアメリカで開催された「The international 2017」は、eスポーツ史上最高の賞金総額約26億円がついたそうです。

2019年開催の茨城国体では、eスポーツ大会を開催すると発表がありました。本県でもeスポーツ大会の開催を検討してはいかがでしょうか。総合政策部長にお伺いたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） お話にありましたように、来年度、茨城県で開催される国体におきましては、国体開催の機運醸成やスポーツ文化等の普及啓発を目的に、「文化プログラム」として、都道府県対抗eスポーツ大会が開催されると伺っております。eスポーツは、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉えたものでありまして、近年は、スポーツ競技会として大会も開催されております。本県で開催する2巡目国体に向けましては、茨城県やその後の開催県の取り組み状況も参考にしながら、県民運動や文化プログラム等による大会の開催機運を盛り上げる取り組みについて、検討してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 世界では既に人気が高まっているこのeスポーツ大会ですけれども、室内の大会ですので、天候は関係ありません。

宮崎県の閑散期であります5月、6月に、このeスポーツ大会を開催するのはいかがでしょうか。ぜひ御検討いただきたいと思います。

続いて、総合型スポーツクラブについてお伺いたします。

先週、後藤議員の質問で、新潟県見附市のス

スポーツ推奨する活動を3年間続けた結果、スポーツ実施者と非実施者とは、医療費が年間10万円も抑えられたというエビデンスのお話がありました。この金額を県民の数字にすると、とても大きな金額となります。県内でも、総合型地域スポーツクラブなど、地域の活性化のために多くの方に御尽力いただいておりますけれども、クラブの設立が困難な地区もあると聞きますが、県下全域に総合型地域スポーツクラブの設立が進まない理由についての見解と、既存のクラブに対する支援の状況について、お伺いいたします。教育長、お願いいたします。

○教育長（四本 孝君） 総合型地域スポーツクラブは、地域住民により自主的・主体的に運営されている、スポーツを核としたコミュニティークラブでありまして、現在、県内に31のクラブが活動しております。その設立が県下全域に進まない理由といたしましては、クラブ設立のキーパーソンとなる人材が少ないことや、活動する場所の確保の問題、それから、会費を払ってスポーツをするという意識が住民に定着していないことなどが考えられます。既存のクラブに対する支援につきましては、クラブをマネジメントする人材に対し、運営や企画に関する研修会を開催するとともに、クラブを訪問し、情報提供や助言等を行っております。また、ホームページや県政番組等による広報や、県内全ての公立学校へリーフレットを配付するなど、クラブの認知度を高める取り組みも進んでいるところであります。

○日高陽一議員 スポーツランドみやざきです。観光スポーツはもちろんですけれども、健康スポーツにも力を入れていただきたいと思っております。

続いて、環境森林行政についてお伺いいたし

ます。

平成27年度、松くい虫の被害量が、前年度の1.3倍となる約5,000立方メートル、7万7,000本の被害が出ました。特に被害の大きかった宮崎市では、前年度の1.8倍となる4万3,000本の被害が出ました。当時、ボランティアの皆さんが、土日を返上して松くい虫の被害に遭った木を伐倒するなど対応していただき、心から感謝をいたします。

3年たった今、さまざまな対策がとられてきましたが、この松くい虫被害状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県民有林の松くい虫の被害量は、近年3,000立方メートル台の横ばいで推移しておりましたが、平成25年夏の猛暑などの影響により、松くい虫に対する抵抗力が弱まったことなどから、被害量は急激に増加し、お話にありましたように、平成27年度には、約5,000立方メートルの甚大な被害となったところです。このため県では、これまでの薬剤防除や被害木の伐倒駆除に加えまして、28年度から、ラジコンヘリによるきめ細かな薬剤散布や、これまで十分な対応ができなかった海岸林周辺における民家の被害木処理などにも取り組んできたところであります。その結果、28年度の被害量は約2,800立方メートル、29年度には約1,300立方メートルまで減少するなど、一定の取り組み成果があらわれてきたものと考えております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。この海岸保安林は潮害、風害から農地や居住地を守る重要な役割を果たしています。さらに、美しい景観を維持したり、野生生物の生息場所ともなっておりますので、こうした保安林としての機能が発揮できますよう、松林が維持されるこ

とをお願いいたします。

続きまして、スポーツランドみやぎきでスポーツが盛んに行われていますが、このスポーツの基本となるバランス感覚を養うためには、幼少期にはだしで駆け回り、足の裏の筋肉を刺激することが大切であると聞いたことがあります。はだしになれる場所としては、芝生の張ってある公園があると思います。しかし、この公園で子供たちがはだしで駆け回ることが難しくなっています。原因は、芝生の中に急増してきている帰化植物メリケントキンソウです。この植物は、種子にとてもかたいとげを持ち、これを踏むと足に激痛が走ります。急激にふえているこの外来種の雑草をこのまま放っておくと、駆除をすることが大変難しくなると思いますが、外来植物であるメリケントキンソウについての県の対応を、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） メリケントキンソウは、公園や広場などの明るい場所に生育する南アメリカを原産とする植物です。特徴として、5月から6月にかけて果実にかたいとげを持つことから、芝生などで手をついたりして触れると、肌に刺さってけがをすることがあります。このため、県のホームページを通じた注意喚起に加えて、公園等の管理者や市町村、小中学校等にチラシを配付して、公園等の芝生に入るときはとげに注意することや、種を拡散させないため、靴底などの確認も周知しているところがあります。また、公園等でメリケントキンソウが確認された場合は、施設の管理者に、除草などの適切な駆除を要請しているところがあります。今後とも、外来植物等につきましては、関係する県の出先機関などと連携して、県民の皆様の相談等に対応してまいりたいと考え

ております。

○日高陽一議員 メリケントキンソウを放っておきますと、日本のひなた宮崎で、芝生の上でごろごろ、ひなたぼっこができなくなってしまうかもしれません。子供たちがはだしで駆け回ることができる環境を整えることが、スポーツの基本であるバランス感覚を養う上でも大変重要だと考えておりますので、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

最後になります。先週、スポーツ議連会長であります丸山会長から報告がありましたが、宮崎県野球チームが見事優勝しました。丸山議員がさらっと述べましたので、ちょっと時間をもらいまして。攻撃的には、有岡先輩であったり凶師先輩がホームラン。そして決勝では野崎先輩が猛打賞ということで、本当に大活躍でございました。1回戦では鉄壁の守りでノーヒットノーランでございました。これの半分がサードゴロだったんですけれども、何と横田先輩、ノーエラーでさばっていただきました。ちょっと残念なエラーが2つあったんですけれども、エラーというのは野球につきものでございます。この2つのエラーがなければ完全試合だったとは、これっぽっちも思っておりません。実は、そのエラーをしたお二人が、きょうは誕生日でございます。重松先輩、西村先輩、誕生日おめでとうございます。

以上をもちまして、質問の全てを終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛副議長 次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕（拍手） 郷中の会の有岡でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢であります。

知事の政治信条として、「対話と協同」「徹底した現場主義」に取り組むとあり、さらに「責任」と「クリーン」など、知事の公式サイトで示されています。しかし、現在の知事の決断である国体施設整備における県有施設の分散整備については、競技団体や選手等にいまだ理解が得られておりません。現場の声の一番地は、競技者であり大会を支える競技団体であります。

今回の整備候補地の山之口運動公園を見た県外の方からも、「なぜ宮崎県はあの場所を選んだのか理解できない。何らかの国でいうそんなくがあるのか」と聞かれました。また、延岡市の方からも、「市の体育館の方がいいんだ。県の体育館はいらない」と、そういう声も聞きました。現在の状況を続ければ、本県のスポーツ振興は厳しさを増し、チーム宮崎として発展することはありません。

そこで、知事の現場主義・対話と協働を掲げる中で、現在の状況をどのように受けとめられ、その責任についてどう考えるか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、昨年11月に引き続きエコクリーンプラザみやざき問題について、知事にお伺いいたします。

平成21年2月17日、財団法人宮崎県環境整備公社臨時理事会の中で、議題として刑事告発・告訴について協議されています。議事録を拝見すると、2名の理事より、「宮崎市と宮崎県から派遣されていた職員から意見陳述等の場があつてしかるべきではないか」という意見が出されています。また、理事長の発言でも、「いろんなその工事の過程で、業者なり、コンサルタントの方から、「このまま工事を続ければ、当然、地盤沈下が起こる」、あるいは「ス

レーキングが起こる」という提案が再三再四なされております。しかしながら、その提案について、どのような協議が公社の中で行われ、意思決定されたかわからない」という発言がされております。

さらに理事から、平成17年当時の完成検査に立ち会った職員が責任を負わされることは、スケープゴートみたいになる可能性がある、と、意見されております。

実は、その前日2月16日に、関係市町村長会議を県庁講堂で開催し、刑事告発について知事より説明されています。当時、副知事として同席された河野知事も聞いておられるように、宮崎市では、職員や公社の幹部からも話を聞き、当時のエコクリーンが操業開始しなければならぬ中、追い込まれた状況の中で、何とか関係市町村に迷惑をかけないように必死にいろいろな対策を講じたとあり、犯罪認識というのはさらさら感じられないと発言がありました。

そこでまず、県から派遣している職員当事者から現場の話聞く必要があつたと思われまふ。また、控訴審の公判が7月23日に延期されているようです。そこで、今後どこかの時点で直接、当事者から話を聞くことが大切ではないかと思われまふ。対話と協働を掲げる知事の御所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、質問者席より再質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。まず、国体の施設整備についてであります。

2巡目国体を契機としました今回の施設整備につきましても、市町村や競技団体など、さまざまな団体からさまざまな要望などを伺つたと

ころであります。この施設整備は、将来への大きな投資となるものでありまして、今回の投資を、国体及び全国障害者スポーツ大会の開催だけでなく、国体後も見据えながら、本県の将来にいかにつなげていくのかといった視点が重要であると考えたところでもあります。さまざまな要素を総合的に勘案し、県の整備方針として決定したものであります。

まだまだ整理しなければならない課題も多々ありますが、今後も引き続き、地元市等、競技団体等と十分に連携しながら、全県的なスポーツ振興、地域振興を図る基盤としての整備にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、エコクリーンプラザみやぎ問題についてであります。

この問題につきましては、当時、地元住民や関係市町村などから不安の声が上がり、早急に説明責任を果たすことが求められていたところでもあります。また、当時は、さまざまな情報や憶測が錯綜し、公社や県への信頼が揺らいでいる中で、客観性や公平性を保ちつつ独自の内部調査を続けることには限界があり、十分な調査や問題解決が図られない状況でありました。

このため県では、弁護士等の専門家から構成される外部調査委員会を設置し、客観的・専門的立場から、事実の調査、問題点の抽出・整理などを行っていただくとともに、責任の所在についても明らかにしていただくよう委ねたところでもあります。この調査委員会におきまして、当事者を含む公社役職員や業者などから、事実申立書を受領し、事実聴取を行うなど、私としましては、十分かつ丁寧な調査を進めていたところであると理解しているところでもあります。

最後に、エコクリーンプラザみやぎの当事者からの聴取についてであります。当事者や現場の声に耳を傾けるということは、大変重要なことであると考えておりますが、この「エコクリーンプラザみやぎ問題」につきましては、当時、外部調査委員会において、客観的・専門的立場から丁寧に当事者の話を聞いていただいた上で、調査結果を取りまとめていただいておりますことから、その調査結果は重く受けとめなければならないものと考えております。

このことから、外部調査委員会の調査結果を受け、この問題の原因究明や責任の所在を明らかにすることを第一に、公社が平成22年4月、設計・施工監理及び盛土施工業者を相手に、損害賠償請求訴訟を提起したところでもあります。現在、控訴審において訴訟が継続中であることから、状況を見守ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 答弁ありがとうございます。さて、全国ニュースでは、森友問題・加計学園問題やパワハラ・セクハラなど、政治や行政に対する不信感が広がっております。さらに、地方でも同じような事案が起こり、昨日は静岡県伊東市の前市長が収賄容疑で逮捕されるなど、さらに不信感が広がっております。

そこで、山之口の施設整備に当たり、以前からまことしやかにささやかれていることがございます。「運動公園周辺の土地を購入することが既に決まっていた。だから……」、そういう話を今もよく耳にするわけでございます。

行政に対する不信感から出てくる話なのかわかりませんが、クリーンを掲げる知事の政治姿勢において、土地購入への御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先ほども答弁したとこ

るであります。この県有主要3施設の整備方針につきましては、国体の開催のみならず、地域振興や国体後を見据え、地元市などからの要望も踏まえて、総合的に判断をして決定したものであります。今後とも引き続き、地元市などと十分連携を図りながら、検討を進めてまいります。

○有岡浩一議員 次に、「エコクリーンの真実27」が、多くの皆さんの手元に届いていると思いますが、問題が起こる背景には、必ずその原因とプロセスがあります。今後とも、関係者とともに動向を注視してまいりたいと思っております。

次に、3番目の県有スポーツ施設整備について、総合政策部長にお伺いいたします。

まず、主要3施設の整備以外に、県が整備を行う施設にはどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 2巡目国体に向けて県が整備を行いますのは、県有の体育施設でございますが、主要3施設以外では、自転車競技場やライフル射撃場など、老朽化が進んでいるもの等につきましては、改修等の検討が必要であると考えております。

○有岡浩一議員 今、御紹介がございましたが、老朽化が進んでいるものということで、まず、現在の県体育館、これは当分の間使用するというお話があるようですが、既に50年経過している施設であります。体操やクライミングなど多くの対策が必要であります。また、県総合運動公園の施設も同じように古くなっております。さらに、公園内にあります児童遊園の中では、遊具が幾つか置いてありますが、「この遊具は使えません」と張り紙がしてある、このような現状でございます。日常の保守

点検が必要である中で、なかなか整備ができないというのが現状のようでございます。

これまで、さまざまな整備補修がおくれてきていたものを、今回の国体整備ということで一斉に整備し、またこの古い施設もさらに継続するために補修をします。そういった大きな原因が、これから財政的にも負担がふえてくると考えております。その中で、再度、総合政策部長にお伺いいたしますが、プールについては、県有地につくる予定であると考えておりますが、現在の予定では延岡市、都城市の土地を市よりお借りし、県のスポーツ施設を整備することになっておると理解しておりますが、他県においてそのような事例があるのか、お教えいただきたいと思っております。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 昨年、国体が開催された愛媛県の場合で、松山市の中央公園があるんですけれども、そちらの方に同様に整備した事例や、また、今後ですが長野県におきましても、同様の事例があると聞いております。

○有岡浩一議員 そういった長い期間、市有地を県が施設整備としてお借りする場合、例えば定期借地権の設定、20年とか50年とかいろいろございますが、そういったことを今後、協議されていくんだらうと思っておりますが、そのように分散型による管理箇所がふえていくということは、当然、維持管理費が拡大するということでもあります。そういった意味では、市との調整により施設の財政負担がどの程度軽減されることになっているのか、その協議内容をお伺いいたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 宮崎市に建設の場合でも、木花総合運動公園以外の場合は同様のことにならうかと思っておりますけれども、現

在、都城市、延岡市等、地元市との役割分担につきましても、施設の維持管理を含めまして、これまでも随時協議を進めてきているところでございますが、今後、さらに十分に地元市等と連携しながら、協議・検討を行ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 再度、部長にお伺いしたいと思いますが、地元の利用者、現在使っている、山之口でしたら総合運動公園、それから市の体育館の話がありますが、そういった方たちに対して、市の担当者を通じて話をしている、ということ、僕は以前から県がしっかり説明をすべきだと申し上げております。そんな中で、県の説明がまだ行われていない段階で、既に場所を決めてしまうということは、将来、用地交渉の関係、道路の関係、いろいろこれから整備しなきゃいけない場合、県の負担がふえるということ。そういったことは想定されていないのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 先ほど、知事からも答弁いたしましたけれども、県有施設3施設の整備方針につきましては、国体の開催だけではなく、地域振興や国体後を見据えまして、地元市などからの要望も踏まえ、総合的に判断し決定したものであります。地元住民や利用者への説明につきましては、まずは地元市が主体となって動いていただいているところであり、今後も引き続き、地元市などと十分連携を図りながら、施設整備の内容や必要な支援策等について検討を進めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 それでは、具体的にお伺いしたいと思います。前回の一般質問の中で、延岡市の体育館利用については、延岡市で利用不安解消について、3つぐらいの案があり、答弁の

中で、県として大会・行事等の調整方針を含めて十分協議検討するとありましたが、現状はどのような協議がなされたのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 新設する体育館で、規模の大きな大会等を開催する場合には、施設の利用調整を行うこともあるものと考えておりまして、このことにつきましては、これまでも延岡市にお伝えしてきているところがあります。その上で、極力、市民の利用が制限されることのないよう、その対策について延岡市と検討しているところでございます。

○有岡浩一議員 いずれにしても、そういった姿が、現在の利用者の中にまだまだ見えてこない、大変不安があるということで、そういったさまざまな声が届いているんだと思っております。そういった意味では、やはりできる限りできないところをしっかりと整理する必要があると思っております。前回、私の方からは競技団体の理解を得られないのではないかというお話をしました。そのときの質問への答弁では、競技団体と意見交換をしながら団体の理解を得たいということをお答えされてはいますが、どのような意見交換会を行われたのか、部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 競技団体や各自治体ともこれまで意見交換を行ってきておりますけれども、今後も引き続き、いろいろな課題につきましても、しっかりと意見交換を行いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 どうしても私のところには「協力はできないんだ」という声が届くものから、これは何とかせないかと。そういった意味では、各団体との話し合いをしっかりと

やって、理解を得る必要があると思っております。

次に、再度質問をいたしますが、議会への説明資料の「整備候補地の概要」では、「陸上競技場・県総合運動公園や体育館錦本町県有グラウンドでは、競技団体の意向に沿う形であり、協力を得られやすい」と掲載されています。今回、別の候補地となったということは、ある意味、競技団体の協力は得られにくいということのを了承済みであるということでしょうか。部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 今回の整備方針につきましては、競技団体から、地域によっては会場地までの距離が長くなり、選手や審判、補助員等の移動に時間と経費の面で課題があるといった意見は聞いているところであります。一方で、県央部だけでなく、県北や県西地域における今回の整備に対する期待の声も、競技団体から寄せられております。

いずれにいたしましても、施設整備を進めるに当たりましては、競技団体の不安等を軽減していくことが重要でありますので、引き続き競技団体の意見をお聞きしながら、地元市とも十分連携し、支援のあり方等について、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 やはり現場を支えていらっしゃる方たちの姿をもっともって見ていただいて、この方たちの力添えなしには今後はできないということを申し上げておきます。

教育長にお尋ねしたいと思います。私は、30年以上競技役員として大会に携わった経験者として申し上げますが、現在の課題は役員の確保・若手の養成、そういったものなくして宮崎のスポーツ振興は図れないという現状を感じております。役員の確保、そういった視点で教育長

の御所見をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 競技役員を計画的に養成していくということは、県大会等の円滑な運営や本県スポーツの普及・振興を図るためにも、大変重要であると認識しております。

そのため来年度、本県で開催されます全国高校総体南部九州大会の9つの競技におきまして、役員の養成を進めており、今後は、2巡目国体における役員養成に、しっかりとつなげてまいりたいと考えております。こうした取り組みの成果を引き継ぎ、2巡目国体終了後も円滑な大会運営が継続できるよう、県体育協会等と連携しながら、競技団体による幅広い年代の役員養成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今後、競技力向上に取り組まなければならないと。先ほどは障がい者スポーツも支援をしていかなければいけない、そのような各競技団体の力を借りていかなければならない中で、まずは指導者の確保・配置など課題が山積しております。県民の参加と盛り上がりをつくっていくための取り組みを、今後とも、教育委員会におかれましてもお願いしたいと思っております。

次に、知事に再度お伺いいたします。

今回の施設整備計画は、ある意味、隘路にはまっている状況だと思っております。それぞれの立場で考え方が違うかもしれませんが、私は、このように競技役員として携わる人間として、いろいろな方の意見を聞きますが、厳しい意見をたくさん聞いております。そういった意味では、国体後の宮崎のスポーツ振興を考えたときに、どれだけの人材が今後協力していただき、盛り上がっていただくんかどうかということを大変危惧している一人でございます。

す。そういった意味で、10年後の宮崎のスポーツ振興、そしてスポーツの発展に、宮崎県知事として、河野知事の10年後の責任として、知事の覚悟をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 今回の施設整備の方針につきましては、国体後等も見据えながら、過去の施設配置の上書きにとどまることなく、スポーツランドみやぎの未来を切り開いていく、そのような考え方のもとに県の整備方針として決定したものであります。

まだまだ整理しなければならない課題も多々ありますが、今後とも引き続き、地元市と、また競技団体等とも十分に連携しながら、全県的なスポーツ振興、地域振興を図る基盤としての整備に、責任を持ってしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 私は、前日も申し上げたように、財政的な硬直が今後顕著になってくるだろうと思っておりますし、先ほど申し上げたように人材が不足すると。そういう大きな課題を持った中で、今回、中途半端な形での整備をするんじゃなくて、関係者といま一度、世界に通用する宮崎のブランディングというものをやっていただきたい。そうすることで、今回のスポーツ合宿もそうですが、視点は世界に通用するものでなければいけないと。そういう大きな目標を持って取り組まなければ、宮崎の将来のスポーツランド、そして県民の盛り上がりには欠けていくんじゃないかと危惧しておりますので、ぜひとも関係者との話し合い、協議、そういったものを、もっともっと積極的にやっていただきたいと思っております。

次に、障がい者スポーツに入っていきますが、全国障害者スポーツ大会へ向け、団体競技の育成など課題解決がまだまだ見出せていない

状況だと思っております。そのために、活動拠点としてどのように施設整備を行い、活動を継続されていくのか、福祉保健部長に御所見をお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 障がい者スポーツの種目の中には、競技者が少なく、チームを編成することができない団体競技もありまして、その要因の一つに、活動場所の不足があるものと伺っております。このため、今後整備を進める体育施設におきましては、障がいのある方や高齢の方など、幅広い方が利用しやすいバリアフリーの施設づくりに努めることとしております。全国障害者スポーツ大会には、全国から多くの障がいのある選手や役員が来県されますので、多目的トイレやエレベーター、車椅子使用者用の観覧席の整備など、大会に参加する全ての人に配慮した体育施設となるとともに、大会終了後は、障がい者のスポーツの拠点ともなるよう、担当部局とも十分に協議してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 学校現場、特別支援学校等の現場では、そういうスポーツに親しめる環境がこれから充実してくるだろうと思っておりますが、実は、高等学校を卒業した後、社会人になってから、どのようにスポーツとかかわっていくのかというのが課題だと思っております。そういった意味では、障がい者スポーツに参画しやすい環境整備が必要であり、継続した活動の中から、その方たちが新しい指導者に育っていく、そういうよい循環が生まれると考えますが、福祉保健部長に御所見をお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 障がい者スポーツを振興する上で、あらゆる世代の方がスポーツに参画しやすい環境整備を図ることは大

変重要であります。特に、部活動でスポーツに取り組んできた特別支援学校の生徒は、卒業後の練習場所や指導者の確保に苦慮しておりますことから、競技力の高い選手を育成するためにも、卒業後のスポーツ活動の機会を確保することが重要な視点であると考えております。このため県では、年に3回、特別支援学校の生徒や卒業生を含む社会人などを対象に、陸上、バスケットボールなどの競技会や体験教室を開催しまして、世代の異なる選手や指導者との交流を図っております。今後は、この取り組みをきっかけに、障がいのある方が日常的にスポーツに取り組める仕組みを構築できますよう、特別支援学校と卒業生を初めとした社会人との連携のあり方についても、関係者と協議してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 続きまして、人材育成について再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

公立学校法人宮崎県立看護大学は、人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材育成に、公立学校法人として取り組まれています。しかし、29年度卒業生の県内就職率は昨年度41.1%となっております。ここ数年、下がってきている状況です。人材確保が求められる中、現状について、担当部としての御所見をお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 宮崎県立看護大学は、「県内就職率50%以上」との数値目標を掲げて大学運営を行っておりますが、議員御指摘のとおり、昨年度の県内就職率は41.1%となっており、目標には達しておらず、県としても改善が必要だと考えております。

この状況を踏まえまして、大学では、県内就職率を高めるために、多くの県内出身者に入学してもらうことが重要であると考え、推薦枠の

拡大などの入学者選抜方法の見直しに取り組んでおられます。また、学生に対しましては、県内の病院に勤務中の卒業生との交流会や、県内医療機関による合同就職説明会等を開催しておられます。

県としましては、県内就職率の高い他県の大学の状況も参考にしながら、関係団体とも連携して大学を支援し、県内就職率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 次に、大学のガバナンスについて、教職員の退職の現状についてお話しさせていただきます。29年度学長以外に5名の教職員が退職されております。60名の教職員のうちの5名であり、内訳は現職1年目1名、2年目が2名、3年目が2名ということです。

大学に赴任して1年から3年の早期退職者が多いことは、大学にとっても現役の学生さんにとってもよいことではありません。現在、どのような取り組みを行い、その指導を行っているのか、再度部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、宮崎県立看護大学の地方独立行政法人化に伴い、平成28年度に、知事の附属機関として、外部学識経験者5名で構成する評価委員会を設置しております。この評価委員会では、教育の実施体制はもとより、業務実績についての評価や、大学法人の中期目標についての意見をいただくことになっております。県としましては、評価委員会の評価などを踏まえ、必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 公立大学法人としてスタートしたわけですが、日本大学ではございませんが、教職員・学生の皆さんを大切に育てていただけるよう、理事長や事務局長の手腕に期待したいと思っております。

続いて、先日、商工建設常任委員会で成長期待企業2社を訪問し、取り組みについて伺ってきました。共通していたことは、改善提案制度など職員同士の働きやすい環境づくりでありました。

そこで、総務部長にお伺いいたします。人材を生かす取り組みとして、職員が活発に意見が言える風通しのよい職場づくりとして、どのような取り組みがあるのかお伺いいたします。

○総務部長（畑山栄介君） 多様化・複雑化する県民ニーズに的確に対応していくためには、職員の持つ能力を最大限に引き出し、互いに成長を支え合う職場づくりが重要であると考えております。庁内でも、職員提案制度である「かえるのたまご」を実施しているほか、各所属における職場環境の改善事例として、担当の垣根を越えた実務研修や輪番制の職員スピーチ、朝礼の実施や所属長からのメッセージの発信などを通じて相互理解を深め、率直に話し合える職場づくりに取り組んでいるなど、他の所属の参考となるさまざまな取り組みが行われているところであります。現在進められている「働き方改革」におきましても、このような事例を広く庁内に紹介し、各所属において、職員が自由闊達に意見交換できる風通しのよい職場づくりに自発的に取り組む機運の醸成に努めていきたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、働きやすい環境として、風通しのよいという話もございましたが、実は先ほどの2つの会社の中では、例えばアニバーサリー休暇のように、何らかの記念日、例えば誕生日とか結婚記念日など、有給休暇をとりやすい、アニバーサリー休暇を職場の話題とするなど、働きやすい職場づくりに取り組んでいらっしゃると思います。県においても、このアニバ

ーサリー休暇などを職場の中で検討していただければありがたいと思っております。

ところで、職員が自由に活発に意見が交換できる風通しのよい職場づくりとありましたが、先ほどエコクリーンプラザみやぎき問題で、現場の話を聞いてほしいと申し上げましたが、現在、どのような派遣職員の取り扱いに関する協定書になっているのでしょうか。以前は分限及び懲戒についての条文がありましたが、問題が起きたときには職員がしっかりと話ができ、安心して職務に専念できる協定書となっているのか、再度、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（畑山栄介君） 公益的法人等への職員の派遣に当たりましては、職員の身分等を明確にするため、派遣先法人と協定書を締結してございまして、この中では、「分限及び懲戒については、県と派遣先法人が協議するもの」としておるところでございます。

○有岡浩一議員 続いて農政水産部長に、家畜排せつ物法施行状況についてお伺いいたします。

まず、前年度の家畜排せつ物等による通報の実態と対応についてお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 平成29年の畜産環境問題に関する通報は123件で、内容別に見てみますと、悪臭に関するものが55件、水質汚濁が19件、害虫発生が11件、これらの内容が複数にわたるもの等が38件となっております。通報があった場合は、農林振興局等が、市町村や関係機関・団体と連携して早急に現地の状況を確認し、原因の究明と改善に向けた技術指導を行うとともに、通報者への対応状況の報告と、改善に至るまでの状況確認を行っております。また、内容によっては、施設・機械の改修等、抜本的な対策を講じる必要があるものや、水質

などの分析に基づき、改善経過を調査しながら長期的に対応していく場合もありますので、そのような案件につきましては、継続的に指導を行っているところであります。

○有岡浩一議員 次に、昨今、県の指導だけでは、なかなか改善されない場面が報告されております。地域の畜産環境改善だけでなく、現場の生産者のためにも指導体制の強化が必要ではないかと考えますが、具体的な指導体制強化について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 畜産経営の規模拡大等が進む中、本県畜産の安定的で健全な発展を図っていくためには、周辺環境に十分に配慮した環境対策が求められておりまして、生産現場での指導体制を強化することは大変重要であると考えております。このため県では、堆肥化や浄化处理技術、臭気対策等、分野別の研修会の開催や、民間のコンサルタントを活用した実践研修等により、市町村や関係団体を含め、指導員のレベルアップに取り組んでいるところであります。また、地域だけで指導困難な案件につきましては、県の関係課、畜産試験場、団体等で構成する「宮崎県畜産環境技術支援チーム」も現地に赴きまして指導しておりますが、畜産環境問題も複雑化・多様化しておりますので、今後は、専門家の御意見等を取り入れるなど、指導体制のさらなる強化を図り、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 続きまして、6番目になりますが、河川工事について、県土整備部長にお伺いいたします。

以前から事業損失補償については、課題だと思っております。例えば、工事終了後に、家屋調査による補償額を受け取っても、実際に補

修工事を見積もると3倍以上かかるという事例がございます。

そこで、29年度以降の河川改修工事において、事業損失補償を行った件数と補償を行う際の補償額算定の考え方をお伺いいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 平成29年度以降に河川改修工事に起因して事業損失の補償を行った件数は、2事業の18件であります。公共事業の施工に起因して発生した地盤変動等により、建物等に損害が生じた場合には、国が定める要領に準じて補償額を算定しています。

事業損失補償の考え方としましては、原則として、損害等を生じた建物等を従前の状態に修復し、または復元に要する費用を補償することとしています。具体的には、建物等の損傷の程度に応じて、建物等の損傷箇所を補修する方法や構造部を矯正する方法、あるいは、建物等を復元する方法のうち、技術的、経済的に合理的と認める費用を算定し、補償することとしております。

○有岡浩一議員 やはり工事の実施に当たっては、第一に事業損失補償が生じないような事業にすべきであります。そういった意味で、工法の選定を含めどのような取り組みを今後行うのか、部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 工事の実施に当たりましては、事前の調査や設計の段階で、地盤及び周辺の家屋や施設など現地の状況を十分に把握した上で、新工法も含めた工法検討を行い、安全性や経済性など、総合的な観点から最も適した工法の選定を行っているところであります。しかしながら、工事の施工中におきまして、当初の想定と現地状況に相違が生じ、被害発生のおそれがある場合には、再度、工法を検討するとともに、関係住民へ現場状況

等の説明を行い、御理解をいただきながら、工事を進めることとしております。

県では、職員の技術力を養成するため、各種研修会等の開催及び現場での指導など、人材育成にも組織的に取り組んでいるところであり、今後とも、職員の技術力向上に努めるとともに、適正な工法の選定を行い、円滑に工事を進めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひ、このような事例の一つの参考にしながら、職員の皆さん方の技術力向上に、伝えていくというんでしょうか、そういった場面を教えていくというようなチャンスとして捉えていただきたいと思っております。地域の皆様方からは、公共工事で完成しましたので、大変感謝の言葉をいただいております。細かい質問ではございますが、ぜひ事前調査の段階、準備工の段階から、環境に応じた十分な対策を考慮していただくことを強く希望しておきます。

次に、皆伐による災害について、環境森林部長にお伺いいたします。

近年の伐採現場において、災害の発生するリスクがある現場がふえております。住宅地の周辺であったり、通学路の近くであったり、災害発生時には人命にかかわるケースもあります。森林伐採による災害発生を防止するためには、現場の伐採業者の理解と協力が不可欠であります。県の指導と取り組みについてお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 県では、市町村、森林組合等と合同で、伐採現場のパトロールを地域ごとに毎月行いまして、適切な伐採方法を指導するとともに、豪雨が予想される場合には、市町村等と伐採跡地の巡視を行い、土砂や林地残材の流出が懸念される箇所について

は、伐採事業者に対し、流出防止対策等の直接指導を実施しております。また、NPO法人「ひむか維森の会」が、環境や災害防止に配慮した「伐採搬出ガイドライン」を定めておりますことから、県では今年度から、県内の素材生産団体が伐採事業者に対し、このガイドラインを広く普及するための取り組みに支援を行う予定であります。県としましては、これらの取り組みを通じて、森林伐採による災害の防止に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひ、このNPO法人「ひむか維森の会」、こういった活動をもっともっと広めていただきまして、業者の皆さん方のスキルアップ、そして環境に配慮した取り組みをお願いしたいと思っております。今回、質問の中で出させていただいておりますが、再発防止と自伐型林業、これは環境に配慮した自伐型という表現で今、全国で取り組んでいらっしゃると思います。そういった自伐型林業の取り組みも、今後期待したいと思っております。

次に、8番目になりますが、健康長寿日本一について、福祉保健部長に再度お伺いいたします。

健康長寿の全国順位が今回、女性が4位から25位と大きく後退しています。この結果についてどのような課題を認識されているのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、「健康寿命男女とも日本一」の目標を掲げ、官民一体となって健康づくりの取り組みを進めてきたところではありますが、前回調査から大きく順位を下げたことは、大変厳しい結果と受けとめているところでございます。健康寿命を伸ばすための主な課題としましては、まず、高齢者世代の健康づくり、次に、若いころからの正し

い生活習慣の定着、そして、健康への関心が低い働く世代の健康づくりであると認識しているところでございます。

○有岡浩一議員 今、答弁されましたように、若いころから取り組むこと、そして働く世代が健康づくりに取り組んでいくことが、長い目で見たときに、宮崎県が健康寿命日本一、健康長寿日本一という目標に近づく方法だと思っています。そういった意味では、若い世代から取り組むということが必要だと思いますが、具体的な今後の取り組みについて、福祉保健部長に再度お伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、昨年度、健康づくりの指針である「健康みやざき行動計画21」を見直し、これに基づき、健康寿命日本一の実現に向けた取り組みを推進することとしております。

まず、高齢者世代でございますが、運動機能が低下すると介護リスクが高まることから、今年度、モデル市町村におけるロコモ健診を実施するなど、ロコモ予防に取り組んでまいります。次に、若いころからの正しい生活習慣の定着に向け、野菜を積極的に食べる「ベジ活」や、塩分を工夫して減らす「へらしお」など、食生活の改善を促す取り組みを進めてまいります。さらに、働く世代では、従業員の健康を経営資源と捉える、いわゆる「健康経営」の取り組みを、商工団体等と連携しながら、事業主へ啓発していきたいと考えております。

今後とも、これらの取り組みを積極的に進め、健康寿命日本一の実現を図ってまいります。

○有岡浩一議員 ベジ活という言葉、よく耳にはするんですが、農業生産が大変高い宮崎において野菜の摂取が少ないという矛盾した現状で

ありますが、つくっているとなかなか食べないということもあるのかもしれませんが、身近にこれだけおいしいものがある。特に東京あたりに行かれると、宮崎の野菜が置いてあると、「あ、宮崎の野菜がある」と大変喜ばれます。そういった意味では、宮崎の野菜がおいしいということ、我々県民も自覚する必要があると思いますし、これだけおいしい野菜や食というものがある宮崎が幸せだと、そして健康につながるんだという意識というか、自信というか、誇り。そういったものを県民に広く周知していくことが、これから健康寿命日本一を目指す中で、意識を変えていくという、そういった取り組みを、県が先頭に立って牽引していただきたいと思っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、9番目になります。シンボルキャラクターについて、商工観光労働部長にお伺ひいたします。

みやざき犬、よくイベントには参加していただいておりますが、各地のイベントで、子供たちには大変人気であります。そして、いろいろなバリエーションがあります。私も毎年、孫とともに楽しませていただいておりますが、このシンボルキャラクターとしてのみやざき犬、ことしは、いぬ年としてさらなる取り組みが期待されますが、今後の展開をお聞かせください。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 本県のシンボルキャラクターであります「みやざき犬」につきましては、「踊れるゆるキャラ」ということで、県内外で親しまれているところであります。この「みやざき犬」のファンをさらにふやしていくため、お話にありましておおり、本年は特にいぬ年企画として、「みやざき犬の絵描き歌」を作成し、動画を配信いたしますと

もに、名刺、記念ステッカー等を作成し、イベント等で配布しております。また、リニューアルした新宿みやぎ館KONNEのデジタルサイネージを活用いたしまして、みやぎ犬の動画等の放映を行っており、通行されている方々の注目を集めております。今後、新たに、写真を主体とするSNSを活用した情報発信に取り組むとともに、香港、台湾はもとより、その他の海外の地域においても、「みやぎ犬」を活用した本県のプロモーションの展開を検討してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今後、海外での取り組みということもお話がありましたが、まず宮崎の中で継続しながら、このシンボルキャラクターというものを活用していく。そうすることによって、今の子供たちが大きくなったときに、宮崎のイメージとしてこのキャラクターをずっと愛していくというんでしょうか、そういった継続していくことが大事だと思っておりますので、ぜひ、いろいろなバリエーションをふやししながら、今後とも広く取り組んでいただくことを強く要望しまして、最後の質問に移らせていただきたいと思っております。

警察本部長に、警察署整備計画についてお伺いいたします。

毎回のようにこの質問が出てくるわけではございませんが、平成25年度に、宮崎県における警察署のあり方について提言を受けております。このときには、えびの警察署におきまして耐震強度の課題があるという表現で検討されております。そして先月、無事落成式も終えることができ、えびの警察署が新しく移転・新築されまして、動き出しております。大変ありがたいことだと思っております。

そこで次は、となりますが、今後は、御存じ

のとおり都城警察署、日南警察署が全国1位・2位に古い警察署となっております。また、地元の高岡警察署は、周辺住宅の整備が終わりまして、現在、排水ポンプ横の最も低い位置となっております。そのため、大雨のたびに浸水被害が懸念されるという状況であります。特に平成17年の台風14号の際には、1階部分がほとんど浸かってしまうという、そういった経験もございます。そういった意味では、県内の全ての警察署の、または関係するもの、そういったものを計画的に取り組むためには、まず整備計画を立てなければならないと思うんです。そうしないと、今後の整備というのが、いつまでかかるんだろうか、今後どうなるんだろうかということに住民の方も心配する中で、目標がつかれないということになっております。

そこで、現在の整備計画について、現状を踏まえた上で、警察本部長に計画をお伺いしたいと思っております。

○警察本部長（郷治知道君） 警察本部では、昨年度、御指摘のとおり耐震性に問題がありました、えびの警察署を整備したところでありますが、このほかの警察署の建てかえにつきましては、現在のところ具体的な整備計画はございません。警察署の整備につきましては、厳しい財政状況ではありますが、治安基盤及び防災活動の拠点としての機能を十分に発揮できる施設を整備するという観点から、機能に支障がある警察署を最優先として、順次整備していきたいという方針であります。

○有岡浩一議員 優先的に云々という話があったんですが、いずれにしても、計画をつくって毎年毎年要請しながら取り組んでいく、そういう計画をつくるという最初の基本的な部分を取り組まなければならないに進まないと思っております。

すので、財政が厳しいということは重々承知しておりますが、計画をつくるということから、皆さん方に努力していただきたいと思っております。

質問項目は全て終わりましたので、私なりに幾つか紹介させていただきたいと思っております。

小林市出身の、大蔵省主計局長を経て第23代の日本銀行総裁になられました森永貞一朗氏、今、小林市に森永貞一朗記念館がございます。その胸像には、宮沢喜一氏が書かれた文字が刻まれておりますが、この関係で、森永氏について、野村證券の元会長であります瀬川氏がこうおっしゃっています。「人間は、大局に目の届く人は小さいことに気がつかない。小さいことに気配りできる人は大局に目が届かない。しかし、森永さんは大局に目が届く上に、小さいことにも気配りができる得がたい人物である」と評されております。

ぜひ知事におかれましては、大局的なもの、そして現場という身近なところ、そういった大局的なところをしっかりと見ていただきたいと思っております。今の中途半端な形ではいかんと思っております。そういった意味では、現場の声を聞きながら、そして大局的なものを目指していく、そういう人物だと大変期待をしておりますので、そういった視点でやっていただきたいと思えます。

上杉鷹山公の話もよく出ております。やはり米沢藩の100年間の計画を立てるということで、今の米沢藩というものが、上杉鷹山公以降発展し、また「興讓館」といった学問にも力を入れてこられたという話を皆さん方よくされております。

もう少し時間がありますので紹介させていた

だきますが、先日は小林市の西諸フォレストパークに行ってまいりました。ヒノキ林の中に整備された簡易舗装のトレイルパークであります。この簡易舗装の際には県にも大変お世話になったということで、感謝されておりましたが、このような地元でできる新しいスポーツ、新しい環境を自分たちでつくっていく、そういう民間の力をこれからは引き出すような施策も大切だと思っております。

また、この前は、プライベートでカナダのビクトリアに行ってまいりました。ここにはブッチャート・ガーデンというところがございます。これは個人の方が整備された植物園ですが、今はその地域の大きな宝として、100年以降たった今も、観光地として生かされております。

そのように、民間の力を生かすことも、これから行政に求められる大きな課題でございます。どうぞ現場の声を聞きながら、大きなビジョンを県民にうたっていただき、県民の力を集約する、チーム宮崎としてこれからも頑張っていくことをお誓い申し上げまして、知事にまたエールを送らせていただいて、質問とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○外山 衛副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時44分散会

6月19日（火）

平成30年6月19日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
選挙管理委員長	吉瀬和明
代表監査委員	高橋博
人事委員会事務局長	原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	川野有里子
議事課主任主事	三倉潤也

○**蓬原正三議長** これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして一言申し上げます。

昨日の大阪府を震源とする地震によりまして、多くの方々が被害に遭われました。また、複数の方がとうとい命を落とされました。本県議会は、この地震災害によりまして亡くなられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

◎ 一般質問

○**蓬原正三議長** それでは、本日の日程は一般質問及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、西村賢議員。

○**西村 賢議員**〔登壇〕(拍手) おはようございます。本日は、足元の悪い中、傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

そして今、議長から御挨拶がありましたとおり、昨日の大阪府で起こった地震に対して、私からもお見舞いを申し上げます。

1995年の阪神・淡路大震災を思い出しました。非常に多くの被災者を生んだわけですが、それから20数年がたち、その教訓が活かされていたのかと思いますが、昨日の被害を見ますと、その教訓も多少は活かされていたのではないかなと思ったところであります。

私も、非常食であったり、また、地震対策というものを改めて見直さなくてはならないと思ったところであります。

さて、これまで多くの質問が出ました。重複する質問を避け、また通告しておりましたワクモ対策は割愛し、委員会等にて質問することと

いたします。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

県の許認可について伺いますが、本県の経済活性化のため、県はさまざまな経済対策を打ち出し、農林水産業、商工業、観光業など、産業活性化策を、知事を先頭に推し進めています。

経済活性化を考えるときに、公共事業によるインフラ整備や補助金等による産業活性化策などもありますが、近年は、国や地方の厳しい財政状況から、公共投資の伸びはほとんど期待できない状況にあります。また、本県や市町村の経済対策の多くは、企業誘致、観光客誘致、スポーツ大会誘致、移住政策などを積極的に行っております。その効果を全て否定するわけではありませんが、ほとんどが呼び水の政策であり、県外資本や県外の人など、他力本願の部分も大きく、情報発信やニュース性はあるものの、他県との競争も厳しく、現実的には地域経済への波及効果として、大きな伸び代は期待できないと考えます。

地域経済活性化には、家屋建設や店舗開設などの個人投資、企業の設備投資や工場立地などの企業投資が大きく影響します。県内でも日々、個人や企業により事業計画がなされており、それらの事業実施に際しては、県による許認可が伴うものがほとんどであり、多くの県職員が、それら民間投資を前提とした「許認可の相談」を毎日のように受けています。

建設や開発に関する許認可の採択は、公害や乱開発を防ぐなどの観点から、法令や規則に従うべきであることは当然であります。人口減少など社会情勢の変化、県民ニーズの変化にも対応していくべきと考えます。職員みずからが相談を受けている案件によって、地域の発展にどれほど寄与するのか、どれほどの雇用が発生

するのか、県職員が意識することで、結果は大きく変わると思います。

私は県民から、「行政の許可の判断が出るのが遅い」「紙での提出書類など手続きが煩雑」「相談しても担当者がよくわかっていない」「どうして同様のケースで許可がおりないのか」などの相談を受けることがあります。県民から見て行政の許認可権限というものは大きな壁でもありますし、またそこに県民感覚とのずれも感じます。

そこで、まず知事に、県の許認可が本県経済に与える影響力についてどのように考えているかを伺います。

以降、質問者席にて質問を行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

行政上の許認可制度は、県民の権利保護や生活上の安全の確保といった観点などから設けられており、法令による申請等の所定の手続を要するものであります。

このことにより、例えば乱開発や公害の発生など、重大な社会的・経済的な損失を防止する意義があるものと考えておりますが、一方で、申請者におかれましては、事業計画の変更を要したり、許認可を受けるまでその目的を遂行できないなど、経済的影響を含む一定の制約が生じることもあります。

このため、許認可事務の運用に当たりましては、そのような影響があることも認識をしながら、法令等の範囲内で、丁寧かつ的確に手続を進めることが肝要であると考えております。以上であります。[降壇]

○西村 賢議員 関連して質問を進めます。

次に、職員の人材育成、研修について伺いま

す。先ほどの許認可業務を扱う県職員の意識とともに、許認可の可否を判断するスキルは当然求められます。また、許認可業務経験者と、新たに新規でその仕事につく担当者などのレベルに合わせた研修も必要となると思います。

許認可を求める民間企業や県民は、対応した職員を「プロ」として見るために、時には民間のスピード感覚や経営状況から厳しい注文をつけることもあると思います。許認可を行う部署に経験のない職員を配置した場合に、その職員自身にも大きな負担と重圧がかかり、メンタルダウンなどにつながりかねません。

過去を振り返ると2006年4月に、県現業職が任用がえで、一般職と同じ仕事をするようになりました。多くの現業職が土木事務所の管理部門に異動になり、それまでの現業職員がすぐに職務に対応することには、大きな困難があったと思います。それから10数年がたちましたが、それらの経験をもとに人事課サイドは研修等にも努力してきたと思います。許認可業務に携わる職員については、県民サービスの向上を意欲した積極的な対応が必要とされますが、人材育成の取り組みについて、総務部長に伺います。

○総務部長(畑山栄介君) 県職員の人材育成につきましましては、職員一人一人が意欲を持って業務に取り組み、個々の能力を最大限に発揮できることが重要であるという考えのもと、「人材育成基本方針」を定めまして、自治学院研修や自己啓発の推進、人事評価制度を活用したOJTなどにより、意欲と能力を持った職員の育成に取り組んでいるところでございます。

御質問にありましたように、社会構造や経済情勢が変化する中で、それぞれの許認可制度の趣旨を踏まえつつ、県民の利便性向上や事業活動の活性化を図るためには、業務に携わる職員

の意識が重要であると考えております。

今後とも、業務遂行能力にすぐれた、プロ意識の高い職員の育成に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 すばらしい答弁だと思えます。そのとおりになるようにしていただきたいと思えます。

若手職員が出先の事務所等で経験を積むことは、本県にとっても非常に有益なことでありますが、県民はあくまで職員をプロとして相談していることを忘れてはいけないと思えます。

一方で、それぞれの職員みずからが担当する仕事が、いかに経済活動につながり、雇用確保や地域活性化など社会に貢献しているのか、職員の「やりがい」につながる研修がなされているのか、まだ疑問も残ります。職員が「やりがい」がある仕事だと考えれば、相談者に対してもポジティブに対応できるのではないかと。前例踏襲で「だめだ」というよりも、「どうにかしてできないか」と思うポジティブな考え方に職員がなってほしいと思えます。

次に、許認可の中で、最も地域経済や人口流出に影響するのが、調整区域撤廃や農地転用であると考えます。

私はこれまでも、過疎地の人口流出に歯どめをかけるために、農地や調整区域の住宅地などへの転用を進めるべきと訴えてきました。もちろん優良農地をあげるわけではなく、今行政が動けばなんとかその地域が立ち直るかもしれないという地域を指しております。また、南海トラフ地震対策として、県民個人が高台への住居移転を行っています。沿岸部では住宅地の不足は現実にあります。

昭和63年に都城市が線引きを廃止した前例を見てみました。未線引き都市では通常3,000平方

メートル未満の開発建築行為については許可不要ではありますが、乱開発防止のために規定を1,000平方メートル以下に厳しく規制するなどして、線引き撤廃を行いました。少し古いですが、そのことを研究した宮崎大学の研究論文によりますと、「旧調整区域の人口減少の緩和が見られ、過疎化問題は一応の成果を上げた。その分、中心市街地の再立地が停滞気味」とまとめています。しかし、これこそ、より環境のよく地価の安い郊外を求めた結果であるとも言えますし、現在の都城市・三股町地域の人口減少が少ないことで、対策に大きな効果が出ているとも言えます。

当時の都城市や県などでも多くの賛否や議論があったと思いますが、過疎地域を初めとする県下多くの集落で、人口減少や人口流出、地域の経済活性化が課題となっている今こそ、具体的かつ現実的な課題解決に乗り出すべきであり、まだこの許認可で対応が間に合う地域であれば、地域経済を活性化させ、人口流出に歯どめをかけられると思えます。

農地転用の許可要件についてはさまざまな法律条件があると思いますが、農地転用についてどのように考えるか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農地法は、農業生産の基盤であります農地を確保することを目的としておりますが、土地の効率的な利用を図るために、一定の条件のもとで農地転用の許可ができるようになっております。

農地転用の許可に当たりましては、農地の広がりや営農条件など優良農地として保全すべきか否かを基本に、事業計画の妥当性や周辺農地の営農への影響の有無など、農地法で定める基準により審査し、判断することとなっております。

す。

なお、農畜産物処理加工施設などの農業の振興に資する施設につきましては、優良農地においても転用可能であります。一般住宅や店舗などにつきましては、先ほど申し上げました農地法で定める基準に基づき、個別に判断することになります。

○西村 賢議員 この法律も当然、農業の発展のためには必要な法律であると思います。逆に一方で言えば、人口流出が著しい農村部に対しては、重い規制であることを忘れてはならないと思います。また、都市部に近いところでも、この規制があるためになかなか住宅立地が進まない。ましてや農家の息子さん、跡取りが必ずしも農家を続ける時代でもなくなりました。そういった場合には、農地に住居を建てることが非常に困難である現実があることを、執行部はしっかりと認識をしていただきたいと思っております。

次に、市街化調整区域における開発行為等の許可要件や、社会情勢等の変化を踏まえた今後の対応について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 市街化調整区域は、都市計画法により、市街化を抑制すべき区域とされており、開発行為等により無秩序な市街地化の拡大につながらないように、法第34条第1号から第14号まで許可要件が定められております。例えば、市街化調整区域に住みたい方が、土地を取得して住宅を建てるためには、その土地が、市街化調整区域に指定された際、地目が宅地であり、かつ、一定の集落内にあること、または、法第34条第11号に基づく条例で指定した区域内にあることなどが要件となります。しかしながら、市街化調整区域の土地利用につきましては、人口減少など、社会経済状況

の変化を踏まえて対応する必要があるため、法の趣旨は踏まえながら、許可要件の緩和について、関係市町との勉強会を開催するなど、検討を進めているところであります。

○西村 賢議員 この質問は、ほかの議員の方からも出ておりますし、また、しっかりと前向きに考えていただきたいことでもあります。先ほど言ったように、乱開発を進めろというわけではないんですけれども、実際の県民のニーズということもしっかりと把握していただきながら、考えていただきたいと思っております。

関係市町村との勉強会というものも、中身の濃いものにしていって、しっかりとこの地域を開発してやっていけるということがあれば、規制を撤廃していくことも重要だと思いますし、先ほど申し上げた都城市の例もございします。非常に当時は重い決断だったと思います。しかし、結果的に私ども日向市とか延岡市の調整区域が多く残っている地域に比べて、非常に人口が残っているわけです。そういういい前例も出してあるわけですから、しっかりと、そこも参考にしていきたいと思っております。

今のやりとりを踏まえて、また再度、知事に質問をいたします。本県の地域経済の活性化、人口減少の課題については、全庁を挙げて取り組んでいると思いますが、これまでのやりとりを見ても、社会情勢の変化に対応が追いついていないとは思えません。今回の指摘について知事はどのように考えるか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 農地転用や開発行為等の許認可につきましては、先ほどそれぞれの所管部長がお答えしましたとおり、関係法令にのっとり、地域の実情を踏まえながら、丁寧かつ的確に運用していくことが求められております。御質問にありましたように、社会構造や経

済情勢が大きく変化する中で、行政ニーズや県政の課題もますます多様化・複雑化しております。

私は日ごろから、職員に対し、許認可行政も含めて、実務を行う上では、現場の声によく耳を傾けるとともに、視野を広く持って、県の活性化に向けてなすべきことを組織全体で考えていくよう求めているところであります。今後とも、プロ意識の高い職員の育成に努め、県庁全体の総合力を高めていきますとともに、県民の皆さんと向き合い、人口減少問題を初めとする困難な課題にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、知事が職員の方々にそのように訴えていただいているのは非常にありがたいこととあります。それがしっかりと浸透していくように——特に人口減少対策、地域経済活性化というのは、一番重い2つのテーマだと思います。しっかりとした、現実的な、具体的な策を——県の許認可ですから、県が動けば、県がやろうとすればできることであります。他力本願ではなくて、宮崎県が行政としてできることも踏まえてしっかりとやっていただきたいと要望しておきます。

次に、鉄道の利用促進について、質問を続けます。

5月30日、J R九州は、九州7県が3月のダイヤ改正で削減された便の復活などを求めて提出した特別要望書について、6月中旬までに各県や関係市町村へ回答する方針を明らかにしました。本県は日豊線、吉都線、日南線の3路線で運行区間の復活や車両編成の維持を求めています。J R九州からの回答があったのかということと、この件に関しての知事の所感を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 先月、九州各県とともに行ったダイヤ改正の見直しの要望に対しまして、正式な回答はまだありませんが、J R九州は昨日、7月14日からのダイヤ改正を発表し、県内の路線では、車両数の削減で一時、混雑、遅延が発生しておりました吉都線や日豊本線の一部につきまして、2車両編成を継続することが示されたところであります。

また、J R九州から、ことしの秋以降、吉都線や日豊本線の一部で、学校の試験期間などにおける臨時便の運行について、検討していきたいとの意向が示されたところであります。

しかしながら、九州各県とともに要望してまいりました、削減された便の復活について、今回のダイヤ改正で対応していただけなかったことは、大変残念に思っております。

県としましては、利用者の利便性が改善されますよう、J R九州に対し、今後とも地元の声を届け、減便の見直しを求めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 鉄道の利用促進を考える上では、少子化が進み、高速道路の整備が進む本県にとっては、具体的な利用客拡大というのは難しいかと思えます。しかし、先ほどオープンした延岡駅のエンクロスや宮崎駅前の再整備、小林駅周辺整備もですが、明るい材料がないわけではありません。

鉄道に乗るだけではなく、駅の商業施設等の利用を推し進めていくことも、一つの活性化策であります。そのためにも、都市部では当たり前になった、SUGOCAなどのICカードの普及も必要だと思いますが、現在、県内では佐土原一田野、宮崎—宮崎空港間でしか利用ができません。今後の利用可能エリア拡大について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） お尋ねのJR九州の交通系ICカード「SUGOCA」についてであります。これは、平成27年度に宮崎駅を中心とする12駅に導入されまして、県民はもとより、県外からの観光客、ビジネス客などの利便性の向上が図られたところであります。

しかしながら、利用可能エリアが宮崎地区のみであるため、その導入効果は限定的なものにとどまっているものと認識しております。

このため、利用エリア拡大につきまして、要望を続けているところでありますが、昨年10月には、郡司副知事とともにJR九州本社を訪問いたしまして、「宮崎県鉄道整備促進期成同盟会」からの要望として、直接お願いをいたしたところであります。

県としましては、今後とも沿線自治体等と連携しながら、JR九州に対し、引き続き、粘り強く要望を行ってまいりますとともに、JR九州の投資意欲を喚起することも重要でありますので、県内鉄道の利用促進にも一層取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 まだ私の地元日向市駅でも使うことができないんですが、逆に、地域外から来た方には「使えないの？」と、物すごく驚かれますし、宮崎空港であったり、宮崎駅であったり、ICカードを使って入られた方が、その後、駅員の方と色々なやりとりするのを聞くときも、時々あります。そういうのを見ると、非常に寂しい思いもいたしますし、また、利用拡大のためにも、これじゃ進まないなという思いもあります。日向市駅にも1つ2つ、ICカードを使える自動販売機があるんですけども、なかなか使っている光景が見られないのも、残念なところでもあります。ぜひ、このICカードの普及が進みますように、できるだけ早

く県内一円に広がるように、要望したいと思っております。

次に、新幹線整備と鉄道高速化について質問予定でしたが、田口県議の質問と重複しますので、割愛をいたします。一言だけ。本県も東九州新幹線や、鉄道高速化の夢を絶やすわけにはいきません。次の世代にしっかりと引き継いでいくためにも、国やJRへの要望だけではなく、知事を先頭にしっかりと行動を起こして、続けていただきたいと思います。

次に、株式取得について質問いたします。県内の電車の減便やダイヤ改正などさまざまな合理化は、JR九州が民営化したことにより、より株主への配慮や、営利を目的にした運行管理が行われることは、これまでのやりとりを見ても現実的にあります。JR九州自体の事業別売上等を見ても、鉄道などの運輸サービスによる売上は全体の4割強と、流通外食や不動産事業など6割弱が既に鉄道以外の売上となっており、今後は本県の鉄道事業に対してどれほどウエートをかけてくれるのか不安な部分もあります。本県の鉄道の利便性を維持していく上で、今後は、JR九州への要望を含め、沿線自治体との協力体制や県民への利用促進策などもJRと協力して行っていく必要があります。本県がJR九州との関係性を築いていく中で、JR九州の株式取得を考えてはどうか、河野知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県の鉄道を取り巻く状況が厳しい中で、その維持・充実を図っていくためには、JR九州と密接な関係を築くことが重要でありまして、今後ともしっかりと意思疎通を図り連携を深める、そのような取り組みをしてまいりたいと考えております。

御指摘がありましたような、県内の幾つかの

自治体のように、JR九州との関係性を築くため、株式を取得することも一つの手法ではありますが、株主として一定の権限を行使するためには、相当数の株式を取得する必要があります。また、仮に相当数に満たない株式を取得したとしても、株主平等原則により特別な扱いは期待できないため、現時点では、県として株式取得は考えていないところであります。

今後引き続き、沿線自治体と一体となって、利用促進の取り組みを推進するとともに、JR九州としっかり連携してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 株式取得に対しては、非常に消極的であると思えますけれども、相手も民間企業でありますし、株主の言い分を聞かなくてはいけない株式会社でありますから、そのことを含めて、関係性をより密にするという手法の一つとして申し上げたところであります。ほかで株式を取得している自治体もあるということでありましたので、そういうところの経過も見ながら、今後も検討を続けていただきたいと思えます。

次に、アユの資源管理について質問いたします。

五ヶ瀬川水系のアユの資源管理で、五ヶ瀬川水系のアユを守ることが、環境保護や観光産業への影響も含めて大きな課題であることは言うまでもありません。五ヶ瀬川のアユが激減し、県は平成28年度から、「五ヶ瀬川水系のアユ資源回復に向けた取組方針」に基づき、内水面漁協や海産稚アユ採捕業者など、関係者による総合的な取り組みを行ってまいりました。平成29年の2月からは延岡湾への採捕停止に踏み切り、アユの資源回復の状況が目標値にいまだ及ばないことから、来年からは門川、日向の漁協

も海産稚アユの採捕停止の方針を示されております。県は対応策などを提示しておりますが、当該漁協の方々が非常に強い憤りを持っておられることは、これまで議会において質問が出されてきましたので、御承知のことと思えます。

県は毎年5月と10月に調査を行っておりますが、先月の調査結果とその結果による見通しはどうであったのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(中田哲朗君) 五ヶ瀬川水系のアユ資源回復に向けた取り組みにつきましては、ただいまお話がありましたとおり、平成28年に策定いたしました方針に基づき、毎年、アユの生息数を調査し、資源の状況を確認しながら管理を進めることといたしております。毎年5月に実施する調査は、海で育ち、川に上ってきた若アユの数を漁解禁前に把握し、その年のアユの資源状況を判断するために行っているものであります。今年度の調査は、アユ調査の専門家に委託して、5月21日から25日までの5日間で実施したところでございますが、現在、その結果の取りまとめを行っている状況でございます。

○西村 賢議員 アユの資源回復のため、五ヶ瀬川では種苗放流を行っており、5～10トン程度の放流を行っているとのこと。100万～200万尾に相当するそうです。しかし、この放流量と資源の回復量には相関関係が認められません。漁業者には、「五ヶ瀬川は以前ほどのアユが生息できる環境にない」と指摘する人もいます。私もその考えは否めないと感じています。アユが生息していくには、餌であるコケの育成状況や、カワウなどの外敵、産卵場所や水位減少による育成密度、水質など多くの要因が関係してきます。

先日、広島県の栽培漁業センターを訪問し、

関係者からアユについてのレクチャーを受けてきました。ここでは、放流用に230万尾のアユを育て、4つの漁協の中間育成施設に卸しています。人工的に育てられたアユは自然環境に弱いのかと伺ったところ、「冷水病」という感染症によって死滅してしまうので、その耐性がある強いアユを品種改良してつくっているとのことでした。その研究も顕著であり、広島県灰塚ダムの陸封アユと宮崎県産アユのかけ合わせが、現段階で最もその細菌に強いということで、冷水病でほぼ全滅するところが8割程度残ったケースもあるということで、驚きました。アユの生存率を大きく左右する冷水病に関して、本県の検査体制と、本県の河川環境に向くアユの品種改良の取り組みについて伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県におきましては、これまでアユの冷水病による大きな被害は出ていないことから、品種改良による対策は行っていないところであります。しかしながら、冷水病が一たび蔓延すれば甚大な被害が生じますことから、県内各河川に放流するアユ稚魚につきましては、水産試験場において検査を行い、冷水病でないことを確認の上、放流するなど、河川に病気を持ち込まない対策を講じているところでございます。

○西村 賢議員 冷水病の被害はそこまでないということですが、そうであればなおさら、なぜアユがすめないのか疑問も残ります。さまざまな観点から研究がなされていると思いますが、その一つの要因であるカワウについて伺います。五ヶ瀬川水系にはダムなどの魚道が多くあり、カワウがそこを狙ってくることも、関係者の話で聞きました。本県のみならず多くの河川で、カワウによるアユへの被害があり、各県も対応に苦慮しているとのことでした。自然の摂理

ではありますが、カワウの捕獲にはさまざまな条件があると思います。五ヶ瀬川の現状と対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 延岡市によりますと、五ヶ瀬川水系における平成28年度のカワウによる被害額は2,400万円と試算されておりました。アユを初めとする水産資源に被害が出ている状況にあります。このため県におきましては、延岡市や内水面漁協が取り組みますカワウの生息調査や駆除活動、また、アユの遡上期及び産卵期の被害防止活動に対しまして、支援を行っているところであります。

今後とも、地元関係者と連携を図りながら、カワウ対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 非常に多くの被害が出ておりますし、カワウの対策というのは、内水面漁協の方もいろいろ頑張っていただいておりますけれども、なかなか難しいということも聞いております。それでも諦めるわけにはいかないと考えますし、自然環境が相手ですから、なかなか厳しいとは思いますが、さらなる取り組みと、いろんな協力をよろしくお願ひしたいと思います。

話をもとのアユの資源管理に戻します。アユの資源保護も重要な問題ですが、今回関係する漁師の方々は、県の方針に対して納得いかない面もあります。県は別の漁業への転換等対策も示されているようですが、ただでさえ後継者や事業継続に悩む漁業者もいることから、容易ではないと思います。

来年まで猶予もありませんが、これまで事業実施から2年が経過し、蓄積されたデータ等から検証が必要ではないかと思いますが、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 平成28年に策定いたしました取り組み方針に基づき、延岡湾での海産稚アユの採捕停止や、五ヶ瀬川における瀬がけ漁の自主的な期間短縮などの取り組みを開始してから2年が経過したところであります。この間、五ヶ瀬川水系で生まれた稚アユや、海で育って川に上っていく若アユの生息数などを調査してきたところであり、これらのデータが蓄積されているところであります。

取り組み方針におきましては、資源が回復するまでの間、アユの採捕を段階的に制限することとしておりますので、今後、ことしのデータも含めてしっかりと検証し、取り組みの効果や資源の回復状況を確認していく必要があると考えております。

○西村 賢議員 今回のアユの問題でも、アユの産卵時期に、いろんな自然環境であったり、そのときの水の流れであったり、大きなことが影響することはわかっております。1年1年のデータだけで、その河川のアユが生息するための環境というのははかり切れないかもしれせんけれども、漁業者の方々も必死でありますので、しっかりと話をしながら、今後の対策も検討していき、漁業者も納得する対策をとっていただきたいと要望しておきます。

次に、種子法廃止による本県の状況と対策について伺います。

今回、高橋議員の質問にもありましたので、条例化等については私からも要望しておきますが、現在、書籍やインターネット上では種子法廃止に対する賛否も飛び交い、県民や農業関係者への不安をあおるところも見受けられます。いまだに県民の中には、米・麦・大豆以外にも該当する作物がふえるのではないかと、種子の価格が上昇するのではないかと、食品の安全性、外

国産農産物の輸入拡大など、不安の声もあります。こればかり聞くと、なかなかメリットのほうが見えにくい種子法廃止ですが、農水省の説明によりますと、「戦略物資である種子・種苗については、国は国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を確立する。そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している」とのことです。

本県が民間活力による種子の生産を阻害してきた可能性があるのか、また現在、本県内で種子の品種開発を行う企業があるのか、本県の農業への影響はどうか、問題意識を持っているところでありますが、これまでの県における水稲の民間育種の導入状況と現在の動き、並びに主要作物の種子法廃止の及ぼす影響について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 県におきましては、各地域で栽培する水稲について、収量や品質、種子コスト等を調査・比較し、そのすぐれたものを「奨励品種」として普及しているところであります。平成元年以降、奨励品種の調査において、民間が育成した11品種の普及の可能性を検討いたしました。採用したものはございません。また、最近の民間の動きといたしましては、昨年度から、県内での品種導入に向けて、粘りが強い特性を持つ品種の試験栽培が行われていると伺っているところであります。

なお、主要農作物種子法廃止後におきましても、県の要綱に基づき、これまでどおり、奨励品種の調査を検討・実施した上で、採用の可否について判断していくこととなります。

○西村 賢議員 結果を見ますと、県の研究機関等が開発したものに関して、民間による開発がまだ及んでいないという状況かなと思いまし

たが、これからは民間企業と協同して研究をやっていくとか、いろんなプラスに考えられる部分もあるかもしれません。

全てをマイナスに捉えてもいけないのかなとは思いますが、このままでは農家も消費者も納得いかない部分も多くあると思いますので、今後も注視していただくようお願い申し上げます。

次に、観光産業について伺います。

今年度、県議会では観光振興対策特別委員会が設置され、第1回目の委員会では、本県観光の現状や課題など、担当課から説明があったところであります。課題を冷静に分析している点は非常に評価できますが、委員一同、本県の観光をめぐる状況には歯がゆさを感じたところであり、さまざまなデータから、「観光立県」はもはや幻想であると感じています。本県観光の立て直しを、県や市町村、関係団体とともに取り組んでいかなければならないと思った次第です。

今、年間2,860万を超える外国人観光客を初め、観光需要の高まりは、地域によって明暗が分かれています。国は、今後もふえる観光客のホテル不足対策として、一般住宅に宿泊を認める民泊を認め、今年15日に「住宅宿泊事業法」いわゆる民泊新法が施行されました。これにより、全国的に民泊施設がふえるであろうと考えます。

先日、広島県廿日市市にある外国人向けゲストハウスを視察いたしました。ここは、バックパッカーなど宿泊者の7割が外国人という簡易宿所でありましたが、外国人の中には、安い宿泊料金と地域の方々との交流を楽しみに、あえてホテルや旅館ではないところに好んで宿泊する方々も少なくありません。もちろん、日本人

にもそのような方はいるとは思いますが、このゲストハウスでも、交流によりリピーターや延泊につながっているとのことでした。

このような流れの中で、本県もおくれることなく民泊等観光事業に取り組んでほしいと思いますが、民泊新法による営業がふえると、既存のホテルや旅館業への影響が出てくることも考えられます。また、報道されているような近隣トラブル等も考えられ、近隣トラブル対策のため、マンションなどの集合住宅では、民泊に利用できないようにする規約改正などの動きもあります。今後も、その管理体制に問題が出てくることも考えられますが、本県において、これまで民泊施設として届けられた件数、これまで近隣住民トラブルはないのかを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 住宅宿泊事業法に基づく届け出につきましては、本年3月15日から全国で受け付けが既に開始されておりまして、本県では6月15日現在、6件の届け出となっております。また、報道されているような、騒音やごみ出しに係る苦情など、近隣住民とのトラブル事例につきましては、これまで、県民からの情報提供や関係機関からの報告は受けておりません。

○西村 賢議員 今、この民泊のニュースが割と、ワイドショー等でも毎日のように報道されておりまして、非常に関心が高まっているところでもあります。プラスで見る動きも非常にあるんですが、旅館や民宿の少ない中山間地などでは、これまで農家民宿の形態で県内でも普及が進んでまいりましたが、この民泊新法により、より届け出が容易にできるようになり、宿泊料も取ることができます。住宅の空き室や空き家の活用も期待され、高齢者でも行える仕事もあ

るなど、ある意味ではチャンスでもあります。中山間地の観光や宿泊等、この民泊は観光誘客につながられる可能性があると考えますが、商工観光労働部長に考えを伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） お話にありましたように、宿泊できる施設の少ない中山間地域において、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法に基づく健全な民泊サービスの普及は、空き家の有効活用だけではなく、その地域ならではの生活体験などと組み合わせることによりまして、国内外からの観光誘客につながるものと考えております。

特に、これまでも県内各地で取り組まれております農泊につきましては、今回の民泊新法により、宿泊施設としての開業が容易になりますことから、地域の複合的なビジネスとして、さらに発展していくことが期待されております。

民泊新法は、6月15日に施行されたところでありますので、まずは適正な制度の運用に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 最後に、日向市内の道路について質問いたします。

現在、日向市財光寺地区では、国道10号の門川日向拡幅工事が行われております。4車線化になれば、東九州道日向インターへのアクセス向上や渋滞緩和など、期待がかかりますし、昭和45年の事業化から約半世紀と、長きにわたり待った市民にとっては悲願でもあります。

早期整備を市民は期待するところではあります。ここまできて用地取得が進まない部分もあり、周辺住民や沿線の事業所の方々の不安があります。今後の整備の進捗について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 国道10号の門川日向拡幅につきましては、交通混雑の緩和

や交通安全の確保を目的として、門川町加草から日向市平岩間において、国の直轄事業として整備が進められており、順次、4車線で供用が図られております。現在、日向市財光寺地区の長江交差点から木原交差点間の約1.2キロメートルにおいて整備が進められており、ことし3月までに約94%の用地を取得されております。

今年度は、本格的な改良工事に着手されるとともに、残る用地の取得を行っていくと伺っております。

○西村 賢議員 改良工事がスムーズに進むように、県もまたバックアップをよろしく願います。

さて、地元の話題であります。5月に日向市役所がリニューアルオープンしました。とても立派な市役所ができました。地元の木材等もふんだんに使っておりますので、近くにお越しの際にはぜひお立ち寄りいただき、ごらんいただきたいと思っております。

さて、その日向市中心部には、南北に県道土々呂日向線が走っており、東九州道日向インターからおりてすぐ、この道路につながります。この道路はかつての国道で、その両脇には商店や民家が軒を連ねておりましたが、とても狭く、現在は財光寺地区と中心市街地の土地区画整理事業等で、道路拡幅工事が進捗しております。

日向インターからおりて左折し、この道路を北上していくと、日向市中心部に入ろうとする手前、塩見橋北交差点から日向市駅西口交差点までの約900メートルが大型車通行禁止となっております。そのため、現在はバスなどの通行ができません。ここは日向市の中心市街地ですが、大型車が迂回する必要があります。道路整備が完成した後は、大型車の通行は可能

となるのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知事） 県道土々呂日向線の日向市駅西口交差点から塩見橋北交差点までの約900メートルの区間につきましては、商業地域内を通る幅員の狭い道路でありますことから、交通事故の防止や渋滞等の緩和を図るために、大型車の通行を現在禁止しております。

大型車通行禁止の解除につきましては、道路整備完了に合わせて見直した場合の影響などを十分に見きわめるとともに、関係行政機関や地域住民等の意見を聞きながら、検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 スムーズな通行であったり、もちろん安全管理というのも非常に大事だと思いますけれども、前向きに検討していただきたいと思います。

昨日、私も誕生日を迎えまして、重松議員と同じく年を1つ重ねました。またことし1年間も頑張っただけでまいりたいと思います。そして、きょうは武田議員の誕生日ということで、おめでとうございます。エールを送りまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

（拍手）

○蓬原正三議長 次は、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎の渡辺創です。7月8日（日曜日）は、宮崎市消防団の操法大会が県消防学校で開催されます。操法大会というのは、設置された防火水槽から給水し、火災現場を意識した火点と呼ばれる的に目掛けて放水し、撤収するまでの一連の手順の速さと正確さを競うものです。防火水槽や火点の位置、せりふ、動きがあらかじめ決められており、全国規模で大会が行われています。この議場にも同じ宮崎市消防団の現役の日高陽一議員や右松議員、OBの横田議員、有岡

議員を初め、消防団関係がたくさんいらっしゃいますので、そんな皆様にはなじみのことかと思えます。

実は私も入団7年目、ことし初めて操法大会に指揮者として出場する機会を得ました。そのため、5月の連休明けから毎晩大きな声で指示を出し、筒先を背負い、重たいホースを担いで走り、放水して火点を倒すという訓練に明け暮れているところです。そろそろ体中に疲労が蓄積してきましたが、指導に当たってくださる先輩方やみずからの時間を犠牲にして訓練をサポートしてくれる仲間とともに、もうしばらく頑張りたいと思うところです。どうぞ7月8日は宮崎市選出議員の皆さん、県消防学校に激励に駆けつけていただきたいと願います。ちなみに私の出番は、小型ポンプ積載車操法部門に出場する16部のうち12番目ですので、よろしく願いいたします。

さて、なぜ冒頭でこんな話をしたかといいますと、今、訓練を受けながら、これまで意識することがなかった一つ一つの動作にもきちんと道理があるということを実感しているからです。なぜホースをできるだけきれいに伸ばす必要があるのか。なぜ指示は決まった方法で伝える必要があるのか。それは、火事の現場で誤りや誤解がないように、一つ一つの行動の「道理」を大切にすることなのだ実感しています。

さて県政は、今年末には河野知事が3選を目指す知事選が予定され、来春には県議会も改選期を迎えます。今回の質問では、宮崎県政が道理、つまり物事がそうあるべき道筋にあるかということを中心にきちんと見直ししながら進みたいと思います。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

昨年11月議会で河野知事は、3期目への意欲を示しました。1期目は各政党に推薦を求めず、2期目は幅広く推薦を求め、「オール宮崎」の体制を意識されました。いずれも一党派だけに偏らず、バランスをとった政治的位置を維持する意思表示というふう理解をしてきました。ただ今回は、報道等によりますと、現時点で、一部政党や一部経済団体を中心とした政治団体のみに推薦願をお出しになっているようですが、これまでの基本姿勢に変化があったと理解をすればよろしいでしょうか。知事にお伺いします。

壇上からの質問は以上とし、残余の質問は自席から行います。知事を初め答弁者の皆様には、どうか道理にかなった御答弁、方向性をお示しいただきますようお願いいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

私は、政治姿勢の基本として「対話と協同」を掲げておりまして、県民の皆様、市町村、経済団体などとさまざまな形で連携を図って進めてまいりたいと考えております。このため、2期目の選挙に際しましては、各政党や団体に幅広く推薦をお願いしたところではありますが、現在もその姿勢なり考え方に変わりはありません。次期選挙におきましても、宮崎の県政に対する姿勢、私の考え方に賛同いただければ、幅広い支援をお願いしたいと考えているところであります。以上であります。[降壇]

○渡辺 創議員 ありがとうございます。基本姿勢、確認できたと思っております。

次に、LGBTなど、性的少数者をめぐる環境について質問いたします。

ことし2月議会の一般質問の中で、知事に当

事者の皆さんとの意見交換の必要性、また交流の必要性というところを提起させていただきました。その結果、すぐに知事のほうでもお答えを実行に移していただくということでありました。迅速な対応に心から感謝をいたしたいと思っております。さて、その3月29日に県電ホールで開催された意見交換ですが、率直に知事はどのような御感想をお持ちになったのでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のありました講座、本年3月に、県職員向けの研修会としまして、「性的指向と性自認に関する人権講座」を実施しました。4名のLGBT当事者の方から直接、宮崎における実態や課題、今後のあり方などについて、さまざまな御意見を伺ったところであります。

この意見交換を通じて、性的少数者の方々が、周囲の無理解や誤解、偏見などにより「生きづらさ」を感じている現状につきまして、改めて生の声から理解をすることができたと感じております。また同時に、社会全体が性の多様性をしっかり理解し、そっと温かく受けとめられる社会を築いていくことが重要であると強く感じたところでありまして、そのような宮崎の実現に向けて、これからもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 知事が直接お会いになったということの意義は、大変大きいと思っております。県にとっても前進を明確に示す一歩になったのではないかと思います。そこで、今回の意見交換を受け、県は今年度どのような取り組みを進めているのか、総合政策部長と教育長にお伺いをいたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 性の多様性を正しく理解し、誰もが自分らしく生きられる社会を築いていくためには、さまざまな機会を通

じた啓発の取り組みが重要であると考えております。このため、今年度は、宮崎県人権啓発推進協議会の研修会や、西都市で開催します県民人権講座において、性的少数者の方を講師に招いての講演会を計画したところであります。また、企業や団体等の研修担当者向けの講座において、今年度は、LGBTをテーマとした職場研修プログラムを取り入れ、企業等での研修を支援しております。さらに、民間団体と協働して行います啓発事業においても、3団体において、性的少数者の問題をテーマに取り組むこととしていただいております。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会におきましては、本年8月に、市町村の教育長及び県教育委員会の各課室長等の幹部職員を対象として、LGBT等性的マイノリティーについての研修を実施することとしております。また、このほか、教職員を対象とした各種の研修会におきましても、性的マイノリティーや性に対する多様なあり方についての理解・啓発を図っているところであります。今後とも、あらゆる研修の機会を通して、教職員のLGBT等、性的マイノリティーに係る理解をさらに深めていくとともに、これらの児童生徒に配慮したきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。今の御答弁からも、県が当事者の皆さんに寄り添おうという姿勢を示しつつあるというのは十分に理解できたのでありますが、先日、ちょっと目を疑う報道がありました。6月10日の宮崎日日新聞の紙面で、LGBTに関する県内首長アンケートでの県の回答の一部です。5ページに記載されていた質問の6問目「住民に支援や啓発を「宣言」する考えはあるか？」という問いに、県は14市町村が「○」ないし「△」と回答

する中で、「×」との回答でした。正式な問いの文言は紙面だけではわかりませんし、さらに、「宣言」というのをどう捉えるのかというニュアンスの難しさはあるのですが、「×」（ない）というのは、これまで数回にわたって本会議で答弁を得てきたニュアンスとは少し離れているのかなという印象でした。この回答について、補足説明を総合政策部長に求めたいと思います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県では、平成17年1月に、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を策定しまして、性的少数者に関する問題を重要課題の一つとして位置づけまして、教育・啓発活動の積極的な推進を図るとともに、その策定とあわせて、その時点で「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進宣言を行ったところであります。これは、性的少数者の問題も含めたさまざまな人権課題について、積極的に取り組むという、県の姿勢を明確に示したものでありまして、今後とも、この推進宣言にのっとり、あらゆる人権問題について教育・啓発活動の推進を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 平成17年の「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進宣言で、人権問題の解決に向けた包括的な宣言を既に行っているのだと、そういう意味だったと理解をしますが、回答内容がどういうふうを受けとめられるかというところも少し意識して、今後の発信はあった方がいいのかなという気もします。ただ、これまでの答弁等で、県が性的少数者の抱える「生きづらさ」に寄り添おうという姿勢を次第に強くしていっているというのはよく認識をしますので、質問を先に進めたいと思います。

そこで、県の姿勢を当事者または県民に、より明確に示すために、来年度予算の中で、事業

名にしっかりと「性的少数者」「LGBT」などと銘打った事業を組んでみてはいかがかと考えます。決して、特別に予算をふやすとか極端なことを申し上げているのではなくて、例えば、既にある啓発事業等を組み立て直して、しばらく性的少数者に関することを特出しするような形で、県の課題認識であったり姿勢を明確に示してみる。また、性に関する相談窓口を明確にしてみるというような工夫の余地があるのではないかと考えているところですが、総合政策部長の考えをお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県ではこれまで、さまざまな人権課題に対する啓発に取り組んでおりまして、性的少数者の問題につきましても、県民の理解促進に努めてきたところがあります。しかしながら、当事者の方々のお話をお伺いいたしますと、社会的に十分な理解がまだ得られていない状況にあるのかなと認識しているところがございます。

したがって、まずは、性の多様性について県民に広く理解していただけるよう、今年度の啓発事業にしっかりと取り組みますとともに、来年度以降の事業展開につきましては、御指摘の点も含め、今後考えてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今、御答弁にありましたように、県としては平成17年から人権問題全般のための啓発の宣言もして取り組んでいる。しかし、答弁にもあったように、「社会的に十分な理解が得られていない状況」というふうに認識をされているわけですので、少し視点を変えた方法論も必要なのではないかと思うところです。ぜひ十分に検討いただきたいというふうに改めて提起をさせていただいて、次のテーマに移りたいと思います。

次に、公立学校の教職員をめぐる課題についてお伺いをしたいと思います。

教育現場において、正規の教員以外に、「臨時的任用講師」という立場で教壇に立つ先生方がいらっしゃいます。この「臨時的任用講師」とは、そもそもどのような位置づけのものであるのか。また、県内における任用状況とその傾向を、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 臨時的任用講師とは、学級数の増減への対応や育児休業等の代替職員として、臨時的に児童生徒への授業を受け持つ職員のことです。平成29年5月現在の臨時的任用講師の割合は、小学校12.2%、中学校13.1%、高等学校13.3%であります。臨時的任用講師等の任用状況の推移につきましては、小中学校全体での状況ではありますが、データが残っている平成20年度からの推移で見ますと、増加傾向にございます。平成20年度は9.0%でありましたものが、平成29年度は13.7%となっているところであります。

○渡辺 創議員 学校種別に若干の違いはありますが、おおむね先生方の13%程度が臨時的任用講師ということで、しかも学校内でのその比率は、今ありましたように10年間で約5ポイントほどふえてきているということがわかりました。この数字を見ていると、手続上は年度ごとの臨時的任用かもしれません、学校全体を俯瞰してみれば、恒常的に臨時的任用の先生方がいらっしゃる。その先生方がいらっしゃらないと、学校の運営はままたまならないと言わざるを得ない状況かと思えます。

そこで、話をわかりやすくするために、県内で461人が臨時的任用講師として働いている小学校について、限定して考えてみたいと思います。小学校において恒常的に、臨時的任用講師

の方々が学級担任をしているという実態があるように見受けられますが、その状況を教育委員会としてどのように考えているのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長(四本 孝君) 学級担任は、教科指導のみならず、児童理解や保護者対応など、総合的な指導力が求められますことから、正規職員での対応が望ましいと考えております。

しかしながら、小学校におきましては、学級数の増減や育児休業など、複数年にわたっての配置を必要とする場合もありますため、結果的に、臨時的任用講師を学級担任として配置せざるを得ない状況もあるところであります。

○渡辺 創議員 それでは、その臨時的任用講師の方々が学級担任をしている割合、全学級数を母数にした上で、臨時的任用講師が担任をしている割合はどのくらいになるのでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 全県下の状況につきましては、把握をしていないところでありますが、宮崎市内の学級数の多い小学校、10校程度を対象に調査いたしましたところ、学級担任に占める臨時的任用講師の割合は、およそ16%でございました。

○渡辺 創議員 16%ということは、6クラスに1クラスということですので、学校によっても事情は当然異なるでしょうが、数字だけを見れば、小学校で6年間過ごせば、そのうち一度は臨時的任用講師の方が学級の担任の先生になれるということになるかと思えます。今の御説明では、宮崎市内の大規模校での実態を調べていただいたということで御答弁をいただいたわけですが、今までの答弁の中でも、「本来、学級担任は正規職員での対応が望ましいとしながらも、臨時的任用講師を配置せざるを得な

い」という認識を教育委員会としてはお示しになっているわけですので、正直に言えば、県下全域の実態把握ができていないという状況が、余り望ましい状況ではないのではないかと考えます。ぜひこのあたり、今後も御検討をいただきたいと思えます。

さて、臨時的任用講師の方々が実質的に学校現場で重要な役割を担っているということが、よくわかりました。そこで、先生方の研修のありよう、あり方について確認をしておきたいと思えます。まず、教員が正規採用された場合、最後の義務研修が行われる11年目までに、どのような研修を定めているのか。総時間数まで具体的に伺いをいたします。教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 正規採用された教員に対し、国は、1年目に「初任者研修」を、おおむね10年を経過した教員に対し「中堅教諭等資質向上研修」を実施するよう定めております。具体的には、「初任者研修」では、校内で約120時間、研修センター等校外での研修を15日間、「中堅教諭等資質向上研修」では、校内外での研修を15日間行っております。また、このほか、本県独自に5年を経過した教員に対し、研修センターで3日間の研修を実施しているところでございます。

○渡辺 創議員 それでは、同じように教壇に立つ臨時的任用講師の方はどのような研修を義務づけられているのでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 臨時的任用講師に対して行われる研修といたしましては、本県独自に「臨時的任用講師基本研修」を設定しており、県立学校は教育研修センターで、小中学校は各教育事務所で、それぞれ1日行われており

ます。なお、この基本研修以外にも、ニーズに応じて、課題への対応力を身につけるための「課題別研修」や、職務に応じた専門性を身につけることができる「職能研修」にも参加することが可能となっております。

○渡辺 創議員 正規職員の方は、1年目だけで校内外合わせて、日にちに換算をすれば約30日。片や臨時的任用講師は1日だけ。しかも聞くところによると、この臨時的任用講師の基本研修というのは、継続的に先生を務めていらっしゃる場合には、一度受ければ次の年は受けなくてもいいということのようです。幾つか指摘したいことはありますが、後段に回すことにして質問を続けます。

教育委員会では、今年度の教員採用試験から宮崎県では受験資格の大幅な見直しなどの新たな試みを行われております。重立ったところでは、今まで「満41歳未満」だった年齢要件を「満60歳未満」に変更して、事実上撤廃をしています。他県教職からの転職の要件も緩和をされました。既に今年度の採用選考がスタートしているところですが、年齢制限の撤廃により今年度から受験資格を得た層、つまり、これまで受験できなかった「41歳から59歳」の志願者は、それぞれの程度になっているのでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 本年度の教員採用選考試験志願者のうち、一般選考試験の受験年齢制限を実質的に撤廃したことにより、新たに受験資格を満たした者は、志願者1,524名中、小学校41名、中学校37名、高等学校20名、特別支援学校26名、養護教諭8名、合計132名となっております。

○渡辺 創議員 次に、昨年度の採用試験の際に、1次試験の一部が免除された臨時的任用講

師経験者の方。これは、直近の5年間の中で24カ月以上臨時的任用講師の立場にあった方々が対象ということになるわけですので、継続的に臨時的任用講師をしながら正規の採用試験を受けている方と理解をすることができるかと思いますが、その実数と割合を、それぞれ各校種別にお伺いしたいと思います。

○教育長(四本 孝君) 臨時的任用講師等の経験があることによって、1次試験において、一部試験免除の対象となった志願者につきましては、小学校31%136名、中学校38%168名、高等学校34%154名、特別支援学校50%58名、養護教諭13%15名となっております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。今の答弁をもとに、仮に小学校の採用試験で推論を立ててみると、直近2カ年のデータをもとにしますので厳格な数字にはなりません。今年度採用試験の小学校応募者総数は423人です。このうち他県で正規教員の経験がある特別選考の61名を差し引くと、実質的には362名。先ほど御答弁にあったように、今年度、年齢制限が撤廃されたことによって新たに採用試験にチャレンジすることができた方が41名いて、さらに直近である昨年度のデータをもとにして、継続的に臨時的任用講師を続けている受験者数を推計すると、136人ですから、合わせて177人。つまり362人中の180人程度、総受験者数の約半数が臨時的任用教員を一定程度、恒常的に務めながら採用試験を受けているということになるわけです。約半数ということですので、これは他の採用試験、例えば県庁の一般職の方々の採用試験で考えれば、ちょっと想像ができないという、なかなか衝撃的な実態ということになるかと思えます。

このことから、正規教員となることを目指

しながらも、長期にわたって臨時的任用講師を続けざるを得ないという先生方がかなりいるという実態がわかってくるわけですが、このことは、決して臨時的任用講師の先生方の資質や能力の問題ではなくて、構造的に採用数に大きな偏りがあったことが原因だと思われま

す。教育委員会にデータを開示いただいて調べましたが、例えば小学校教員の採用数、平成17年に80人だったものが、翌18年には50人になり、19年は最低水準で30人となります。そこから9年間、平成27年まで30人台、40人台の低位で推移をしていきます。ようやくこれが28年から75人、29年が111人、今年度採用が143人と回復基調となり、そして来春の採用予定数、今試験を行っている方々は、何と223人が採用予定となります。12年前に30人の採用で、競争率が15.3倍だった採用が、今年度の試験では採用数223人、競争率1.9倍ということになっています。

実は、受験者の総数は平成19年が459人、今年度の試験が427人とそう変わっていません。ひとえに採用数の大きな違いが競争倍率に影響してきているということがわかるわけです。

つまり、バランスのとれた採用ができていれば、これだけ長期にわたって臨時的任用講師を続けざるを得ないという先生方は出なかったと考えることができるのではないかと思います。もちろん、教員の定数管理は国の方針によるところが大きいわけですので、いたし方ないという面もあると思いますが、このような実態を教育長はどのように受けとめていらっしゃいますでしょうか。

○教育長（四本 孝君） 教員の採用につきましては、将来的な退職者数や児童生徒数の推移などを考慮して、必要な人数の採用を計画的に

行っているところであります。議員御指摘の、平成20年代前半から中盤にかけては、児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合が特に進んだ時期であり、それまでと比べまして、学級数の減少の幅が大きくなったことや、少子化による学級数のさらなる減少が見込まれたため、その後の大量退職は予測をされたものの、採用者数を抑えざるを得ない状況であったところであります。

○渡辺 創議員 先ほど来、述べてきた実態を踏まえたときに、現場で一定の経験を有した臨時的任用講師の先生方というのは、これから教員採用が難しくなっていく中で、宮崎県にとっての「資源」だと考えます。現場での経験を一定程度評価する採用の仕組みを考える必要があるのではないかと思います。教育長の見解をお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 教員採用につきましては、臨時的任用講師のほかに、新規学卒者や他県の現職教員など、さまざまな経歴の受験者があり、試験におきましては、公平性、公正性、透明性を図りながら、優秀な人材を確保する必要がございます。

受験年齢制限の撤廃や、臨時的任用講師等受験者の1次試験の一部免除など、受験者のこれまでの経験等を生かせるような受験資格や受験内容の見直しにより、今回の採用試験においても、優秀な人材を確保できるものと期待をしております。

○渡辺 創議員 このテーマ最後の質問としますが、前段のほうでお話をしましたように、正規の教員の方と臨時的任用講師の方々の研修に大変大きな違いがあります。生徒児童にとってみれば、担任の先生が正規採用の先生か、臨時的任用講師かというのは全く関係がありません

ん。教育という子供たちにとってとてもかけがえのない内容を提供する教師という仕事のとうとさを考え、さらに臨時的任用講師の多くが将来的に正規の職員になっていくことも考えれば、研修の充実が必要ではないかと思うところですが、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 臨時的任用講師は、学校を支える貴重な人材として、本県教育の一翼を担っていただいている存在であり、その研修を充実させることは、非常に重要であると考えております。臨時的任用講師に対する研修の現状につきましては、先ほど述べたとおりであります。本人の課題に応じた研修を受講できるように門戸を広げるなど、改善を図ってきたところでございます。

県教育委員会では、現在、研修計画の見直しを行っているところでありますが、臨時的任用講師の研修につきましても、より一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 教育長、大変たくさんの御答弁をありがとうございました。ことしのような大量採用があと数年は続く状況にあるというふうに、教育委員会の皆さんと議論する中で聞いております。臨時的任用講師を長く続けている先生方のモチベーションを維持するのは、御本人たちも非常に大変だと思いますし、そういう先生方の人生設計もなかなかままならないという状況もあるのではないかと感じます。公務員採用の公平性を担保する観点から、さまざまな課題があるというのはわかりますが、ぜひ、この10数年間の不均衡な採用の影響を強く受けてきた世代の先生方の環境がきちんと整うということをお願いながら、このテーマを終わりたいと思います。

次に、県のアンテナショップ「新宿みやざき

館KONNE」についてお伺いしますが、4月28日にリニューアルオープンをいたしました。オープンから1カ月半がたちましたが、新装開店1カ月間の実績とその実績に対する評価を、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 4月28日のリニューアルオープン後、5月末日までの約1カ月間の実績といたしましては、全体の売上が約3,379万円、レジ通過者数が約2万5,800人となっております。前年同時期と比べますと、売上が約1.5倍、レジ通過者数が約1.1倍の伸びとなっております。これは、店内が明るく入りやすい雰囲気になったことに加えまして、店頭でのソフトクリームなどの販売や、市町村や団体等による物販・観光のPRイベントなどにより、店舗前を往来する若い女性を初めとする多くの通行者の方々の取り込みにつながったのではないかと考えております。

さらに、全国放送のテレビ番組など多くのメディアに取り上げられることで効果的な情報発信が図られており、おおむね順調なスタートを切ることができたのではないかと考えております。今後とも、集客力の高いイベントを実施することなどによりまして、この勢いを持続させてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 前年同時期と比べて1.5倍の売り上げというのは、まずまずのスタートということかと思えます。実は私も先日上京した際に行ってまいりましたが、非常に洗練された雰囲気を漂わせながらも、宮崎らしい「ぬくもり」を感じられるアンテナショップに仕上がっていると感じました。

そんな中で、今回の整備の目玉の一つが大型のデジタルサイネージの導入であったと思えます。実際に見ましたが、非常に目立っておりま

して、情報発信のツールとしては大変有益だという印象を持ちました。そのデジタルサイネージに関して、先日フェイスブックで、民間事業者がKONNEのデジタルサイネージで出す広告の募集をしているというのを目にしました。昨年度、担当委員会での議論にかかわる立場にありましたが、民間の広告をKONNEのデジタルサイネージで扱うという認識はなかったのですが、デジタルサイネージの運用のルール、また活用はどのような仕組みになっているのか、この機会に商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） デジタルサイネージの運用についてでございます。新宿みやざき館KONNEは、県物産貿易振興センターに施設管理を委託しております。その一部であるデジタルサイネージでございますが、この運用につきましては、通信回線を使用した遠隔操作や映像の加工・編集など技術を要する業務でありますことから、専門の事業者にも再委託されております。その利用に当たりましては、宮崎の認知度向上や総合的なイメージアップに資するといった放映方針や一定の基準に基づきまして、民間企業等にも広告料を負担の上、活用していただくこととしております。

4月の運用開始以降、県の観光や農畜産物等のPRに加えまして、日南市はジャカランダイベントの告知を、さらに、民間企業は県産品広告などの活用実績がございます。

○渡辺 創議員 わかりました。ただ、県のPRが最大の目的ですので、その点が薄れることのないようにしながら、市町村や民間との協力など、引き続き工夫を施していただきたいと思っております。

訪問した際に、2階に新設されたレストラン

で昼食をとりました。大変おいしくいただき、さらに従業員の方が料理と県産品の関係などを丁寧に説明されていたのも非常に印象的だったところでした。ただ心残りが一つありました。お茶が出ません。お茶どころでもある宮崎県の物産館で、しかも、折しも1階のレジの前、つまりレストランへの導線になっているところで、宮崎県産茶のキャンペーンを展開しているにもかかわらず、2階のレストランではお茶が飲めないという状況になっていました。ランチ1,000数百円というところでしたが、東京とはいえども、ちょっと高めのお値段に設定をされておりますし、メニューも限定的という状況ですので、ぜひ1階でやっていることと2階のお店のことがリンクできるようなキャンペーンを考えていただければ、来場者の満足度も増すのではないかと感じましたので、これは何らかの機会に事業者の方にお伝えいただければと思うところです。

次にテーマを変えまして、冒頭発言とも関係しますが、県内消防団の現状についてお伺いをします。

先日、文教警察企業常任委員会の県北調査で、日向警察署で意見交換を行いました。その場に地域防災の関係で日向市消防団の副分団長にも御出席をいただいていたのですが、その場で、団員の高齢化と新たな団員確保が困難をきわめているという問題提起がありました。委員会としては所管外ですが、出席していた委員の多くも同じ認識を共有した空気感が広がったところでした。そこで、県内消防団の現状をどのように認識しているのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（田中保通君） 県内の消防団の状況ですが、平成29年4月1日現在、定数

1万5,877名に対し、実員数1万4,688名であり、充足率は92.5%となっております。実員数は、県内及び全国ともに、近年、減少傾向が続いております。平均年齢につきましては、平成24年4月1日現在では36.9歳でしたが、平成29年4月1日現在では38.2歳となっており、5年間で1.3歳上昇しております。このような状況から、今後、消防団の組織力を維持していくためには、若い世代の消防団員の加入促進が重要な課題であると認識しております。消防団は、地域防災のかなめであり、今後とも市町村と連携して、消防団員の確保対策を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 平均38.2歳ということでしたが、私が所属しています宮崎市消防団大宮分団1部でも、20名の団員のうち、私はことし41歳ですが上からちょうど10番目で、50代も5名いるという状況ですので、宮崎市の比較的中心部に近い地域ではもう少し平均年齢が高いのかなという肌感覚があります。先ほど申し上げました意見交換の際に副分団長さんからは、特に20代の入団が難しく、その年齢層を考えると、例えば子供の保育所入園に関するインセンティブなどがあると、人材確保につながるのではないかという指摘もありました。制度的な難しさはわかっているつもりですが、そのあたりについて具体的な方策はありますでしょうか。危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（田中保通君） 消防団員は、非常勤特別職の地方公務員であり、報酬や出勤手当の給付を受けていることなどから、消防団員個人に対して直接的なメリットを付与するようなインセンティブ制度の導入は、難しいと考えております。また、消防庁からも、そのような制度を導入した自治体は把握していない

と伺っているところであります。消防団員の確保は重要な課題であり、現在県では、市町村と連携しまして、学生消防団活動認証制度による就職活動支援や、割引等が受けられます消防団応援の店といった取り組みを進めておりますが、今後とも、新たな消防団員の確保対策について、有効な手段がないか、国や他県の動きを注視しつつ、検討を続けてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 なかなか厳しいなと思うところですが、厳しいといえ、自治会活動の維持もさまざまな課題を抱えています。まず、数年前に防災の特別委員会でやりとりがあった記憶があるんですけども、県職員の自治会等への加入率をお伺いしたいと思います。県内では、公民館制をとっている地域もあると思いますが、そこは特に区別をする必要はありませんので、総務部長の答弁をお伺いします。

○総務部長（畑山栄介君） 把握しているデータは、少々古いデータでございますが、平成23年度に知事部局の職員を対象として行ったアンケート調査結果によりますと、自治会等への加入率は70.0%となっております。

○渡辺 創議員 7年前の調査結果ということですが、しかもその後、県は、職員の皆さんに自治会等、地域活動への参加を積極的に推し進めるということで対応をしてきたと思います。そろそろ職員の皆さんの自治会加入状況等を改めて点検する時期にあるのではないかと思いますので、ぜひその対応を願いたいと思います。ちなみに、宮崎市の自治会加入率は平成29年度、市内全体で56%。私の暮らしている東大宮地域自治区は62.1%で、市内平均より6ポイント高い。そして、県職員の皆さんは70%となっている。宮崎市職員の皆さんの自治会加入率は、昨

年2月の調査で79.0%ということになっています。宮崎市では平成28年6月に「きずな社会づくり条例」というのを施行して、積極的な自治会加入を呼びかけているところです。

地域自治の基本単位である自治会との関係は、もちろん県よりも基礎自治体の方が深いのは当然ですが、そのあたりの意識が職員の皆さんの加入率にもあらわれているのかもしれませんが、けれども、地域コミュニティが果たす役割は県にとっても重要なわけです。そこで、県は自治会など地域組織の役割とあり方についてどのように考えているのか、総務部長に認識を伺います。

○総務部長（畑山栄介君） 自治会や公民館などの自治組織でございますが、地域の活性化や防犯・防災対策、子育て支援や高齢者の見守りなど、地域コミュニティが果たしてきた機能を維持していく上で、重要な役割を担っているものと考えております。また、さまざまな地域課題をみずからの問題として受けとめ、住民がその意思と責任とで取り組んでいく「住民自治」の観点からも、その役割は重要であると考えております。自治組織につきましては、住民に身近な基礎自治体である市町村が主体的にかかわっていくものではありませんけれども、県としましても、県総合計画「未来みやざき創造プラン」において、NPOやボランティア団体などとともに、自治組織を地域社会の重要な担い手と位置づけているところであり、今後とも、地域が抱えるさまざまな行政課題に応じて、市町村とともに連携を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ちなみに、総務部長は自治会に入っていらっしゃると思いますけれども、次に進みます。その自治会ですけれども、実は来

年度、全国自治会連合会の全国大会がこの宮崎市で開催される予定です。県連合会をサポートする立場にある県にとっても大きな行事だと思えますが、この全国大会、どのように支援を行っていくつもりか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（畑山栄介君） 来年度に全国自治会連合会の全国大会が本県で開催されますことは、地域づくりに向けた全国の自治組織の取り組みや課題を共有化するとともに、県内の自治組織の連携を深めることにもつながる大変意義深いものと認識をしております。また、全国各地から多くの参加者が訪れるこの大会は、本県の魅力を知っていただく貴重な機会にもなると考えております。県としましては、本大会の事務局や宮崎市とも連携を図りながら、今後どのような支援ができるか、他県の事例も参考として検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

それでは次に、旧優生保護法についてお伺いします。

1996年まで約半世紀にわたって続いた旧優生保護法は、さまざまな課題を残し、著しい人権侵害を伴っていたことは、多くの方が御承知のことだと思います。詳細については説明を避けませんが、同法に基づく不妊手術は全国で2万5,000件に及び、その中でも本人同意のない強制的な手術が1万6,500件あったとされています。しかも、その被害救済もなされてきませんでした。今、全国各地で、当事者の皆さんらが実態の解明と被害回復を求める声を上げていますが、同法に基づき宮崎県内で行われた強制手術の件数を、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 旧優生保護法に基づき強制的に行われた不妊手術の件数

は、県の「衛生統計年報」によりますと、法が制定された昭和23年から改正された平成8年までの約50年間における総数でございますが、283件となっております。件数の多い年は、昭和28年が最も多く82件、続いて42年の44件、30年と46年の14件となっております。また、本県において最後に手術が実施されたのは、昭和62年の1件となっております。

○渡辺 創議員 数字は理解をいたしました。さらに当時の具体的な状況がわかる資料を、県は把握しているでしょうか。また当時、不妊手術を受けた当事者、家族等から県への問い合わせなど、県内での実態を少しでも理解するための情報を、県としては得ていますでしょうか。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 当時の具体的な状況や個人名の特定される資料等は、担当課において調査を行ったところ、現時点では確認されておりません。なお、現在、国から依頼を受けまして、保健所、福祉事務所、児童相談所等に対して、関連資料の有無についての調査を実施しているところでございます。また、これまでのところ、不妊手術を受けられた御本人や御家族からの県への問い合わせ等はございません。

○渡辺 創議員 国への調査報告は6月29日が期限と聞いております。大きな誤りを含んでいた法律によって行政の取り組みがあつて、著しく人権を侵害された方々がいるわけですから、県内でもし何らかの事実が判明したり、当事者からの申し出があつた場合には、できるだけその方々にきちんと寄り添った対応を考えていただきたいと思ひます。

次に移ります。警察本部長にお伺いをいたしますが、ことし5月に神奈川県茅ヶ崎市の交差点で90歳の女性が4人をはねた事故など、高齢

者による交通事故が後を絶ちません。認知症や身体機能が低下した高齢者の場合、少しでも不安があれば運転をしないことが最大の事故抑止策であり、運転をしないためには免許証を返納するというのが心理的にも最も有効という話もよく耳にするわけですが、免許証の自主返納は県内では年間どのくらいに及ぶのか。またその理由を、警察本部長にお伺ひします。

○警察本部長（郷治知道君） 本県の運転免許の自主返納者数は、ここ10年増加傾向にありまして、平成29年は3,958人と、過去最高となっております。また、運転免許を返納された方に返納の理由を伺ったところ、最も多かつたのが、「身体機能の低下を自覚した」というもので、返納者全体の約40%を占める1,583人でした。このほかの理由として、「運転の必要がない」というものが約35%の1,367人、「家族等から勧めを受けた」が約16%の639人などとなっております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

昨年、道路交通法が改正されて、75歳以上のドライバーには免許更新時に認知機能検査を受けることが義務づけられるなど、認知症の疑いがある運転者への対応が強化をされています。このシステムは、75歳以上の免許証更新をしようとする方全員が検査を受けた上で、リスクのある方は何段階にもわたってチェックをしていくという仕組みで、リスクのある方は本当に免許を保有するのが難しくなるという観点では、なかなかよくできた仕組みであると思ひます。

そこで、改正法の施行後、この1年間に、宮崎県内では免許証更新時の新しいシステムの中でどのくらいの方が免許証を自主返納したのか。また、認知症の疑いを持たれて、診断書の提出を命じられた運転者の総数と、最終的に免

許証取り消し、停止などの処分を受けた人数を、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 平成29年3月12日の改正道路交通法施行から平成30年3月31日までの間に、宮崎県内で認知機能検査を受検した75歳以上の高齢運転者数は2万8,157人で、そのうち運転免許を自主返納された方が、全体の約13%に当たる3,583人です。

認知機能検査を受検しまして、認知症のおそれがあるとして診断書の提出を命じられた方は376人で、そのうち、運転免許の取り消し処分となった方が7人、停止処分となった方が2人です。残りの方は、運転免許を自主返納された方が182人、運転免許を失効された方が38人などとなっております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

要約をすると、改正道路交通法の施行によって、この1年間で宮崎県内では、認知症のリスクが認定された高齢ドライバーと、みずから認知症による運転のリスクを感じた高齢ドライバーが3,600人強に及んでおり、その方々が運転をしなくなったということだと理解をしました。

今回の改正道路交通法施行から1年の状況というのは、全国で210万5,000人ほどが認知機能検査を受けて、2万2,000人近くが運転することをやめることになったという内容が、警察庁から発表をされております。ただ、県内分は発表をされていないという状況にあるかと思いません。高齢者の運転について考える上で非常にリアルでかつ身近な情報かと思しますので、こういう情報を積極的に発信していくのも、県警察行政に県民の関心に向け、高齢者の運転のあり方を考えるという意味でも、いいきっかけになると思いますので、ぜひ今後御検討いただきたいと思えます。

このテーマ最後にしたいと思いますが、今、やりとりの中でも明らかになった改正道路交通法施行後1年の状況を踏まえて、県警察としてどのように高齢運転者対策に取り組むのか、警察本部長のお考えをお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 県警では、平成28年4月1日から看護師を宮崎、都城、延岡の各免許センターに計4人配置しまして、運転に不安を抱えている高齢者やその家族等に、よりきめ細やかな運転適正相談を実施して、専門的な視点からの医療機関への受診や免許返納に係るアドバイス等を行って、相談者の立場に立った懇切丁寧な対応と相談者の不安の解消を図っております。また、高齢運転者やその家族に対する広報啓発にも力を入れて、交通事故状況や先述の看護師による運転適正相談、自治体が行うコミュニティーバスのサービス拡充など、各種施策に関する情報を伝えるよう努めておりまして、今後とも、各種高齢運転者の事故抑止対策を推進してまいりたいと思えます。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

それでは、最後の質問にしたいと思います。遷延性意識障がいについてお伺いをいたします。

遷延性意識障がい、実はこの議場で2回、これまでも質問をできておりますが、特定の原因による疾患ではなくて、脳梗塞であるとか交通事故とか、さまざまな原因によって、昔の言い方をすれば植物人間と言われるような状態に近いところに陥った方々の状況であります。原因がさまざまということもあって、その状態を捉えての対処というのがなかなか充実していったいないという面があるかと思っております。県のほうでも、今まで議会での指摘もあって、実態調査をしていただいて、その調

査結果の報告まで伺っているところですが、それでは実態調査後、県としてどのような対応をとられてきたのかということ、福祉保健部長に確認したいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、昨年 2 月に実施しました実態調査を踏まえ、家族会や現場での支援を行う方々との意見交換を随時、実施しているところであります。

その中で、遷延性意識障がいのある方々は、高齢化や医療的ケアへの対応などさまざまな問題を抱えておられるとともに、特に、在宅で日々見守っておられる御家族の介護負担は、はかり知れないものがあることを改めて認識したところでございます。このため、まずは御家族の方の御負担を軽減するための取り組みとしまして、医療的ケアを要する方の受け入れが可能な短期入所事業者等の名簿を作成し、家族会等への情報提供を行ってまいりたいと考えております。今後とも、家族会や施設の方々と十分に連携・意見交換を行いながら、個別のニーズに応じた福祉サービスの提供につながるよう、丁寧に一つ一つ課題解決に向けた取り組みに努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 いろいろとお話ししたいことはありますけれども、具体的な指摘は次回の質問とさせていただきたいと思っております。患者の皆さんを支える家族会の皆様も、大変厳しい環境の中で一生懸命に活動をされていらっしゃると思いますので、ぜひ寄り添う姿勢を明確に示していただければと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は 1 時再開、休憩いたします。

午前 11 時 41 分休憩

午後 1 時 0 分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） 昨日の地震により犠牲となられた方々に、心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、一般質問を行います。

知事は、本年 12 月に行われる宮崎県知事選挙に出馬する意志を固められ、それを公にされました。予想以上に深刻な人口減少時代を迎え、ますます厳しくなる県政のかじ取り役をみずから三たび目指されるわけであります。地方創生を見据えての産業振興や社会資本の整備、さらには少子高齢社会への対応を初めとするもろもろの課題などを数多く抱えた本県の知事を引き続き目指さんとされたのであります。首長職の 3 期目は、ある意味、総仕上げの期とも言われております。そこへ挑まんとされる河野知事には、政治家として、本県知事として、さらに強力な指導力を持たれることを、そしてまた、より多くの県民からより大きく慕われるような奥深い人間味を持たれることを、そして同時に、宮崎県に対するますます強力な情熱を持たれることを、ただただ願うところであります。

次期知事を目指されるに際して知事は、政治家河野俊嗣として今後どのような姿勢で県政に臨んでいかれるのか、その姿勢についてお伺いをいたします。ところで、本県では長きにわたって、国や他の地方自治体、あるいは民間などとの人事交流を行ってきております。特に河野知事は、就任後に副知事 2 人制を導入され、

うち1人を国に派遣要請して迎えられ、行政推進に当たっておられますが、これら交流人事に係る目的や効果等その考え方について、知事の御所見をお伺いし、以下、自席から伺ってまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、政治家としての姿勢についてであります。私の宮崎での生活もことしで14年目になりますが、これまで仕事で、あるいはプライベートで県内各地を訪問し、多くの県民の皆様と出会い、地域の現状にも触れてきたところであります。

特に知事としての7年半にわたる期間の中では、第2のふるさとになった宮崎について、その来し方を振り返り、先人の努力に敬意を払いながら、その行く末について、また未来について、私なりに懸命に考えながら県政運営に邁進してまいりました。

今後、本県は少子高齢化、人口減少が急速に進む中で、地方創生を初め、産業の振興や中山間地域対策、医療福祉の充実など、これまで以上に困難な課題に対応していかなければなりません。私に次期県政を担わせていただければ、県民の皆様に寄り添い、その声にしっかり耳を傾けながら、これまで積み重ねてきた経験や成果をフルに活用して、さまざまな社会経済情勢の変化に対応できる政策を推進していきたいと考えております。そして、将来にわたってこの宮崎が発展をし、県民の皆様が郷土宮崎に対する愛着や誇りを胸に、明るい希望を持ちながら、心豊かに暮らしていける、そのような宮崎づくりを県民の皆様とともに実現していくために、熱い思いと力強いリーダーシップを持って、全身全霊で努力してまいりたいと考

えております。

次に、人事交流の考え方についてであります。

国や県内市町村、民間企業等との人事交流につきましても、県政の重要課題に的確に対応し、将来を見据えた施策を推進する上で、相互理解の促進や若手・中堅職員の人材育成等が必要であるとの考え方から、これまで積極的に行ってきたところであります。

その効果といたしましては、交流先との連携の強化や、人的ネットワークの形成による情報の共有のほか、柔軟で広い視野を持った人材の育成が図られるなど、県政の課題解決や県民サービスのさらなる向上にもつながっているものと考えております。

今後とも、本県を取り巻く諸情勢や課題を踏まえ、必要な見直しも検討しながら、より効果的な人事交流を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 「何としても宮崎をよくするぞ」という強い、熱い思いを持って、ぜひとも頑張ってくださいと思います。そしてまた、人事交流についても伺いましたが、このことについては、後ほどまたお尋ねさせていただくこととしまして、ここではインフラ整備の問題について伺いたいと思います。

本年6月4日の経済財政諮問会議において、「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」の来年度骨子案が示されました。これによると、来年10月に予定している消費税引き上げに伴う需要変動に対応するための措置として、来年度及び再来年度の当初予算に臨時的特別措置なる別枠予算を計上する方向で検討を進めるとされております。

ところで、この会議に先立って5月23日に行

われた財政制度等審議会では、プライマリーバランス黒字を安定的に確保しておくことの必要性など、プライマリーバランス黒字の先送りがなされたことに対する新たな財政健全化計画についての考え方が示されており、その中で、消費増税については約束通りの実行が大前提であるとして、税収が想定を下回ることの可能性を踏まえ、補正予算の安易な編成などについては、厳にこれを慎むべきであると指摘しております。

しかし同時に、それにもかかわらず、どうしてもそれに頼らざるを得ぬときは、財政健全化目標に及ぼす影響を考慮した上で財政規律を堅持するようにも書いております。そしてまた同審議会では、社会資本整備の取り組み方針に関する考え方のベースとして、我が国の公共投資の規模をあらわす「一般政府総固定資本形成対GDP比」が、欧米諸国と比べ依然として高い水準にあることや、我が国のインフラは概成しつつあり、今後は量から質への転換が必要である旨の提言も行っております。財政制度等審議会の言うこの一般政府総固定資本形成対GDP比やインフラ概成発言に対する知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この審議会の指摘は、社会資本整備のおくれている本県にとりまして、大変危惧すべきことと考えております。

まず、GDPに対する一般政府総固定資本形成につきましては、欧米諸国と比べまして、国土や自然条件、GDPの伸びなどにより、社会資本の使われ方や必要となる施設の質と量が異なっておりますので、必ずしも日本の水準は高いとは言えないものと考えております。

また、「日本の社会インフラは概成しつつある」、おおむね完成しつつある、そういう指摘

につきましては、先月の29日、全国の首長や国会議員などが集まる高速道路建設協議会の総会の場におきまして、私みずから強く異を唱え、高速道路のミッシングリンクの早期解消や南海トラフ地震による津波対策など、おくれている本県の実情を訴えてきたところであります。今後とも、社会資本整備の充実や地域間格差の早期是正などに向けて、全力で取り組んでまいります。

○坂口博美議員 全くそのとおりだと思います。極めて遺憾なコメントであります。例えば分母と分子の考え方として、国民は分子が小さいぞと言っているのに、財務省は、いやこれを計算すると、約6%にもなり、これは他の国々と比べて大きいですよと言っているのであります。それは数学の世界の話であります。そうではなくて、分母を大きくすれば比率は小さくできると考え、その実現に向けて力する。そして、さらなる投資を可能にする。これが政治学の世界であります。そしてまた、我が国のGDPであります。世界第3位と、確かに高い位置にあります。しかし、これを国民1人当たりで見ますと、去年は世界第25位、米国の1.54分の1でしかありません。仮に、国民が米国並みの生産性を上げるなら、6%の率はたちどころに4%を切るのであります。

これまで私は、日本は技術大国であると信じておりました。しかしながら、我が国の国民1人当たりの生産性の低さを知り、それが間違いであったことを今回知りました。さらにまた、輸出に関してであります。確かに輸出額については世界第4位にあります。しかし、これについても国民1人当たりで見ますと、世界で44位と先進国では最下位。貿易立国を名乗るには、これまた余りにもおこがましいのであります。

す。

しかしながら、この現実、捉えようではまだまだGDPを伸ばす伸び代があるということでもあります。そのためには、中長期的には我が国も技術先進国並みに技術力を高め、輸出をふやしていきながら、急激な人口減少による経済の低迷、あるいは働き方改革で残業時間が減り、そのために支払われなくなる賃金が最大で8兆5,000億円にもなると言われるなど、今またデフレの懸念が指摘され始めました。これに対応するために、財政の出動を行い、経済を支え、そして高めていく、そうすることで、先ほど申し上げました形成比率を小さくしていく。このような考え方を持てるのが、経済学者や数学者ならぬ政治家であろうかと思えます。

ところで、「経済財政運営と改革の基本方針2018」、いわゆることしの「骨太の方針」を見てみますと、地方財政の項目に、「地方交付税について改革努力等に応じた配分の強化について検討する」と書かれております。これについては、過去にも指摘しましたように、地方交付税は補助金にはあらず、一般財源であります。国や総務省の指導を聞かなければ地方交付税を減らすぞと言わんばかりの、威圧的ともとれるような書き方ではありますが、知事はこの方針をどう評価し、また総務省に対してどのような行動をなされるおつもりか、お考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 先ほどの公共事業予算につきましても、地方交付税につきましても、常に財政削減の圧力にさらされ、その議論の対象にされているところではありますが、この地方交付税制度の目的は、地方団体の自主性を損なうことなく、財源の均衡を図ること、交付基準の設定を通じて、地方行政の計画的な運営を保

障すること、そして、これらにより、地方団体の独立性を強化することでありまして、地方交付税は、地方固有の財源であります。このため、算定方法を検討するに当たりましては、条件不利地域や財政力の弱い団体に特に配慮される必要があります。「骨太の方針」に示されております、地方交付税の配分における「成果主義の強化」につきましても、制度の趣旨を損なうものになりはしないかと懸念をしておるところであります。

このため先般、総務省に対しまして、私がみずから出向き、地方交付税の有する機能の充実・強化等につきましても要望を行ったところでありますが、引き続き、知事会、また6団体、あらゆる機会を捉えまして、強く訴えてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 そしてまた、この項目には、市町村の戸籍業務等を想定した窓口業務の委託について、「トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する」ともうたっております。もちろん、各自治体がみずからの意思で住民サービスの維持・向上を図りながら、歳出削減に向けた取り組みを行っていくことは当然であり、これを否定するものではありません。しかしながら、そもそもトップランナー方式は、一般的な規模の団体であれば、委託が可能であるものを対象としなければ、単なる地方交付税カットのための便法としか思えません。国が目指そうとしているのは、地方交付税の単なる削減であり、地方交付税制度の趣旨を損なうことにほかならないのであります。

現在の県内市町村の窓口業務委託の実態と、トップランナー方式の導入に対する県の考え方について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の市町村におきま

す窓口業務の民間委託につきましては、ことし4月現在で、都城市と日南市において実施されております。その内容は、狂犬病予防注射済票の交付業務や、住民票・戸籍等に関する窓口業務となっております。窓口業務の委託は、住民サービスの向上や業務の効率化など一定のメリットも期待をされる一方で、規模の小さい市町村では委託先がないなど、考慮すべき事情もあります。

このため、県といたしましては、トラップランナー方式を含め、地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、条件不利地域等、地方の実情に配慮すること、また、地方交付税は一般財源であって、「地方の固有財源」でありますので、地方団体の行財政改革により生み出された財源は、必ず地方に還元することなどにつきまして、全国知事会を通じて国に要望しているところであります。

○坂口博美議員 そしてまた、今回の「骨太の方針」の案ですけれども、これには来年度そして再来年度の当初予算に、特別枠として景気対策費を計上することが盛り込まれておりますが、一般会計の当初予算としての計上であるのに、なぜ別枠とされるのか、そしてその内容についてはどのようなものが盛り込まれるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 「骨太の方針」におきましては、消費税率引き上げに伴う需要変動に対して、機動的な対応を図る観点から、臨時・特別の措置を2019年度及び2020年度当初予算において講じ、その具体的な内容につきましては、各年度の予算編成過程において検討することとされております。前回の消費税率引き上げに際しては、公共事業や駆け込み需要と反動減の緩和策などの経済対策が講じられております

ので、今後、予算獲得に向け、鋭意、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 次に、この用地の取得、ストックについて伺います。これまでになされてきた経済対策補正予算の公共事業費獲得のあり方については、いつの場合も用地や設計書のストックなどの問題から、箇所づけされた予算を工種別に見ますと、河川改良や港湾工事などでは比率が高いものの、道路改良では比率が低いなど、用地先行取得等の必要性が指摘されてきておりました。「骨太の方針」で示された特別枠の予算を十分に確保していくためには、まずは用地の確保が重要と考えます。そこで、本年度初めにおける用地ストックの状況及び特別枠や補正予算への対応のための用地取得の考え方について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 事業用地の安定的な確保は、社会資本整備を計画的に推進していくために大変重要であると考えております。お尋ねの本年4月1日現在における道路、河川事業等の用地ストックにつきましては、補正予算等が編成された場合に対応できる用地として、今年度当初予算で施行する工事に必要な面積の約半分に相当する面積を確保しているところでございます。今年度当初の所属長会議におきまして、私の方から、補正予算等にも対応できるよう、用地ストックのさらなる確保を指示したところであり、今後とも、積極的な用地取得に努めてまいります。

○坂口博美議員 特にこの補正予算の獲得は1円でも余計にもらうんだという思いを持って臨んでいただきたいと思います。こういった経済対策としてなされる補正予算の場合には、その県費負担分については起債が可能となります。そして、これには交付税措置がなされるわけで

あります。ぜひ準備には万全を期してくださることを求め、次に事業消化について伺います。

経験的な面からも、あるいは技術的にも、さらには資金繰りなどを含めて経営の面からも、企業としては責任を持って工事を完成させ切る体力は有するものの、現場へ配置すべく有資格者や作業員など人材確保の問題から受注を断念せざるを得ないという業者が、時期によると少なくないとも聞きますが、仮に大型補正がなされた際などには、不調・不落などの懸念はないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設工事における入札の不調・不落は、手持ち工事の多くなる時期に、主に小規模工事や災害復旧工事、山間部などの現場条件の厳しい工事で発生をしております。景気対策予算により工事発注量が増加し、特定の時期に工事が集中しますと、採算性を考慮した応札の選択や、有資格者等の確保の問題から不調・不落の発生が懸念されるところであります。これまでも、現場条件を考慮したきめ細かな積算や、ゼロ県債などを活用した発注時期の平準化に取り組んできたところであり、今後とも、こうした取り組みをより一層、進めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 引き続き部長に伺いますけど、基本方針では、公共投資における徹底した効率化と担い手確保の観点から、「年度を通じた平準化の取り組み推進に向け、数値目標の設定等を促し、こうした取り組みによって、人材の確保、稼働率の改善を推進する」との方向性を示しております。平準化発注に向けての決意を、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 公共工事の平準化の取り組みは、品質の確保はもとより、労働者の処遇改善や企業の経営基盤の強化など

を図る上で大変重要であると認識しており、県としましても、ゼロ県債の活用や、余裕期間を設定した工事の発注などにより、取り組みを推進しているところです。また、ことし2月には、国・県などで構成される九州ブロック発注者協議会において、市町村も含めた施工時期などの平準化に関する数値目標を設定し、その達成に向けて取り組むことを確認したところであります。これを受けて先月には、県内10地区におきまして、品確法に基づく会議を開催し、全市町村に対しても、平準化の取り組みを推進するよう要請したところです。公共工事の平準化につきましては、国・県・市町村が一体となって推進する必要があることから、今後ともしっかりと連携を図りながら取り組んでまいります。

○坂口博美議員 平準化の取り組みは、労働者の処遇改善の上からも大変重要であるという認識を示されました。処遇改善の目玉の一つには、建設業における働き方改革、つまり週休2日制の導入があらうかと思えます。そして、この問題につきましては、先日、我が会派の後藤議員の質問に対し、週休2日制の推進のために国が行った間接経費の割増し、労務費や機械経費等についての見直し、これを準用するための作業を早急に進めているところだと答えられました。具体的には何をどう見直されるおつもりか、お聞かせください。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 週休2日工事の試行につきましては、ことし4月に国において取り組みを推進するため、最新の施工実態等を踏まえて、工事費の補正に関する大幅な見直しが行われたところであり、県においても、早期の適用に向け、必要な作業を進めているところであります。具体的には、4週8休以上を

達成した場合、新たに労務費の割り増し率を1.05、機械経費の割り増し率を1.04として補正するほか、これまでの共通仮設費率の割り増しを、1.02から1.04へ、現場管理費率の割り増しを、1.04から1.05に引き上げることとしております。さらに、4週6休、7休を達成した場合にも、割り増し率は異なりますが、同様に工事費の補正を行うことといたします。県としましては、今後とも国の取り組み状況を踏まえ、建設業団体等とも十分に連携を図りながら、週休2日制の定着に向けて、積極的に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 今答弁された国の補正率の改定については、ある工事の設計書を参考にしまして、補正率の見直し前と見直し後との率を用いて2通りの積算をしてみました。具体的には、直接工事費が2,500万円程度で2万立米ほどの土を掘削して盛土をしていくという工事。工期が196日の道路改良であります。この現場を月4休から月8休へと見直し、休みとしてふえることになる4日分を有給扱いで施工していきますと、運転手及び作業員合計で延べ56日分の手当が新たに発生します。これを今の労務単価で積算すると約100万円になります。

そしてまた、この設計書を見直し後の経費率で計算しましたら、労務費の合計額は、見直し前の設計書にあった数字よりも約112万円の増となりました。つまり、計算の上では、会社側は週休2日制に伴い、新たにふえることとなる休暇分については、経営の面からも有給扱いが可能となります。そしてまた国は、一般管理費についても研究開発費用等の本社経費を実態に合わせるとして、増額の見直しを行っております。

今回、これほどまでの見直しを行ったという

ことは、実に画期的なことでありまして、大いに評価するところでありますが、ただ同時に大きな不安も持ったところであります。それは、先ほど申し上げました「骨太の方針」案の中に、公共投資における徹底した効率化を図るため、平準化を進め、コスト低下の実態を反映させることや、研究開発を進めつつ新技術を活用することで、公共事業のコストを削減すると書かれているからであります。

つまり、これらを総じますと、今回の経費率の見直しは大変ありがたいことではあります。これは将来単価を下げ、歩掛かりを大きくしていくための一つの通過点ではないかとの不安があるのであります。県としては、業界に対し、それに備えるための研究やICTなど技術革新の必要性を説き、育成していくことが求められると思いますので、ぜひ県の的確な対応を求めておきます。

さて、今回の「骨太の方針」案では、国土強靱化や防災・減災等の分野で重点的に取り組むプロジェクトを明確化するとも言っております。具体的に国は何を目指そうとしているのか、また、これは本県にとってどう評価すべきことなのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 国土交通省が経済財政諮問会議に提出した資料によりますと、これからの社会資本整備は、未来の社会を支えるため、中長期的な視点に立ち、経済成長や豊かな暮らしの礎となる政策やプロジェクトを、全国各地域で戦略的に展開していくこととされております。具体的には、持続的な経済成長を支える高速道路の整備や、未来にわたり、安全・安心を確保するための防災・減災対策及びインフラの老朽化対策等を推進することとされておりました。本県が重点的に推進しております県土

の強靱化に向けた取り組みを後押ししているものと認識しております。本県は、全国に比べ社会資本整備がおくれているわけでありまして、より一層、取り組みを加速化させる必要がありますことから、今後とも、さらなる公共事業予算の確保につきまして、県議会や市町村、経済団体等とも連携をしながら、国に強く働きかけてまいります。

○坂口博美議員 ぜひよろしく申し上げます。

そして、これは鎌原副知事にも聞いていただきたいんですけど、今の知事の答弁、県土強靱化に向けての取り組みを後押ししてくれるという認識でありました。そして、本県の強靱化に要する経費というのは、河川・海岸施設だけでも1,000億円以上を要するとの試算もあるわけですが、そんな中、先日、日本土木学会の大石久和会長は、南海トラフ巨大地震が発生すれば、その後20年間の経済損失が1,410兆円にも及ぶとの専門家による試算を公表されました。

このことを先ほど申しあげました財務省の社会インフラ概成論などとあわせて考えますときに、今後は、利便性や経済発展的視点からのインフラへの投資から、防災・減災的視点からの国土強靱化のための投資へとシフトしていき、優先順位についても、財源が今の公共事業費の中から持ち出されるようになりますと、ここがやられたら日本はどうなるんだという視点からの判断、その影響力の大きさ、つまり人口規模から実施箇所が決定づけられまして、人口の少ない、そして重要施設の規模が小さい本県などは、また待つだけ待たされる、そういうことになるのではないかと危惧をしております。

国土強靱化につきましては、まずその発生確率や時間的な余裕により優先性を決めるべきであります。費用対効果についても、対策を打つ

ことでの損失軽減効果を勘案しての判断であるべきと考えます。そのようなことから、この事業については、今までにはなかった観点からの投資のあり方であり、かつ財政法第4条に沿うものでもありますので、国債発行などへの柔軟性を持った特別会計を創設すべきだと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今回大阪で発生しました地震を見てもそうではありますが、本県が直面しております、切迫する南海トラフ地震や激甚化する豪雨などの大規模自然災害から、県民の生命を最大限に守るため、県土の強靱化に向けた取り組みの推進は喫緊の課題であると考えております。ただ、現在の国の予算枠内での配分では、事業を加速して進めることが困難であるため、さらなる予算の確保が大変重要であると考えております。

このため、先月、財務省や国土交通省などの関係省庁を訪れ、既存の予算枠とは別に、新たな財政措置の仕組みづくりを図ることなどを強く要望・提案をしたところでもあります。さらに、南海トラフ地震対策につきましては、政策提言を行う関係の10県の知事会議におきましても、国に対し、繰り返し要望を行っているところであります。

今後とも、県土の強靱化に向けた社会資本の整備が着実に推進できるよう、私が先頭に立って、さらなる公共事業予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 先ほどの壇上からの人事交流に関連して伺いますけど、若手の技術系職員の技術力向上についてであります。これについては、最近の若手職員は現場がわかっていない者が多く、工事を進めていく上で問題があるなどの不満を耳にすることも少なくありません。そ

して同時に、採用後の一定期間を民間企業に派遣するなどして、現場を経験させることを行ってはどうかなどの提言を受けたりもいたします。若手職員の技術力向上に係る考え方を、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県土整備部におきましては、「土木技術職員の人材育成に関する基本方針」に基づき、ベテラン職員が現場立ち会いに同行して、アドバイスをを行う技術指導や、技術的に高度で専門性の高い施工現場を紹介する事例発表会など、技術力を高めるさまざまな取り組みを行っているところです。しかしながら、若手職員から、現場における技術力に不安を持っているという声も聞いておまして、民間企業への派遣も含め、土木職員の技術力向上を図ることは大変重要であります。

そこでまずは、県と建設業者の若手職員が、合同で現場研修を行うなど、情報を共有し、互いに研さんする場の拡充について検討したいと考えております。今後とも、関係団体や企業からの現場の声に真摯に耳を傾けながら、土木職員の技術力向上にしっかりと取り組んでまいります。

○坂口博美議員 それでは次に、今回の不当表示——と言っていいんでしょうか——に関して伺います。去る5月22日のことでありました。商工建設常任委員会の県内調査の途中に、県の担当職員が合流しまして、取り急ぎ報告したい事案がある旨の申し入れがありました。一体いかなる一大事ぞと思いきその報告を受けたのでありますが、報告内容は、本県内にも複数の店舗を有する株式会社エー・ピーカンパニーに対して、優良誤認表示を行ったとして景品表示法に基づく措置命令を消費者庁が行ったという内容のものであります。

御案内のように当社につきましては、新宿みやざき館KONNEの飲食店運営事業者として、公募により昨年度選定された会社であります。その対象施設である新宿みやざき館KONNEについては、昨年度、県議会において、建設費が余りにも割高であるとして厳しく審査を行った経緯があり、今回の報告を聞き、改めてそのときのことを思い起こしたところであります。

ところで、今回の措置命令に係る県の報告は、当社のグループ店が平成28年9月から平成29年9月にかけて行った商品の表示についてのものであるとするものでありましたが、なぜその行為が行われた期間からこれだけの時間が経過した時点での議会への報告となったのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の措置命令につきましては、消費者の信頼を損なうものであり、大変遺憾であると考えております。

今回の事案に関しましては、担当部局から私は昨年8月25日に報告を受けております。その内容としましては、エー・ピーカンパニーのメニュー表示の方法が景品表示法に違反しているのではないかと、県外の方から情報提供があったということ、この情報を消費者庁に速やかに伝え、消費者庁が調査の権限を有するということを確認したこと、そして、情報提供者に対しまして、消費者庁が調査の権限を有し、本県では違法・適法の判断は行わないものであることを連絡し、その旨了解をいただいたと、そういう報告を受けたところであります。

今となりましては、大いに反省すべき点ではありますが、新宿KONNEのリニューアルを進めている時期であったわけではありますが、私としましては、この報告の時点では、特段の対

応が必要となる大きな事案であるとの認識には至っておりませんでした。その後、本年5月、消費者庁から景品表示法に基づく措置命令が出されたことから、これを重く受けとめ、急ぎ関係議員へ御説明をしたところであります。

○坂口博美議員 その時点では大きな事案ではないと判断したということでありましたが、まずその判断に至ることについて、ちょっと深く聞きたいと思います。県外の消費者とのやりとりについてはどういうことがあったのか、お尋ねをいたします。そしてまた、このことに関し、知事にはいつどのような形で報告をしたのか。そして知事の判断も、大した事案でないと判断したということでありましたが、そのことに関し、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 今回の事案に関しましては、県に対し、昨年8月17日に、県外の方から、エー・ピーカンパニーが運営する塚田農場で提供されていた鶏料理についてのメニュー表示が、景品表示法に違反していると思われるため、調査をお願いしたい旨の問い合わせが、電話及びメールで寄せられました。そのため、総合政策部において、この件が消費者庁の所管案件であることを確認し、8月21日に、この情報提供者の方に対して、消費者庁が調査等の権限を持つことを連絡し、その旨を了解いただいております。

次に、知事への報告についてであります。知事へは8月25日に、景品表示法の件につきまして、県外の方から情報提供があったこと、情報を消費者庁に速やかに伝えるとともに、消費者庁が調査の権限を有することを確認したこと、情報提供者の方に対して、消費者庁が権限を有するため、県では適法・違法の判断は行わない

ものであること、このことについて報告をいたしました。その際、当部としましては、レストラン運營業務の委託候補者としてエー・ピーカンパニーが適当か否かについて、知事への協議は行っていないところであります。

○坂口博美議員 当然でありますけど、県は消費者からの通報があった旨をエー・ピーカンパニーに伝えたと思います。そして、当社からも説明を受けたと思います。そして、これは当然ですが、県へ問い合わせをしたその消費者は、大きな問題だと判断したから県へ連絡をしたわけであります。しかもこの方は株主であります、当社の。そうすると、県が大した事案ではないと判断するに至った根拠は、エー・ピーカンパニー社側の説明に基づくものだけということになると思われませんが、会社はどのような説明を県に行ったのか、県は会社とどういうやりとりを行ったのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 当事案につきましては、先ほど申し上げましたとおり、昨年8月17日に県外の方からの問い合わせがありまして、これを受けまして、エー・ピーカンパニーのほうにメニュー冊子の内容等を確認するために、翌18日、お電話をいたしました。その際、同社からは、お客様から同様の問い合わせを受けているということでありました。ただ、このお客様が県の方に申し立てをされた方かどうかは確認はできないということございまして、そういう、お客様からの同様の問い合わせを受けて、早急にメニューの表示を見直す予定であるという旨の返答を受けました。県としましては、8月22日に、同社から見直し予定のメニューの原稿が届きまして、ここで、チキン南蛮に対して「若鶏」が使用されていること

がわかるように表示が改められていることを確認いたしました。以上でございます。

○坂口博美議員 まず、同一人物かどうかがわからないというのは、会社に聞けば名前も言いますよ。どこの店で何を指摘されたということも。そんなのが一致すれば同じ方でしょう。違っていれば別の方ということになります。それでは、どこの所管になるかわからんから尋ねますけど、「消費者庁ですよ、この所管は」と指導されたわけでしょう。僕は今までは県の所管だと思っていたんですよ。なぜ消費者庁に照会されたんですか。これは担当の方——まず知事に伺いますけど、補佐される方が答えてもいいです。

○総合政策部長（日隈俊郎君） ただいまありました、8月17日に情報提供があった件につきましては、2つ以上の都道府県の区域においてそういう行為が行われたというような内容でありましたので、消費者庁の方から所管は消費者庁である——要するに単独の県だけであれば県の方にあるわけなんですけれども、複数県にまたがる場合は所管は消費者庁であるということを確認いたしまして、その内容を、その情報提供者のほうにおつなぎし、情報提供者のほうは御理解いただいたところであります。

○坂口博美議員 じゃ、その方が複数の県でこういうことをやっているよと申し出られたわけですか。これは自然に考えれば、こういうことがありましたよということをまずおっしゃるはずですよ。そうしたら、その自治体に言ってくださいと言うはずですよ。これとこれとこれ、そりゃ旅行者なら別ですよ。東京でも買いました、京都でも買いました、北海道でも。それだと「あ、複数だな」とわかるけど、県がなぜ消費者庁だと判断できたか。今、商工観光労働部

長の話では、どこのどなたかわからないけど、こういう指摘があったということだったんですよ。そこらの矛盾点、これもただしていない、調べていないといったら、これは余りにも県はいい加減ですよ。宮崎県のシンボル、看板を新宿で背負わせる会社ですよ、これは。もう一度答えてください。なぜ消費者庁だと判断できたか。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 総合政策部長がお答えした中にありましたように、複数の都道府県にかかわる案件ということでございますが、当該エー・ピーカンパニーの店舗が複数の都道府県で開業されており、同一のメニューが使われているというようなお話を消費者庁の方に差し上げたところ、複数県にまたがる案件ということで消費者庁の所管だという旨の返答を受けたところであります。

○坂口博美議員 それでは今、県にこういった事案が何名から何件申し出がありますか。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 詳しく申し上げますと、当該案件については8月17日に申し出がありました当事者の方から、それ以前に1件、エー・ピーカンパニーのメニューについての疑義のある案件がある旨の情報をいただいております。加えて、インターネット上でのお話になりますけれども、同じような件についてのインターネット上の書き込みが見られているところでございます。

○坂口博美議員 それを今度は古い順に、いつごろこのことを知ったんだ、いつごろ知ったんだ、いつごろ知ったんだというのを、詳しくお答えください。最初に知ったやつだけでいいです。何年何月にどこでどういうことがあったということを、どういう手段あるいはどういう言葉で県が把握したんだということでもいいです。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 8月17日に、当該の方からの申し出がありましたことがまず1件。その8月17日の申し出の中に、同じく29年4月の時点でそういうメニューについての疑義のある案件が他の都道府県でもあっているという旨の情報をいただいたところが、もう1件でございます。そして、それ以降、インターネット等でのやりとりにつきましては、10月の時点でもう一度確認したことがございます。

○坂口博美議員 ちょっとわかりづらいんですけど、僕は手持ちの時間があるからですね。お互いの疑問点をただすわけですから、的確に答えてほしいけど、一番最初にはいつ知ったんですかということです、県は。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 29年8月17日の当該の方の申し出で最初に知りました。

○坂口博美議員 じゃ、農政水産部長、これはブランドの問題でもありますよね。そして、限られた農家しか養えないとも言っていますよね。農政水産部としては、これに対しての問い合わせとか、あるいは場合によっては指摘、こういったものは来なかったんですか。

○農政水産部長（中田哲朗君） 先ほど商工観光労働部長が申しあげましたけれども、平成29年4月に農業連携推進課のほうに、エー・ピーカンパニー職員の対応が非常に悪かったと。これは要するに、本県の地頭鶏を扱っているお店として、宮崎県の信用を下げるのではないかというお話が、4月にございました。それを受けて、エー・ピーカンパニーのほうには、その旨御連絡をして、指導の徹底をお願いしたところでございます。

○坂口博美議員 名前は避けますけど、滋賀県の方とか、東京の方とかが、宮崎に接触してき

てはおりませんか。もっと古い時間に。もっと以前に。早い時間に。

○農政水産部長（中田哲朗君） 私が承知している限りでは、平成29年の4月に、先ほど申しましたような苦情といたしますか、お話があったということでございます。

○坂口博美議員 いや、個人の話じゃなくて、知事をトップにした宮崎県という、この県庁という組織に聞いているんです。私じゃないんです。それは引き継ぎもあるでしょうし、メモもあるでしょうし。そここのところですよ、責任を持って答えていただきたい。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農政水産部のほうにお話があったのが、29年4月というふうに聞いております。

○坂口博美議員 じゃ、29年8月17日より早いじゃないですか。これはどういうことですか、商工観光労働部長。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 申しわけありません。商工観光労働部として知ったのは平成29年8月17日でございます。県としましての認知の日付につきましては訂正をさせていただきます。失礼します。

○坂口博美議員 知事、知事、今の聞かれましたか。そのころはちょうど我々、KONNEの経費節減、そのことにかんかんがくがくやっていた時期ですよ。そのときに既にもう耳に入っていたのを情報共有していないということですよ。これは県庁は組織としてなってない。これはひとり知事の責任ですよ、このことは。先ほど熱い思いを語られたけど、実態が違う。それを一つ強く申し上げておきます。うちには議選の監査委員もいるんですよ。そういったメモをやろうと思えばですね。しかし、ぶち崩そうとして私は質問していない。問題点を洗い出し

て、よりよく宮崎を成長させていきたい、繁栄させていきたい、その思いでいろんなことを聞いていますよ。だから、だめな点はだめでいいんですよ、今後改めれば。

しかしながら、余りにも無責任です。しかも各分野での県で最高のトップの何もかもわからなきゃいけない商工観光労働、あるいは農政水産行政、最高にわかっていなきゃいけない人たちですよ。情報を横つなぎにやらなくてどうなりますか。しかも、郡司さんは農政の出ですよ。そこにも報告が来ていなかったといったら、その報告というのは誰が受けてどこでとめたんですか。わかればどなたでもいい、教えてください。

○蓬原正三議長 どなたがお答えになりますか。まず知事。

○知事（河野俊嗣君） 一連の御指摘、真摯に受けとめているところであります。今、御指摘がありましたように、全体的にこの新宿KONNEに向けてのさまざまな動きがある中で、我々はさまざまな情報に向けてアンテナを張りめぐらし、そして問題があればそれを情報共有する、そして県庁一丸となって問題に対応していく、そういう姿勢が必要であったと今、反省をしておるところでございます。今後とも、全庁の中でしっかりと情報を共有し、さまざまな事象に対応していくような体制について、改めて構築をし、県民の皆様にご迷惑をかけないような、そういう県政を運営してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 何度も言いますが、これは宮崎県の農畜水産物どころか宮崎県という信用をかけて、あれだけの巨費を投じて、看板を掲げていただく会社ですよ。どこで何をやっているかもわからない、でも誓いの言葉を述べまし

た、だからもう大丈夫なんだと、余りにも甘過ぎると思う。その会社が悪いとは言っていませんですよ。そういったことをもうちょっと根拠に基づいて客観的に判断しないと、将来、間違ったら取り返しがつかないぞということの一つは言っております。ですから、消費者庁と連携をとって、まず今までそこが何をどうやって、何をやってきた会社なのかということ、これをしっかり把握されること。

そして、僕が不思議なのは、そんなに前から把握していた人が、なぜその時期になって怒って「宮崎県さんやこういうことだぞ」と、タイムラグがあるのか。ここでその人は、やっぱり自分の憤りとか心外とか、そういうことがあったから来たんだと思うんです。だって株主でしょう。その会社を資金を出してまで支えようとする人たちが、この会社はこんなことをやってるぞと言うのは、そこまで至るまでに何かあった、何で怒らせたんだろうかということ。やっぱり県はそこを調べるべきですよ。そうでないと、これは解決につながらないですよ。

それからもう一つ。さっき言いましたように、このKONNEについては、金がかかりすぎる、高過ぎるということで、経費削減をずっとやってきた担当者は相当苦勞したと思うんですよ。結果的には3,000万ぐらい節約してくれた。ただ不思議なのは、その過程で、これ以上はなかなかきつから、エー・ピーカンパニーが後はうちが資金を出して改装をやりまうと言ったと、そういう説明があったんですよ。これが果たして自治法、会計法、あるいは宮崎県の将来に向けての損得。具体的には、そういうお金を出させておれば、どうぞ出てください、立ち退いてくださいということがやれることに

なるのかどうなのか。民間の貸し家だったら荷物1つだけでも置かせてそれを了解したら、そこ合意ができるまでその部屋は使えないですよ、ほかの人は。そういうことにはどう懸命になって研究されて、しっかりした根拠を持ってそういう行為をなされたのかどうか。そこで2,000~3,000万節約したって、あそこが拘束されれば何にもならないですよ。これはやっぱり莫大な投資ですよ、あそこは。しかも借り家ですよ。自前の土地でもない家でもない。余りにも甘過ぎると思うんですね。ですから、よほど知事も手綱を締めて、3期目をやるならやるで、しっかりこれを検証しながら、二度とやらないと腹決めをしていただきたいと思います。

時間は残っているんですけど、同じことをくどくど言うのも余り好きじゃないから、以上をもって、私の一般質問を終わります。(拍手)

○蓬原正三議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 緊迫感が走りましたが、私のワールドでやらせていただきます。

まず冒頭に、昨日の大阪北部の震災で、お亡くなりになられた方、被災された方に、心よりお悔やみ申し上げます。

さて、私ごとではありますが、私は車の運転が大変苦手であります。15年前、私が議員になったとき、最初の県議会に一度だけ自分の車を運転してきたことがあります。大変疲れ果て、うんざりし、以来、私はもう車には乗らず、県議会に来るときは必ずJRの列車のみを利用してきました。ですから調べてみると、私がこの15年間でJRに投入してきた鉄道利用料金は800万円近くになると思います。

それほど私は、JRの公共交通機関としての安全性に揺るぎない全幅の信頼を置いてきたわ

けであります。その思いは、高齢者や障がい者、学生さんなど、車を持たない、車に乗れない、交通弱者と言われる人たちの気持ちと同じかもしれません。

ですから、今回実施されたワンマン化や減便を含む不都合なダイヤ改正には、何でこんなことをするのだろうと憤りを覚えます。その憤りをどう表現すべきか、適切な言葉が見つかりません。このような状況を前にして、車に乗れない私は、どうしたものかと考えました。そして考えつきました。そうだ、私は車はなくても口車がある——私の口車は乗っても安全です。車輪がありません——この口車を転がして、世の中に警鐘を鳴らしていく使命が私にはある、そう思いました。

そこで質問です。JRのダイヤ改正等が発表されて以来、2月県議会では、「JR九州の鉄道路線の維持及び利便性の確保を求める意見書」も採択され、また一般質問で登壇された先ほどの坂口議員の質問は、圧巻で大変記憶に残りました。さらにその後の動きとして、九州知事会、九州議長会での知事、議長の対応には心から感謝を申し上げます。地方では、地方創生に必死で頑張っているにもかかわらず、今回のダイヤ改正は、地方創生とは逆行する水を差すような結果をもたらしていると思います。ダイヤ改正による減便など、地方創生とは逆行したJR九州の動きに対して、これまでの県の取り組みと、今後に向けた知事の決意を伺います。

以下の質問は、質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

県では、JR九州のダイヤ改正後に実施しました減便等の影響調査の結果を踏まえ、先月末

には、沿線自治体の首長らとともに、ダイヤ改正の見直し等について要請を行いましたほか、九州各県と連携して要望も行ったところであります。

こうした中、昨日発表されたダイヤ改正では、吉都線などの一部で2両編成の継続が示され、またJR九州から、ことしの秋以降、吉都線などで、学校の試験期間などにおける臨時便の運行について検討していきたいとの意向が示されたものの、今回のダイヤ改正で削減された便の復活などの見直しはなく、大変残念に思っております。

県としましては、利用者の利便性が改善されるよう、今後も減便の見直しを求めていきますとともに、JR九州においては、完全民間化後も路線の適切な維持や利用者の利便性を確保するという重要な役割を担っていることを改めて認識し、地域の公共交通機関としての責務を果たしていただきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 今定例議会で二見議員が質問した中で、鉄道応援団を行政のほうでもつくるということで、やっぱり乗って残そうというようなことをやっていかないといけないと思いません。

実は延岡でも、北川から支援学校に訓練のために8時・9時台で来ていた子供さんが、結局減便されたということで乗れないという不都合も起きています。それから今度は、高校生が帰るときの便がどうも北川に帰るのに不都合だ、ないということで、とうとうその家庭は延岡市内に転入したそうです。だから北川としては、このことによって1名減ということも起こっているものですから、その辺も頭に入れて、ひとつ今後の対応をお願いしたいと思っています。

それからワンマン化の問題についても、もちろん意見書の中には述べられていましたが、あるお母さんからこんな投書ももらいました。そのまま読みますと、

「娘と二人で宮崎へ、「ひつじのショーン展」を見に電車で行きました。帰りは2両編成の鈍行に乗り、出発してしばらくすると、一人の男性が2両を頻繁に行き来し始めました。その男性は体格がよくて、オレンジのウインドブレーカーに、素足でスリッパの身なりでした。私は不審に思い、動向を見ていましたが、1時間ほど過ぎて、2両を行き来していた男性が来なくなったので、ふと後ろを振り返ると、斜め後ろの寝ている女性の横に座り、太ももをさわっていました。私は驚き、隣に座っている娘に伝えました。娘は動画を撮るつもりでスマホを用意していたのですが、なかなかうまくいかず、男性は眠っている女性に、太ももをさわったり、顔を近づけたりしていました。私は大きなせき払いをしては、その行為をやめさせようとしたのですが、やめようとはしませんでした。そのとき、私の後ろの列の男性の方が、「お知り合いですか」と、さわっていた男性に問いかけると、男性はその場を立ち去りました。その男性は日向でおり、さわられていた女性は門川でおりましたが、その女性は気づいていない様子でした。私たちは延岡でおり、JRの窓口でそのことを伝えましたが、その男性がどうなったかはわかりません。でも私は、その男性の顔が忘れられずにいます。もし子供が一人で乗ったときのことを考えると、ぞっとします」という手紙をいただいたわけです。

これは鈍行ですから、2両編成で運転手もいるんですけど、そういうような状況もある。本当は窓をあけて逃げることもできる鈍行ではあ

る。しかし、特急のワンマンは密室ですから、そこで車掌がないというのは、何が起きるかわかりません。新幹線の悲惨な事件もありましたけれども、あれは車掌さんが防衛していますよね。そういうことを考えると、もう一度そんなところも、いろんなことが起こっているんだよということをぜひ知ってもらいたいと思っています。

次の質問に行きます。実は私もJRばかり乗っていたらいかんかなと思って、延岡―宮崎間を往復する高速バス「ひむか」に乗ってみました。乗ってみて、なかなかいいなと思いました。というのは、高速道路を通るからほとんど揺れないんです。だから勉強もできる、本も読める、それから料金も1,000円なんです。それに乗っていたら、利用者から言われました。延岡から乗せて、高速に乗っていくんですが、日向でも乗る方がいらっしゃいます。西都でも乗ると思います。15人ぐらいは乗っているかなと。そして、宮崎駅でおりて、県庁で私をおろして、あと宮交シティとか、最終は空港に行くわけです。

それを利用しては目の不自由な方が、「できたら、私たちにとっては、宮交シティからバスを乗りかえて宮崎大学附属病院のほうに行くよりか、そのまま直通にしてくれんかな。空港に行く人は少ないごとあるがね」ということでありました。これは宮交の運行上の問題もあるかもしれませんが、そういう高速バス「ひむか」の宮崎空港行きを、宮崎大学医学部附属病院行きに変更することで利用を促進できると考えますが、これについて総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 高速バス「ひむか」でございますが、東九州自動車道宮崎―

延岡間の開通を契機に運行を開始したものでありますが、運行区間の重複が生じないよう、高速バスは都市間を、市街地から先は路線バスが旅客輸送を担うという役割分担がなされているところであります。

そのため、まずは、宮交シティで高速バスをおり、宮崎大学附属病院行きの路線バスをご利用いただくことが、既存の公共交通網を維持していく上でも重要でありますので、御理解いただきたいと考えております。

一方で、高速バス「ひむか」は、他の公共交通機関との競合等から利用者数が低迷しており、利用促進が課題となっております。このため、交通事業者においては、学生を対象に割引料金を導入するなど、当該高速バスの利用促進に取り組まれておりますので、県といたしましては、今後とも、事業者と連携してPRに努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。実は、私が乗るときには大体15～16人乗っているかなという感じですね。聞いてみると、20名以上になったらうまくいくんだがということでありました。ある日は30名近く乗ったこともあります。ですから、ぜひ乗って支えていきたいなと思うんですが、乗っているお客さんには、実は延岡から宮崎駅でおりる人もいます。旅行バッグやら持っているから、もしかしたら宮崎駅からJRですばっと空港まで行っているのかもしれませんがね。そういう安い料金で行けるというので、時間を考えてやっている人もいるかもしれませんが。私は一応JRに乗らなきゃいけませんので乗りますけど、今のところ行きはバス、帰りはJRに乗ることにしています。切符は南延岡駅で買います。本当は帰るわけだから宮崎駅で買うのが一番楽なんですけど、おりたときに

買うんです。なぜかという、南延岡駅の収入になるから。あそこ、どうも聞くところによると無人化されるとか、そんな感じの動きもあるものですから、あそこの収益も上げてやらないかんと思って、そういう努力をしております。

次の質問に移ります。福祉施設の後援会費寄附事案に関してであります。

私の質問項目の中に、福祉施設での後援会費給与天引き事件に関連してとありますが、正確には社会福祉施設での後援会費強制寄附に関連してと表現するのが正しいようですので、訂正いたします。これは長崎での事件のことで、議員を務める理事長から後援会費を賃金から強制的に寄附させられたということで、そこで働く従業員は職を失うのが怖くて断れなかったと証言しています。それだけでなく低賃金で働いている人の意に反して強制的に寄附を集めることは、雇われている側の弱い立場を利用したものであり、批判もあってその寄附は取りやめたようです。

実は私も、このような給与天引きというか、賃金から強制的に物品購入代の支払いに関する相談を受けたことがあります。社長と交友関係にある方の商品を、自分の会社の従業員に給与天引きというか、意に反して賃金から購入させられる、そんな事例の相談でした。このように、立場を利用した強制的な行為が蔓延しているとすれば、このような風潮も一掃することが、働き方改革の視点からも大事であると思います。そこで、商工観光労働部長に、賃金の支払い方法に関する法律上の定めについてお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 賃金の支払いにつきましては、労働基準法において、賃金支払いの原則が定められております。賃金

は、通貨で、全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めて、労働者に直接支払わなければならないこととされております。

ただし、この原則につきましては例外がありまして、例えば、通貨払いにつきましては、労働協約等に別段の定めがある場合には現物給付も認められており、また、労働者の同意を得た場合は、その労働者の指定する本人の預金口座に払い込むことなども可能となっております。また、全額払いの例外といたしまして、税金や社会保険料など法令で定められているもの及び書面による労使協約があるものについては、賃金から控除することができます。

○太田清海議員 賃金というのは、基本的な原則として全額本人に渡すことというふうないろんなものがありますけど、やはりそれにひっかかるようなやり方、それから強制というのは改めていただきたいと思うんですが、労使間のトラブルを未然に防ぐため、基本的なルール等について、社会への周知・広報に取り組むべきと思うが、商工観光労働部長にお聞きいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 労使間のトラブルを未然に防ぎ、安心して働くことができる労働条件や環境を整備することは、労使双方にとって大変重要であると考えております。

県といたしましては、これまで、年に4回発行する広報紙「労働みやざき」、またホームページなどに、労働相談事例の紹介や、事例を踏まえた一問一答、労働関係法令の解説などを掲載し、労使間のルールの周知に努めてきたところであります。今後とも、宮崎労働局とも連携しながら、さまざまな機会を捉えて、周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。広報に努めて

いるということでありませう。ぜひトラブルが起こらないように、事前の広報をお願いしておきたいと思ひます。

次に、選挙管理委員会委員長にお聞きいたします。

郵便等投票の枠の拡大と福祉施設等での投票のあり方についてということ、公職選挙法で郵便等投票の対象者を介護保険上の、要介護5から——今まで要介護5であったわけですが——要介護3以上に拡大する動きがあるようですが、これをどう考えておられますか。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 投票の意思がありましても、歩行が困難で投票所に行くことができない在宅高齢者等に対しまして、投票しやすい環境を整備することは重要なことと認識しておるところでございます。

現在、要介護5の方などに認められています郵便等投票などによります不在者投票につきまして、要介護の状況を踏まえまると、寝たきりやそれに近い方が相当の割合に及びます要介護4及び3の方を新たに対象とすることは、「投票機会の確保」という観点からも好ましいものと考えております。

一方で、郵便等投票対象者の拡大が実施される場合、高齢者本人やその家族、介護福祉関係者等に対しまして、本人の意思に基づく投票が確実に行われる必要があることや、不正な投票には罰則があることなども含めまして、福祉関係部局や市町村と連携しながら、十分に周知し、「選挙の公正の確保」をより一層図る必要があると考えております。

○太田清海議員 有権者の投票の率を高める、拡大するということでは、私はいい制度だと思います。ただ、歴史的にもこれまでにいろいろな不正も絡んで起こっているものですから、それ

をきちっとしていただくということ、

それで、今まで病院や福祉施設等に入院・入所している人がその施設内で投票する、不在者投票制度の仕組みについてお尋ねしたいと思ひます。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 指定施設におきます不在者投票制度は、正当な理由により投票日当日に投票所で投票することができない選挙人のために、施設長など不在者投票管理者の管理する場所において、投票日の前に投票できる例外的な制度でございます。

県選挙管理委員会では、病院、老人ホーム、介護老人保健施設等から申請があった場合に、現地調査等の審査を行いまして、公正な実施や投票の秘密保持が確保できる体制を有しているなど一定の要件を満たしたものを、不在者投票ができる施設として指定しております。現在、県内に284の指定施設がございます。

さらに、施設における不在者投票は、特に公正かつ的確な事務処理が求められるため、市町村選挙管理委員会が選定しました施設関係者以外の外部立会人の立ち会い等により、公正性の確保を図るとともに、指定施設を対象とした手引書の発行や、施設関係者に対する説明会の定期的な開催によりまして、的確な事務処理の確保に努めているところでございます。

○太田清海議員 ぜひ不正が起こらない、そういうことに努めていただきたいと思ひております。こういうことでまたいろいろ問題があつて、不幸なことが起こらないようにという意味で、伝えたいと思ひます。

次に、教育長に混合名簿についてお尋ねしたいと思ひます。

これまでずっと質問がありました。こんなに混合名簿が導入されたということについては、

非常に評価をしております。私も地元の小学校に入学式で行ったら、入れかわり立ちかわり男の子の子が入ってきて、「これ混合名簿だ」と思って、終わって校長先生に「混合名簿、導入されたんですね。何か問題はなかったですか」と聞いたら、「いや、私は日向でもう経験しておりますので、全然問題ありませんでした」と言っておられました。本当に問題はないんだろうなと思う。

それから、前屋敷議員の質問の中でも、県立高校までの実態が明らかにされました。意外にも高校は非常に導入率が高かったんだなと思う。いわゆる性徴、性の違いとか、そんなのが違って来る中で、これまでも取り組まれていたんだなと思う、びっくりしました。それで今年度、男女混合名簿を使用している県立高校がふえているが、その使用に当たって問題はなかったのかということをお伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 平成30年度の県立高校等における男女混合名簿、いわゆる性で分けない名簿の使用状況でございますが、39校中24校となっております。また、今年度から使用している県立高校等7校に対して聞き取りを行いましたところ、使用に関して、特に問題があったという学校はございませんでした。なお、現在導入されていない県立高校におきましても、次年度以降の導入に向けた検討が進められていると聞いているところでございます。

○太田清海議員 基本的なことではありますが、男女混合名簿を使用する意義について、確認の意味でお伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 性で分けない名簿を使用するということは、男女平等の意識を高めたり、性的マイノリティーの児童生徒に配慮し

たりする手だての一つであると認識しており、これらの意義について、児童生徒や保護者及び教職員が十分に理解を深めた上で、活用されることが大切であると考えております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、性で分けない名簿を使用することについて、繰り返し啓発に努め、あらゆる場面で一人一人の個性が尊重されるよう、人権教育を推進してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 ありがとうございます。こういったLGBTの問題については、私自身も知らなかったことがいっぱいあって、間違った考え方もありました。そういう意味では、今からも社会的に、こういう考え方でいこうねというのも、過渡的、試行錯誤をしながら社会が進んでいくことになるんだろうなと思います。

前屋敷議員の質問にもありましたように、高校生の制服の問題とかトイレの問題とか、そういったものをぜひ、その当事者の意向を十分聞きながら、聞いて聞いて、そして政策に打ち出していきたいと思うんです。失敗もあるかもしれませんが、それは直していけばいいわけですから。いい政策だと思っていたのが、もしかしたらここ問題があるかもしれんねということだってあると思います。公文書、申請書に男女名を書かないということも、できるならばやってほしいなと思うけれども、そういう政策を、試行錯誤であっても自信を持って打ち出していきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

次に、学校でのスポーツのあり方、部活について伺いたいと思います。

まず、学校の教員が忙しいと感じている要因をどのように捉えているのか、教育長にもう一度お願いいたします。

○教育長(四本 孝君) 県教育委員会が実施いたしました「教職員の働きやすい環境づくりのアンケート」によりますと、教員が忙しいと感じている要因につきましては、「授業や児童生徒と接すること以外の事務作業が多い」「本来、家庭ですべきであると思われるような教育内容まで学校に求められる」と答えた割合が高いという結果でございました。

私は、子供たちには、未来を担う宝として、心豊かでたくましく育ってほしいと願っております。そのためには、教職員がしっかりと児童生徒に向き合って、教育活動に専念できる環境をつくることが重要でありますので、学校における業務改善や家庭への啓発など、今後とも、教職員の働きやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。事務作業が多くなった、家庭でのことが学校に持ち込まれるというようなこととか。私の経験では、中学生のころは、部活をしながら先生と日曜日、一生懸命打ち合った経緯があって、先生とともに部活で学んだというような。国語の先生も来る、英語の先生も来る、そんなゆとりのある時代だけれども、何でこんなに忙しくなったのかなというのは、保護者側というか、そういったところにも少し配慮していただきたいなという問題もあるのかもしれませんが。

あと3点、ここについては、いろいろ議論してみたいというか、述べたいものですから、淡々と聞かせていただきますが、学校教育の一環としての運動部活動のあるべき姿について、教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○教育長(四本 孝君) 学校教育の一環として行われます運動部活動は、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成や豊

かな学校生活の実現のために大変意義のある活動であると認識しております。

大会で勝利を目指すことは自然なことでありますが、勝つことのみを重視するのではなくて、スポーツの楽しさや喜びを味わいながら、生徒みずから自己研さんし、友達と切磋琢磨する中で、人間的な成長を図ることができる大切な活動であると考えております。このため、このような運動部活動での経験が、社会生活で生かされるものでありますことから、例えば就職試験等においても重要視されているものと伺っているところであります。

○太田清海議員 次に、運動部活動の遠征において、保護者の負担にならないような配慮が必要だと思いますが、教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○教育長(四本 孝君) 御指摘のとおり、運動部活動は、学校教育の一環として行われるのでありますため、保護者の負担にならないように配慮するということは大切だと考えております。そのため、県教育委員会では、運動部活動顧問や外部指導者を対象とした研修会等を通して、遠征や対外試合等については、生徒の実態に応じた無理のない活動計画となるよう、指導しているところでございます。今後とも、生徒や教員はもとより、保護者からも理解を得られるような適切な運動部活動の運営が図られまますよう、指導してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 この項の最後になりますが、部活動に関する生徒や教員の負担感の解消に向けて、どのように取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

○教育長(四本 孝君) 県教育委員会では、部活動に関する生徒や教員の負担感の解消に向

けまして、昨年度まで、週1回及び第3日曜日の「家庭の日」は部活動を休みにする取り組みを推進してまいりました。

このような中で、国がことし3月に公表いたしました「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」におきまして、新たな基準が示されましたことから、本年度は、さらに負担感の解消を図るため、「週2回以上の休養日の設定」と「家庭の日の部活動の中止」を記載したリーフレットを作成し、全ての公立学校及び市町村教育委員会に配付いたしますとともに、校長会等においても周知をしたところでございます。

今後とも、負担感の解消のため、各学校において、休養日が適切に設定されますよう努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。実は6月2日に県民体育大会が行われましたが、私は延岡代表でソフトテニスで参加しました。1勝3敗で負けてしまいましたけど。実は私、67歳であります。67歳になってもスポーツができることは、本当にありがたいと思っております。これは、やはり自分が中学校高校と部活をやってきて、いい指導者や監督に会えたということでもあります。私がスポーツというものを考えたときに、先ほど答弁の中にありましたように、勝利だけを求めちゃいかんよというところあたりの問題ですよ。

私は1年生のときに、北郷村の宇納間、本当に田舎であります。部活の数も少ない中で、テニス部に入って、初めて相手とテニスボールを打ったときに、ボールが横にそれたりするわけですよ。それをできるだけ相手の打ちやすいところに「ほい」と打ってあげる。お互いが打ち合う。ゆっくり「ほら」といって打っ

てあげる。その打ち合ってる姿が、私にとっては会話をしているような感じがして、こんな面白いスポーツがあるんだろうか、スポーツは楽しいものだというのを頭の中にたたき込まれた記憶があります。テニスって楽しいですよ。

これは一回言ったことがありますけれども、そういうことをしながら高校に入ったときに、自分のボールがネットにかかって相手のコートにぴしっと巻き込んで入る、これは絶対とれないからこっちの勝ちなんですよ。1年生のときにそれで勝ったら、先輩のキャプテンが私を呼んで、「お前そんな勝ち方したときには、そのときに帽子を脱いで相手の選手に「すいませんでした」って何で謝らんかったんか」と怒られたんですよ。それで、高校生というのは中学生と違って大人だなと思って、それ以来、私も社会に入ろうとしたときにひきょうなことはしないということは、その部活の中で学んだことでもあります。

もう一つだけちょっと言わせてもらおうと、30歳のころに、2面しかないテニスコートで私たち大人が練習していたら、笠智衆という映画俳優がおりますよね、「男はつらいよ」に出てくる坊さんみたいな人、ああいう人が高校生を10人ばかり連れてきて、私たちに「済みませんが教えてください」と言って連れてきたんですよ。恐らく、延岡で大会があるから連れてきたのかなと思います。やらせてみたら、笠智衆みたいな監督も下手くそで、だから生徒も下手くそなんです。だから、かわいそうだなと思って、自分たちの練習をやめて、一生懸命練習させて、そして日が暮れてきて生徒たちが帰ろうとしたんですよ。そうしたら、「おい、お世話になったんだからお礼ぐらいして帰らにゃ」

と、その笠智衆みたいな監督が言ったわけです。そうしたら生徒がばらばらに来て、「ありがとうございます」と、みんながそれぞれの言葉で私たちに感謝されるんですよ。私はそれがいいんですよ。

今、スポーツでは、監督が、「おら、お前、挨拶せんかみんなで」と言って怒るでしょう。笠智衆たる監督は、「ほら、挨拶せんかあ」と優しく言う。それに高校生が応えて、一人一人がばらばらに来て。普通だったら帽子を脱いで、「ありがとうございます」とか統一的な挨拶をするんですよ。それがばらばらに来てやるものだから、こっちとしてはその心が伝わって、「ああ、これでいいんだ」と。下手くそもいいの、マナーとか挨拶とか先輩を大事にすることとか、そんなことを学ばばいいのよと私は思って、どこの高校かわかりませんが、物すごく印象に残っております。30年前のことですけども、恐らくその子たちも、礼儀、マナーを学んで、静かに社会の中に入っていつてくれているだろうと思います。

アメリカンフットボール事件もありましたけれど、22歳の学生の子もかわいそうだと私は思いました。その子の言葉として、高校時代は競技を楽しんでいた彼が、大学では全く楽しめなくなったというコメントを残していますが、私からすればスポーツというものは楽しいものだから、それを何で大学でそういう楽しいスポーツとして教えなかったのかなという意味では、かわいそうだと思います。

教育長も今答弁の中で、勝利を求めちゃいかんとか、人間性の成長ということを言われました。その言葉はどうしても答弁上は型どおりになっちゃうからしょうがないんですけど、思いとしては私と一緒にですね。そんなことで解釈

をしておきたいと思います。

次に移りますが、雇用のあり方について質問いたします。

公務員職場では、会計年度任用職員というのが、2020年4月1日から制度施行されます。ということは、あと1年ちよつとですから、2019年3月議会までに条例化を図るべきだろうと思います。これまでの地方公務員法では、臨時職員の採用とか労働条件が明確にされていなかったわけで、今回フルタイムとか、県庁におられる臨時職員の人たちには、期末手当が将来支払われる、それから手当が出される、整備されるという意味では、非常に大きな改革だと思います。そこを頭に入れながら、ただ、やり方によってはちよつと問題が出てくる可能性もあるものですから、確認の意味で質問させていただきます。

総務部長にお伺いいたします。会計年度任用職員の導入に向けて実施した臨時・非常勤職員の任用状況調査の結果を、お伺いしたいと思います。

○総務部長（畑山栄介君） 会計年度任用職員制度につきましては、臨時的任用職員及び非常勤職員の任用・勤務条件を明確化する目的で、平成32年度から導入されるものでありまして、その採用や服務規律などについては、基本的には常勤職員と同様の取り扱いとされ、さらに給与面では、お話がありましたように期末手当の支給も可能となるものであります。

御質問の任用状況調査につきましては、新制度の円滑な導入を図るため、現在の臨時・非常勤職員の任用根拠・勤務実態等を把握する目的で、昨年11月に実施したものであります。任用数につきましては、調査時点での見込みとなっておりますが、知事部局における平成29年度の

臨時的任用職員は506人、非常勤職員は2,447人であり、これらの人数には、任用期間が1年間の職員だけでなく、1日ですとか3カ月未満といった嘱託医や統計調査員など、さまざまな任用形態の職員が含まれております。

○太田清海議員 私がここに問題があるかなと思えるのは、臨時・非常勤職員をそのまま会計年度任用職員に移行するのではなく、正規職員が担うべき業務については、正規職員を配置すべきではないかと思っております。現在の検討状況も含めお伺いしたいと思います。総務部長にお願いいたします。

○総務部長(畑山栄介君) 多様化する住民ニーズに対応するためには、組織として最適と考える任用・勤務形態による職員構成を実現することが求められております。

このため、会計年度任用職員制度の導入に当たりましては、業務改革を進めながら、現在の臨時・非常勤の職の全てについて個別に検証を行いまして、業務内容、勤務形態等に応じて「常勤職員」または「臨時・非常勤職員」の任用など、どのような対応が適当かを検討することとしております。

現在、職の必要性や任用根拠の整理を行い、会計年度任用職員として担うべき職務の内容等について、検討を進めているところでございます。円滑な導入を図るためにも、本年度中には、採用の方法や勤務時間、給与などの勤務条件についても整理し、来年度、採用に向けた募集等の手続を行いたいと考えております。

○太田清海議員 ぜひ、正規職員が基本であるということは押さえていただきたいなと思えます。それで、これにはお金がかかると思うんですね。会計年度任用職員制度の導入に伴う財源の確保、これをきちっと国に要求すべきだろう

と思っております。総務部長のお考えをお聞きしたいと思います。

○総務部長(畑山栄介君) 会計年度任用職員制度の導入に当たりましては、国において、制度改正による影響額調査を行い、地方財政措置についても適切に検討を進めていく予定であるとされております。今後、会計年度任用職員の職を定め、勤務条件などの制度面の整理を進めてまいります。必要な財源が確保されるよう、国に対して要望してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 頑張っていたきたいと思えます。それから、県がいろんなプラン等をつくる場合に、私が読ませていただいて、何か心に落ちない面があった。それを、ある資料を見つけて、実は、労働政策研究・研修機構が、古いですけど2009年に調査した中に、就労形態別配偶者のいる割合というのがありました。これは、例えば正規職員の場合、30歳のときには、もう既に57.1%は配偶者がいらっしゃる。ところが、非正規の人たちは、30歳になったときには24%、4分の1しか結婚できていないというような状況。この歴然とした資料が出されて、最新のものはないかと調べてみるんですけども、これしかないようであります。ただ、このグラフは、派遣労働者が製造業まで派遣できるということを決めたのが2004年ですから、それ以降の2009年のデータであって、やっぱりこの辺が、問題が色濃く出ているんじゃないかと思えます。

それで、県において少子化対策を進めるに当たっては、非正規雇用の是正という視点も入れていただきたい、雇用の観点も必要であると考えているが、いかがでしょうか。総合政策部長にお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 非正規雇用労働者は、一般的には賃金水準が低く、雇用も不安定であるなど、正規雇用に比べて待遇面で大きな差があります。議員御指摘のとおり、そのような状況が将来不安につながり、結婚や子供を持つことをちゅうちょする要因となることも考えられますことから、少子化対策を進める上では、このような不安を払拭していくことも重要であると考えております。現在、県では国と連携を図りながら、正規雇用への転換を初め、労働者の処遇改善に向けた支援に取り組んでいるところでありまして、今後とも、安定的な雇用の場の確保や所得の向上、誰もが働きやすい職場づくりなど、良質な雇用を創出する観点も交えながら、結婚や出産の希望がかなう環境づくりに、総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 県の「みやざきの提案・要望」というのがありますが、これを読んでも、派遣労働やめようとか、そういう言い方はできないにしても、そういうところを変えてもらわないと、地方では少子化がどんどん進んでいくよという、そんな要望書もあってもいいのではないかと思ってですね。ぜひそういう表現等も入れていただきたいと思います。

次に、消費税の問題について病院局長にお尋ねします。

平成28年度の県立病院事業会計における控除対象外消費税、いわゆる損金の金額をお伺いしたいと思います。

○病院局長（桑山秀彦君） 平成28年度の県立病院事業会計におきます控除対象外消費税の金額は、8億8,599万円余となっております。

○太田清海議員 それ結局、一生懸命働いても、8億は戻ってこないわけですね、損金とい

うことになって。これを改めないと大変だと思いますよ、今度10%に上がるということになると。私も見せていただいたら、宮崎医師会関係のほうも、抜本的な改革をしてほしいという決議を上げております。「抜本的な解決とはどんなことでしょうか」と意向を聞いたところ、自分たちがとられている損金の分を還付させなさいという要望のようです。私は、県は宮崎医師会等とも連携して、要望の中にそういったものも入れ込まれてもいいのではないかなと思います。そういうやり方をしないと、漠然とした、「診療報酬で戻します」では、最終的には国民負担を強いていることになりまますから、問題であろうと思っております。

次に、森林環境税の動向についてお伺いしたいと思います。

国の森林環境税及び森林環境譲与税の動向についてお伺いしたいと思います。環境森林部長、お願いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 国の森林環境税及び森林環境譲与税は、昨年12月の平成30年度税制改正大綱におきまして、平成31年度税制改正での創設が明記されたところであります。

導入時期につきましては、森林環境税が平成36年度から課税されることになっておりますが、これに先立ちまして、森林環境譲与税は平成31年度から、新たな森林経営管理制度の施行とあわせ、市町村及び都道府県に譲与されることとなっております。

なお、税の使途につきましては、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保など、また都道府県が行う市町村への支援などに充てなければならぬとされております。

この2つの税の関連法案につきましては、来年1月開会の通常国会で審議される予定と伺っ

ております。

○太田清海議員 国の動向はわかりました。それで、この国の森林環境税及び森林環境譲与税の導入に伴い、県の森林環境税との関係をどのように整理していくのか伺いたいと思います。これは私たち林活議連のほうでも、森林環境税等との関係を整理してほしいとの意見書を上げておりますけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 来年度から譲与される国の森林環境譲与税は、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林を対象に、市町村が行う森林整備に加えまして、人材育成・担い手の確保や木材利用の促進、普及啓発等に充てられることとなりますが、当面は、市町村が行う森林所有者への意向調査や、森林の境界画定作業などに充当されるものと考えております。

一方、県の森林環境税は、県民参加による森林（もり）づくりや水源地域での広葉樹の植栽など、県が主体となって行う事業に充てているところではありますが、これまでに国から示された情報では、公益上重要な森林の間伐や、市町村による公有林化への支援など、部分的に国の森林環境譲与税の使途と重複する可能性があります。

しかしながら、森林環境譲与税は、県の喫緊の課題であります再造林対策などには対応できないおそれがあります。このため引き続き、国などから積極的に情報収集を行い、両税の役割を整理したいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。整理をしたいということでもあります。県民の十分な理解が必要ですので、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

次に、福祉保健部長にお伺いいたします。福祉施設のスプリンクラー設置についてであります。

小規模な福祉施設にもスプリンクラーの設置が義務づけられましたが、本県には未設置の高齢者施設及び障がい者施設がどれくらいあるのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 平成30年4月1日現在で、県が所管します高齢者施設は446施設、障がい者施設は122施設であります。このうち、スプリンクラーが設置されていない高齢者施設は15施設であり、障がい者施設につきましては、平成27年度調査時に未設置であった施設について解消されたことを確認しております。なお、障がい者施設では、入所者の障がいの程度に応じて、新たに設置義務が課せられる場合もありますことから、再度、現時点の状況について確認しているところでありますので、確認の上、高齢者施設とあわせて未設置施設の解消に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。

未設置の施設に対し、県はどのように対応するのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 高齢者や障がい者など、自力での避難が困難な方が入所・入居する施設におきまして、その生命や財産、安全・安心な暮らしを守るためには、スプリンクラーを初めとする消防用設備を設置し、初期消火による延焼防止を図ることが極めて重要であると考えております。このため、県におきましては、定期的な実地指導・監査はもとより、施設の管理者を対象とした研修会において、消防局に防火対策に関する講習をしていただくなど、あらゆる機会を通じて指導するとともに、市町村と連携し、国庫補助制度を活用したスプ

リンクラー等の設置を促しているところであり
ます。県としましては、引き続き、消防局など
関係機関と密に情報共有・連携を図りながら、
未設置の早期解消を強く働きかけてまいりたい
と考えております。

○太田清海議員 高齢者施設においては、446施
設あるうち、あと15施設ということで、もう
ちょっとでありますけれども、頑張っていただ
きたいと思えます。恐らく自己資金がないとか
いうところもあるのかなという思いでもありま
すが、わかりました。

次に、「子どもシェルター」についてお伺い
します。全国的に、民間による子どもシェルタ
ー設置の動きが見られますが、県としての見解
を伺いたしたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 貧困や虐
待、非行などの理由により、家族のもとで生活
できない10代後半の子供の避難先として、NP
O法人等による設置の動きが全国的に見られて
いる、いわゆる「子どもシェルター」につつま
しては、県内においても、設置に向けて取り組
んでいる団体があると承知しております。多様
な主体が、それぞれの強みとネットワークを生
かして、子どもシェルターを運営していくこと
は、さまざまな事情により援助を必要として
いる子供にとって、支援を受ける機会や選択の幅
が広がるものであると考えております。

○太田清海議員 選択の幅が広がるというこ
とですが、年齢的に法の谷間にいらっしゃるお子
さん、そういったところかなと思えますけど、
今の世相の中で、ぜひこういったものが広がっ
ていくことを期待したいと思います。

県内で子どもシェルターが設置された場合
に、県としてどのような支援が可能かというこ
とをお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 子どもシェ
ルターにつきましては、明確な法律上の位置づ
けがないことから、その設置や運営についての
支援措置は、基本的にはございません。

そのような中、他県では、児童福祉法上の
「自立援助ホーム」としての基準を満たした
「子どもシェルター」につきまして、事務費等
の支給を受けていると聞いております。本県に
おきましても、子どもシェルターの設置に関す
る相談を受けているところでありまして、設置
主体の意向を確認しながら、必要に応じた助言
等の支援を行っているところであります。

○太田清海議員 必要な助言等の支援というこ
とであります。こういう今の世相の中で、緊
迫した子供さんたちがいらっしゃると思うん
です。ぜひ何か工夫した助成といいますか、そ
ういったものをお願いしたいと思います。

最後の質問になりますけど、海岸の侵食問題
についてであります。

長浜・方財海岸の現状と県の取り組み状況に
ついてお伺いしたいと思います。県土整備部
長、お願いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 長浜・方財
海岸につきましては、これまで、海岸の状況
を把握するために、定期的な測量を行ってき
ており、ことしは8カ所で実施をしております。
加えて、方財海岸につきましては、平成28年度
からドローンを用いた観測も開始し、平成29年
度は、ことしの2月までに4回実施をしてお
ります。これまでの観測結果から判断しますと、
現在の状況につきましては、季節的な変動はあ
るものの、比較的安定していると認識をして
おります。今後とも引き続き、観測データの蓄積
及び分析を行い、国や関係者の皆様方と十分連
携を図りながら、海岸の保全に努めてまいりま

す。

○太田清海議員 安定をしているという表現がありました。安定していれば本当にいいと思うんですが、これは日高博之議員の質問にもありました。日向の平岩港でも同じような近辺での侵食があるということで、それを循環的に戻していくんだということを言われました。

それで、延岡新港でしゅんせつし、養浜のため長浜海岸等に砂を戻した昨年度の県の経費は幾らか、お伺いしたいと思います。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 延岡新港においてしゅんせつした砂については、長浜海岸等に養浜をしておりますが、昨年度の県の経費は約1,200万円となっております。

○太田清海議員 1,200万円という費用を投入しながら、毎年毎年、恐らく1,000万円を超える経費を投入しながら、浜を養っていかないかん、この循環をせざるを得ないということですよ。日向の方でもそういうことで、循環させていかざるを得ないということでもあります。

私も、長浜海岸等の問題については、そういうやり方しかやむを得ないんじゃないかと。侵食されているんな被害を受けるか、それしかない。しかし、私も政策提言はしましたけど、やっぱり心の痛みとして、できるだけ経費がかからないように、ある程度の永久構築物を入れて遮断をしていくということで、この1,200万なりの金額を下げっていくことだって考えていくべきではないかなというのは、提言したほうとしては感じます。

ぜひ、そういった政策提言もしながら、何かいい方向に向かうように、今後も県土整備部のほうとしても検討していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます

ございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で一般質問は終わりました。

○蓬原正三議長 次に、今回提案されました議案第1号から第15号まで及び報告第1号の各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第1号から第15号まで及び
報告第1号並びに請願委員会付託

○蓬原正三議長 ここで、議案第1号から第15号まで及び報告第1号の各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす20日から25日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、26日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時46分散会

6月26日（火）

平成30年6月26日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝彦
公安委員長	江藤利彦
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋博一
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	川野有里子
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 常任委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第15号まで及び報告第1号の各号議案、請願第25号及び継続審査中の請願第22号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願1件の計8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成30年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号に係る補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、14億3,200万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金7億4,700万円余、県債3億4,200万円であります。

次に、議案第15号に係る補正は、霧島山火山活動対策に伴う経費について措置するもので、2億7,900万円余の増額となっており、歳入財源は、国庫支出金4,100万円余、繰入金2億3,700万円余であります。

両議案を合わせた補正後の一般会計の予算規

模は5,835億100万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で200万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は134億6,000万円余となります。

次に、霧島山の噴火活動に伴う対策についてであります。

このことについて複数の委員より、「県だけではなく、国や市が行う事業も含めて全体的な事業規模はどれくらいか」との質疑があり、当局より、「プレミアム商品券の発行や金融的な支援など、相当規模になると思うが、国や市の状況も調べた上で取りまとめてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、霧島山火山活動に伴う環境・経済対策方針に掲げる対策等について、国や関係市などの事業も含めた全体像を把握し、そのノウハウ等を蓄積することにより、今後の対応に生かしていただくよう要望いたします。

次に、2巡目国体に向けたスポーツ施設の整備についてであります。

このことについて委員より、プール整備の検討状況に関して質疑があり、当局より、「これまでの競技団体が求める形を検討し、一定の感触は得たところであるが、今後、基本計画を策定するに当たって、広く民間にアイデア等を募り、施設整備の内容や規模感などを整理した上で、PFIの可能性も含めて検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、体育館の整備内容に関して質疑があり、当局より、「基本計画の中で整備方式も含めて検討しているが、延岡市民体育館の稼働率が高い状況であるため、工事期間も含めて、市民の利用にできる限り支障がない

よう配慮してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、財政面や整備方式等について関係市としっかり協議・連携し、スケジュールにも留意しながら、国体後の利活用も見据えて整備を進めていただくよう、要望いたします。

次に、「みやざき行財政改革プラン（第2期）」に基づく行財政改革の取り組みについてであります。

このうち、「効率的で質の高い行政基盤の構築」にかかわる「市町村との連携」について委員より、「宮崎県・市町村連携推進会議や円卓トークでの意見等に関して、どのようにフォローアップしているのか」との質疑があり、当局より、「意見や要望については、庁内の関係課等にフィードバックしており、何らかの成果が得られるよう意識して取り組んでいる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「市町村からの意見等に真剣に取り組むよう、主管課と関係課との連携を密にしていきたい」との要望がありました。

さらに委員より、「市町村との連携を深めるため、ニーズに合った人材を県から派遣するなど人事交流を強化すべきではないか」との意見があり、当局より、「市町村と連携した人材の育成・確保は必要だと考えており、可能な範囲で市町村からのニーズ等に協力していきたい」との答弁がありました。

次に、防災拠点庁舎についてであります。

このことについて委員より、「先日発生した震度6弱の大阪地震で、多くの人たちがエレベーターに閉じ込められたが、防災拠点庁舎は南海トラフ地震が発生した場合でもきちんと機能

するのか」との質疑があり、当局より、「防災拠点庁舎は免震装置をつけており、震度7でも震度3ぐらいにまで揺れを抑えられるので、基本的にはエレベーターが一時的にとまることがあってもすぐに再始動するため、機能的に問題ない」との答弁がありました。

次に、「地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました請願第25号に基づくものであります。

地方消費者行政の充実・強化については、国の地方消費者行政交付金等の措置によって一定の前進が図られてきておりますが、いまだ課題を抱えており、今後も国と一体となって消費者行政をさらに充実する必要があります。

こうした中、今年度の国の同交付金の予算額は、対前年度比で大幅な減額となっており、消費者の安全・安心な消費生活に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

このようなことから、国に対して、同交付金が減額となった影響を把握するとともに、当初予算で確保できなかった交付金額を補正予算で措置することなど、3項目を強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいをいただきますようお願いいたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、厚生常任委員会、太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第22号については賛成多数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で6,300万円余、特別会計で400万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,231億8,700万円余となります。

このうち、新規事業「国保ヘルスアップ支援事業」についてであります。

この事業は、市町村が取り組む糖尿病の重症化予防において、保健指導を行う保健師の指導力向上を図るため、専門医や糖尿病療養指導士による研修を行うほか、市町村が行う重複服薬者への訪問指導の充実強化のため、県薬剤師会から薬剤師を派遣するなどの支援を行うことで、県民の生活の質の向上と医療費の適正化を図るものであります。

このことについて委員より、「重症化を予防するに当たり、どのように糖尿病及び糖尿病予備軍の方にアプローチをするのか」との質疑があり、当局より、「特定健診の受診結果に基づ

き、重症化のおそれがある方の中から、レセプトデータにより病院を受診していない方を抽出し、医療機関との連携を図りながら、保健師が治療を受けるよう指導を行っていく」との答弁がありました。

また、委員より、「この事業での医療費適正化について、県が目標数値を示した方がいいのではないか」との意見があり、これに対して当局より、「今回の事業だけではなく、特定健診なども含めて見える化することが重要だと考えているため、医療費適正化全体の中で今後検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、青少年自然の家のあり方についてであります。

このことについて委員より、「障がいを持つ子供が使いにくいとの話を聞くが、今後改修を行うなどの検討はしていないのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「福祉保健部が所管する公共施設は、バリアフリー、ユニバーサルデザインが基本であり、障がいのあるなしにかかわらず、全ての方が利用できるような施設の実現に向けて取り組んでいかなければいけないと考えている」との答弁がありました。

また、委員より、「今後、少子化の影響で青少年の利用が減っていくことも考えられるが、今後の青少年自然の家のあり方についてはどう考えているのか」との質疑があり、これに対して当局より、「少子化が進んでいく現状において、今後、誰もが施設を利用できる形にしていけないといけないと考えており、指定管理者の選定を機に、ハード面の改修も含めて、他部局とも丁寧に議論しながら、今後のあり方について検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、少子化など時代のニーズに合った今後の青少年自然の家のあり方について、しっかり検討していただくとともに、施設のバリアフリー化を推進し、誰もが幅広く利用できる施設としていただきますよう、要望いたします。

次に、児童虐待への対応についてであります。

このことについて委員より、「東京都で起きた虐待死については、児童相談所同士の情報伝達に問題があったと考えられるが、虐待のおそれのある児童が本県から他県に転出した場合、また、本県へ転入した場合の対応は適切に行われているのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「国が定めた児童相談所運営指針の中で、他県へのケース移管の手続が定められており、それに基づき適切に対処している」との答弁がありました。

また、別の委員より、「政府でも、児童相談所の体制強化や関係機関の連携強化について検討されている。相談件数もふえてきている中で、人員もふやしていく必要があると考えるが、体制強化には予算が必要であるため、国の動きを注視しながら、県としても国への要望を行っていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県立病院事業の設置等に関する条例についてであります。

このことについて当局より、「厚生労働省令の改正及び地域の実情等を踏まえ、県立病院の初診加算料などの上限額を引き上げる」との説明がありました。

これに対し委員より、「難病患者の初診加算料の取り扱いはどうなるのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「初診加算料は、救

急患者や難病患者の受診などの「やむを得ない事情があると認められる場合」は徴収しないと規定しているため、難病の治療に高度な医療が必要であり、初診で県立病院を受診せざるを得ない場合は、初診加算料は徴収しない」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「どのような場合に初診加算料が不要となるのかわかりにくいため、上限額の引き上げとあわせて周知を徹底していただきたい」との要望がありました。

これに対して当局より、「平成30年10月1日の施行までに、初診加算料の上限額を引き上げた趣旨や初診加算料が不要となる場合について十分周知を図ってまいりたい」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、商工建設常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてで

あります。

今回の補正は、議案第1号が、一般会計で600万円余の増額、議案第15号が、活動火山対策に伴う追加補正で一般会計で3,600万円余の増額を行うものであり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は492億1,100万円余となります。

次に、立地企業の雇用と地元中小企業の育成についてであります。

このことについて委員より、「立地企業による雇用が進む一方で、中には地元中小企業の人材が流出している状況もあると聞くが、どう捉えているか」との質疑があり、当局より、「雇用条件のよい企業に人材が流れることをとめることは難しいが、地元中小企業者に対しては、県産業振興機構を通じて幅広い支援を行っている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「技術革新が進んで生産性が向上し、人余り現象が生じて誘致企業が本県から撤退していくようなこともあり得るので、宮崎を支える地元中小企業を育てておくことが肝心ではないか」との意見があり、当局より、「地元中小企業の強みを生かして本県産業全体の底上げを図るため、引き続き地元中小企業にもきちんと目を向けていきたい」との答弁がありました。

次に、新宿みやざき館KONNEに関する諸問題等についてであります。

これは、株式会社エー・ピーカンパニーに、景品表示法違反の疑いがあるとの情報を得ながら、新宿KONNE 2階のレストランの運営を委託し、その後、当該企業に対して消費者庁より景品表示法に基づく措置命令が出されたものなどあります。

このことについて委員より、「県の重要な情

報発信拠点にかかわることであり、また、県が運営を任せようとしている会社でもあるので、消費者庁任せにせず、県としてしっかりとした調査を行うなど、慎重に取り扱うべきではなかったのか」との質疑があり、当局より、「今となつては、慎重にすべきであったと重く受けとめている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「当該企業に対して、景品表示法に基づく課徴金納付命令の処分可能性が残っている段階で、レストラン運営を継続させることを判断するのはいかがなものか」との意見がありました。

さらに、新宿KONNEのリニューアルに当たり、工事請負費の予算を補助金に流用していたことについて、複数の委員より、「特に慎重に議論した重要な事業の予算に対して、議会への説明がなされないまま、補助金への流用手続が行われたことは、大変大きな問題であり、議会軽視ではないか」との強い意見がありました。

これらのことについて、郡司副知事より、「当該企業が二度と信頼を損なうことのないよう、県としてしっかり指導を行っていく。新宿KONNEのレストランについては、当面の間、暫定的に運営の委託を継続し、その間においてエー・ピーカンパニー社の運営のあり方をしっかりと検証し、その機能を十分に果たすことができないと判断した場合には、県として適切に対処してまいりたい。部局間の連携や県議会への報告等に対して、職員の指導に責任を持って、しっかり対応してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県のブランドイメージを損なうことのないよう、知事を中心に連携して慎重に取り組んでいただくよう要望

いたします。

また、本県の情報発信拠点のリニューアルという重要な事業の実施方法の変更について、議会に十分な報告がなされなかったことは大変遺憾であります。今後は、議会の声に真摯に耳を傾け、丁寧な説明を強く要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で7億3,000万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は721億7,200万円余となります。

次に、議案第11号から13号、工事請負契約の変更についてであります。

これは、国が最近の労働市場の実勢価値を適切・迅速に反映した積算とするため、例年4月の単価改定を1カ月前倒ししたことを踏まえ、県も同様の対応としたことから、変更契約を行うものであります。

このことについて委員より、「例えば、工法の変更検討による工事の一時中止の際など、現場での作業内容について事細かな指示を行うとともに、その指示に沿って契約の変更を行うよう指導するなど、改正品確法など担い手3法の目的に沿った適正な契約の変更を徹底していただきたい」との意見があり、当局より、「一昨年に設計変更ガイドラインを作成し、その徹底を図ることを指導しているところであるので、今後とも指導に努めてまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○**蓬原正三議長** 次は、環境農林水産常任委員会、二見康之委員長。

○**二見康之議員**〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、第1号議案が一般会計で1億600万円余の増額、第15号議案が硫黄山噴火対策に伴う追加補正で、一般会計で4,000万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は225億8,100万円余となります。

このうち、水質白濁等に係る監視・対策検討事業についてであります。

これは、長江川・川内川水系の水質などの監視を強化し、検査結果を関係機関と共有、公表するとともに、国や宮崎大学などの有識者等と連携し、水質改善や沈殿物処理対策を検討していくものであります。

このことについて委員より、「下流域の流水は水質が改善しているとのことであるが、有害物質を含んだ上流域の流水や、沈殿池の沈殿物の処理は残っている。今後どのような段階で安全宣言をすることになるのか。他県で事例はあるのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「沈殿物と、水に溶け出している有害物質をどう処理していくのかについては、これからこの事業で研究する予定

である。他県の事例が幾つかあるようなので、どのように対応していくのか、今後研究してまいりたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、第1号議案が一般会計で5億2,400万円余の増額、第15号議案が硫黄山噴火対策に伴う追加補正で、一般会計で2億100万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は407億6,500万円余となります。

このうち、硫黄山噴火に伴う緊急用水確保対策等についてであります。

このことについて委員より、「既存の湧水池などで水量が足りないと思われる場合、井戸を掘るなどの対応は考えられるのか」との質疑があり、当局より、「まずは水源調査を踏まえた上での検討になるが、井戸掘削については、国庫補助事業の活用可否も含め、国にも相談するとともに、えびの市や地元農家とも協議しながら、適地があれば試掘をしていく方向で検討している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、農家の今後の営農の意向をしっかりと確認しながら、農業用水の確保対策に取り組むとともに、農家が安心して農業を続けられるよう、今回の支援策に係る補正予算を有効に活用していただくことを要望します。

次に、主要農作物種子法廃止後の種子制度についてであります。

このことについて委員より、「農業関係団体から、主要農作物種子法廃止後も、引き続き県が公的種子制度を維持するために条例制定を求める要請が上がっているが、どういう状況なのか」との質疑があり、当局より、「本年4月の

同法廃止後も、要綱制定により従前と変わらない体制をとっているところであるが、農業関係団体から不安視する声があることを踏まえ、他県における事例なども調査しながら、条例制定の必要性も含めて検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、みやざきブランド製品の取り扱いについてであります。

このことについて委員より、「本年5月に、みやざき地頭鶏出荷量の約半数を扱う株式会社エー・ピーカンパニーが消費者庁から景品表示法に基づく措置命令を受けたことによって、生産者への影響が懸念されるが、どのように対応しているのか」との質疑があり、当局より、「エー・ピーカンパニーから、みやざき地頭鶏事業協同組合、生産者を初めとする関係者に対して謝罪があり、措置命令に至った経緯とその後の改善状況について説明がなされた。みやざき地頭鶏事業協同組合から、同社以外のみやざき地頭鶏取扱指定店にも適正な表示を徹底するよう依頼をしたところであり、風評被害によって取引量が減るなどの懸念もあったが、現時点では、ほかの指定店も含めて冷静な対応をいただいている。県としては、このような事案が起きないように、情報共有や指導の徹底を図るとともに、関係者と連携を図りながら、さらなる生産拡大、販路拡大に努めてまいりたい」との答弁がありました。

また、このほかにも、西都市の有限会社安藤商店が、国産乾シイタケに中国産乾シイタケを混ぜたものを「宮崎県産」などと偽って表示した事案も発生していることから、当委員会といたしましては、みやざきブランド製品の生産地としての誇りと信用を守るために、より一層の指導徹底と信頼回復のための取り組みを進めて

いただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件はございませんが、当局より報告を受けた案件のうち、議論のありました主な事項について申し上げます。

まず、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設における指定管理者の第4期指定についてであります。

このことについて委員より、「ここ2年間、経営収支が赤字になっており、ゴルフ人口の減少等もあることから、指定管理者の応募がないということも考えられるが、どう考えているのか」との質疑があり、当局より、「第4期の指定においては、多数の応募があるよう、広報に努めるとともに、指定管理者からの納付金の減額や、施設運営における指定管理者の修繕等の負担限度額を軽減することで、応募しやすい工夫をしている」との答弁がありました。

次に、宮崎県立高等学校教育整備計画(後期実施計画)についてであります。

このことについて当局より、パブリックコメントにおいて修正を求める意見がなかったことから、定例教育委員会を経て、当計画については、素案のとおり決定したとの説明がありまし

た。

これに対して委員より、「後期計画には、前期・中期計画の内容が引き継がれているのか」との質疑があり、当局より、「中期計画の流れを踏まえて後期計画を策定しているが、後期計画では、中期計画ではあった県立高等学校の再編整備を原則行わないこととしており、ソフト面の見直しを行っている」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「県立高等学校の再編整備については、関係者が納得できる明確な基準を設けるべきではないか」との意見がありました。

次に、県内の外事情勢についてであります。

このことについて当局より、本県においても、外国人技能実習生や留学生、外国クルーズ船の寄港数増加により、居住外国人や外国人観光客が増加しており、外国クルーズ船の乗客や外国人技能実習生の不法就労が目的と見られる失踪事案が発生しているとの報告がありました。

これに対して委員より、「県内において外国人による犯罪が起きた場合に、言葉の問題があるが、どのように対応しているのか」との質疑があり、当局より、「県警の中に各種言語に対応した通訳人がおり、語学研修も行われている。通訳人がいない言語については、民間の通訳人の協力を仰ぎながら対応しているが、少数言語等対応できない言語については、ネットワークを通じて通訳人の確保に努めたい」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてそ

の取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕 おはようございます。私は日本共産党を代表して、2つの案件について討論をいたします。

まず、議案第5号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論いたします。

本条例改正は、地域医療支援病院に指定されている県立延岡病院の初診加算料及び再診加算料の額が義務づけられたとして、初診加算料の現行2,700円を5,000円に引き上げ、再診加算料2,500円を新設し、あわせて宮崎病院・日南病院の初診加算料いずれも1,620円を、宮崎病院は3,000円に、日南病院は2,500円に引き上げるというものであります。

県立病院における初診加算料や再診加算料の患者負担は、国が進める医療制度改革に沿って、県立病院と周辺医療機関との機能分担、連携強化を図るとして導入されたもので、地域医療機関、すなわち個人病院の紹介状のない患者に直接、費用負担をかけるものです。特に地域医療支援病院に重点が置かれています。本県で

は、延岡病院だけが地域医療支援病院であり、今回の引き上げで、延岡病院の初診加算料は日南病院の2倍、再診加算料は延岡病院のみであります。

県立病院が、地域医療機関では対応できない重症患者への高度医療の役割を担う拠点病院として重要な役割を果たしており、一方、地域医療機関は、住民の身近なかかりつけ医としての役割を担っています。それぞれの役割分担を明確にして連携を図り、県民に、より必要な医療を提供することは重要であると考えます。

しかし、かかりつけ医としての個人病院とのすみ分け、役割分担を進めるために、個人病院の紹介状のない患者に多額の費用負担をかけるやり方で受診抑制を図ることは、妥当な方法とは思いません。まずは、かかりつけ医の体制を患者ニーズに合わせたものにしていくこと等を前提に、県民の納得・協力を得られる方策を探ることが必要であると考えます。単に経済的負担でのすみ分け、さらにその引き上げには同意できないものであります。

次に、請願第22号「子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願」について申し上げます。

本請願についての委員長報告は、前議会に続き継続審査というものでありますが、採択を求めるものであります。

子供の医療費助成制度をめぐるこの2年間の状況は、通院・入院とも小学校就学前、またはそれ以下というのが、本県を初め全国では22府県ありましたが、福岡県が通院・入院とも小学校卒業まで拡大し、本年4月1日現在では21府県となりました。秋田県と徳島県は、通院・入院とも小学校卒業から中学校卒業までとなり、奈良県は、通院を就学前から一気に入院と同じく中学校卒業まで拡大しました。

県内の自治体は、詳細には申し上げませんが、この間に延岡市が入院で、日南市が通院と入院で、国富町が通院で、高鍋町が通院と入院で、西米良村が通院と入院で、それぞれ前進させてまいりました。県内において、通院・入院いずれも小学校就学前までというのは、宮崎市と都城市の2つの市だけという状況であります。

国内、県内の状況を見ると、生をうけた全ての子供を元気に育てることを社会の責任として捉え、発展させている姿であると思います。財政状況の強弱では決してありません。少子化の進行、格差と子供の貧困の広がりの中で、子供の健康と命を守ることは、何よりも優先しなければならない課題であることは自明のことであり、このことから各自治体が独自に拡充・発展させており、この流れはさらに大きくなると確信をいたします。

子供の医療費助成制度の重要性から、「政府が統一して行うべきもの」という意見があります。これは当然のことです。しかし、このことをもって自治体が制度の拡充に消極的になる理由にはなりません。むしろ、全国の自治体が日々拡充してこそ、政府が統一して行う大きな力になることは疑いないと思います。

本請願が議題になるたびに、制度の重要性や本県予算規模からも拡充可能なものであること、また、県民の県政への参加と請願権、さらには請願に対する県議会のあり方について率直に述べてまいりました。改めて本請願が採択されるよう、議員各位の賢明な判断を切に求めて討論を終わりたいと思います。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第5号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第5号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第4号まで、第6号から第15号まで及び報告第1号採決

○蓬原正三議長 次に、議案第1号から第4号まで、第6号から第15号まで及び報告第1号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 請願第25号採決

○蓬原正三議長 次に、請願第25号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第22号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成30年6月26日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に

より提出します。

記

議員発議案第1号

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書

議員発議案第2号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

議員発議案第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第4号

ヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を求める意見書

平成30年6月26日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 総務政策常任委員長 松村悟郎
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで
追加上程、採決

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○蓬原正三議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 知事発言

○蓬原正三議長 ここで、知事から発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 発言の機会を

いただき、ありがとうございます。

今議会におきます新宿みやぎ館KONNEに関する諸問題につきまして、県議会を初め情報提供をいただいた方々、全国の皆様に多大な御迷惑をおかけし、信頼や御期待を損なうことになりましたことに対し、深くおわびを申し上げます。

県におきましては、昨日、臨時の幹部会議を招集し、今回の経緯を踏まえ、またこのことを教訓とし、改めて、今後の的確な対応や庁内の情報共有・連携の徹底、議会への丁寧な説明等につきまして、私から指示をしたところであります。

今後とも、本県のブランドイメージの維持・向上、さらには県勢発展のため、車の両輪であります県議会の皆様とともに、誠心誠意全力で取り組んでまいり所存でありますので、御指導、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

◎ 閉 会

○蓬原正三議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年6月定例県議会を閉会いたします。

午前10時50分閉会

資

料

平成30年6月定例県議会日程

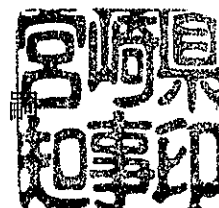
19日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考		
6. 8	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30		
9	土	休 会	(閉 庁 日)			
10	日					
11	月					
12	火		(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00		
13	水	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30		
14	木					
15	金			請願締切 16:00		
16	土	休 会	(閉 庁 日)			
17	日					
18	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)		
19	火		一 般 質 問 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30		
20	水	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)		
21	木					
22	金				特 別 委 員 会	議会運営委員会
23	土				(閉 庁 日)	
24	日					
25	月	(議 事 整 理)				
26	火	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30		

215-1093
平成30年6月8日

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野俊



議案の送付について

平成30年6月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

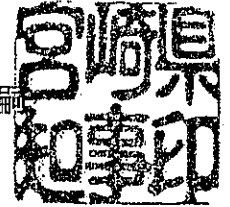
- 議案第1号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県総合計画審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 工事請負契約の変更について
- 議案第12号 工事請負契約の変更について
- 議案第13号 工事請負契約の変更について
- 議案第14号 民事非訟事件の和解について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

215-1094
平成30年6月13日

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野俊



議案の送付について

平成30年6月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第15号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）

（文書取扱 財政課）

一般質問時間割

6月13日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	中野 一則	10:00~11:00	
2	公 明 党	重松幸次郎	11:00~12:00	休憩
3	県民連合宮崎	田口 雄二	13:00~14:00	
4	自由民主党くしま	武田 浩一	14:00~15:00	

6月14日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	日高 博之	10:00~11:00	
6	日本共産党	前屋敷恵美	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	丸山裕次郎	13:00~14:00	
8	公 明 党	新見 昌安	14:00~15:00	

6月15日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	後藤 哲朗	10:00~11:00	
10	自由民主党	野崎 幸士	11:00~12:00	休憩
11	自由民主党	二見 康之	13:00~14:00	
12	県民連合宮崎	高橋 透	14:00~15:00	

6月18日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	県民の声	井上紀代子	10:00~11:00	
14	自由民主党	松村 悟郎	11:00~12:00	休憩
15	自由民主党	日高 陽一	13:00~14:00	
16	郷中の会	有岡 浩一	14:00~15:00	

6月19日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
17	自由民主党	西村 賢	10:00~11:00	
18	県民連合宮崎	渡辺 創	11:00~12:00	休憩
19	自由民主党	坂口 博美	13:00~14:00	
20	県民連合宮崎	太田 清海	14:00~15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)	可決	可決	可決	可決	
第2号	平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		可決			
第3号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第6号	宮崎県総合計画審議会条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第8号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第9号	病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第10号	宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例			可決		
第11号	工事請負契約の変更について			可決		
第12号	工事請負契約の変更について			可決		
第13号	工事請負契約の変更について			可決		
第14号	民事非訟事件の和解について				可決	
第15号	平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)	可決		可決	可決	
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 宮崎県税条例の一部を改正する条例	承認				

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第22号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願		継続			
第25号	「平成31年地方消費者行政強化交付金」獲得のための国に対する意見書提出についての請願	採択				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成30年6月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第22号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	6月26日・可 決
〃 第2号	平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県総合計画審議会条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第12号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第13号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第14号	民事非訟事件の和解について	〃
〃 第15号	平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	〃
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月26日・承 認
議員発議案 第1号	旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書	6月26日・可 決
〃 第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	〃
〃 第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃
〃 第4号	ヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を求める意見書	〃
〃 第5号	地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する 補償及び救済等の早期解決を求める意見書

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と定めた旧優生保護法に基づいて、1996年に同法が母体保護法に改正されるまでの約半世紀あまりの間に、本人の同意のない強制不妊手術を含む優生手術が、国の通知や都道府県の行政措置の下、数多く実施されてきた。

国の統計等によれば、全国で約2万5000人が不妊手術を受け、うち1万6500人が本人同意のない強制手術だったとされており、本県においては、県に報告されただけでも、283件の強制手術が行われている。

国会では、全会派からなる「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」が発足した。同議連は、国からの正式な謝罪や補償もいまだ行われていないとして、実態調査やヒアリング、被害者や当事者団体、市民団体との連携・協力を進め、具体的な支援の仕組みを検討することとしている。

優生手術の被害者は高齢化が進み、また、全国における優生手術の実態解明が時間的経過とともに困難になることから、解決を急がなければならない。過去の反省に立って、一日も早く政治的及び行政的な責任に基づく解決策を実現すべきであることから、下記の事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 国は、優生手術に関する被害者の実態の速やかな調査及び記録の適正な保存を行うこと。
- 2 全都道府県での相談窓口設置を行うなど、被害者に寄り添う対応を強化すること。
- 3 被害者に対する補償及び救済等の実施による早期解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
総 務 大 臣	野 田 聖 子 殿
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

議員発議案第2号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子ども達の豊かな学びを実現するために、教材研究や授業準備の時間を十分確保することが不可欠であるが、日本は、OECD諸国に比べて、1学級あたりの児童生徒数も、教員1人当たりの児童生徒数も多い状況にある。

また、障がいのある子どもたちに対する合理的配慮への対応、日本語指導などを必要とする子どもたちへの支援、いじめ・不登校の課題、小学校においては新学習指導要領に移行するため外国語教育実施に必要な授業時間数の調整など、授業時数や指導内容も増加しており、こうした課題や問題の解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数の改善が必要である。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数と措置が行われているが、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが当然でなければならない。

自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 計画的な教職員定数改善が推進できるよう国全体として取り組まれること。
- 2 義務教育費国庫負担制度は、義務教育には必要不可欠なものであることから、この制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
文 部 科 学 大 臣	林 芳 正 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

地方自治体は、子育て支援、医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策や、防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

これらに対応する人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立は急務であるが、社会保障費の圧縮と地方財政に対する歳出削減に向けた議論が加速しており、特に、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割であり、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすと考えられる。

よって、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすため、下記の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」は、地域による違いを無視して経費を算定するものであり、地域の実情に応じた見直しを検討すること。
- 4 公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な解決策の協議を進めること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 7 地方交付税原資については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	大伊島理森殿
内閣総理大臣	伊達倍晋三殿
財務大臣	安麻生太一郎殿
総務大臣	菅野聖子殿
内閣官房長官	菅野義偉殿

議員発議案第4号

ヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を求める意見書

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都をはじめ、導入を検討・開始している自治体が増えている。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）の案内用図記号として追加され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動を更に進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にあり、また公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきているところである。

よって、国においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取組に対しての財政的な支援を今後も充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民への更なる情報提供や普及、理解促進を図ること。
- 3 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大森	理森	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
総務大臣	野田	聖子	殿
厚生労働大臣	加藤	勝信	殿
国土交通大臣	石井	啓一	殿
内閣官房長官	菅	義偉	殿

議員発議案第5号

地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

高齢化の進行、高度情報通信社会の進展等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、消費者トラブルや消費者被害の内容等も複雑化・多様化している中、消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化については、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政交付金の措置によって一定の前進が図られてきている。

一方で、この交付金措置が平成29年度で一区切りを迎えようとする中、自主財源や人員（行政職員・消費生活相談員）の確保、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置が進まない等の課題を抱えており、今後も引き続き、国と一体となって消費者行政をさらに充実する必要がある。

こうした中、国の地方消費者行政に係る交付金の予算額は、平成28年度補正・29年度当初を合わせて50億円であったのに対し、平成29年度補正・30年度当初では36億円であり、28%の減額となっている。

このことは、地方消費者行政の後退、ひいては国全体の消費者行政の後退につながり、高齢者や若年者をはじめとする消費者の安全・安心な消費生活に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、地方消費者行政の安定的な充実・強化を図るため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金が減額となった影響を把握するとともに、当初予算で確保できなかった交付金額を補正予算で措置すること。
- 2 平成31年度以降の地方消費者行政に係る交付金について、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。
- 3 地方公共団体が行う消費者相談情報のP I O - N E Tへの登録や、悪質業者に対する行政処分等は、国の消費者行政施策につながっていることを踏まえ、地方公共団体の消費者行政に係る事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	野田聖子殿
内閣府特命担当大臣	菅義偉殿
(消費者及び食品安全)	福井照殿

議 員 派 遣

平成30年6月26日

次のとおり、議員を派遣する。

1 平成30年度九州各県議会議員交流セミナー

- (1) 目 的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、ともに九州の一体的な発展と地方主権の確立をめざす。
- (2) 派遣場所 沖縄県那覇市
- (3) 期 間 平成30年8月27日（月）から
平成30年8月28日（火）まで
- (4) 派遣議員 緒嶋 雅晃 井本 英雄 丸山裕次郎 中野 廣明
山下 博三 日高 博之 野崎 幸士 日高 陽一
満行 潤一 渡辺 創 新見 昌安 重松幸次郎
凶師 博規 井上紀代子

請 願 一 覽 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	1	—	1	
厚 生	—	1	1	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	1	1	2	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第25号	受理年月日	平成30年6月15日
請願者住所・氏名	宮崎県宮崎市旭1丁目8番45号 宮崎県弁護士会 会長 山崎 真一郎		
請願の件名	<p>「平成31年地方消費者行政強化交付金」獲得のための国に対する意見書提出についての請願</p> <p>(要旨) 「平成31年地方消費者行政強化交付金」獲得のための国に対する意見書提出についての請願</p> <p>(理由) 国における地方消費者行政の充実強化につきましては、交付金等を通じて財政的な支援が図られており、平成27年度及び平成28年度は50億円、平成29年度は42億円が予算計上されておりました。とくに、宮崎県においては、平成30年3月6日付けで、消費者の安全と安心を確保するため、相談体制の充実・強化や消費者教育の推進に取り組む旨の「消費者行政推進に関する首長表明」が発出されていたところです。</p> <p>こうした中、平成30年度予算に向けて、消費者庁は概算要求では地方消費者行政推進交付金及び地方消費者行政強化交付金合わせて40億円の要求をしていましたが、平成30年度予算案によれば、2つの交付金を合わせて24億円という結果となっており、消費生活相談体制の維持等消費者行政が後退していく懸念があります。例えば、宮崎県においては、宮崎県消費生活センターが、毎月1回、本庁（宮崎市）、都城支所及び延岡支所にて、弁護士による無料法律相談を実施しておりましたが、平成30年度は、都城支所及び延岡支所における弁護士による無料法律相談を隔月1回程度に減少させるなど、地方消費者行政が後退している実情があります。</p> <p>今後も地方消費者行政の充実・強化のために必要な財政的支援（交付金）を獲得するためには、平成31年度予算要求に向けて、地方自治体の現場の声を反映して地方議会から国に対して意見書を提出していただくことが効果的です。平成31年度概算要求の時期が本年8月ですので、本年6月の地方議会にて意見書を採択いただきたく存じます。</p>		

	<p>つきましては、平成31年度交付金の獲得に向けて、宮崎県議会におかれては、別紙1の添付資料3記載のとおり、国に対して「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書（請願書）」を提出されるよう要望いたします。</p>
紹介議員	<p>中野 一則 西村 賢 後藤 哲朗 満行 潤一 新見 昌安 前屋敷 恵美 来住 一人</p>

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第22号	受理年月日	平成29年9月15日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目55番地 子どもの医療費無料制度を県に求める宮崎県ネットワーク 代表 高田 慎吾 (署名 10,187筆)		
請願の件名	<p>子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願</p> <p>[請願趣旨]</p> <p>現在、子どもの貧困が大問題になっており、政府の調査でも7人にひとりの子どもが貧困状態にあると言われていています。宮崎県の子育て世代の貧困率は全国平均よりも高くなっています。貧困状態におかれた子どもたちは、食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療が受けられないなどのちが脅かされています。子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されず、どの子どもも等しく治療を受けられる制度をつくることは政治の責任です。</p> <p>子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院にいける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。</p> <p>県の『乳幼児医療費助成事業の助成状況（平成29年4月1日現在）』調査によると、県内でもすでに、入院では中学校卒業までが15自治体、小学校卒業までが6自治体で、通院でも、中学校卒業までが13自治体、小学校卒業までが4自治体で実施されています。新富町・川南町・木城町では高校卒業まで入院・通院ともに助成が始まっています。また、今年度中に延岡市・日南市・国富町で助成の拡充が予定されており、県内でも無料化の動きが広がっています。</p> <p>全国的には、入院では大分県や沖縄県など24県、通院でも三重県や徳島県など15県で小学生以上で助成が拡充され、市町村など自治体の子育て支援制度の拡充に大きく貢献しています。</p> <p>子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。どこに住んでいても、安心して医療を受けられる子育ての環境をつくることは、大きな子育て支援となります。また、少子化の打開にとっても大きな力になります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、子どもの医療費助成制度の拡充をさせていただきたく、請願します。</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人 満行 潤一		

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月8日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（丸山裕次郎議員、太田清海議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第14号、報告第1号上程 知事提案理由説明
6月9日	土	休 会	(閉庁日)
6月10日	日		
6月11日	月		
6月12日	火		
6月13日	水	本 会 議	議案第15号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（中野一則議員、重松幸次郎議員、田口雄二議員、 武田浩一議員）
6月14日	木		一般質問（日高博之議員、前屋敷恵美議員、丸山裕次郎議員、 新見昌安議員）
6月15日	金		一般質問（後藤哲朗議員、野崎幸士議員、二見康之議員、 高橋 透議員）
6月16日	土	休 会	(閉庁日)
6月17日	日		
6月18日	月	本 会 議	一般質問（井上紀代子議員、松村悟郎議員、日高陽一議員、 有岡浩一議員）
6月19日	火		一般質問（西村 賢議員、渡辺 創議員、坂口博美議員、 太田清海議員） 議案・請願委員会付託
6月20日	水	休 会	常任委員会
6月21日	木		
6月22日	金		
6月23日	土		
6月24日	日		
6月25日	月		
6月26日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第5号に反対、請願第22号継続審査に反対）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月26日	火	本 会 議	(来住一人議員) 採決 (議案第5号) (可決) 採決 (議案第1号~第4号、第6号~第15号、報告第1号) (可決または承認) 採決 (請願第25号) (採択) 採決 (継続審査・調査案件) (委員長の申し出のとおり決定) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号~第5号追加上程、採決 (可決) 議員派遣の件 知事発言 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 蓬 原 正 三

宮 崎 県 議 会 副 議 長 外 山 衛

宮 崎 県 議 会 議 員 丸 山 裕 次 郎

宮 崎 県 議 会 議 員 太 田 清 海